

南富良野町地域防災計画

(本編)

令和 3 年 1 1 月
南富良野町防災会議

〔目 次〕

本 編

第1章 総 則	1
第1節 計画の目的等	1
第2節 南富良野町の概況	13
第3節 防災組織	16
第2章 災害予防計画	32
第1節 防災思想・知識の普及・啓発及び防災教育の推進に関する計画	33
第2節 防災訓練計画	36
第3節 自主防災組織の育成等に関する計画	38
第4節 情報収集・伝達体制整備計画	41
第5節 物資及び防災資機材等の整備・確保に関する計画	43
第6節 相互応援（受援）体制整備計画	45
第7節 避難体制整備計画	47
第8節 避難行動要支援者等の要配慮者に関する計画	54
第9節 建築物災害予防計画	60
第10節 消防計画	62
第11節 水害予防計画	65
第12節 土砂災害予防計画	75
第13節 風害予防計画	78
第14節 積雪・寒冷対策計画	80
第15節 雪害予防計画	83
第16節 融雪災害予防計画	86
第17節 複合災害に関する計画	88
第18節 業務継続計画の策定	89
第3章 災害応急対策計画	91
第1節 災害情報等の収集・伝達計画	91
第2節 災害通信計画	113
第3節 災害広報・情報提供計画	117
第4節 避難対策計画	121
第5節 応急措置実施計画	133
第6節 自衛隊派遣要請及び派遣活動計画	137
第7節 広域応援・受援計画	140
第8節 ヘリコプター等活用計画	143
第9節 救助救出計画	147
第10節 医療救護計画	149
第11節 防疫計画	154
第12節 災害警備計画	157
第13節 交通応急対策計画	159
第14節 輸送計画	164
第15節 食料供給計画	167
第16節 給水計画	170
第17節 衣料・生活必需物資供給計画	172
第18節 石油類燃料供給計画	175
第19節 電力施設災害応急計画	177

第 20 節	ガス施設災害応急計画	178
第 21 節	上下水道施設対策計画	180
第 22 節	応急土木対策計画	182
第 23 節	被災宅地安全対策計画	184
第 24 節	住宅対策計画	187
第 25 節	障害物除去計画	191
第 26 節	文教対策計画	193
第 27 節	行方不明者の捜索及び遺体の収容処理埋葬計画	196
第 28 節	家庭動物等対策計画	199
第 29 節	応急飼料計画	200
第 30 節	廃棄物処理等計画	201
第 31 節	災害ボランティアとの連携計画	203
第 32 節	労務供給計画	205
第 33 節	災害救助法の適用と実施	207
第 4 章	災害復旧・被災者援護計画	210
第 1 節	災害復旧計画	210
第 2 節	被災者援護計画	212
第 5 章	地震災害対策計画	217
第 1 節	南富良野町における地震の想定	217
第 2 節	災害予防対策	221
第 3 節	災害応急対策	232
第 4 節	災害復旧	243
第 6 章	火山災害対策計画	244
第 1 節	火山の概況	244
第 2 節	災害予防対策	246
第 3 節	災害応急対策	248
第 4 節	災害復旧	255
第 7 章	事故災害対策計画	256
第 1 節	航空災害対策計画	256
第 2 節	鉄道災害対策計画	260
第 3 節	道路災害対策計画	264
第 4 節	危険物等災害対策計画	270
第 5 節	大規模な火事災害対策計画	277
第 6 節	林野火災対策計画	281
第 7 節	大規模停電災害対策計画	287

第1章 総 則

第1節 計画の目的等

第1 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、南富良野町防災会議が作成する計画であり、町域において、災害予防、災害応急対策、復旧対策等、一連の対応を実施するに当たり、町及び防災関係機関並びに住民及び事業者が、全力をあげて住民の生命、身体及び財産を自然災害や事故災害から守るため、必要な体制、とるべき措置、実施すべき事務を定めることを目的とする。

第2 基本方針及び計画の位置づけ

1 計画の基本方針

防災に関しては、災害予防、災害応急対策、災害復旧・復興の3段階があり、それぞれの段階において、国、地方公共団体、公共機関、住民が一体となって最善の対策をとる必要がある。

災害予防としては、防災事業の推進や住民各自の防災対策により、地震、水害、地すべり、山崩れ、なだれなどあらゆる災害の発生を未然に防ぎ、被害を最小に止めるとともに、主要交通・通信機能の強化、防災施設・設備・物資の整備、防災思想・防災知識の普及、防災訓練の実施、自主防災組織の育成・確立などを進め、周到かつ十分な災害予防を行う。

また、災害が発生した場合、特に地震などの突発型の大災害に対し、迅速な情報伝達や救助・救急活動、避難、災害拡大防止活動などが円滑に進められるよう、災害応急対策の充実を図るとともに、災害からの速やかな復旧・復興を図る。

なお、本計画の的確かつ円滑な実施を推進するため、町の関係職員、関係行政機関、公共的団体、その他防災に関する重要な施設の管理者等に周知徹底するとともに、住民にも広く周知を図る。

2 国、道の計画との関係

本計画は、国の防災基本計画、北海道の地域防災計画等、他の防災関連計画との関連・整合に配慮したものである。

3 町の総合計画との関係

この計画は、「南富良野町総合計画」との関連・整合に配慮したものである。

4 町の各課及び防災関係機関の定める計画等との関係

この計画に基づく防災活動に当たって、必要な事項については、町の各課及び各防災関係機関で別に定める。

第3 計画の構成

南富良野町地域防災計画は、本編及び資料編によって構成する。

また、本編は、風水害、土砂災害、雪害等の一般災害に共通する各種計画のほか、地震災害、火山災害及び事故災害の対策に関するそれぞれの特記事項を示した計画によって構成する。

■ 本編の構成 ■

第1章 総則	計画の目的、南富良野町の概要、防災組織等、計画の基本となる事項を示す。
第2章 災害予防計画	防災に関する教育訓練、体制等の整備、各種災害の予防計画等、災害の発生又は拡大を未然に防止するために必要な施策に関する事項を示す。
第3章 災害応急対策計画	災害発生の防御、災害発生時における応急的救助等、災害の拡大を防止するための対策措置に関する事項を示す。
第4章 災害復旧・被災者援護計画	被災施設の復旧、罹災証明書の交付、融資・貸付等、被災地の復興や被災者の生活再建に向けた施策に関する事項を示す。
第5章 地震災害対策計画	想定する地震と被害予測、住民の心構えや災害予防計画、災害応急対策計画等、災害の発生や被害の拡大を防止するために必要な措置に関する事項を示す。
第6章 火山災害対策計画	十勝岳の噴火を想定した災害予防計画、災害応急対策計画等、被害を軽減し、住民を災害から保護するために必要な措置に関する事項を示す。
第7章 事故災害対策計画	航空災害、鉄道災害、道路災害、大規模火災、林野火災等大規模な事故災害の予防、応急対策等に関する事項を示す。

第4 計画推進に当たって基本となる事項

本計画は、北海道防災対策基本条例(平成21年北海条例第8号)第3条の基本理念等を踏まえ、次の事項を基本として推進する。

- 1 災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、様々な対策を組み合わせ、災害に備え、災害時の社会経済活動への影響を最小限にとどめなければならない。
- 2 自助(住民及び事業者が自らの安全を自らで守ることをいう。)、共助(住民等が地域において互いに助け合うことをいう。)、及び公助(町、道及び防災関係機関が実施する対策をいう。)のそれぞれが効果的に推進されるよう、住民等並びに町、道及び防災関係機関の適切な役割分担による協働により着実に実施されなければならない。
- 3 災害発生時は住民自らが主体的に判断し、行動できることが必要であることから、「自らの命は自らが守る」という意識の徹底や、地域の災害リスクととるべき避難行動等についての住民の理解を促進するため、行政主導のソフト対策のみでは限界があることを前提とし、災害教訓の伝承や防災教育の推進、住民主体の取組の支援・強化により、社会全体としての防災意識の向上を図らなければならない。
- 4 地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施により地域の防災力向上を図るため、防災に関する政策・方針決定過程等における女性や高齢者、障がい者などの参画を拡

- 大し、男女平等参画その他の多様な視点を取り入れた防災体制の確立を図らなければならない。
- 5 令和2年における新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、避難所における避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた防災対策の推進を図らなければならない。

第5 用語

本計画において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- | | | |
|----|---------------|--|
| 1 | 基 本 法 | 災害対策基本法（昭和 36 年法律 223 号） |
| 2 | 救 助 法 | 災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号） |
| 3 | 町 防 災 計 画 | 南富良野町地域防災計画 |
| 4 | 道 防 災 計 画 | 北海道地域防災計画 |
| 5 | 防 災 基 本 計 画 | 中央防災会議が作成する、国の防災対策に関する基本的な計画 |
| 6 | 災 害 | 災害対策基本法第 2 条第 1 号に定める災害 |
| 7 | 防 災 | 災害対策基本法第 2 条第 2 号に定める防災 |
| 8 | 複 合 災 害 | 同時又は連続して 2 以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象 |
| 9 | 防 災 会 議 | 南富良野町防災会議 |
| 10 | 本 部 （ 長 ） | 南富良野町災害対策本部（長） |
| 11 | 防 災 関 係 機 関 | 南富良野町の区域の全部又は一部を管轄する指定地方行政機関（基本法第 2 条第 4 号に規定する指定地方行政機関をいう。）、南富良野町を警備区域とする陸上自衛隊、南富良野町の区域内の消防機関並びに町の地域において業務を行う指定公共機関（同条第 5 号に規定する指定公共機関をいう。）及び指定地方公共機関（同条第 6 号に規定する指定地方公共機関をいう。） |
| 12 | 防災会議構成機関 | 南富良野町防災会議条例（昭和 37 年南富良野町条例第 23 号）に定める委員の属する機関 |
| 13 | 災 害 予 防 責 任 者 | 基本法第 47 条に定める防災に関する組織の整備義務を負う指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関、公共的団体並びに防災上重要な施設の管理者 |
| 14 | 災害応急対策実施責任者 | 基本法第 50 条第 2 項に定める指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関その他法令の規定により災害応急対策の実施の責任を有する者 |
| 15 | 要 配 慮 者 | 高齢者、障がい者、乳幼児その他の災害時に特に配慮を要する者 |
| 16 | 避難行動要支援者 | 要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者 |

第6 計画の修正要領

防災会議は、基本法第42条に定めるところにより、町防災計画に随時検討を加え、概ね次に掲げるような事項について必要があると認めるときは、修正の基本方針を定め、これを修正する。

- 1 社会、経済の発展に伴い計画が社会生活の実態と著しく遊離したとき。
- 2 防災関係機関が行う防災上の施策によって計画の変更（削除）を必要とするとき。
- 3 新たな計画を必要とするとき。
- 4 防災基本計画及び道防災計画の修正が行われたとき。
- 5 その他防災会議会長が必要と認めたとき。

第7 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱

本町の防災に関する主な防災関係機関、公共的団体その他防災上重要な施設の管理者の防災上処理すべき事務又は業務の大綱は、次のとおりである。

なお、事務又は業務を実施するに当たり、防災関係機関の間、住民等の間、住民等と行政の間で防災情報が共有できるように必要な措置を講じるものとする。

1 南富良野町

機 関 名	事 務 又 は 業 務
南富良野町	<ol style="list-style-type: none"> (1) 防災会議に関する事務を行うこと。 (2) 南富良野町災害対策本部の設置及び組織の運営に関すること。 (3) 防災に関する組織の整備、物資及び資材の備蓄、地域内の災害予防、応急対策の総合調整を講じること。 (4) 自主防災組織の充実を図ること。 (5) 住民の自発的な防災活動の促進を図ること。 (6) 防災知識の普及及び教育並びに過去の災害から得られた教訓を伝承する活動を支援すること。 (7) 町の所掌に係る災害予防、災害応急対策及び災害復旧を行うこと。
南富良野町教育委員会	<ol style="list-style-type: none"> (1) 災害時における被災児童及び生徒の救護並びに応急教育の指導を行うこと。 (2) 教育施設の被害調査及び報告に関すること。 (3) 文教施設及び文化財等の保全対策等の実施に関すること。

2 消防機関

機 関 名	事 務 又 は 業 務
富良野広域連合 富良野消防署 南富良野支署 南富良野消防団	<ol style="list-style-type: none"> (1) 災害時における消防活動及び水防活動に関すること。 (2) 被災地の警戒態勢に関すること。 (3) 住民の避難誘導及び人命救助に関すること。 (4) 災害時における傷病者等の搬送に関すること。

3 指定地方行政機関

機 関 名	事 務 又 は 業 務
北海道開発局 旭川開発建設部 富良野道路事務所 富良野地域農業開発事務所 札幌開発建設部 空知川河川事務所 金山ダム管理支所	(1) 災害に関する情報の伝達、収集に関すること。 (2) 被害の拡大及び二次災害防止のための緊急対応の実施による町への支援（リエゾン派遣）に関すること。 (3) 緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）の派遣に関すること。 (4) 災害対策用機材等の地域への支援に関すること。 (5) 国道の整備及び災害復旧に関すること。 (6) 国管理区間内河川、直轄ダム、直轄砂防施設等の整備及び災害復旧に関すること。 (7) 国営農業農村整備事業に係る施設の災害復旧に関すること。 (8) 補助事業に係る指導、監督に関すること。
北海道農政事務所 旭川地域拠点	(1) 農林水産省が調達及び供給した応急用食料等の供給状況に係る確認等に関すること。
北海道森林管理局 上川南部森林管理署	(1) 所轄国有林の復旧、治山及び予防治山の実施に関すること。 (2) 林野火災の予防対策及び未然防止に関すること。 (3) 災害時における町の要請に基づく緊急対策及び復旧用材の供給に関すること。
札幌管区气象台 旭川地方气象台	(1) 気象、地象、地動及び水象の観測及びその成果の収集、発表を行うこと。 (2) 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る。）、水象の予報・警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説を行うこと。 (3) 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に努めること。 (4) 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言を行うこと。 (5) 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に努めること。
北海道運輸局	(1) 航行船舶の耐航性及び船舶施設の安全の確保に関すること。 (2) 災害時における海上輸送及び陸上輸送の連絡調整に関すること。 (3) 鉄道、軌道、索道及び自動車輸送事業の安全の確保を図ること。
北海道総合通信局	(1) 災害時における通信の確保及び非常通信の訓練、運用、管理に関すること。 (2) 非常通信協議会の運営に関すること。
北海道財務局	(1) 公共土木施設、農林水産施設等の災害復旧事業費の査定立会に関すること。 (2) 災害時における有価証券の喪失及び売買取引に伴う受渡し遅延等に対する特例措置の要請に関すること。 (3) 地方公共団体の災害復旧事業債及び災害つなぎ資金の融資に関すること。 (4) 災害時における預貯金の払戻し、手形交換、災害関係融資及び保険金の支払保険料の払込猶予期間の延長、罹災金融機関の早期営業、営業時間の延長並びに休日臨時営業等の特例措置に係る金融機関への要請に関すること。 (5) 災害時における地方公共団体、水害予防組合、土地改良区への国有財産の無償使用又は無償貸付に関すること。
北海道経済産業局	(1) 救援物資の円滑な供給と確保に関すること。 (2) 電気・ガス・石油製品等の円滑な供給確保に関すること。 (3) 商工鉱業事業者の業務の正常な運営の確保に関すること。 (4) 被災中小企業の振興に関すること。

機 関 名	事 務 又 は 業 務
北海道産業保安監督部	(1) 電気事業者、ガス事業者、鉱山の防災上の措置の指導に関する事 こと。 (2) 火薬類、高圧ガス、液化石油ガスの保安及び事業者の指導に関する こと。
北海道地方環境事務所	(1) 油等の大量流出による防除の協力に関する事 こと。 (2) 災害廃棄物の処理等に関する事 こと。 (3) 環境モニタリングに関する事 こと。 (4) 家庭動物の保護等に関する事 こと。

4 自衛隊

機 関 名	事 務 又 は 業 務
陸上自衛隊北部方面隊 第4特科群	(1) 町及び防災関係機関の行う防災訓練に必要なに応じ、部隊等の一部 を協力させる事 こと。 (2) 災害に関する情報の伝達、収集に関する事 こと。 (3) 災害派遣要請権者の要請に基づき部隊等を派遣する事 こと。

5 北海道

機 関 名	事 務 又 は 業 務
上川総合振興局	(1) 上川総合振興局地域災害対策連絡協議会の運営に関する事 こと。 (2) 防災に関する組織の整備、物資及び資材の備蓄その他災害予防措 置の実施に関する事 こと。 (3) 防災知識の普及及び教育並びに過去の災害から得られた教訓を伝 承する活動を支援する事 こと。 (4) 災害予防対策、災害応急対策及び災害復旧対策の実施に関する事 こと。 (5) 管内市町村及び指定地方行政機関が実施する防災事務又は業務の 総合調整に関する事 こと。 (6) 自衛隊の災害派遣要請に関する事 こと。 (7) 救助法の適用及び実施に関する事 こと。
上川総合振興局 旭川建設管理部 富良野出張所	(1) 所轄道路、河川の維持管理、災害応急対策及び災害復旧対策に関 する事 こと。 (2) 災害時における所轄道路の交通情報の収集及び交通の確保に関す る事 こと。 (3) 旭川地方气象台と共同で発表する土砂災害警戒情報に関する事 こと。
上川総合振興局 保健環境部 富良野地域保健室 (富良野保健所)	(1) 医療施設、衛生施設等の被害報告に関する事 こと。 (2) 災害時における医療救護活動に関する事 こと。 (3) 災害時における防疫活動に関する事 こと。 (4) 災害時における給水、清掃等環境衛生活動に関する事 こと。 (5) 医薬品等の確保及び供給に関する事 こと。 (6) 食品衛生の指導及び監視に関する事 こと。
教育庁(上川教育局)	(1) 災害時における被災児童及び生徒の救護並びに応急教育の指導を 行う事 こと。 (2) 文教施設及び文化財の保全対策等の実施に関する事 こと。
上川総合振興局 南部森林室	(1) 所轄道有林の復旧、治山及び予防治山の実施に関する事 こと。 (2) 林野火災の予防対策及びその未然防止に関する事 こと。 (3) 災害時における町の要請に基づく緊急対策及び復旧用材の供給に 関する事 こと。

機 関 名	事 務 又 は 業 務
上川家畜保健衛生所	(1) 畜産物の被害調査及び報告に関すること。 (2) 畜産物被害に対する応急措置及び対策の指導に関すること。 (3) 被災地の家畜保健衛生の指導に関すること。
上川農業改良普及センター 富良野支所	(1) 農産物の被害調査及び報告に関すること。 (2) 農産物被害に対する応急措置及び対策の指導に関すること。 (3) 被災地の病虫害防除の指導、その他営農指導に関すること。

6 北海道警察

機 関 名	事 務 又 は 業 務
北海道旭川方面 富良野警察署 (幾寅・落合・金山駐在所)	(1) 住民の避難誘導及び被災者の救助活動並びに緊急交通路の確保に関すること。 (2) 災害情報の収集及び伝達に関すること。 (3) 被災地、避難場所、危険箇所等の警戒に関すること。 (4) 犯罪の予防、取り締まり等に関すること。 (5) 危険物に対する保安対策に関すること。 (6) 広報活動に関すること。 (7) 町及び防災関係機関が実施する防災業務の協力に関すること。

7 指定公共機関

機 関 名	事 務 又 は 業 務
北海道旅客鉄道株式会社 富良野駅	(1) 災害時における鉄道輸送の確保に関すること。 (2) 災害時における救援物資の緊急輸送及び避難者の輸送について関係機関の支援を行うこと。
日本郵便株式会社 幾寅郵便局	(1) 災害時における郵便輸送の確保及び郵便業務運営の確保に関すること。 (2) 郵便の非常取扱いに関すること。 (3) 郵便局の窓口掲示板等を利用した広報活動を行うこと。
東日本電信電話株式会社 北海道事業部	(1) 非常及び緊急通信の取扱いのほか、必要に応じ、電報電話の利用制限を実施し、重要通信の確保を図ること。
株式会社 NTT ドコモ 北海道支社 KDDI 株式会社 ソフトバンク株式会社	(1) 非常及び緊急通信の取扱いのほか、必要に応じ、電話の利用制限を実施し、重要通信の確保を図ること。
北海道電力ネットワーク株式会社 富良野ネットワークセンター	(1) 電力供給施設の防災対策に関すること。 (2) 災害時における電力の円滑な供給を行うよう努めること。
日本放送協会 旭川放送局	(1) 防災に係る知識の普及に関すること。 (2) 予報（注意報を含む）、特別警報・警報、並びに情報等及び被害状況等に関する報道を実施し、防災広報に関する業務を行うこと。
日本赤十字社北海道支部 (南富良野町分区)	(1) 救助法が適用された場合の、知事との委託協定に基づく避難所の設置、医療、助産、遺体の処理等の救助業務に関すること。 (2) 災害ボランティア（民間団体及び個人）の行う救助活動に係る連絡調整に関すること。 (3) 北海道災害義援金募集委員会の運営に関すること。
日本通運株式会社 富良野支店	(1) 災害時における救援物資の緊急輸送等について関係機関の支援を行うこと。

8 指定地方公共機関

機 関 名	事 務 又 は 業 務
民間放送事業者	(1) 防災に係る知識の普及に関すること。 (2) 気象等特別警報・警報・注意報並びに情報等及び被害状況等に関する報道を実施し、防災広報に関する業務を行うこと。
一般社団法人 富良野医師会	(1) 災害時における医療関係機関との連絡調整並びに応急医療及び助産その他救助の実施に関すること。
一般社団法人 旭川歯科医師会	(1) 災害時における歯科医療を行うこと。
一般社団法人 北海道薬剤師会	(1) 災害時における調剤、医薬品の供給を行うこと。
公益社団法人 北海道獣医師会	(1) 災害時における家庭動物の対応を行うこと。
空知川上流土地改良区	(1) 土地改良施設の防災対策に関すること。 (2) 農業水利施設の災害応急対策及び災害復旧対策に関すること。
一般社団法人旭川地区バス協会 公益社団法人旭川地区トラック協会	(1) 災害時における人員、緊急物資及び災害対策用資材等の緊急輸送について関係機関の支援を行うこと。
一般社団法人北海道警備業協会 旭川支部	(1) 災害時における交通誘導業務及び避難所の警備について関係機関の支援を行うこと。
公益社団法人北海道看護協会 上川南支部	(1) 災害時における看護業務の支援を行うこと。
一般社団法人北海道LPガス協会 上川支部	(1) 災害時におけるLPガス供給活動の支援を行うこと。
一般社団法人旭川建設業協会	(1) 災害時における応急対策業務を行うこと。
社会福祉法人 北海道社会福祉協議会	(1) 被災地域におけるボランティアセンターの支援に関すること。 (2) 北海道災害派遣ケアチームの派遣に関すること。 (3) 南富良野町社会福祉協議会の処理する防災に関する事務又は業務の実施を助け、総合調整を図ること。

9 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

機 関 名	事 務 又 は 業 務
ふらの農業協同組合 南富良野支店	(1) 町が行う農業関係被害状況調査及び応急対策に協力すること。 (2) 災害時における食料の確保を図ること。 (3) 被災組合員に対する融資及び斡旋に関すること。 (4) 農産物の災害応急対策について指導を行うこと。
南富良野町商工会	(1) 災害時における物価の安定及び救助物資、復旧資材の確保協力に関すること。 (2) 被災商工業者に対する融資及び斡旋に関すること。 (3) 災害時における商工業者の経営指導等に関すること。
南富良野町森林組合	(1) 被災組合員に対し融資の斡旋を行うこと。 (2) 町が行う被害状況調査及び応急対策の協力に関すること。
南富良野建設業協会	(1) 災害時における応急土木建築工事についての協力を行うこと。
富良野広域連合公共串内 牧場	(1) 畜産物の被害調査及び報告に関すること。 (2) 畜産物被害に対する応急措置及び対策の指導に関すること。

機 関 名	事 務 又 は 業 務
一般輸送事業者	(1) 災害時における救援物資及び応急対策用物資の緊急輸送等の協力に関すること。
危険物関係施設の管理者	(1) 施設内災害予防及び災害時における危険物の保安に関する措置を行うこと。
病院及び診療所	(1) 災害時における医療及び防疫対策についての協力に関すること。
避難所の管理者	(1) 避難所の適正な管理、運営及び災害応急対策の実施についての協力に関すること。
南富良野町社会福祉協議会	(1) 被災生活困窮者に対する融資及び斡旋に関すること。 (2) 被災者の保護についての協力に関すること。 (3) ボランティアセンターの設置・運営及びボランティアの受入れに関すること。 (4) 災害ボランティア（民間団体及び個人）の行う救助活動の連絡調整に関すること。
町内各小中学校	(1) 児童・生徒等の避難保護に関すること。 (2) 応急教育対策及び被災施設の災害復旧に関すること。 (3) 被災者の一時受入れについての協力に関すること。
住民組織等 (自治会、行政区長、自主 防災組織、各種団体等)	(1) 災害時における住民連携及び相互の奉仕協力に関すること。 (2) 災害予防責任者が実施する防災訓練等への協力及び防災予防に関すること。 (3) 非常食等の炊き出し及びボランティア活動に関すること。 (4) 避難所運営に関すること。

第8 住民及び事業者の基本的責務等

いつでもどこでも起こり得る災害に対し、人的被害、経済被害を軽減する減災の取り組みを推進し、安全・安心を確保するためには、行政による災害対策を強化し「公助」を充実させていくことはもとより、住民一人ひとりや事業者等が自ら取り組む「自助」や、身近な地域コミュニティにおいて住民等が力を合わせて助け合う「共助」が必要となることから、個人や家庭、民間の事業者や団体等、様々な主体が連携して、災害に関する知識と各自の防災・減災対応に習熟し、その実践を促進する住民運動を展開することが必要である。

1 住民の責務

住民は、「自らの身の安全は自らが守る」という防災の基本に立ち、平常時から、災害防災に関する知識の習得や食品、飲料水をはじめとする生活必需物資の備蓄など、自ら災害に対する備えを行うとともに、一般的に自分は大丈夫という思い込み（正常性バイアス）が働くことを自覚しながら、防災訓練など自発的な防災活動への参加や災害教訓の伝承に努める。

また、災害時には、まず、自らの身の安全を守るよう行動した上で、近隣の負傷者や避難行動要支援者への支援、避難所における自主的活動、町、道及び防災関係機関が実施する防災活動への協力など、地域における被害の拡大防止や軽減への寄与に努める。

(1) 平常時の備え

ア 避難の方法（避難路、指定緊急避難場所等）及び家族との連絡方法を確認

イ 「最低3日間、推奨1週間」分の食料、飲料水、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレトーパー、ポータブルストーブ等の備蓄、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池、携帯電話充電器等）の準備、自動車へのこまめな満タン給油及び自宅等の暖房・給湯

用燃料の確保

- ウ 隣近所との相互協力関係の醸成
 - エ 災害危険区域等、地域における災害の危険性の把握
 - オ 防災訓練、講習会等への積極的参加による防災知識、応急救護技術等の習得
 - カ 自治会等における要配慮者への配慮
 - キ 自主防災組織の結成による備蓄や訓練の実施
 - ク 保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等
- (2) 災害時の対策
- ア 地域における被災状況の把握
 - イ 近隣の負傷者や避難行動要支援者に対する救助・支援
 - ウ 初期消火活動等の応急対策
 - エ 避難場所での自主的活動や住民が主体となった避難所運営体制の構築
 - オ 町、道及び防災関係機関の活動への協力
 - カ 自主防災組織の活動
- (3) 災害緊急事態の布告があったときの協力

国の経済や公共の福祉に重大な影響を及ぼすような異常で激甚な非常災害が発生し、基本法第 105 条に基づく災害緊急事態の布告が発せられ、内閣総理大臣から社会的・経済的混乱を抑制するため、生活必需品等、生活との関連性が高い物資や燃料等、国民経済上重要な物資をみだりに購入しないこと等の協力を求められた場合は、住民はこれに応ずるよう努める。

資料編〔その他〕・自主防災組織の活動（参考資料）

2 事業者の責務

災害応急対策や災害復旧に必要となる、食料、飲料水、生活必需品等の物資・資材又は役務の供給・提供に関する者をはじめとする各事業者は、日常的に災害の発生に備える意識を高め、自ら防災対策を実施するとともに、町、道、防災関係機関及び自主防災組織等が行う防災対策に協力しなければならない。

このため、従業員や施設利用者の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域への貢献・地域との共生等、災害時に果たす役割を十分に認識し、各事業者において災害時に業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定するとともに、防災体制の整備や防災訓練の実施、取引先とのサプライチェーン（供給網）^{*}の確保等の事業継続上の取り組みを継続的に実施するなどの取り組みを通じて、防災活動の推進に努める。

※ サプライチェーン

ある製品の原材料が生産されてから、消費者に届くまでの全ての過程、つながり

- (1) 平常時の備え
- ア 災害時行動マニュアルの作成及び事業継続計画（BCP）の策定
 - イ 防災体制の整備
 - ウ 事業所の耐震化の促進
 - エ 予想被害からの復旧計画策定
 - オ 防災訓練の実施及び従業員等に対する防災教育の実施

- カ 燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応
- キ 取引先とのサプライチェーン（供給網）*の確保

(2) 災害時の対策

- ア 事業所の被災状況の把握
- イ 施設利用者及び従業員への災害情報の提供
- ウ 施設利用者の避難誘導
- エ 施設利用者及び従業員の救助
- オ 初期消火活動等の応急対策
- カ 事業の継続又は早期再開・復旧
- キ ボランティア活動への支援等、地域への貢献

3 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進

- (1) 町の一定の地区内の居住者及び当該地区に事業所を有する事業者（要配慮者利用施設等の施設管理者を含む。）（以下「地区居住者等」という。）は、当該地区における防災力の向上を図るため、協働により、防災訓練の実施、物資等の備蓄、避難行動要支援者の避難支援体制の構築等の自発的な防災活動の推進に努める。
- (2) 地区居住者等は、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、地区防災計画の素案として町防災会議に提案するなど、町との連携に努める。
- (3) 町防災会議は、地区防災計画の提案が行われたときは、遅滞なく、当該計画提案を踏まえて町防災計画に地区防災計画を定める必要性について判断し、必要があると認めるときは、町防災計画に地区防災計画を定める。
- (4) 町は、自主防災組織の育成、強化を図るとともに、住民一人ひとりが自ら行う防災活動の促進により、町における地域社会の防災体制の充実を図る。

4 住民運動の展開

災害に関する知識と各自の防災対策に習熟し、その実践を促進する住民運動が継続的に展開されるよう、災害予防責任者をはじめ、住民個人や家庭、事業者や団体等、多様な主体の連携により、防災の日、防災週間、水防月間、土砂災害防止月間、山地災害防止キャンペーン、防災とボランティアの日、防災とボランティア週間等のあらゆる機会を活用し、防災意識を高揚するための様々な取り組みを行い、広く住民の参加を呼び掛ける。

第2節 南富良野町の概況

第1 自然条件

1 位 置

本町は、北海道のほぼ中央に位置し、町の東部は十勝総合振興局管内新得町、西部は空知総合振興局管内夕張市、南部は占冠村、北部は富良野市に隣接している。

町域は、東西 43.3km、南北 45.9km、面積 665.54km²を有している。

区 分	東（東経）	西（東経）	南（北緯）	北（北緯）
経緯度	142° 46′ 46″	142° 14′ 35″	43° 00′ 18″	43° 24′ 18″

2 地 勢

町の北東には大雪山系の十勝岳、南には日高山脈、西方は芦別岳、夕張岳を主峰とする夕張山脈が南北に縦走するなど、四方が山に囲まれ、東西に貫流する空知川に沿って、6つの集落が形成されている。町土の約90%が国有林、道有林、民有林の森林地帯で、町の中央部に金山ダムによってできた人造湖（かなやま湖）がある。

3 気 候

本町は春から秋にかけてあまり気温が高くなり、1981年～2010年の気象観測記録（地点：幾寅）では年平均気温は約5.2℃と上川総合振興局管内（以下、本項において「管内」という。）ではやや低い地域である。最高気温の極値は34.6℃（1994.8.10）、最低気温の極値は-33.4℃（1982.2.6）を記録した。

また、この間の平均値では、年間の降水量は1031.4mmと管内では平均的だが、7月から11月にかけて大雨となることがある。降雪量は641cm、年最深積雪は81cmで、管内では少ない方である。日照時間は1461.4時間と平均的である。

第2 社会条件

大規模な災害では、地盤や地質等の自然条件に起因する災害と社会的条件によってもたらされる災害が、同時複合的に現出する場合があります。被害を拡大する社会的災害要因としては、高齢化の進展による要配慮者（避難行動要支援者）の増加、生活環境の変化、情報化社会の進展、住民意識の変化などが考えられる。

1 要配慮者（避難行動要支援者）の増加

本町の人口は、令和2年10月1日時点において2,376人で、このうちおよそ3割（31.9%）が高齢者であり、こうした高齢者を含む災害時の避難等に支援を必要とする避難行動要支援者や避難所等での支援等が必要な要配慮者が増加する中で、人口は減少傾向にあるため、支援者の減少、高齢化が生じている。

そのため、要配慮者に対する早期の避難を促すためにも防災意識の普及、災害時の情報提供、避難誘導及び避難所等での支援等の取り組みも重要である。

2 生活環境の変化

日常生活においては、電気、水道、ガス、電話等は必要不可欠のものとなっていることから、ひとたび地震が発生し、これらのライフライン等に被害が生じると、生活面での不安が増大し、心理的にも危険な状態に陥ることも予想され、社会的混乱の要因となる。

3 情報化の進展

最近の IT 技術の目覚ましい進展を背景として、公共機関、金融、流通機関等の情報システムは社会、経済及び生活の各方面に広く活用されているが、中枢管理機能の集積を促し、その機能に障害があれば、その影響は多方面に及び、被害が甚大なものに拡大するといった災害の広域連鎖を招く危険性を内包している。

4 住民意識の変化

最近の世帯動向を見ると、核家族世帯の増加に伴い、住民の地域的連帯感が希薄化している。こうした中で、東日本大震災等、近年の地震の多発により、災害時における隣近所同士や住民組織等の助け合いなど、住民の連帯意識の重要性が再認識されている。

第3 災害の概況

本町では、過去の災害記録から、主な災害は、台風、集中豪雨等による風水害、強風による火災、建物崩壊等があげられ、地震災害による被害も記録されている。

参考までに、自然災害及び事故災害については、主に次のようなことがあげられる。

なお、主な災害の記録は、資料 2-1 のとおりである。

1 気象災害の特徴

(1) 春（3月～5月）の災害

低気圧や高気圧が交互に北海道付近を通過し、数日周期で天気に変化する。

低気圧はしばしば急速に発達しながら北海道付近を通過するため、低気圧の接近時は気温が高くなり、急激に融雪が進むことがあり、少量の雨でも浸水害や洪水害など融雪災害が発生することがある。また、低気圧の通過前後は広範囲で暴風が吹き、上空に強い寒気が流れ込むことにより暴風雪となる場合がある。

本町においても山腹積雪が溶けて急速に注ぎ、平地の融雪によって貯えられた水とともに排水溝その他の小河川の流れを活発にして一挙に出水することなどによる災害の発生が考えられる。

(2) 夏（6月～8月）の災害

北海道には、梅雨がなく、高気圧に覆われて晴れる日が多い。しかし、本州方面から北上した前線が北海道付近に停滞したり、太平洋高気圧の縁辺をまわり、暖かく湿った空気が北海道へ継続的に流入することにより、局地的に非常に激しい雨が降り続き、土砂災害や浸水害、洪水害が発生することがある。

また、広範囲に大雨や暴風をもたらす台風は6月以降、北海道付近に接近しやすくなり、8月は9月と並び台風接近数が最も多い（平年0.7個）。

平成28年は8月に5つの台風が北海道に接近、うち3つが上陸し、本町においても、大雨による土砂災害や河川の氾濫、低地の浸水等により大きな被害が出た。

(3) 秋（9月～11月）の災害

秋は、低気圧や高気圧が交互に北海道付近を通過し、数日周期で天気に変化する。しかし、前半の時期は前線が北海道付近に停滞したり、台風が北海道へ接近するため、暴風、大雨による土砂災害や河川の氾濫、低地の浸水等により大きな被害が出ることもある。

また、秋は大陸から寒気が流れ込みやすくなることから、大気の状態が不安定となり、発達した積乱雲による突風被害も多い。

(4) 冬（12月～2月）の災害

西高東低の冬型の気圧配置となりやすく、日本海側では雪が降り、オホーツク海側や太平洋側は晴れる日が多い。冬型の気圧配置が長く続く場合は、同じ場所で長時間強い雪が降り続くことにより、局地的に大雪となることがある。

また、低気圧が北海道付近を通過する際に急速に発達することにより、広範囲で大雪や暴風雪となることがある。

本町における雪害では、吹雪、なだれ、電線着雪等により、公共交通の乱れ、通行障害、停電が発生し、交通・通信、産業等に被害をもたらすことが考えられ、地域によっては孤立するおそれがある。

2 南富良野町及びその周辺における地震の発生状況

本町及びその周辺では、「平成 15 年（2003 年）十勝沖地震」により、南富良野町幾寅で震度 4、中富良野で震度 5 弱の揺れを観測したほか、「平成 30 年北海道胆振東部地震」により全道で停電が発生しており、道が公表する地震の被害想定を基に十分な対策を講じる必要がある。

3 その他災害について

本町で起こり得る気象災害、地震災害以外の災害では、火山災害や、火災をはじめとする事故災害への警戒も重要となる。

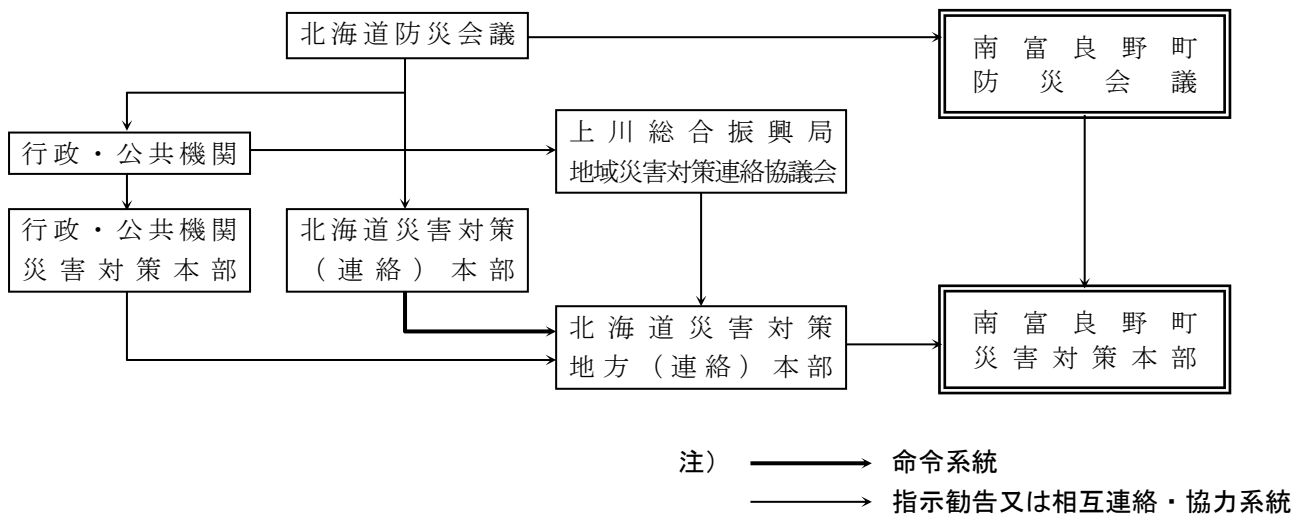
資料編〔災害履歴・気象等〕 ・過去の災害の記録（資料 2-1）

第3節 防災組織

本町には、防災行政を総合的に運営するための組織として南富良野町防災会議があり、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、南富良野町災害対策本部を設置し、応急対策活動等を実施する。

その系統は下図のとおりである。

■ 道及び振興局並びに本町における防災体制図 ■



第1 防災会議

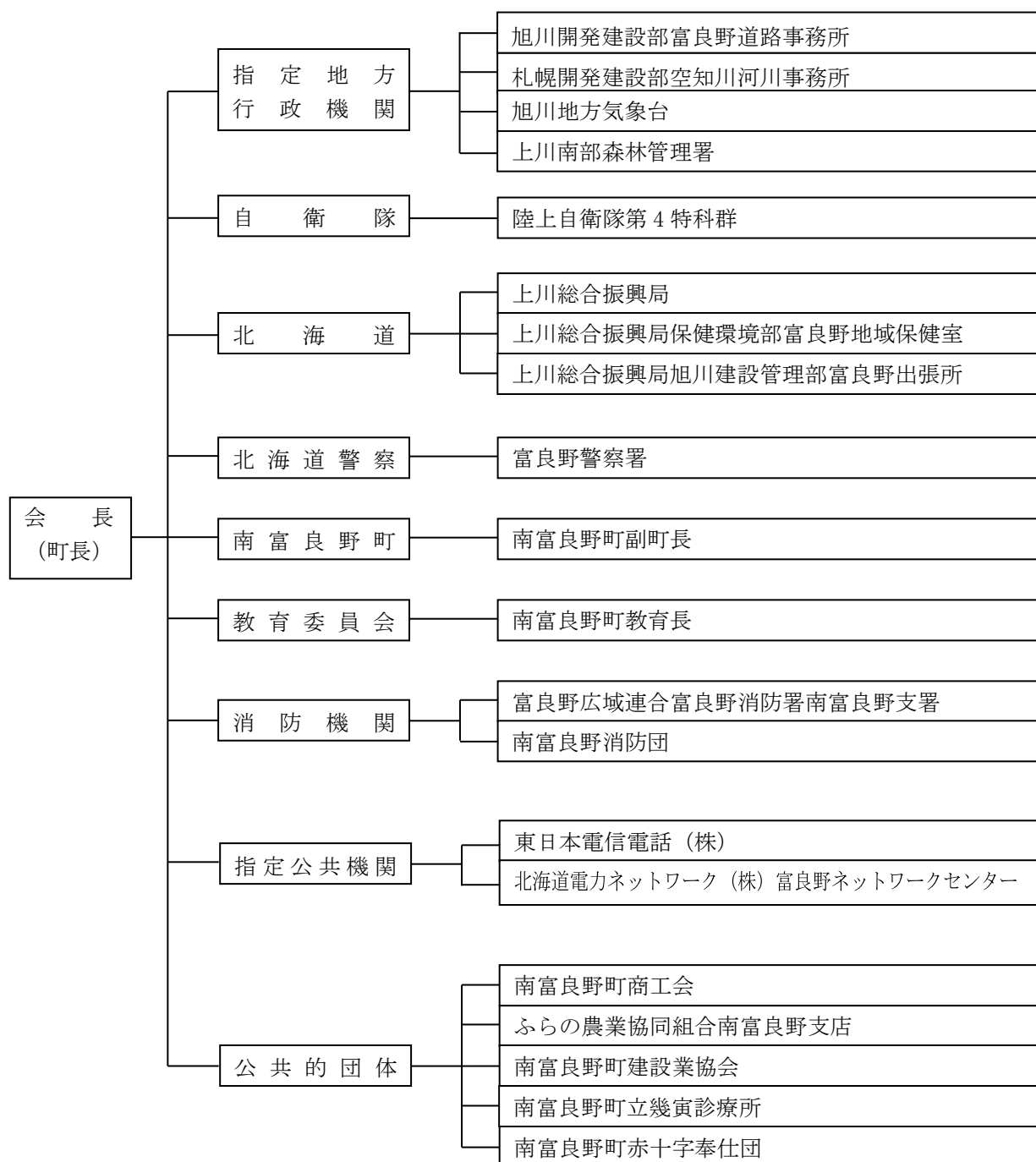
防災会議は、基本法第16条第6項に基づく南富良野町防災会議条例により、その事務所掌及び組織が定められている。

町長を会長とし、町長が任命する者等を委員として組織するものであり、その所掌事務としては、本町における防災に関する基本方針及び計画を作成し、防災に関する重要事項を審議するとともに、その実施の推進を図ること、災害が発生した場合においては、当該災害に係る災害復旧に関し、関係機関相互間の連絡調整を図ることを任務とする。

組織及び運営の概要は、次のとおりである。

1 南富良野町防災会議の組織

■ 南富良野町防災会議の組織 ■



2 運営

防災会議の運営は、南富良野町防災会議条例による。

資料編〔条例・協定等〕 ・ 南富良野町防災会議条例（資料 6-1）

第2 災害対策本部

町長は、町の区域内に災害が発生したとき、又は発生のおそれがあるときで必要があると認められるときは、基本法第23条の2及び南富良野町災害対策本部条例（昭和37年南富良野町条例第24号）に基づき、災害対策本部を設置し、防災活動を推進する。

1 災害対策本部の設置基準等

(1) 災害対策本部の設置基準

本部は、基本法第23条の2の規定により、災害・事故が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、次の基準の一に該当し、本部長が必要と認めるときに設置する。

災 害 対 策 本 部 設 置 基 準	
区 分	基 準
風 水 害	<ul style="list-style-type: none"> ・特別警報（大雨・暴風）が発表されたとき。 ・多くの住家や人的被害が発生し、被害の拡大が予想される時。 ・多くの地域で避難者や孤立集落等が発生し、応急対策が必要なとき。 ・多くの交通機関の障害、生活基盤の被害が発生し、応急対策が必要なとき。
雪 害	<ul style="list-style-type: none"> ・特別警報（暴風雪・大雪）が発表されたとき。 ・多くの住家や人的被害が発生し、被害の拡大が予想される時。 ・多くの地域で避難者や孤立集落等が発生し、応急対策が必要なとき。 ・多くの交通機関の障害、生活基盤の被害が発生し、応急対策が必要なとき。
火 山 災 害	<ul style="list-style-type: none"> ・十勝岳に関する噴火警報（居住地域）又は噴火警報が発表され、居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生し、又は発生すると予想される時（噴火警報レベル4相当以上）。
大 事 故 等	
航 空 災 害	<ul style="list-style-type: none"> ・航空機の墜落炎上等により大規模な航空事故による災害が発生したとき、又は発生が予想される時。 ・人命救助救出活動の難航が予想される時。
鉄 道 災 害	<ul style="list-style-type: none"> ・被害が大規模なとき。 ・人命の救助救出活動の難航が予想される時。
道 路 災 害	<ul style="list-style-type: none"> ・被害が大規模なとき。 ・人命救助救出活動の難航が予想される時。
危 険 物 等 災 害	<ul style="list-style-type: none"> ・被害が大規模なとき。 ・人命救助救出活動の難航が予想される時。
大 規 模 火 災	<ul style="list-style-type: none"> ・被害が大規模なとき。 ・人命救助救出活動の難航が予想される時。
林 野 火 災	<ul style="list-style-type: none"> ・火災が広範囲にわたり消火活動の難航が予想される時。 ・人命救助救出活動の難航が予想される時。
大 規 模 停 電 災 害	<ul style="list-style-type: none"> ・人命の救助救出案件が多数発生し、被害や停電の影響が拡大し、長期化が予想される時。
冷（湿）害	<ul style="list-style-type: none"> ・冷（湿）害被害が発生したとき。
地 震 災 害	<ul style="list-style-type: none"> ・本町で震度5強以上の地震が発生したとき。 ・地震による大規模な被害が発生したとき、又は発生するおそれがあるとき。
そ の 他	<ul style="list-style-type: none"> ・上記以外の災害又は複数の災害が同時に発生したとき、又は発生するおそれがあるとき。

(2) 災害対策本部の設置

ア 本部は町庁舎内に置く。ただし、庁舎が被災し、使用できない場合は、保健福祉センターに設置する。

イ 町長は、本部を設置したときは、直ちに次の表区分により、通知及び公表を行う。また、廃止した場合の通知は、設置したときの連絡方法に準じて行う。

通知及び公表先	連絡方法
庁内職員	庁内放送、電話、メール、口頭
上川総合振興局長	北海道総合行政情報ネットワーク、電話、FAX
富良野消防署 南富良野支署長	電話、FAX、メール、派遣連絡員
富良野警察署長	電話、FAX、メール、派遣連絡員
防災会議構成機関の長	北海道総合行政情報ネットワーク、電話、FAX、メール、派遣連絡員、口頭
近隣市町村長	北海道総合行政情報ネットワーク、電話、FAX、メール
住民	広報車、町ホームページ、口頭、テレビ、ラジオ、エリアメール

(3) 災害対策本部の廃止

本部長は、次のいずれかに該当するときは、本部を廃止する。

ア 予想された災害発生の危険が解消したとき。

イ 災害に関する応急対策措置が完了したとき。

2 組織等

本部の組織は、次のとおりである。なお、町は、災害情報を一元的に把握し、共有することができる体制の整備を図り、適切な対応がとれるよう努めるとともに、本部機能の充実・強化に努める。

■ 南富良野町災害対策本部の組織 ■

本部長：町長 副本部長：副町長・教育長 本部員：各対策部長等 班長：各係長等
 協力機関：富良野消防署 南富良野支署・南富良野消防団

対策部（平常時の課）	対策部長〔副部長〕	班（平常時の課・係）
総務対策部 （総務課、防災安全推進室、会計課）	総務課長 〔会計課長、 防災安全推進室長〕	本部運営（防災安全推進室 防災係 交通防犯係）
		庶務（総務課 総務係 職員法制係）
		調査・税務（総務課 税務係、戸籍年金係）
		財政・資源調達（総務課 財政係）（会計課 会計係）
企画対策部 （企画課、まちづくりプロジェクト推進室）	企画課長 〔まちづくり プロジェクト推進室長〕	調整・広報 （企画課 企画振興係 広報統計係） （地域公共交通形成のまちづくりプロジェクト担当）
		商工観光 （企画課 商工観光係） （観光のまちづくりプロジェクト担当）
保健福祉対策部 （保健福祉課、すこやかこども室）	保健福祉課長 〔すこやかこども室長〕	福祉・保健衛生 （保健福祉課 社会福祉係 介護医療係 保健指導係） （すこやかこども室 こども育成係）
		保育所対応 （すこやかこども室 保育所 子育て支援センター）
建設対策部 （建設課）	建設課長	土木建築（建設課 土木係 建築係）
		上下水道（建設課 上下水道係）
		生活環境（建設課 環境衛生係）
産業対策部 （産業課、農業政策室）	産業課長 〔農業政策室長〕	農務（農業政策室 農政係）（農業委員会 農地係）
		林務（産業課 林政係）
文教対策部 （教育委員会）	教育次長	文教（教育委員会 総務係 学校教育係 生涯学習係） （南富良野学校給食センター 総務係） （南富良野高等学校）
協力部 （議会事務局）	議会事務局長	全般（議会事務局 総務係）

3 災害対策本部の各部所掌事務

本部各部班の事務分掌は、次のとおりである。

部	班 〔平常時の課・係〕	事 務 分 掌
各部共通事項	—	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害応急対策等に必要な資機材の整備、点検及び調達に関する事。 2 所管に属する被害状況調査、災害応急対策及び災害復旧に関する事。 3 災害時における所管事項の活動記録に関する事。 4 災害時における協力員の受入れに関する事。 5 災害時における本部との連絡調整に関する事。 6 職員への連絡体制整備に関する事。 7 その他特命事項に関する事。*
	本部運営 〔 防災安全推進室 防災係 交通防犯係 〕	<ol style="list-style-type: none"> 1 防災会議及び本部員会議に関する事。 2 災害対策本部の設置及び廃止に関する事。 3 庁内の非常体制に関する事。 4 気象予警報、情報等の受理及び通知に関する事。 5 避難指示等の発令に関する事。 6 災害情報の収集及び報告に関する事。 7 災害時の防犯、交通安全に関する事。 8 救助法の適用に関する事。 9 自衛隊の派遣要請の出動要請に関する事。 10 国、道に対する要請及び報告に関する事。 11 他市町村との相互応援に関する事。 12 協定等に基づく食料、物資の調達に関する事。
	庶務 〔 総務課 総務係 職員法制係 〕	<ol style="list-style-type: none"> 1 職員の非常招集に関する事。 2 動員職員の出動状況の記録、安否確認に関する事。 3 各班との連絡調整に関する事。 4 庁舎の被害調査及び応急対策に関する事。 5 自衛隊、広域応援の受入れに関する事。 6 災害視察者、見舞者等の応接に関する事。 7 災害支援金、災害見舞金、災害義援金に関する事。 8 職員等の健康管理並びに寝具、食料及び被服等の調達及び配付に関する事。 9 公務災害補償に関する事。 10 災害対策本部に必要な資機材の配備及び施設の整備に関する事。 11 災害時の車両（作業用を除く。）の確保及び配車に関する事。 12 被災者生活再建支援法に関する事。 13 その他、他班に属さないこと。
	調査・税務 〔 総務課 税務係 戸籍年金係 〕	<ol style="list-style-type: none"> 1 被災者名簿の作成に関する事。 2 罹災証明に関する事。 3 被災家屋及びその他資産の調査（被害調査）に関する事。 4 被災者の町税の減免措置等に関する事。 5 被災者の国民年金保険料免除に関する事。 6 本部運営に係る事務の補助に関する事。
総務対策部	財政・資材調達 〔 総務課 財政係 会計課 会計係 〕	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害対策に必要な財政措置に関する事。 2 義援金の受付保管及び配分に関する事。 3 災害対策に要する経費、その他金品の出納に関する事。 4 災害応急資機材の調達及び救援物資の調達若しくは受付、管理に関する事。 5 他に属さない町有財産の被害調査及び応急対策に関する事。

部	班 〔平常時の課・係〕	事 務 分 掌
企画対策部	調整・広報 〔 企画課 企画振興係 広報統計係 地域公共交通形成の まちづくり プロジェクト担当 〕	1 通信連絡機能の確保に関する事。 2 住民に対する避難勧告等の伝達等、災害広報に関する事。 3 報道機関に対する情報提供及び広報依頼に関する事。 4 災害の記録に関する事。 5 災害復旧と総合計画との調整に関する事。
	商工観光 〔 企画課 商工観光係 観光のまちづくり プロジェクト担当 〕	1 商工観光関係の被害調査及び報告に関する事。 2 商工観光関係の被害対策及び応急復旧に関する事。 3 労務相談、供給に関する事。 4 関係機関との連絡調整に関する事。 5 被災相談（商工観光）に関する事。
保健福祉対策部	福祉・保健衛生 〔 保健福祉課 社会福祉係 介護医療係 保健指導係 すこやかこども室 こども育成係 〕	1 住民及び避難行動要支援者の避難誘導に関する事。 2 要配慮者の支援に関する事。 3 避難所の開設及び管理運営の総括に関する事。 4 行方不明者の捜索に関する事。 5 死亡者の収容及び安置に関する事。 6 被災者に対する炊き出し及び食料品等の給与に関する事。 7 被災者の生活援護及び生活必需品の給与、貸与に関する事。 8 日赤等救助機関との連絡調整に関する事。 9 社会福祉協議会との連絡調整に関する事。 10 災害時のボランティア活動に係る連絡調整に関する事。 11 福祉施設の被害調査及び復旧対策に関する事。 12 被災者の相談に関する事。 13 感染予防に関する事 14 保健所との関係事務の調整に関する事。 15 医師会その他医療機関団体との連絡調整に関する事。 16 被災者に対する保健指導及び栄養指導に関する事。 17 被災者の精神保健に関する事。
	保育所対応 〔 すこやかこども室 保育所 子育て支援センター 〕	1 保育所園児等の避難誘導、収容及び災害時の保育園の管理運営に関する事。 2 施設の被害調査及び応急復旧に関する事。 3 施設の応急利用に関する事。 4 園児の応急保育に関する事。
建設対策部	土木建築 〔 建設課 土木係 建築係 〕	1 河川、災害危険箇所等の巡視及び情報収集に関する事。 2 道路、橋梁及び河川の災害対策及び応急復旧に関する事。 3 土木被害の調査及び緊急輸送道路等の確保（冬期の除雪、障害物の除去等を含む。）に関する事。 4 災害時における救出、輸送に要する車両の配車に関する事。 5 食料、救援物資及び応急資材等の輸送に関する事。 6 土木建設用機械の確保、運行に関する事。 7 公共施設等の被害調査及び応急対策に関する事。 8 避難所の被害調査及び応急復旧に関する事。 9 応急危険度判定及び住宅の応急修理等の住宅対策に関する事。 10 関係機関との連絡調整に関する事。
	上下水道 〔 建設課 上下水道係 〕	1 災害時の飲料水の確保及び給水に関する事。 2 水道施設の被害調査及び応急措置に関する事。 3 被災水道施設の復旧に関する事。 4 下水道施設の被害調査及び応急措置に関する事。 5 被災下水道施設の復旧に関する事。 6 関係機関との連絡調整に関する事。

部	班 〔平常時の課・係〕	事 務 分 掌
建設対策部	生活環境 〔建設課 環境衛生係〕	<ol style="list-style-type: none"> 1 塵芥の収集、し尿のくみ取りの処理に関する事。 2 避難所における仮設トイレの設置に関する事。 3 救急薬品その他衛生資材の供給確保に関する事。 4 災害時の公害発生予防及び応急措置に関する事。 5 避難所等の防疫対策に関する事。 6 遺体の処理、埋葬に関する事。 7 家庭動物の保護に関する事。 8 保健所との関係事務の調整、その他関係機関との連絡調整に関する事。
産業対策部	農政 〔農業政策室 農政係 農業委員会 農地係〕	<ol style="list-style-type: none"> 1 農業関係の被害調査及び報告に関する事。 2 被災農家の災害融資に関する事。 3 被害農家の営農指導に関する事。 4 農作物及び農業用施設の災害対策に関する事。 5 家畜及び畜産施設の災害対策及び被害調査に関する事。 6 死亡獣畜の処理に関する事。 7 関係機関との連絡調整に関する事。
	林政 〔産業課 林政係〕	<ol style="list-style-type: none"> 1 林業関係の被害調査及び報告に関する事。 2 林産物及び林産施設の災害対策、被害調査に関する事。 3 林業の災害融資に関する事。 4 町有林の災害対策及び被害調査に関する事。
文教対策部	文教 〔教育委員会 総務係 学校教育係 生涯教育係 南富良野学校給食センター 総務係 南富良野高等学校〕	<ol style="list-style-type: none"> 1 学校・社会教育・体育施設の被害調査及び応急復旧に関する事。 2 学用品等の配給に関する事。 3 災害時における学校給食に関する事。 4 児童生徒の応急教育に関する事。 5 児童生徒の避難実施に関する事。 6 児童生徒・保護者との連絡調整に関する事。 7 施設の応急利用に関する事。 8 被災児童生徒の安全確保、応急救護及び被災状況の調査に関する事。 9 教職員の動員に関する事。 10 各種団体との連絡調整に関する事。 11 文化財の保護及び応急対策に関する事。
協力部	全般 〔議会事務局〕	<ol style="list-style-type: none"> 1 議会との連絡調整に関する事。

※ その他特命事項について

他班の応援・支援等の業務につくことを意味する。

災害発生時には、初動体制の構築及び参集状況により、避難対策や要配慮者対策に関わる業務、また、救助などの各業務については、当該対策部班のみで対応することは困難であることも想定される。

そのため、各対策部班は当該班と協議し、班内及び他班の応援・支援等の業務につく。

※ 避難所に配備された職員の実施業務について

避難所に配備された職員（避難所担当職員）は、次の業務を実施するものとする。

- 1 避難所の被害状況の確認及び災害対策本部への報告に関する事。
- 2 避難所等の開設及び管理・運営に関する事。
- 3 避難所等の記録（避難者名簿等）及び報告に関する事。
- 4 その他、本部長から指示された事項に関する事。

4 標識

- (1) 本部を設置したときは、庁舎玄関前等適切な場所に掲示板を掲げる（資料 1-2）。
- (2) 災害時において非常活動に使用する本部の自動車には、標章をつける（資料 1-3）。

5 災害対策本部の運営

本部の運営は、南富良野町災害対策本部条例によるものとし、災害対策の総合調整、その他防災に関する重要事項については、本部会議で協議する。

(1) 災害対策本部会議

災害対策本部会議は、本部長、副本部長、本部員（各対策部長及び副本部長）で組織する。

ア 会議の協議事項

- (ア) 本部の配備体制の決定及びその切替、廃止に関すること。
- (イ) 災害情報、被害状況の分析とこれに伴う対策活動の基本方針に関すること。
- (ウ) 防災関係機関に対する応援の要請に関すること。
- (エ) その他の災害対策に関する重要な事項

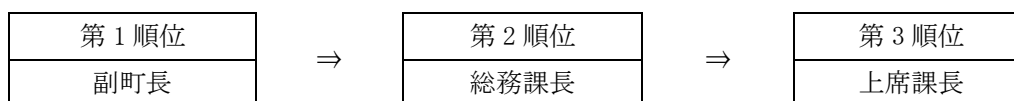
イ 会議の開催

会議は、本部長が必要により招集し開催する。

(2) 南富良野町長の職務代理

災害対策本部の設置をはじめ、災害応急対策に係る南富良野町長の職務に関して、南富良野町長に事故等のあった場合は、次のとおり職務を代理するものとする。

■ 南富良野町長の職務代理順位 ■



※第 2 順位については、町長の職務代理者を定める規則（昭和 48 年南富良野町規則第 11 号）、第 3 順位における上席課長の順位については、町長の職務を行うべき者の順序に関する規則（昭和 32 年南富良野町規則第 2 号）を準用する。

6 現地災害対策本部

本部長は、迅速かつ的確な災害応急対策を実施するため必要と認めるときは、被災現地に現地災害対策本部を設置する。

7 災害対策本部を設置しない場合の準用

- (1) 町長は、本部設置に至らない程度の災害が発生し、又は発生するおそれのある場合で、情報の収集及び今後の対応について協議することがあると認めるときは、災害対策連絡会議（以下、本節において「連絡会議」という。）を設置し、必要な災害対策を実施する。
- (2) 前項の規定により連絡会議が設置された場合は、関係する課長等は、本部が設置された場合に準じて災害対策を実施する。
- (3) 連絡会議は、副町長、教育長、総務課長その他副町長が指名する職員で構成する。
- (4) 連絡会議は、災害発生危険が解消したとき、又は本部が設置されたときは、解散する。

資料編〔防災組織等〕	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害対策本部掲示板（資料 1-2） ・ 標章（資料 1-3）
〔条例・協定等〕	<ul style="list-style-type: none"> ・ 南富良野町災害対策本部条例（資料 6-2）

第3 災害対策現地合同本部

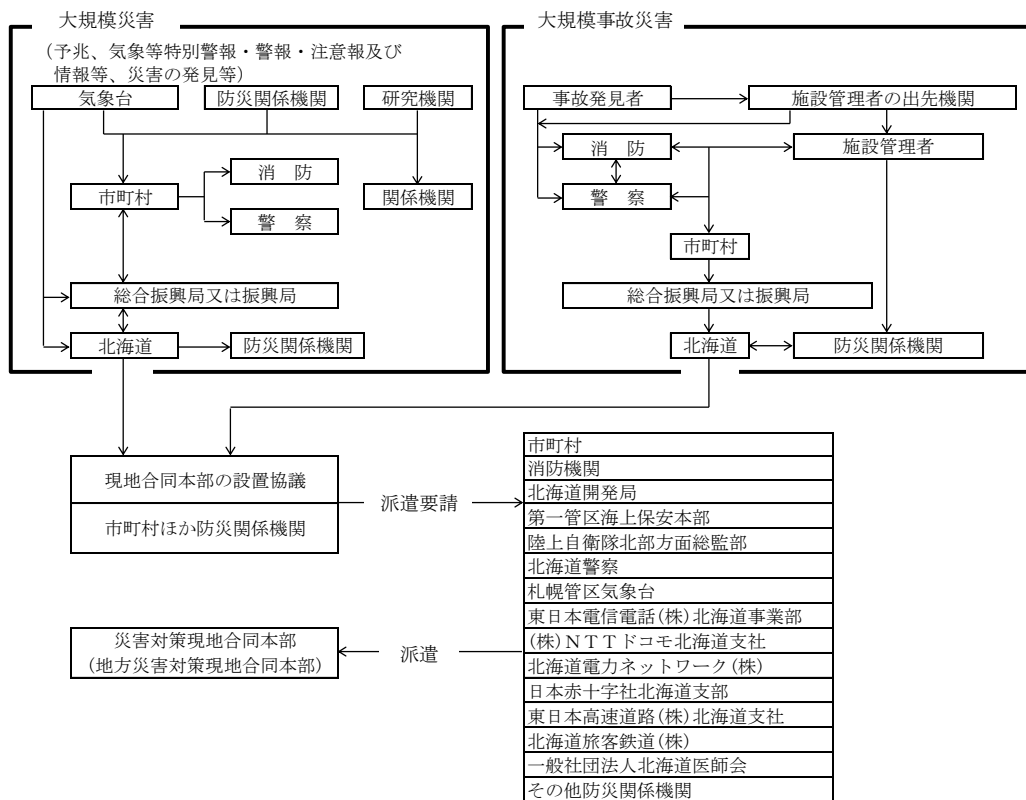
1 設置

災害対策現地合同本部は、大規模な災害が発生した際に、道を中心とした防災関係機関が相互に協議し、現地において災害対策を連携して行うことが必要なときに設置する。

また、災害の状況等により必要な場合は、災害発地域域の防災関係機関による地方災害対策現地合同本部を設置することができ、町は、必要に応じてこれらの本部に参画する。

なお、災害対策現地合同本部等設置に関する情報伝達系統は、次のとおりである。

■ 災害対策現地合同本部等設置に関する情報伝達系統 ■

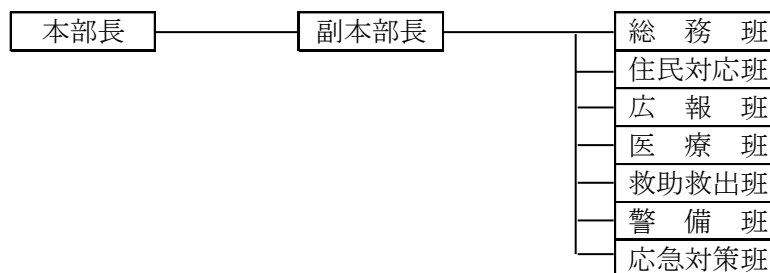


資料：北海道地域防災計画（北海道防災会議）

2 組織等

(1) 組織

■ 災害対策現地合同本部等の組織 ■



資料：北海道地域防災計画（北海道防災会議）

■ 現地合同本部等の業務分担（基準） ■

班	担 当	内 容	主な担当機関
総 務 班	総務担当	現地合同対策本部の庶務	道、市町村、通信関係機関、施設管理者
	調整担当	関係機関の調整 (応援・協力の要請)	道、市町村、気象台
住民対応班		被災者家族への対応等	道、市町村、施設管理者
広 報 班		報道対応、住民への情報提供	道、市町村、防災関係機関、施設管理者
医 療 班	応急措置 対 応	被災者のトリアージ・応急処置等	道、消防、医師会、日赤
	健康管理 対 応	被災者家族等の健康管理・対応等	道、市町村、医師会、日赤
救助救出班		救助救出方法の検討、調整、実施	警察、消防、施設管理者、市町村 (自衛隊、海保～派遣があった場合)
警 備 班		被災現場の交通規制、立入制限等	警察、海保、施設管理者、市町村
応急対策班		災害応急措置等	道、市町村、防災関係機関、施設管理者 (自衛隊～災害派遣があった場合)

(注) 施設管理者は、事故災害の場合のみ

資料：北海道地域防災計画（北海道防災会議）

(2) 運営等

道が定める災害対策現地合同本部設置要綱による。

3 廃止

災害対策現地合同本部等は、災害応急対策が概ね完了したときに、防災関係機関が相互に協議し、廃止する。

第4 非常配備体制

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、町は、非常配備体制をとり、被害の防除及び軽減、並びに災害発生後における応急対策の迅速かつ強力な推進を図る。

なお、本部を設置するに至らない場合においては、本部に準じた町連絡会議又は平常時の組織により災害応急対策活動を実施する。

1 非常配備体制の基準

非常配備体制の基準は、次のとおりである。

設置区分	体制	配備基準			配備内容	配備要員
		風・水・土砂・雪害等	火山災害	地震災害		
	警戒配備	<ul style="list-style-type: none"> ○気象情報で警報が発表されたとき。 ○その他町長が必要と認めたとき。 	<ul style="list-style-type: none"> ○十勝岳に関する噴火警報レベル2(火口周辺規制)の警報が発表されたとき。 ○その他町長が必要と認めたとき。 	<ul style="list-style-type: none"> ○町内に震度4の地震が発生したとき。 ○その他町長が必要と認めたとき。 	情報収集及び連絡活動等を行い、状況により次の体制に円滑に移行できる体制	関係課長等及び職員等 ※2(1)参照
災害対策連絡会議	第1非常配備	<ul style="list-style-type: none"> ○気象情報で警報又は土砂災害警戒情報が発表され、状況の悪化が予想されるとき。 ○大規模事故が発生したとき。 ○その他本部長が必要と認めたとき。 	<ul style="list-style-type: none"> ○十勝岳に関する噴火警報レベル3(入山規制)の警報が発表されたとき。 ○その他本部長が必要と認めたとき。 	<ul style="list-style-type: none"> ○町内に震度5弱の地震が発生したとき。 【自動参集】 ○その他本部長が必要と認めたとき。 	情報収集及び連絡活動等を行い、災害警戒及び災害の発生とともに応急対策を開始できる体制	各課長等及び職員等 ※2(1)参照
災害対策本部	第2非常配備	<ul style="list-style-type: none"> ○局地的な災害発生が予想されるとき又は災害が発生したとき。 ○大規模事故が発生し住民対策が必要なとき。 ○その他本部長が必要と認めたとき。 	<ul style="list-style-type: none"> ○十勝岳に関する噴火警報レベル4(避難準備)の特別警報が発表されたとき。 ○その他本部長が必要と認めたとき。 	<ul style="list-style-type: none"> ○町内に震度5強の地震が発生したとき。 【自動参集】 ○その他本部長が必要と認めたとき。 	状況によりそれぞれ災害応急活動ができる体制又は災害の発生とともにその急活動ができる体制	全職員
	第3非常配備	<ul style="list-style-type: none"> ○気象情報で特別警報が発表されたとき。 ○広域にわたる災害発生が予想されるとき又は災害が発生したとき。 ○予想されない重大な災害が発生したとき。 ○その他本部長が必要と認めたとき。 	<ul style="list-style-type: none"> ○十勝岳に関する噴火警報レベル5(避難)の特別警報が発表されたとき。 ○その他本部長が必要と認めたとき。 	<ul style="list-style-type: none"> ○町内に震度6以上の地震が発生したとき。 【自動参集】 ○その他本部長が必要と認めたとき。 	総力をあげてそれぞれ災害応急活動ができる体制又は災害応急出動に従事する体制	全職員

(注) 被害の状況等により、上記基準により難いと認められる場合においては、臨機応変の配備体制をとる。

2 職員の動員及び緊急参集

(1) 動員の方法

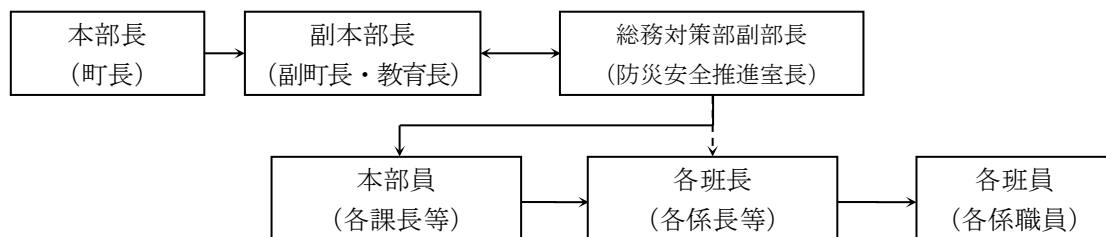
- ア 総務対策部副部長（防災安全推進室長）は、本部長（町長）の非常配備決定に基づき、本部員（各課長等）に対し、本部の設置及び非常配備を通知する。
- イ 本部員（各課長等）は、アの通知を受けたときは、配備要員に対し、当該通知の内容を通知する。
- ウ 配備要員（職員）は、本部員（各課長等）からイの通知を受けたときは、直ちに所定の配備につく。
- エ 本部員（各課長等）は、あらかじめ部内の職員連絡系統図を作成し、所属職員に周知徹底しておく。
- オ 本部が設置されない場合における職員の動員（招集）は、本計画の定めに基づいて行う。

(2) 動員配備の伝達系統及び伝達方法

ア 勤務時間内の伝達系統及び伝達方法

- (ア) 非常配備体制がとられた場合、又は本部が設置された場合、本部長（町長）の指示により、総務対策部副部長（防災安全推進室長）は、本部員（各課長等）に通知する。
- (イ) 本部員（各課長等）は、速やかに所属職員に通知するとともに、指揮監督を行い、災害情報の収集、伝達、調査その他の応急措置を実施する体制を整える。
- (ウ) 伝達は、口頭、電話及び庁内放送等による。

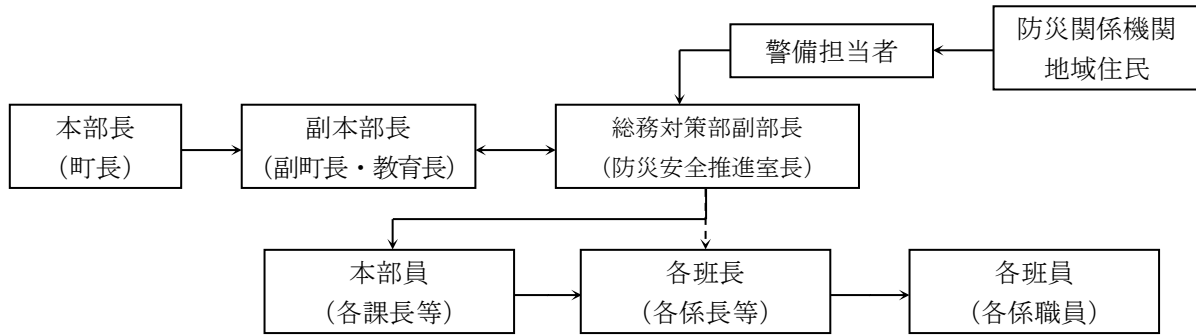
■ 伝達系統（勤務時間内） ■



イ 勤務時間外の伝達系統及び伝達方法

- (ア) 警備担当者は、次の情報を受けた場合は直ちに総務対策部副部長（防災安全推進室長）へ連絡する。
 - a 気象警報等が上川総合振興局及び東日本電信電話（株）、西日本電信電話（株）から通報された場合
 - b 災害が発生し、緊急に応急措置を実施する必要があると認められた場合
 - c 災害発生のおそれのある異常現象の通報があった場合
- (イ) 総務対策部副部長（防災安全推進室長）は、必要に応じて本部員（各課長等）、各班員（各係職員）に通知する。
- (ウ) 非常配備体制がとられた場合、又は本部が設置された場合は、前号に準ずる。
- (エ) 伝達は電話等により行う。

■ 伝達系統（勤務時間外） ■



(3) 職員の緊急参集

ア 本部長（町長）は、勤務時間外、休日等に「非常配備体制」を発令したときは、職員の動員（招集）を指示する。

イ 職員は、勤務時間外、休日等において動員（招集）の指示を受けたとき、又は災害が発生し、あるいは災害の発生のおそれがある情報を察知したときは、災害の情報により所属の長と連絡の上、又は自らの判断により直ちに所属、又はあらかじめ指定された場所に参加し配備につく。

(ア) 本部が設置された場合は、電話、防災行政無線、広報車、テレビ・ラジオ等により周知させるものとし、職員がこの旨を知った場合は、直ちに参集する。

(イ) 震度4以上の地震が発生したときは、該当する職員は自発的に参集する。

なお、震度5強以上の地震が発生した場合は、全職員が動員（招集）の指示を待つことなく、できる限り早期に参集できる有効な手段を用いて、参集する。

(ウ) 通信の途絶等により連絡がとれない場合、自らの判断により参集する。

ウ 勤務時間外の参集時には、概ね次の事項に留意して行動する。

(ア) 安全確認

自らの安全を確保し、家族、自宅及び近隣の安全を確認する。

(イ) 参集者の服装及び携行品

応急活動に適した服装とし、手袋、タオル、着替え、水筒、食料、懐中電灯、携帯ラジオ等の必要な用具を携行する。

(ウ) 被害状況の報告

参集途上において、被災状況、災害情報の収集に努め、その情報を動員先の上司に報告する。特に、病院・診療所、道路、橋梁等の重要施設の被害状況は、所属の課長（各対策部長）に、詳しく報告する。

(エ) 参集途上の緊急措置

参集途上において、火災、人身事故等に遭遇したときは、富良野消防署 南富良野支署又は富良野警察署等へ通報連絡するとともに、直ちに人命救助、近隣住民の協力を求めた消火活動など適切な措置をとり、職員本人はできる限り迅速な参集を行う。

エ 参集状況の把握

本部員（各課長等）は、職員の参集状況について、次によりその内容を記録する。

(ア) 職員参集状況報告書（別記第1号様式）

(イ) 職員等安否確認調査票（別記第2号様式）

3 非常配備体制下の活動

非常配備体制下における活動の要点は、概ね次のとおりである。

(1) 警戒配備体制下の活動

警戒配備体制下において、総務対策部副部長（防災安全推進室長）は、旭川地方気象台、その他関係機関と連絡をとり、気象情報、災害状況等の情報収集を行う。

(2) 第1非常配備体制下の活動

ア 総務対策部副部長（防災安全推進室長）は、旭川地方気象台、その他防災関係機関と連絡をとり、気象情報、災害状況等の情報収集を行う。

イ 総務対策部副部長（防災安全推進室長）は、関係する本部員（各課長等）に収集情報を提供するとともに、各対策部の活動状況等を把握する。

ウ 関係する本部員（各課長等）は、総務対策部副部長（防災安全推進室長）からの情報又は連絡に即応し、情報に対応する措置を検討するとともに、待機職員に随時、巡回活動等の必要な指示を行う。

エ 第1非常配備体制の職員の人数は、状況により関係する対策部において増減する。

(3) 第2非常配備体制下の活動

ア 本部長（町長）は、本部を設置するとともに、本部の機能を円滑にするため、必要に応じて災害対策本部会議を開催する。

イ 本部員（各課長等）は、所掌事務に係る情報の収集伝達体制を強化する。

ウ 総務対策部長（総務課長）及び総務対策部副部長（防災安全推進室長）は、本部員（各課長等）及び防災会議構成機関と連絡を密にし、客観情勢を判断するとともに、その状況を本部長（町長）に報告する。

エ 各課長等（本部員）は、次の措置をとり、その状況を総務対策部副部長（防災安全推進室長）に報告する。

(ア) 災害の現況を対職員に周知し、所要の人員を非常配備につかせること。

(イ) 装備、物資、資機材、設備、機械等を点検し、必要に応じて被災地区（被災予定地）へ配置すること。

(ウ) 関係する対策部及び災害対策に関係のある外部機関との連絡を密にし、活動体制を整備すること。

(4) 第3非常配備体制下の活動

本部員（各課長等）及び全職員は、災害対策活動に全力を集中するとともに、総務対策部副部長（防災安全推進室長）を通じて、その活動状況を随時、本部長（町長）に報告する。

資料編〔様式〕	・職員参集状況報告書（別記第1号様式） ・職員等安否確認調査票（別記第2号様式）
---------	---

第5 住民組織等への協力要請

災害時において、災害応急対策等を円滑かつ迅速に実施するため、本部長（町長）は、災害の状況により必要と認めた場合、住民組織等に対し、次の災害対策活動の応援協力を要請する。

1 協力要請事項

住民組織等に対して協力を要請する事項は、概ね次のとおりである。

- (1) 災害時における住民の避難誘導、救出及び被災者の保護に関すること。
- (2) 緊急避難のための一時避難場所及び被災者の受入れのための避難所の管理運営に関すること。
- (3) 災害情報の収集及び災害対策本部への連絡に関すること。
- (4) 災害情報等の住民に対する広報に関すること。
- (5) 避難所内での炊き出し及び被災者の世話に関すること。
- (6) 災害箇所の応急措置に関すること。
- (7) 災害対策本部員が行う人員、物資等の輸送に関すること。
- (8) その他救助活動に必要な事項で、本部長（町長）が協力を求める事項

2 協力要請

協力を要請する主な住民組織等への協力要請については、必要の都度、責任者と連絡をとり、協力を求める。

3 担当対策部

住民組織等の活動についての担当は、協力を求める種別によって、関係する対策部とする。

4 自主防災組織への協力要請

- (1) 自主防災組織の育成については、「第2章 第3節 自主防災組織の育成等に関する計画」による。
- (2) 自主防災組織が組織された場合にあつては、本部長（町長）は、自主防災組織に協力を要請する。

第2章 災害予防計画

災害対策の目標は、災害の発生又は拡大を未然に防止することであり、災害予防は、あらゆる防災の基礎をなすものであることから、災害予防責任者は、それぞれの組織を通じて相互に協力し、災害発生又は拡大の未然防止のための必要とする施策を誠実に実施し、災害発生原因の除去及び施設の改善に努めるとともに、科学的知見及び過去の災害から得られた教訓を踏まえて絶えず改善を図る必要がある。特に、災害時においては状況が刻々と変化していくことと、詳細な情報を伝達するいとまがないことから、情報の発信側が意図していることが伝わらない事態が発生しやすくなる。このようなことを未然に防ぐ観点から、関係機関は、防災対策の検討等を通じて、お互いに平時から災害時の対応についてコミュニケーションをとっておくこと等により、「顔の見える関係」を構築し、信頼感を醸成するよう努めるとともに、訓練・研修等を通じて、構築した関係を持続的なものにするよう努める。

また、町、道及び国は、円滑な災害応急対策及び災害復旧に資するよう、物資供給等の事業者と協定を締結しておくなど協力体制を構築するとともに、老朽化した社会資本について、その適切な維持管理に努める。

さらに、町は、災害が発生するおそれのある区域（以下「災害危険区域」という。）を把握し、警戒避難体制の整備等を行うとともに、道及び防災関係機関と連携のもと、災害危険区域における災害予防策を講じる。

なお、災害危険区域等は、資料3-1から3-5のとおりである。

- | | |
|--------------|--|
| 資料編〔災害危険区域等〕 | <ul style="list-style-type: none">・ 河川・水防区域・重要水防箇所（資料3-1）・ 地すべり・がけ崩れ等危険箇所及び土石流危険溪流（資料3-2）・ 土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域（資料3-3）・ 山地災害危険地区（資料3-4）・ 危険物所在一覧（資料3-5） |
|--------------|--|

第1節 防災思想・知識の普及・啓発及び防災教育の推進に関する計画

防災関係職員及び住民に対する防災思想・知識の普及・啓発並びに防災教育の推進については、次のとおりである。

第1 実施責任

1 防災関係機関全般

防災関係機関は、災害を予防し、又はその拡大を防止するため、職員に対して防災に関する教育、計画的かつ継続的な研修、実践的な訓練を行うとともに、住民に対する防災思想・知識の普及・啓発及び防災教育の推進により、防災意識の高揚を図り、地域における防災活動の的確かつ円滑な実施が推進されるよう努める。

2 南富良野町及び北海道

- (1) 教育機関、民間団体等との密接な連携のもと、防災に関する教育を実施する。
- (2) 住民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、自然災害によるリスク情報の基礎となる防災地理情報を整備するとともに、防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信する。また、災害による人的被害を軽減する方策は、住民等の避難行動が基本となることを踏まえ、避難指示等の意味と内容の説明など、啓発活動を住民等に対して行う。
- (3) 過去に起こった大災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大災害に関する検証結果や調査分析結果等の各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう地図情報その他の方法により公開に努める。
- (4) 住民への防災知識の普及・啓発においては、防災知識や技術を身につけた北海道地域防災マスター^{*}等、地域の防災活動におけるリーダーの育成に努め、連携を図る。

※ 北海道地域防災マスター

北海道が認定する地域における防災リーダーで、消防や市町村等で防災業務を経験してきた方が振興局ごとに開催する研修を修了し、指導者としての心構えなどを身につけた上で認定される。なお、北海道地域防災マスターの活動はあくまでボランティアで行われるものである。

第2 配慮すべき事項

- 1 東日本大震災をはじめとする我が国の大規模災害の教訓等を踏まえ、複合災害時における住民の災害予防及び災害応急措置等に関する知識の普及・啓発に努める。
- 2 要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が確立されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等、男女双方の視点に十分配慮するよう努める。
- 3 社会教育施設を活用するなど、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で防災に関する教育の普及推進を図る。
- 4 地域の防災力を高めていくため、一般住民向けの専門的・体系的な防災教育訓練の提供、学校における防災教育の充実、防災に関する教材等の充実を図るものとする。特に、水害・土砂災害のリスクがある学校においては、避難訓練と合わせた防災教育の実施に努めるものとする。
- 5 各地域において、防災リーダーの育成等、自助・共助の取組が適切かつ継続的に実施されるよう、水害・土砂災害・防災気象情報に関する専門家の活用を図る。

- 6 防災（防災・減災への取組実施機関）と福祉（地域包括支援センター・ケアマネージャー）の連携により、高齢者の避難行動に関する理解の促進を図る。
- 7 防災気象情報や避難に関する情報等の防災情報を災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルにより提供すること等を通じて、受け手側が情報の意味を直感的に理解できるような取組を推進する。

第3 普及・啓発及び教育の方法

防災思想・知識の普及・啓発及び防災教育の推進は、次の方法により行う。

- 1 各種防災訓練の参加普及
- 2 新聞、町広報紙の活用
- 3 テレビ、ラジオ、有線放送施設の活用
- 4 インターネット（町ホームページを含む。）、SNS（エリアメール等）の活用
- 5 テキスト、マニュアル、パンフレットの配布
- 6 映画、スライド、ビデオ、パネル等の活用
- 7 広報車両の利用
- 8 学校教育、社会教育を通しての普及
- 9 防災イベントや研修会、出前講座、講演会等の開催
- 10 民間企業との連携
- 11 その他

第4 普及・啓発を要する事項

- 1 町防災計画の概要
- 2 災害に関する一般的知識
- 3 災害の予防措置
 - (1) 自助（身を守るための備えや備蓄）の心得
 - (2) 防災の心得
 - (3) 火災予防の心得
 - (4) 台風襲来時の家庭の保全方法
 - (5) 農作物の災害予防事前措置
 - (6) その他
- 4 災害の応急措置
 - (1) 災害対策の組織、編成、分掌事項
 - (2) 災害の調査及び報告の要領・方法
 - (3) 防疫の心得及び消毒方法、清潔方法の要領
 - (4) 災害時の心得
 - ア （家庭内、組織内の）連絡体制
 - イ 気象情報の種別と対策
 - ウ 避難時の心得
 - エ 被災世帯の心得
- 5 災害復旧措置

- (1) 被災農作物に対する応急措置
 - (2) その他
- 6 その他必要な事項

第5 学校等教育関係機関における防災思想の普及・啓発

- 1 学校においては、児童・生徒等に対し、災害の現象や災害の予防等の知識の向上及び防災の実践的な対応方法（災害時における避難、保護の措置等）の習得を積極的に推進する。
- 2 児童・生徒等に対する防災教育の充実を図るため、教職員等に対する防災に関する研修機会の充実等に努める。
- 3 防災教育は、学校等の種別、立地条件及び児童・生徒等の発達段階等の実体に応じた内容のものとして実施する。
- 4 社会教育においては、PTA、成人学級、青年団体、女性団体等の会合や各種研究集会等の機会を活用し、災害の現象、防災の心構え等の防災知識の普及に努める。

第6 普及・啓発の時期

防災の日、防災週間、水防月間、土砂災害防止月間、山地災害防止キャンペーン、防災とボランティアの日、防災とボランティア週間等、普及の内容により最も効果のある時期を選んで行う。

第2節 防災訓練計画

災害応急対策を円滑に実施するため、災害予防責任者がそれぞれ、又は他の災害予防責任者と共同して行う防災に関する知識及び技能の向上と住民に対する防災知識の普及を図ることを目的とした防災訓練については、次のとおりである。

第1 訓練実施機関

訓練は、町をはじめとする災害予防責任者が自主的に訓練計画を作成し、それぞれ又は他の災害予防責任者と共同して実施する。

また、学校、自主防災組織、非常通信協議会、民間企業、ボランティア団体、要配慮者（避難行動要支援者）を含めた住民等、地域に関係する多様な主体と連携した訓練を実施するよう努める。

なお、災害対応業務を習熟するための訓練に加え、課題を発見するための訓練の実施に努めるとともに、訓練後において評価を行い、課題等を明らかにして必要に応じ、体制等の改善を行うとともに、次回の訓練に反映させるよう努める。

第2 訓練の種別

訓練実施機関は、それぞれ災害応急対策の万全を期するため、次に掲げる訓練を実施する。

- 1 水防訓練
- 2 土砂災害に係る避難訓練
- 3 消火訓練
- 4 救難救助訓練
- 5 情報通信訓練
- 6 非常招集訓練
- 7 総合訓練
- 8 防災図上訓練
- 9 その他災害に関する訓練

第3 道防災会議が主唱する訓練

次の訓練については、道防災会議が主唱し、防災会議構成機関及び関係市町村の協働により実施する。

1 防災総合訓練

防災総合訓練は、次により行う。

- (1) 主 唱 道防災会議（振興局協議会）
- (2) 実 施 機 関 防災会議構成機関及び関係市町村
- (3) 実 施 内 容 災害救助、水防活動、大規模火災を想定した応急対策活動を中心に総合的に実施する。

2 災害通信連絡訓練

災害通信連絡訓練は、次により行う。

- (1) 主 唱 道防災会議
- (2) 実施機関 防災会議構成機関及び市町村等
- (3) 実施内容 通信障害時における災害情報の収集及び報告の訓練を実施する。

3 防災図上訓練

防災図上訓練は、次により行う。

- (1) 主 唱 道防災会議
- (2) 実施機関 防災会議構成機関及び市町村等
- (3) 実施内容 各種災害に対処する応急対策訓練を図上において実施する。

第4 相互応援協定に基づく訓練

町、道及び防災関係機関等は、協定締結先と相互応援の実施についての訓練を実施する。

第5 民間団体等との連携

町、道及び防災関係機関等は、防災の日や防災週間等を考慮しながら、水防協力団体、相互応援協定を締結している民間団体、ボランティア団体及び要配慮者を含めた地域住民等と連携した訓練を実施する。

第6 自主防災組織等が行う訓練への支援

町は、「北海道地域防災マスター」等の地域における防災リーダーと連携しながら、自主防災組織等が行う防災訓練への支援を行う。

第7 複合災害に対応した訓練の実施

町及び防災関係機関は、地域特性に応じて発生可能性が高い複合災害を想定した図上訓練や実動訓練等の実施に努めるとともに、その結果を踏まえて職員及び資機材の投入や外部支援の要請等についての計画・マニュアル等の充実に努める。

第3節 自主防災組織の育成等に関する計画

災害発生の防止並びに災害発生時の被害軽減を図るため、「自分達の地域は自分達で守る」という精神のもとに、住民、事業者等における自主防災体制の整備、育成を推進する。

その際、女性の参画の促進に努める。

第1 自主防災組織

町は、地域の自主防災組織の設立及び育成に努め、地域住民が一致団結して、初期活動や救出・救護活動をはじめ、要配慮者（避難行動要支援者）の避難の誘導等防災活動が効果的に行われるよう協力体制の確立を図る。

なお、自主防災組織の普及については、女性の参画に配慮するとともに、女性リーダーの育成に努める。

第2 事業所等の防災組織

多数の者が利用し、又は従事する施設並びに危険物を取り扱う事業所において、自衛消防組織が法令により義務付けられている一定の事業者については、制度の徹底を図るとともに、防災要員等の資質の向上に努める。

また、その他の事業所についても、自主的な防災組織の設置など育成を図り、積極的な防災体制の整備、強化に努める。

第3 自主防災組織の編成

自主防災組織は、組織が有する機能を十分に発揮するために、あらかじめ組織内の役割分担を定めておく。

なお、組織の編成に当たっては、地域の実情に応じて次の点に留意する。

- 1 自主防災組織は、地域住民相互の緊密な連携のもとに活動することが必要とされるので、住民が連帯感を持てるよう適正な規模で編成するものとし、大規模な組織にあっては、いくつかのブロックに分ける。
- 2 他地域への通勤者が多い地域は、昼夜間の活動に支障のないよう組織を編成する。

第4 自主防災組織の活動

自主防災組織は、平常時及び非常時において、次のとおり活動する。

1 平常時の活動

(1) 防災知識の普及

災害の発生を防止し、被害の軽減を図るためには、住民一人ひとりの日頃の備え及び災害時の的確な行動が大切であるので、集会等を利用して防災に対する正しい知識の普及を図る。

(2) 防災訓練の実施

災害が発生したとき、住民の一人ひとりが適切な措置をとることができるようにするため、日頃から繰り返し訓練を実施し、防災活動に必要な知識及び技術を習得する。

訓練には、個別訓練及びこれらをまとめた総合訓練があり、個別訓練として次のようなものが考えられることから、訓練を計画する際には、地域の特性を考慮する。

ア 情報収集伝達訓練

防災関係機関から情報を迅速かつ的確に住民に伝達し、地域における被害状況等を関係機関へ通報するための訓練を実施する。

イ 消火訓練

火災の拡大・延焼を防ぐため消火設備を使用して消火に必要な技術等を習得する。

ウ 避難訓練

避難の要領を熟知し、指定緊急避難場所や指定避難所まで迅速かつ安全に避難できるように実施する。

エ 救出救護訓練

家屋の倒壊やがけ崩れ等により下敷きとなった者の救出活動及び負傷者に対する応急手当の方法等を習得する。

オ 図上訓練

町の一定の区域内における図面を活用して、想定される災害に対し、地区の防災上の弱点等を見だし、それに対処する避難方法等を地域で検討し実践すべく、図上訓練を実施する。

(3) 防災点検の実施

家庭及び地域においては、災害が発生したときに被害の拡大の原因となるものが多く考えられるので、住民各自が点検を実施するほか、自主防災組織としては、期日を定めて一斉に防災点検を行う。

(4) 防災用資機材等の整備・点検

自主防災組織は、活動に必要な資機材の整備に努めるとともに、これら資機材は災害時に速やかな応急措置をとることができるように日頃から点検を行う。

2 非常時及び災害時の活動

(1) 情報の収集伝達

自主防災組織は、災害時には地域内に発生した被害の状況を迅速かつ的確に把握して町へ報告するとともに、防災関係機関の提供する情報を伝達して住民の不安を解消し、的確な応急活動を実施する。

このため、あらかじめ次の事項を決めておくようにする。

ア 連絡をとる防災関係機関

イ 防災関係機関との連絡のための手段

ウ 防災関係機関の情報を地域に伝達する責任者及びルート

また、避難場所や避難所等へ避難した後についても、地域の被災状況、救助活動の状況等を必要に応じて報告し、混乱・流言飛語の防止に当たる。

(2) 出火防止及び初期消火

家庭に対しては、火の始末など出火防止のための措置を講ずるよう呼び掛けるとともに、火災が発生した場合、消火器などを使い、初期消火に努めるようにする。

(3) 救出救護活動の実施

がけ崩れ、建物の倒壊などにより下敷きになった者を発見したときは、町等に通報する

とともに、二次災害に十分注意し、救出活動に努めるようにする。

また、負傷者に対しては、応急手当を実施するとともに、医師による処置を必要とする場合は、救護所等へ搬送する。

(4) 避難の実施

町長等から避難指示や避難行動に時間を要する避難行動要支援者等に対する高齢者等避難が発令された場合には、住民に対して周知徹底を図り、大雨・暴風、火災、がけ崩れ、地すべり等に注意しながら迅速かつ円滑に避難場所や避難所等へ誘導する。

特に、避難行動要支援者に対しては、自治会等地域の協力のもとに早期に避難させる。

(5) 指定避難所の運営

指定避難所の運営に関し、被災者自らが行動し、助け合いながら指定避難所を運営することが求められていることから、自主防災組織等が主体となるなど、地域住民による自主的な運営を進める。

こうした避難所運営体制を発災後速やかに確立し、円滑に運営するため、日頃から避難所運営ゲーム北海道版（Doはぐ）等を活用するなど、役割・手順などの習熟に努める。

(6) 給食・救援物資の配付及びその協力

被害の状況によっては、避難が長期間にわたり、被災者に対する炊き出しや救援物資の支給が必要となる。

これらの活動を円滑に行うためには、組織的な活動が必要となるので、町等が実施する給水、救援物資の配付活動に協力する。

第5 防災リーダーとの連携

自主防災組織の設置若しくはその活動において、防災知識や技術を身につけた指導的役割を果たす人材が必要不可欠であることから、町及び道は、北海道地域防災マスター等の防災リーダーとの緊密な連携、協力体制の確立を図る。

また、地域における自主防災活動の中心となる人材の養成に努める。

第4節 情報収集・伝達体制整備計画

平常時における災害情報等の収集・伝達体制の整備等については、次のとおりである。

第1 防災会議構成機関

- 1 町及び防災会議構成機関は、災害情報等の収集及び伝達を迅速かつ的確に行うため、気象予警報及び災害情報等の取扱い要領を定め、災害発生時に対処する体制を整備するとともに、災害情報等連絡責任者を定め、あらかじめ防災会議会長（町長）に報告する。
- 2 町及び防災会議構成機関は、災害情報等に関し、必要とする資料その他を積極的に防災会議構成員間で共有するとともに、町防災計画（資料編）に掲載するよう努める。
- 3 町及び防災会議構成機関は、災害の予測・予知や災害研究を推進するため、それぞれの機関が所有する計測・観測データや危険情報などの災害予測に資する情報を必要とする機関に提供する。

また、これらの情報の多角的な活用に向け、関係機関は情報を共有化するための通信ネットワークのデジタル化を推進するとともに、全国的な大容量通信ネットワークの体系的な整備に対応したシステムの構築に努める。

第2 南富良野町、北海道及び防災関係機関

- 1 町、道及び防災関係機関は、要配慮者にも配慮した分かりやすい情報伝達と、要配慮者や災害により孤立する危険のある地域の被災者など、情報が入手困難な被災者等に対しても、確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図る。特に、災害時に孤立するおそれのある地域で停電が発生した場合に備え、衛星携帯電話などにより、当該地域の住民との情報連絡体制を確保するよう留意する。
- 2 災害時において停電の発生も想定し、情報の迅速かつ的確な収集・伝達を行うため、通信手段の多重化・多様化に努める。特に、被災者等への情報伝達手段として、防災行政無線（戸別受信機を含む。）等の無線通信システムの整備を図るとともに、IP通信網等の有線通信システムや携帯電話、衛星携帯電話等の無線通信システムも含め、要配慮者にも配慮した多様な手段の整備に努める。

また、電気事業者は、停電時にインターネット等を使用できない被災者に対する被害情報等の伝達に係る体制の整備に努める。

- 3 非常通信体制の整備、有・無線通信システムの一体的運用等により、災害時の重要通信の確保に関する対策の推進を図る。この場合、非常通信協議会とも連携し、訓練等を通じて実効性の確保に留意する。

なお、電気通信事業者は、通信の仕組みや代替通信手段の提供等について、利用者等への周知に努めるとともに、通信障害が発生した場合の被災者に対する情報提供体制の整備を図る。

- 4 情報通信手段の施設については、平常時から設備の機能を維持するための定期的な点検を実施するとともに、非常通信の取扱い及び機器の使用方法の確認などを行い、運用管理体制の整備を図る。
- 5 無線通信システムの運用においては、混信等の対策に十分留意するため、関係機関の間で運用方法について十分な調整を図る。この場合、周波数割り当て等による対策を講じる必要が生

じた際は、北海道総合通信局と事前の調整を実施する。

また、通信の輻輳時及び途絶時を想定した他の防災関係機関等との連携による通信訓練の参加に努める。

- 6 町は、災害時でも情報通信手段の維持・確保ができるよう、応急復旧対策のために必要となった場合に提供する場所の選定に努める。

なお、その場合において、様々な災害に対応できるよう、複数箇所の選定に努める。

第3 通信施設の整備の強化

町は、非常災害時の通信の確保を図るため、通信回線の複線化や代替回線の準備、非常用電源設備などの整備を推進するとともに、無線設備や非常用電源設備の保守点検の実施と的確な操作の徹底、専門的な知見・技術を基に耐震性のある堅固な場所への設置等を図る。

また、防災関係機関は、地震災害時において円滑な災害情報の収集及び伝達ができるよう通信施設の整備強化を図る。

第5節 物資及び防災資機材等の整備・確保に関する計画

町、道及び関係機関は、災害時において住民の生活を確保するための食料その他の物資の確保及び災害発生時における応急対策活動を円滑に行うための防災資機材等の整備に努めるとともに、地域内の備蓄量、供給事業者の保有量の把握に努める。その際、要配慮者向けの物資等の確保に努める。

また、平常時から資料収集や訓練等を通じて物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続の確認を行うよう努める。

第1 食料その他の物資の確保

1 町は、平常時の物資備蓄に係る空間的及び金銭的成本を抑制し、かつ災害時における住民生活の早期安定を図るため、あらかじめ関係機関及び保有業者と食料品や日用品等の調達に関する協定を締結するなど、食料、飲料水、燃料及び毛布等生活必需品等の調達体制を整備して災害時における応急生活物資の確保に努めるとともに、災害時に避難所等で必要となる食料、飲料水、生活必需品、衛生用品、燃料、その他の物資について、概ね発災から3日目までに必要な数量（住民持参分を除く。）を備蓄するよう努める。

[備蓄品の例]

食料・・・米類、乾パン、麺類、缶詰、乳幼児用ミルク

飲料水・・・ペットボトル水

生活必需品・・・毛布、哺乳瓶、生理用品、おむつ（小児用・大人用）

衛生用品・・・マスク、消毒液

燃料・・・ガソリン、灯油

その他・・・トイレ、発電機、投光器、水袋、扇風機、ストーブ、段ボールベッド、パーティション、ブルーシート、土のう袋

2 町及び道は、防災週間や防災関連行事等、あらゆる機会を通じ、住民や事業者に対し、「最低3日間、推奨1週間」分の食料、飲料水、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレトペーパー、ポータブルストーブ等の備蓄に努めるよう啓発を行う。

第2 防災資機材の整備

町、道及び関係機関は、災害時に必要とされる資機材の整備充実を図る。

また、町は、非常用発電機の整備のほか、積雪・寒冷期において発生した場合の対策として、暖房器具・燃料等の整備に努める。

第3 備蓄倉庫等の整備

町は、防災に係る備蓄品、資機材等を保管する倉庫等の整備に努める。

なお、町が所管する倉庫の名称及び位置は、次のとおりである。

名 称	所 在 地
・幾寅倉庫	南富良野町字幾寅（町役場庁舎前）
・金山倉庫	南富良野町字金山（福祉交流センター）

資料編〔避難・通信等〕	・ 防災資機材・救援物資状況（資料 5-8）
〔条例・協定等〕	・ 災害時における協定一覧（資料 6-3）

第6節 相互応援（受援）体制整備計画

町をはじめとする災害予防責任者が、その所掌事務又は業務について災害応急対策若しくは災害復旧の実施に際し、他の者を応援する又は他の者の応援を受けることを必要とする事態に備え、必要な措置を講ずるよう努めるための対策は、次のとおりである。

また、町、道及び指定地方行政機関は、災害時におけるボランティア活動が果たす役割の重要性を踏まえ、平常時からボランティアとの連携に努める。

第1 基本的な考え方

災害予防責任者は、災害発生時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるよう、平常時から相互に協定を締結するなど、連携強化に努めるとともに、企業、NPO等に委託可能な災害対策に係る業務については、あらかじめ企業等との間で協定を締結しておく、輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設を把握しておくなど、そのノウハウや能力等の活用に努める。

また、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の地方公共団体や防災関係機関から応援を受け入れて情報共有や各種調整を行うことができるよう、受援体制の整備に努め、特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースの確保を行うとともに、訓練等を通じて応援・受援に関する連絡・要請の手順や応援機関の活動拠点、資機材等の集積・輸送体制等について確認を行うなど、必要な準備を整えるよう努める。あわせて、大規模災害が発生した際等に、被災市町村への応援を迅速かつ的確に実施できるよう、応援や受援に関する計画や、災害の種類、被災地域に応じた対応マニュアルを策定し、それぞれ防災業務計画や町防災計画等に位置づけるよう努めるとともに、防災総合訓練などにおいて応援・受援体制を検証し、さらなる連携の強化を図る。

第2 相互応援（受援）体制の整備

- 1 町は、道や他の市町村への応援要求又は他の市町村に対する応援が迅速かつ円滑に行えるよう、日頃から道や他の市町村と災害対策上必要な資料の交換を行うほか、あらかじめ連絡先の共有を徹底するなど、必要な応援準備及び受援体制を整えておく。
- 2 町は、必要に応じて、被災時に周辺市町村が後方支援を担える体制となるよう、あらかじめ相互に協定を結び、それぞれにおいて後方支援基地として位置づけるなど、必要な準備を整える。
- 3 町は、災害時に自らのみでは迅速かつ十分な対応が困難な場合に、他の地方公共団体からの物資の提供、人員の派遣、廃棄物処理等、相互に連携・協力して速やかに災害対応を実施できるよう、相互応援協定の締結に努める。その際、近隣の市町村に加えて、大規模な災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する市町村との間の協定締結も考慮する。

資料編〔条例・協定等〕	<ul style="list-style-type: none"> ・「かみかわの絆19」～上川管内町村広域防災に関する決議～（資料6-4） ・災害時等における北海道及び市町村相互の応援に関する協定（資料6-6）
-------------	---

第3 災害時におけるボランティア活動の環境整備

- 1 町及び道は、平常時から地域団体、NPO・ボランティア等の活動支援やリーダーの育成を図るとともに、NPO・ボランティア等と協力して発災時における防災ボランティアとの連携についても検討する。
- 2 町、道及び指定地方行政機関は、ボランティアの自主性を尊重しつつ、日本赤十字社、社会福祉協議会等やボランティア団体との連携を図り、災害時においてボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図る。
- 3 町及び道は、行政・NPO・ボランティア等の三者で連携し、平常時の登録、研修制度、災害時に防災ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、防災ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等に係る情報提供の方策等を対象とした意見交換を行う情報共有会議の整備・強化について、研修や訓練を通じて推進する。
- 4 町及び道は、社会福祉協議会、NPO等関係機関との間で、被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築するものとする。また、地域住民やNPO・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで、防災ボランティア活動の環境整備に努める。

第7節 避難体制整備計画

災害から住民の生命・身体を保護するための避難路、指定緊急避難場所（一時的に避難するグラウンドや高台等）及び指定避難所（一定の期間避難生活をする場所）の確保及び整備等については、次のとおりである。

第1 避難誘導体制の構築・整備

災害の危険性が高まり、住民が避難する事態が発生した場合には、混乱なく安全に避難できるよう適切な避難誘導が不可欠であり、事前の避難の環境づくりが重要である。

町は、避難及び避難誘導に当たっては、避難者自らの自力救済を原則として、自立的な生活再建を支援するという観点から避難者支援を講ずるが、要配慮者（避難行動要支援者）には、福祉的観点からきめ細やかな配慮に努める。

そのため、職員は、「第2章 第8節 要避難行動要支援者等の要配慮者に関する計画」、「第3章 第4節 避難対策計画」に示す活動方法・内容等の習熟に努めるとともに、避難誘導体制の構築・整備に当たって、次のとおり実施する。

1 基本的な考え方

- (1) 町は、大規模火災、風水害、地震等の災害から住民の安全を確保するために必要な避難路をあらかじめ指定し、その整備を図るとともに、避難経路や指定緊急避難場所、指定避難所等に案内標識を設置する等、緊急時の速やかな避難が確保されるよう努める。その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫、台風等による暴風と河川洪水との同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努める。
また、必要に応じて避難場所の開放を自主防災組織で担う等、円滑な避難のため、自主防災組織等の地域のコミュニティを活かした避難活動を促進する。
- (2) 町は、指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、避難場所等の名称・方向・距離等を明示するとともに、住民等に対し、標識に使用する日本産業規格に基づく災害種別一般図記号の見方について周知徹底に努める。
- (3) 避難指示等が発令された場合の安全確保措置としては、指定緊急避難場所への移動を原則とするものの、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、近隣の安全な場所への移動又は屋内安全確保等を行うべきことについて、町は、日頃から住民等への周知徹底に努める。
- (4) 町及び道は、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、他の地方公共団体との広域一時滞在に係る応援協定や、被災者の運送に関する運送事業者等との協定を締結するなど、具体的な手順を定めるよう努める。
- (5) 町及び道は、学校等が保護者との間で、災害発生時における児童生徒等の保護者への引き渡しに関するルールをあらかじめ定めるよう促すものとする。
- (6) 町は、小学校就学前の子ども達の安全で確実な避難のため、災害発生時における保育所と町との間の連絡・連携体制の構築に努める。

2 避難誘導體制の整備

避難者の誘導を、安全かつ迅速に行うことができるよう、次の誘導體制を整備しておく。

- (1) 避難誘導を必要とする場合は、保健福祉対策部 福祉・保健衛生班（保健福祉課 社会福祉係、介護医療係、保健指導係、すこやかこども室 こども育成係）の統括のもと、消防団や自主防災組織等の住民組織等との連携を図り、組織的に避難誘導をできるよう整備する。
特に要配慮者（避難行動要支援者）、危険箇所付近の住民の安全な避難を優先する。
- (2) 風水害の場合は、浸水、斜面崩壊等のおそれがあるため、気象情報や巡視によって周辺状況を把握し、洪水ハザードマップ及び土砂災害危険箇所等の情報を基に、浸水及び危険箇所を避け、道路の機能性や安全性に配慮した避難経路を設定する。
特に、浸水や土砂災害の危険箇所のある地区においては、地区の避難所が利用できない場合も想定に加え、避難判断基準に基づき早期に避難情報を発令し、避難を開始する。
- (3) 避難実施に当たっては、原則として徒歩による避難とするが、目的の避難場所までの距離が離れていたり、要配慮者（避難行動要支援者）の円滑な避難が求められる場合は、地区の避難所等を一時集合場所に設定し、状況に応じて誘導員の配置や車両による移送等による集団避難等についても対策を講じる。

3 自主避難体制の整備

町は、住民が豪雨等による災害の発生する危険性を感じたり、土砂災害などの前兆現象を発見し、自ら危険だと判断した場合等においては、隣近所で声を掛け合って自主的に避難をするよう、広報紙をはじめ、あらゆる機会を通じてその啓発に努める。

4 避難情報の伝達体制の整備

町は、避難指示等の伝達は、住民への周知が最も迅速で確実な効果的方法により実施できるよう次の点に留意し、あらかじめ伝達系統や伝達体制を整備しておく。

また、住民は戸別受信機の電池交換等、町防災情報の受信環境の整備に努める。

- (1) 電話等を利用して伝達する。
- (2) 住民組織等を通じ、関係者が直接、口頭及び拡声器により伝達する。
- (3) サイレン、消防信号をもって伝達する。
- (4) 広報車における呼び掛けにより伝達する。
- (5) 防災行政無線により伝達する。
- (6) 防災情報サイト、エリアメール等により伝達する。

5 要配慮者に対する避難誘導體制及び避難場所等の指定・整備

町は、要配慮者が適切に避難できるよう、「第2章 第8節 避難行動要支援者等の要配慮者に関する計画 第2の2」に示すとおり、平常時から避難誘導體制等の整備に努める。

6 避難路の安全確保

町は、避難場所、避難所への避難経路の安全を確保するため、次のことに留意する。

- (1) 避難場所、避難所へ至る主な経路となることが予想される道路について、避難に当たっての危険箇所の把握、十分な幅員の確保、延焼防止、がけ崩れ等のための施設整備に努める。
- (2) 道路に面する構造物等が避難時に支障とならないよう、沿道の土地所有者や施設管理者に対し啓発及び指導を行う。

第2 指定緊急避難場所の確保等

1 町は、災害の危険が切迫した緊急時において住民の安全を確保するため、地域の地形・地質・施設の災害に対する安全性等を勘案し、必要があると認めるときは、次の異常な現象の種類ごとの基準に適合し、災害発生時に迅速に開設することが可能な管理体制等を有する施設又は場所を、あらかじめ当該施設等の管理者の同意を得た上で、指定緊急避難場所として指定する。

その際は、観光地や昼夜の人口変動の大きさなどの地域特性や要配慮者の利用等についても考慮するとともに、災害の想定等により必要に応じて、近隣の市町村の協力を得て、指定緊急避難所を近隣市町村に設ける。

また、指定緊急避難場所については、災害の種別に応じて指定していること及び避難の際には発生するおそれがある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであることについて、日頃から住民等への周知徹底に努める。特に、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不相当である場合があることを日頃から住民等への周知徹底に努める。

■ 指定緊急避難場所の基準 ■

基準		異常な現象		大規模な 火事	洪水	高潮	内水氾濫 (※1)	噴火に伴い 発生する 火山現象 (※2)	津波	地震	
		崖崩れ ・ 土石流 ・ 地滑り									
管理の基準		居住者等に解放され、居住者等受入用部分等(*)について物品の設置又は地震による落下、転倒、移動等の事由により避難上の支障を生じさせないもの (* 下記 a 2 の場合、居住者等受入用部分等には、当該部分までの避難上有効な階段等の経路が含まれる)									
施設の 構造の 基準 又は 立地の 基準 (A)・(B) いずれに 該当	構造 (A)	想定される洪水等の水位以上の高さに居住者等受入用部分が配置され、かつ、当該居住者等受入用部分までの避難上有効な階段等の経路がある(a2)						施設が地震に対して安全な構造のものとして地震に対する安全性に係る建築基準法等(※3)に適合するもの(a3)			
	《例》 津波は a1、a2 、a3を 満たす	異常な現象による水圧、波力、振動、衝撃等が作用する力によつて、施設の構造耐力上支障のある事態(損壊、転倒、滑动、沈下等)を生じない構造のもの(a1)									
	立地 (B)	安全区域内(人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがないと認められる土地の区域内)にある						当該場所又はその周辺に、地震発生時に人の生命・身体に危険を及ぼすおそれのある建築物・工作物等がない			

※1 一時的に大量の降雨が生じた場合において下水道等の排水施設又は河川等の公共の水域に雨水を排水

できないことによる浸水

※2 火砕流、溶岩流、噴石、泥石流等

※3 建築基準法(昭和25年法律第201号)並びにこれに基づく命令及び条例の規定

資料：北海道地域防災計画(北海道防災会議)

- 2 町は、学校を指定緊急避難場所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮し、施設の利用方法等について、事前に当該学校、教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図る。
- 3 指定緊急避難場所の管理者は、廃止、改築等により当該指定緊急避難場所の現状に重要な変更を加えようとするときは、町長に届け出なければならない。
- 4 町は、当該指定緊急避難場所が廃止されたり、基準に適合しなくなったと認めるときは、指定緊急避難場所の指定を取り消すものとする。
- 5 町長は、指定緊急避難場所を指定し、又は取り消したときは、知事に通知するとともに公示しなければならない。

第3 指定避難所の確保等

- 1 町は、災害が発生した場合に被災者を滞在させるため、次の基準に適合する施設を、あらかじめ当該施設の管理者の同意を得た上で、指定避難所として指定するとともに、住民等への周知徹底を図る。

規 模	被災者等を滞在させるために必要かつ適切な規模を有すること。
構 造	速やかに、被災者等を受け入れ、生活関連物資を配付することが可能な構造・設備を有すること。
立 地	想定される災害による影響が比較的少ない場所にあること。
交 通	車両等による災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあること。

- 2 町は、主として要配慮者を滞在させることが想定されるものにあつては、上記に加えて次の基準に適合する施設を指定する。
 - (1) 要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられていること。
 - (2) 災害が発生した場合において要配慮者が相談し、又は助言その他の支援を受けることができる体制が整備されること。
 - (3) 災害が発生した場合において主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されること。
- 3 指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができる。
- 4 町は、指定避難所の指定に当たっては、次の事項について努めるものとする。
 - (1) 指定避難所を指定する際にあわせて広域一時滞在の用にも供することについて定めるなど、他の市町村からの被災住民を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておく。
 - (2) 老人福祉センターや障害福祉施設等の施設を活用し、指定避難所内の一般のスペースでは生活することが困難な障がい者等の要配慮者が、指定避難所での生活において特別な配慮が受けられるなど、要配慮者の状態に応じて安心して生活できる体制を整備した福祉避難所を指定する。
 - (3) 学校を指定避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮しつつ、施設の利用方法等について、事前に当該学校、教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図る。
 - (4) 指定避難所となる施設において、あらかじめ、必要な機能を整理し、備蓄場所の確保、

通信設備の整備等を進める。また、必要に応じ指定避難所の電気容量の拡大に努める。

- (5) 指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努める。
- 5 指定避難所の管理者は、廃止、改築等により当該指定避難所の現状に重要な変更を加えようとするときは、町長に届け出なければならない。
- 6 町は、当該指定避難所が廃止されたり、基準に適合しなくなったと認めるときは、指定避難所の指定を取り消すものとする。
- 7 町長は、指定避難所を指定し、又は取り消したときは、知事に通知するとともに、公示し、当該通知を受けた知事は、その旨を内閣総理大臣に報告する。

資料編〔避難・通信等〕 ・ 避難施設（資料 4-1）

第4 避難計画の策定等

1 避難指示等の具体的な発令基準の策定及び住民等への周知

町は、適時・適切に避難指示及び高齢者等避難（以下「避難指示等」という。）を発令するため、あらかじめ避難指示等の具体的な判断基準（発令基準）を策定する。

また、住民等の迅速かつ円滑な避難を確保するため、避難指示等の意味と内容の説明、避難すべき区域や避難指示等の判断基準（発令基準）について、日頃から住民等への周知に努める。

さらに、躊躇なく避難指示等が発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、庁内をあげた体制の構築に努める。

2 防災マップ・ハザードマップ等の作成及び住民等への周知

町長は、住民等の円滑な避難を確保するため、浸水想定区域など、災害発生時に人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認められる土地の区域を表示した図面に、災害に関する情報の伝達方法、指定緊急避難場所及び避難路等、必要となる事項を記載した防災マップ、ハザードマップ等を作成し、印刷物の配布その他の必要な措置を講ずるよう努める。

ハザードマップ等の配布又は回覧に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえで、とるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等、避難に関する情報の意味の理解の促進に努める。

3 南富良野町避難計画

町は、主に次の事項に留意して避難計画を策定するとともに、自主防災組織等の育成を通じて避難体制の確立に努める。

また、要配慮者を速やかに避難誘導するため、地域住民、自主防災組織、自治会、関係団体、福祉事業者等の協力を得ながら、平常時より、情報伝達体制の整備、要配慮者に関する情報の把握・共有、避難支援計画の策定等、避難誘導體制の整備に努める。

- (1) 避難指示、高齢者等避難を発令する基準及び伝達方法
- (2) 指定緊急避難場所・指定避難所の名称、所在地、対象地区及び対象人口
- (3) 指定緊急避難場所・指定避難所への経路及び誘導方法（観光地などについては、観光入

り込み客対策を含む。)

- (4) 避難誘導を所管する職員等の配置及び連絡体制
- (5) 避難場所・避難所の開設に伴う被災者救護措置に関する事項
 - ア 給水、給食措置
 - イ 毛布、寝具等の支給
 - ウ 衣料、日用必需品の支給
 - エ 暖房及び発電機用燃料の確保
 - オ 負傷者に対する応急救護
- (6) 指定緊急避難場所・指定避難所の管理に関する事項
 - ア 避難中の秩序保持
 - イ 住民の避難状況の把握
 - ウ 避難住民に対する災害情報や応急対策実施状況の周知、伝達
 - エ 避難住民に対する各種相談業務
- (7) 避難に関する広報
 - ア 防災行政無線（戸別受信機を含む。）等による周知
 - イ 緊急速報メールによる周知
 - ウ 広報車（消防、警察車両の出動要請を含む。）による周知
 - エ 避難誘導者による現地広報
 - オ 住民組織を通じた広報

4 被災者の把握

被災者の避難状況の把握は、被災者支援、災害対策の基本となるが、発災直後は、避難誘導や各種災害応急対策などの業務が錯綜し、居住者や指定避難所への受入状況などの把握に支障を生じることが想定される。

このため、町は、指定避難所における入所者登録などの重要性について、避難所担当職員や避難所管理者に周知徹底を図るとともに、個人データの取り扱いには十分留意しながら、災害時用の住民台帳（データベース）などを作成し、避難状況を把握することも検討する。

また、避難者台帳（名簿）を速やかに作成するため、あらかじめ様式を定めて印刷の上、各避難所に保管することも検討する。

第5 防災上重要な施設の管理等

- 1 学校、医療機関及び社会福祉施設の管理者は、次の事項に留意してあらかじめ避難計画を作成し、関係職員等に周知徹底を図るとともに、訓練等を実施することにより避難の万全を期するよう努める。
 - (1) 避難の場所（指定緊急避難場所、指定避難所）
 - (2) 経路
 - (3) 移送の方法
 - (4) 時期及び誘導並びにその指示伝達の方法
 - (5) 保健、衛生及び給食等の実施方法
 - (6) 暖房及び発電機の燃料確保の方法
- 2 要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、介護保険法等の関係法令などにに基づき、自然災害

からの避難を含む非常災害に関する具体的計画を作成する。

第6 公共用地等の有効活用への配慮

町、道及び北海道財務局は、相互に連携しつつ、避難所等や備蓄等、防災に関する諸活動の推進に当たり、公共用地等の有効利用に配慮する。

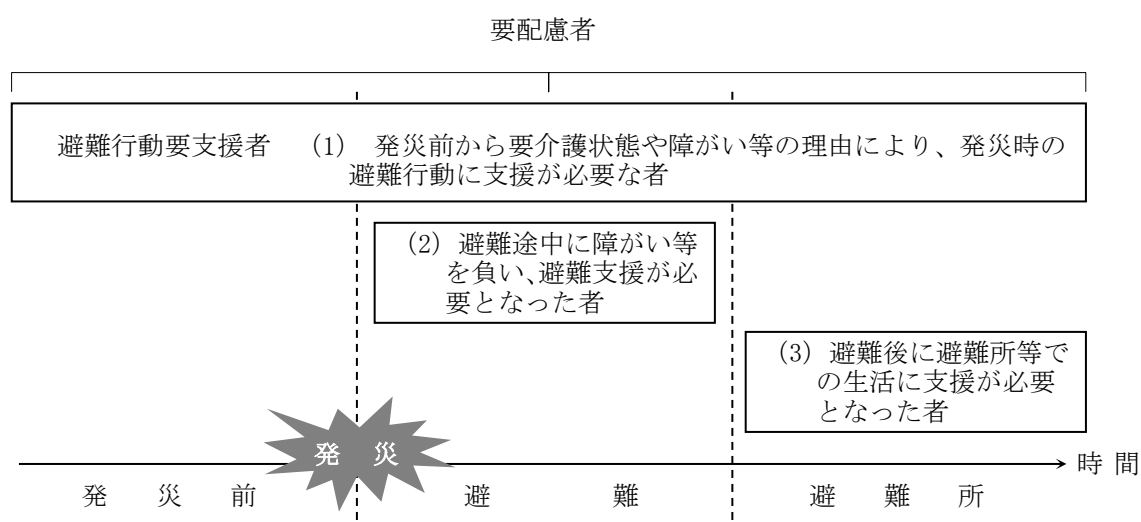
第8節 避難行動要支援者等の要配慮者に関する計画

災害発生時における要配慮者の安全の確保に関する計画は、次のとおりであり、別に定める「要配慮者避難支援プラン」により、支援体制を整備する。

第1 基本的な考え方

要配慮者については、発災前から避難後の生活までの段階に区分し、時間軸に沿って整理すると、次の(1)～(3)のように分類される。

■ 避難行動と避難生活における要配慮者支援（概念の整理）



こうしたことから、上記に示す要配慮者のうち、避難行動要支援者については、発災前から要介護状態や障がい等の理由により、発災時の避難行動に特に支援が必要な者として、避難支援、安否確認等、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護する措置を講じるために、あらかじめその把握に努めることが重要である。

第2 安全対策

災害発生時には、特に高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等が、被害を受けやすい、情報を入力しにくい、避難所における良好な環境を得にくいなどの状況に置かれる場合が見られることから、町、道及び社会福祉施設等の管理者は、これら要配慮者の安全の確保等を図るため、住民、住民組織等（自治会、自主防災組織等）、関係団体等の協力を得ながら、平常時から要配慮者の実態把握、緊急連絡体制、避難誘導等の防災体制の整備に努める。

1 南富良野町の対策

町は、防災担当課（防災安全推進室）をはじめとする関係部署との連携のもと、住民組織及び平常時から避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難支援計画の策定や避難行動要支援者名簿を作成・定期的な更新を行うとともに、庁舎等の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないように、電子媒体と紙媒体の両方で保管する等、名簿情報の適切な管理に努める。

また、消防団、警察、自主防災組織等の防災関係機関及び平常時から要配慮者と接している

社会福祉協議会、民生委員、介護保険制度関係者、障がい者団体等の福祉関係者と協力して、要配慮者に関する情報の共有、避難行動支援に係る地域防災力の向上等、避難支援の体制整備を推進する。

(1) 全体計画の策定

町は、避難行動要支援者に係る全体的な考え方を整理し、重要事項については、町防災計画に定めるとともに、細目的な部分も含め、町防災計画の下位計画として全体計画を定める。

(2) 要配慮者の把握

町は、要配慮者について、町の関係部署における要介護高齢者や障がい者等の関連する情報を整理、把握しておく。

(3) 避難行動要支援者名簿の作成、更新及び情報共有

町は、要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難であり、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要する者の範囲について、要介護状態区分、障害支援区分、家族の状況等を考慮した要件を設定した上で、避難行動要支援者名簿を作成する。

ア 避難行動要支援者の範囲

避難行動要支援者の範囲については以下の者とし、状況に応じて対象者の範囲を拡大する。

(ア) 高齢者等

- a 要介護3以上で、在宅で生活する者
- b 寝たきり高齢者及び認知症高齢者
- c 一人暮らし高齢者
- d 高齢者夫婦等世帯の高齢者

(イ) 障がい者

- a 身体障害者障害程度等級表の級別「1級及び2級」の者
- b 療育手帳判定基準の障害程度「最重度（A）及び重度（A）」の者
- c 精神障害者保健福祉手帳の障害等級「1級」の者

(ウ) その他町長が必要と認める者

イ 記載事項

作成する避難行動要支援者名簿は、避難支援、安否確認等、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護する措置を講じるために、次に掲げる事項を記載又は記録する。

(ア) 氏名

(イ) 生年月日

(ウ) 性別

(エ) 住所又は居所

(オ) 電話番号その他の連絡先

(カ) 避難支援等を必要とする事由

(キ) (ア) から (カ) に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し、町長が必要と認める事項

ウ 更新及び情報共有

避難行動要支援者名簿の情報については、適宜最新の状態に保つよう努めるとともに、その情報を町及び避難支援等関係者間で共有する。

なお、災害時には、本人の同意がなくとも名簿情報を提供できることについて、留意する。

(4) 避難支援等関係者への事前の名簿情報の提供

町は、平常時から名簿を提供することに同意を得られた避難行動要支援者又は町の条例の定めにより、あらかじめ避難支援等関係者に名簿を提供するとともに、名簿情報の漏洩の防止等情報管理に関し必要な措置を講ずる。

また、同意を得る際は、対象となる避難行動要支援者への十分な説明を行うほか、同意能力のない者に対しては、家族等の第三者による意思確認等、必要な配慮を行う。

なお、避難行動要支援者名簿は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、町長が、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために、特に必要があると認めるときは、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に対し、名簿情報を提供することができる。この場合においては、名簿情報を提供することについて本人の同意を得ることを要しない。

(5) 避難行動要支援者名簿の更新

町は、毎年内容確認を行い、変更がある場合は更新を行う。ただし、要支援者の死亡、住所変更が判明した場合及び避難支援等関係者を変更する必要がある場合は、その都度更新を行う。

(6) 緊急連絡体制の整備、避難行動要支援者の把握

町は、地域ぐるみの協力のもとに、避難行動要支援者に対するきめ細かな緊急連絡体制の確立を図る。そのために必要となる避難行動要支援者名簿の作成に当たっては、避難行動要支援者を把握するために、町の関係部局で把握している要介護高齢者や障がい者等の情報を集約するよう努めるとともに、民生委員をはじめとする各種相談員や福祉団体など関係団体などからの情報収集を行う。

(7) 避難体制の確立

町は、避難行動要支援者を含む要配慮者に対する避難誘導等の方法や避難支援者等を定めておく。特に避難行動要支援者に対しては、災害発生時に可能な範囲で避難行動要支援者のもとに駆け付け、情報伝達や安否確認、避難誘導する役割を担う避難支援等関係者（地域住民、民生委員、消防団員、自治会役員、関係団体等）を地域の実態により年齢要件等にとらわれず、地域住民の協力を得て、決めるよう努めるものとする。

ただし、災害発生時において、避難行動要支援者にあつては、地域支援者の任意の協力により行われるものであり、地域支援者の不在や被災等により支援が困難となる場合があることを十分に説明する。

また、避難支援等関係者は、自らの安全を確保した後に避難支援を行うこととし、支援ができなかったとしても責任を伴うものではない。

(8) 個別計画の策定

町は、地域の特性や実情を踏まえつつ、避難行動要支援者名簿の情報に基づき、発災時に避難支援を行う援助者や避難支援の方法、避難場所、避難経路等、具体的な避難方法等についての個別計画を策定するよう努める。

(9) 避難行動要支援者名簿の管理

避難行動要支援者名簿の原本は福祉担当部署が保管し、防災担当部署が全体を、避難支援等関係者（近隣住民、民生委員、消防団員、自治会役員等）が所管分をそれぞれ保管する。

(10) 避難行動支援に係る地域防災力の向上

町は、地域の実情に応じ、要配慮者に対する災害時に主体的に行動できるようにするための研修や防災知識等の普及・啓発等の実施に努めるとともに、避難行動要支援者の態様に応じた防災教育や防災訓練の充実強化を図る。

(11) 福祉避難所*の指定

町は、指定避難所内の一般の避難スペースでは生活することが困難な障がい者等の要配慮者が、長期にわたる避難生活を余儀なくされる事態においても、その状態に応じて特別な配慮を受け、安心して生活できる体制を整備した福祉避難所を指定する。

また、状況に応じ保健福祉センターや障害福祉施設等の施設を福祉避難所として活用することも考慮する。

※ 福祉避難所

既存の建物を活用し、一般の避難所では生活に支障をきたす人のケアや、要配慮者に配慮した設備等がある避難所。なお、福祉避難所は、各避難所での避難生活及び保護が困難な要配慮者の受入れを行う二次避難所として開設する。

2 要配慮者に対する避難誘導體制

災害が起きるおそれがある場合、町は、次のとおり情報伝達を行う。

(1) 避難情報の伝達体制及び避難誘導體制の確立

町は、避難行動要支援者を含む要配慮者を速やかに避難誘導するため、地域住民、民生委員、消防団員、自治会役員、関係団体等の協力を得ながら、平常時より、情報伝達体制の整備、要配慮者情報の把握・共有、避難支援計画の策定等、避難誘導體制の確立に努める。

(2) 避難情報の活用

町は、避難行動要支援者を含む要配慮者が安全に避難できるよう、「避難指示」、「高齢者等避難」を発令する判断基準を自然災害ごとに定め、災害時において適時適切に発令する。

また、避難行動要支援者の避難行動には比較的長い時間を要することを踏まえ、「高齢者等避難」については、避難行動要支援者を主な対象とした避難情報と位置づけ、安全な避難行動が行われるよう活用する。

特に、土砂災害が発生するおそれのある地区に住む要配慮者等の避難について、避難が夜間になりそうな場合には日没前に避難が完了できるよう、早期の発令に努める。

なお、情報の伝達手段は、身体的特性等に応じた適切なものを選択し、迅速かつ確実に伝達する体制を構築する。

(3) 地域ぐるみの避難誘導體制の整備

町は、住民をはじめ、住民組織など、地域ぐるみの避難誘導等の方法について、あらかじめ定めておく。

また、学校、保育所、医療機関、介護事業者等の施設管理者は、適切な集団避難を行う。特に保育所や介護事業者等では、消防団員や保護者の協力が得られるような対策を講ずる。

(4) 要配慮者の特性に合わせた避難場所等の指定・整備

町は、避難所や福祉避難所の指定に当たり、要配慮者の実態に合わせ、利便性や安全性を十分配慮する。

なお、避難所においては、介護等に必要な設備や備品等についても十分配慮するとともに、避難生活が長期化することが予想される場合には、介護等のための人員を確保するなど、避難所における生活環境の整備に配慮する。

3 要配慮者利用施設への情報伝達

洪水浸水想定区域内に位置する要配慮者が利用する施設については、円滑・迅速な避難を確保する必要があることから、洪水によって災害が起きるおそれがある場合、町は、次のいずれかの方法により洪水情報等の伝達を行う。

- (1) 電話による伝達
- (2) 防災行政無線による伝達
- (3) 防災情報サイト、エリアメール等による伝達
- (4) 広報車による伝達
- (5) ラジオ、テレビ放送等による伝達
- (6) 伝達員による個別伝達

4 社会福祉施設等の対策

(1) 防災設備等の整備

施設管理者は、社会福祉施設等の利用者や入所者が、寝たきりの高齢者や障がい者等の要配慮者であるため、施設の災害に対する安全性を高めることが重要である。

また、施設管理者は、電気・水道等の供給停止に備えて、施設入所者が最低限度の生活維持に必要な食料、飲料水、医薬品等の備蓄に努めるとともに、施設の機能の応急復旧等に必要な防災資機材の整備に努める。

特に、要配慮者に関わる社会福祉施設等、人命に関わる重要施設の管理者は、発災後 72 時間の事業継続が可能となる非常用電源を確保するよう努める。

(2) 組織体制の整備

施設管理者は、災害時において迅速かつ的確に対処するため、あらかじめ防災組織を整え、施設職員の任務分担、動員の要領・緊急連絡等の体制を明確にしておく。

特に、夜間における富良野消防署 南富良野支署等への通報連絡や入所者の避難誘導體制に十分配慮した組織体制を確保する。

また、平常時から町との連携のもと、施設相互間並びに他の施設、地域住民及びボランティア組織等より、入所者の実態等に応じた協力が得られるような体制の整備に努める。

(3) 緊急連絡体制の整備

施設管理者は、災害の発生に備え、富良野消防署 南富良野支署への早期通報が可能な非常通報装置を設置するなど、緊急時における情報伝達の手段・方法を確立し、緊急連絡体制を整える。

(4) 防災教育・防災訓練の充実

施設管理者は、施設の職員や入所者が、災害等に関する基礎的な知識や災害時にとるべき行動等について理解や関心を深めるため、防災教育を定期的実施する。

また、施設管理者は、施設の職員や入所者が災害時等においても適切な行動がとれるよう、各々の施設の構造や入所者の判断能力・行動能力等の実態に応じた防災訓練を定期的
に実施する。

特に、自力避難が困難な者等が入所している施設においては、夜間における防災訓練も
定期的
に実施するよう努める。

資料編〔避難・通信等〕 ・ 要配慮者利用施設（資料 4-4）

第3 外国人に対する対策

町及び道は、言語・生活習慣・防災意識の異なる外国人を要配慮者として位置づけ、災害発生
時に迅速かつ的確な行動がとれるよう、次のような条件・環境づくりに努めるとともに、在留管
理制度における手続等、様々な機会をとらえて防災対策についての周知を図る。

また、被災地に生活基盤を持ち、避難生活や生活再建に関する情報を必要とする在日外国人と、
早期帰国等に向けた交通情報を必要とする訪日外国人は行動特性や情報ニーズが異なることを踏
まえ、それぞれに応じた迅速かつ的確な情報伝達の環境整備や、円滑な避難誘導體制の構築に努
める。

- 1 多言語による広報の充実
- 2 指定緊急避難場所・道路標識等の災害に関する表示板の多言語化
- 3 外国人を含めた防災訓練・防災教育の実施
- 4 外国人観光客等に対する相談窓口等の設置

第4 観光客に対する対策

地理状況に不案内な観光客が、災害発生時に迅速かつ的確な行動がとれるよう、次のような条
件・環境づくりに努めるとともに、町、観光施設の管理者及び住民による相互の連携により、災
害時の観光客の安全確保策を推進する。

また、外国人旅行者について防災対策の一層の充実を図る。

- 1 緊急時における観光地、観光施設の管理者等との連絡体制の確立
- 2 地域に不案内な観光客に対する情報提供体制、避難誘導體制の充実
 - (1) エリアメール等による情報提供
 - (2) 指定避難所等の周知

第9節 建築物災害予防計画

風水害、地震、火災等の災害からの建築物防御に関する計画は、次のとおりである。

第1 予防対策

町は、災害時に重要な役割を果たす施設が多く立地する町中心部や、指定避難所、避難路の周辺では、建築物の不燃化を図り安全性を高めるため、建築物の不燃化の推進を図る。

そのほか、がけの崩壊等で危険を及ぼすおそれのある地域においては、建築制限を行う等の予防対策を講じる。

第2 公共建造物の安全化

庁舎、消防、警察、学校、会館等の施設は、風水害等の災害時には応急対策活動の拠点となることに加え、一部避難施設としての利用も想定されるため、町は、これら施設の安全化及び施設機能の確保を図る。

また、庁舎や診療所等の施設は、大雨、台風等に伴う浸水に対する予防措置を施すとともに、停電に備えてバッテリー、無停電電源装置、自家発電設備等の整備を進める。

第3 一般建築物の安全化

町は、住民に対して次の意識啓発を行う。

1 建築物の不燃化等の必要性の啓発

建築確認等を通じ、建築物の不燃化等の関係法令について普及啓発を図るとともに、既存建物については改修時の相談に応じる。このほか、パンフレットの配布、防災講習会等を実施することにより、不燃化等の必要性を啓発する。

2 危険地域における住宅等の安全性確保のための啓発

がけ崩れや浸水その他災害が予想される危険地域の建築物や敷地等については、安全な措置の啓発に努める。また、がけ地に近接した既存不適格建築物のうち、急傾斜地崩壊防止工事などの対象にならない住宅に対して、移転促進のために助成による誘導措置を含め、普及・啓発を図る。

第4 特殊建築物等の安全化

1 特殊建築物の不燃化等

建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項第1号に限定された特殊建築物（劇場、映画館、展示場、百貨店など不特定の人が集まる施設、病院、学校、旅館・ホテルなど多数の人が滞在する施設、自動車車庫等火災の危険性が高い施設等）の安全性を推進するため、建物の不燃化等を進める。

2 特殊建築物の定期報告

特殊建築物については、所有者又は管理者が建築士等に定期的にその敷地、構造及び設備の状況について調査・検査をさせ、その結果を定期報告し、安全確保を図る。

3 特殊建築物の定期的防火検査の実施

特殊建築物については、「建築物防災週間」において、消防等の協力を得て防火点検を実施するとともに、年間を通じてパトロールを実施し、建築基準法及び防火基準適合表示制度に基づく防火上、避難上の各種改善等、建築物の安全確保に対して積極的な指導を実施し、防災対策を推進していく。

第5 道路施設の安全化

道路や橋は、ライフラインとして多様な機能を果たすとともに、災害発生時には避難、救護、消防活動等に重要な役割を担い、また、火災の延焼を防止する等、被害の軽減のための重要な柱である。そのため、町は、道路の整備、落石等通行危険箇所対策、道路の一部としての橋梁の架け替えや補強等の整備を推進する。

また、農道及び林道は、地域の生活道路としても使用されており、豪雨等により山腹崩壊、土砂崩壊、落石等の被害も予想されるため、防止施設の設置を検討する。

第6 がけ地に近接する建築物の防災対策

- 1 町及び道は、がけの崩壊等で危険を及ぼすおそれのある区域において、建築物の建築制限を行うとともに、既存の危険住宅については、がけ地近接住宅移転事業制度等を活用し、安全な場所への移転促進を図る。
- 2 町、道及び国は、大規模盛土造成地の位置や規模を示した大規模盛土造成地マップ及び液状化被害の危険性を示した液状化ハザードマップを作成・公表するよう努めるとともに、滑動崩落のおそれ大きい大規模盛土造成地において、宅地の安全性の把握及び耐震化を推進する。

第7 文化財の災害予防

町は、各種文化財の防災を中心とした保護対策を推進するため、防災思想の普及、防災力の強化等の徹底を図る。

第10節 消防計画

消防の任務は、その施設及び人員を活用して住民の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに、

風水害、火災、地震等の災害を防御し、及びこれらの災害による被害を軽減するほか、災害等による傷病者の搬送を適切に行うことにある。

なお、本計画で定めのない事項については「富良野広域連合消防計画」の定めるところによる。

第1 消防体制の整備

1 消防計画の充実

富良野広域連合は、消防の任務を遂行するため、町防災計画の内容を踏まえ、各種災害に対し、効果的な消防活動を行えるよう、消防計画の一層の充実を図る。

2 火災防御対策

富良野広域連合の策定する消防計画の内容は、火災予防及び火災防御を中核とし、これに火災以外の災害の防御又は発生による被害を軽減するための事項等を具備し、各種災害の対応に万全を期す。

3 消防の対応力の強化

富良野広域連合は、複雑多様化、高度化する消防業務に対応できる体制を確立するため、北海道消防広域化推進計画を踏まえながら、消防の対応力強化に向けて消防業務の高度化を推進する。

第2 消防力の整備

富良野広域連合は、消防活動の万全を期するため、消防力の整備指針を参考に、実態に即応する消防施設並びに人員の整備充実を図るとともに、大規模・特殊災害に対応するための、高度な技術・資機材を有する救助隊の整備の推進、先端技術による高度な技術の開発に努めるものとする。

また、消防水利の基準に定める所要の水利の整備充実を図るとともに、常にこれを有効に使用できるよう維持管理の適正を図る。

1 組織計画

(1) 平常時の組織機構

平常時における消防機関の日常業務を円滑かつ迅速に行うための組織機構は、資料 1-4 のとおりである。

(2) 非常災害時の組織機構

非常災害時の消防機関は、災害防御活動、情報収集、災害通報及び消防広報等の諸活動を迅速かつ的確に遂行するための消防隊の編成及び事務分掌は、富良野広域連合消防計画の定めるところによる。

(3) 非常災害時の定義

非常災害時とは、原則として全署及び団員を招集し、又は応援協定の組合消防にも応援

を求めなければならないような災害時で、次にあげる場合をいう。

- ア 異常気象により災害が発生し、又はそのおそれ大きいとき。
- イ 地震により家屋等の倒壊のため人的被害が大のとき、又は火災が発生したとき。
- ウ 災害対策本部が設置されたとき。
- エ 異常事象等により指揮本部長が必要と認めたとき。

2 消防力の整備計画

この計画は、町の消防力の現勢を正しく把握し、消防力の整備指針（平成 17 年消防庁告示第 9 号）及び消防水利の基準（平成 17 年消防庁告示第 9 号）等に準拠して予想される大規模・特殊災害等あらゆる災害事象に対応できる消防力の増強及び更新等の整備計画であり、長期計画に基づき実施するものとする。

3 災害予防計画

災害を未然に防止するため、予防査察、住民の自主的予防及び協力体制の確立指導等、防災思想の普及に努める。

(1) 予防査察

査察については、特殊防火対象物の防火管理体制の整備指導及び幼児、老人、身体障がい者等からの焼死者防止対策の徹底等を目的として防火査察、指導を計画的に実施して火災等の未然防止を推進する。

(2) 防災思想の普及

年 2 回の火災予防運動を実施し、各事業者に対する防災に関する研修会及び消防訓練の指導、さらに防火チラシ及びポスター等の防火資料を配布して防火思想の普及徹底に努める。

(3) 民間防火組織による普及

各行政区、自衛消防組織等の結成促進を図り、さらに北海道危険物安全協会等を通じ積極的に防火思想の向上とその対策を推進する。

(4) 危険物の規制

危険物製造所等については、施設の適否、設備等について定期的に査察調査を実施し、危険物の製造、貯蔵取扱いについて指導するとともに、北海道危険物安全協会等を通じて、防火、防災思想の向上とその対策を推進する。

4 警報発令伝達

(1) 火災警報発令条件

町長は、消防法第 22 条第 2 項の通報を受けたとき、気象の状況が火災予防上危険であると認めたときは、火災に関する警報を発令することができる。

(2) 警報の伝達及び周知

火災警報を周知した場合の伝達及び周知の方法は、富良野広域連合消防計画に基づき行うものとする。

(3) 解除

町長は、気象の状況が火災予防上危険がない状態に至ったと認めるときは、速やかに火災警報を解除しなければならない。

5 警防活動

火災等の警戒及び鎮圧のため、概ね次の警防活動を行う。

(1) 消防職員、消防団員の招集

災害の規模に応じ、消防職員、消防団員を招集して消防隊を編成し、消防力の強化を図る。

なお、火災等の出動は消防計画に基づく出動区分によるものとする。

(2) 救助及び救急活動

災害事故等による要救助者の救出及び傷病者に応急措置を施し、速やかに医療機関に搬送するための活動は、富良野広域連合救急業務実施規定の定めによる。

(3) 避難誘導

住民及び被災者等の避難誘導等は、富良野広域連合消防計画に基づくものとする。

(4) 現場広報活動

災害の状況、気象その他の情報を住民に周知し、二次災害の防止に努める。

資料編〔防災組織等〕 ・ 消防組織（資料 1-4）

第3 消防職員及び消防団員の教育訓練

富良野消防署 南富良野支署は、消防職員及び消防団員に対し、資質の向上、体力の錬成と第一線防災活動の充実強化を図るため、消防学校において「消防学校における教育訓練の基準」等に基づく教育訓練を実施する。

第4 広域消防応援体制

富良野広域連合は、大規模な火災など単独では十分な災害応急対策を実施できない場合に備え、相互に応援できる体制を整備するとともに、災害発生時においては、必要に応じ消防機関の応援協定や「第5章 第7節 広域応援・受援計画」に基づき、他の消防機関、他市町村、他都府県及び国へ応援を要請する。

なお、町内で発生した火災を鎮圧するため、近隣市町村から応援を必要とするときは、「北海道広域消防相互応援協定」（資料 6-7）に基づく申合せ事項により出動を要請する。

資料編〔条例・協定等〕 ・ 北海道消防防災ヘリコプター応援協定（資料 6-5）
 ・ 災害時等における北海道及び市町村相互の応援に関する協定（資料 6-6）
 ・ 北海道広域消防相互応援協定（資料 6-7）

第11節 水害予防計画

水害の発生を未然に防止し、又は被害の軽減を図るための予防対策上必要な計画は、次のとおりである。

なお、水防活動実施に当たっては、町、道及び消防機関、水防協力団体等、各機関相互の円滑な連携のもとで実施する。

第1 水防区域

町内河川及び水防区域・重要水防箇所は、資料3-1のとおりである。

資料編〔災害危険区域等〕 ・河川・水防区域・重要水防箇所（資料3-1）

第2 予防対策

町は、次のとおり予防対策を実施する。

なお、融雪出水に係る水害の予防対策は、「第2章 第16節 融雪災害予防計画」による。

1 治水事業の推進及び水防体制の確立

洪水等による災害を防ぎ、又は被害の軽減を図るとともに、流水の正常な機能を維持するため、河川改修事業等の治水事業を推進する。

また、水防上警戒を要する区域を指定し、河川監視を随時実施するなど管理に万全を期するとともに、水防資機材の備蓄、必要に応じて水防拠点の整備等、所要の措置を講じ、水防体制の確立を図る。

2 情報伝達手段の多重化、多様化等

気象等特別警報・警報・注意報や避難情報等を住民に対して迅速に伝達するため、関係事業者の協力を得つつ、防災行政無線（戸別受信機を含む。）、北海道防災情報システム、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、テレビ、ラジオ、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）等を用いた伝達手段の多重化、多様化を図るとともに、住民が自らの地域の水害リスクに向き合い、被害を軽減する取り組みを行う契機となるよう、分かりやすい水害リスクの開示に努める。

3 洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域の指定時における対応

洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域の指定があったときは、次の事項を定める。

なお、浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保に関する事項は、本計画の各節で記載されている事項のほか、「浸水想定区域における警戒避難体制」（資料4-2）で示すとおりである。

- (1) 洪水予報、水位到達情報の伝達方法
- (2) 避難施設その他の避難場所及び避難路その他避難経路に関する事項
- (3) 防災訓練として町長が行う洪水又は雨水出水に係る避難訓練の実施に関する事項
- (4) 洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域内に次に掲げる施設がある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地

ア 要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の特に防災上の配慮を要する

者が利用する施設)でその利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるもの

イ 大規模な工場その他の施設(アに掲げるものを除く。)であって国土交通省令で定める基準を参酌して町の条例で定める用途及び規模に該当するもの(大規模工場等)でその洪水時等の浸水の防止を図る必要があると認められるもの(所有者又は管理者からの申し出があった施設に限る。)

4 洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域内にある施設の所有者等への洪水予報の伝達

- (1) 要配慮者利用施設 所有者又は管理者(自衛水防組織が置かれたときは、所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員)
- (2) 大規模な工場その他の施設 所有者又は管理者(自衛水防組織が置かれたときは、所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員)

5 洪水浸水想定区域内の住民に対する周知措置

洪水浸水想定区域をその区域に含む場合、上記3(1)～(4)に掲げる事項を住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じる。

6 雨水出水浸水想定区域の指定等

水防法に基づき指定した排水施設等において、想定し得る最大規模の降雨により当該指定に係る排水施設に雨水を排除できなくなった場合、又は当該指定に係る排水施設(当該指定に係るポンプ施設又は貯留施設に接続する排水施設を含む。)から河川その他の公共の水域に雨水を排除できなくなった場合に浸水が想定される区域を雨水出水浸水想定区域として指定し、指定の区域、浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間等を公表するとともに、関係市町村の長に通知する。

7 水防体制の一層の充実

民間事業者や住民組織等を水防協力団体として指定する等、多様な主体の参画により、水防体制の一層の充実を図る。

8 避難指示等の判断基準(発令基準)の設定等

内閣府(防災担当)の「避難情報に関するガイドライン」に基づき、あらかじめ具体的な判断基準(発令基準)を定めるとともに、必要に応じて見直しを行う。

なお、巡回中の職員等が、河川水位の上昇等の異常を確認した場合は、基準によらず、直ちに避難指示等の発表を行うものとする。

9 ゲリラ豪雨、集中豪雨等への対応

集中豪雨等については、現状では予測が難しく、基準となる降雨強度等の定義は確立されていないため、暫定的に各雨量観測所雨量情報を活用し、記録的短時間大雨情報、又は1時間の雨量60mm程度以上が10分間以上継続した場合(10分間で10mm程度以上)には、緊急事態として、要配慮者対策に向けた体制の構築、町域の浸水危険箇所の通行止め等の処置をとる。

なお、6～9月頃にかけて発生する前線の停滞等による大雨又は局地的な豪雨(集中豪雨等)については、発生時の雨水流出抑制対策として、あらかじめ次のような対応を図る。

- (1) 集中豪雨等に対して、治水対策による整備のみでは、効果的な浸水抑制が見込めない場合も考えられるため、多様な主体と連携し、効率的に浸水被害の最小化を図る。

- (2) 水田等においては、集中豪雨等の際、洪水被害を軽減、あるいは抑制するするために、水田等から雨水をゆっくり排水する等、田んぼダム^{*}による河川への排水量の集中を避けるために、農業従事者及び関係団体等へあらかじめ協力を要請する。

※ 田んぼダム

田んぼがもともと持っている水を貯める機能（貯留機能）を利用し、大雨が降ったときに田んぼに一時的に水を貯めることで、洪水被害を軽減する取り組み。

資料編〔避難・通信等〕 ・洪水浸水想定区域における警戒避難体制（資料 4-2）
 ・要配慮者利用施設（資料 4-4）

第3 水防計画

この計画は、水防法第33条の規定に基づき、本町における水防事務の調整及びその円滑な実施のために必要な事項を規定し、洪水に際し、水災の警戒、防御により被害を軽減し、公共の安全を保持することを目的とする。

1 水防の責務

水防法に定める関係機関及び地域住民等の水防上の責務等は次のとおりである。

(1) 町（水防管理団体）の責務

水防管理者（町長）は、水防法第3条の規定に基づき、水防管理団体として、町の区域内における水防を十分果たす責任を有する。

(2) 北海道開発局（札幌開発建設部）の責務

北海道開発局（札幌開発建設部）は、「第1章 第6節 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱」のほか、自らの業務等に照らし可能な範囲で、水防管理団体が行う水防のための活動に次の協力を行い、町（水防管理団体）の行う水防活動が十分に効果を発揮できるよう努める。

ア 町（水防管理団体）に対して、河川に関する情報（空知川の水位、河川管理施設の操作状況に関する情報、CCTVの映像、ヘリ巡視の画像）の提供

イ 重要水防箇所の合同点検の実施

ウ 町（水防管理団体）が行う水防訓練及び水防技術講習会への参加

エ 町（水防管理団体）及び水防協力団体の備蓄資機材で不足するような緊急事態に際して、応急復旧資機材又は備蓄資機材の提供

オ 洪水等により、甚大な災害が発生した場合、又は発生のおそれがある場合に、町（水防管理団体）と北海道開発局（旭川開発建設部）間の水防活動に関する情報の共有を行うための職員の派遣（リエゾンの派遣）

(3) 気象庁（旭川地方气象台）の責務

ア 気象、津波、高潮及び洪水の予報及び警報の発表及び通知

イ 洪水予報の発表及び通知

(4) 上川総合振興局 旭川建設管理部の責務

防災関係機関の責務に関しては、「第1章 第1節 第7 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱」に準じ、町（水防管理団体）の行う水防活動が十分に効果を発揮できるよう努める。

(5) 住民等の責務

町、消防機関の長（消防署長）から、水防に従事することを求められたときは、これに協力する。

2 水防組織

(1) 南富良野町水防本部

本町における水防組織は、「第1章 第3節 防災組織」の定めに基づき、南富良野町水防本部（以下「水防本部」という。）により、水防に関する事務を処理する。

(2) 水防協力団体

ア 水防協力団体の指定

水防管理者（町長）は、水防法第36条第1項の規定により、法人その他これに基づきするものとして、国土交通省令で定める団体で、次項に規定する業務を適正かつ確実に行うことができるものと認められるものを、その申請により、水防協力団体として指定することができる。

なお、水防法第36条第2項の規定により、水防協力団体を指定したときは、当該水防協力団体の名称、住所及び事務所の所在地を公示する。

イ 水防協力団体の業務

水防法第37条の規定により、水防協力団体は、次に掲げる業務を行う。

- (ア) 水防団又は消防機関が行う水防上必要な監視、警戒その他の水防活動に協力すること。
- (イ) 水防に必要な器具、資材又は設備を保管し、及び提供すること。
- (ウ) 水防に関する情報又は資料を収集し、及び提供すること。
- (エ) 水防に関する調査研究を行うこと。
- (オ) 水防に関する知識の普及及び啓発を行うこと。
- (カ) 上記（ア）～（オ）に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

ウ 水防団等との連携

水防協力団体は、水防法第38条の規定により、水防団及び水防を行う消防機関との密接な連携のもと、上記イに掲げる業務を行う。

(3) 安全配慮

水防活動従事者は、自身の安全確保に留意して水防活動を実施するものとし、避難誘導や水防作業の際も、自身の安全は確保しなければならない。

3 水防本部の所轄事務

水防本部による水防に関する事務は、「第1章 第3節 防災組織」の定めに基づき、所轄する。

4 水防管理者等の情報収集

町は、迅速かつ的確な水防活動を行うため、常に気象の状況に注意し、必要と認めるときは洪水予報、水防警報等の有無にかかわらずインターネット、テレビ、ラジオ等により気象情報の収集に努める。

なお、気象等に関する情報の収集・伝達については、「第3章 第2節 気象等に関する情報の収集・伝達計画」による。

5 決壊・越水等の通報

水防法第25条の規定により、水防に際し、堤防、ダムその他の施設が決壊したとき、又は

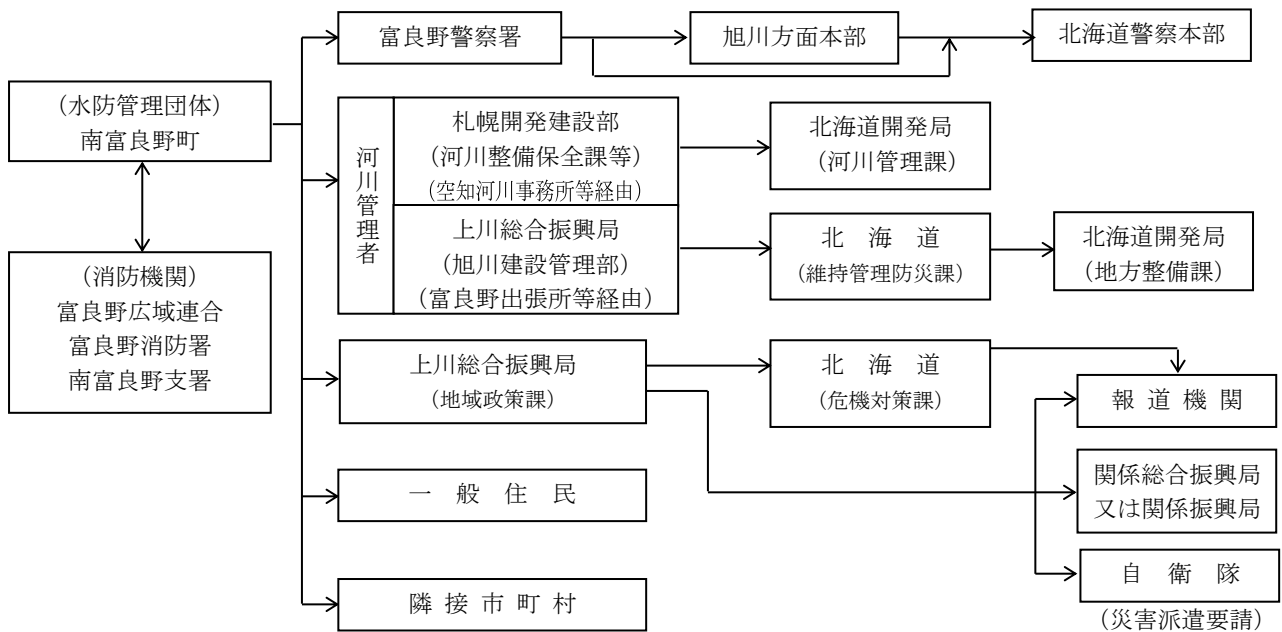
越水、溢水若しくは異常な漏水が発生したときは、水防管理者（町長）、消防機関の長又はダム等の管理者は直ちに一般住民、関係機関及び隣接市町村に通報する。

通報を受けた河川管理者は水防上危険であるかどうか確認を行い、危険が認められる場合には市町村の長に避難指示等の発令に資する事象として情報提供する。

(1) 堤防等の決壊・越水等の通報系統

堤防等の決壊・越水通報系統図は次のとおりである。

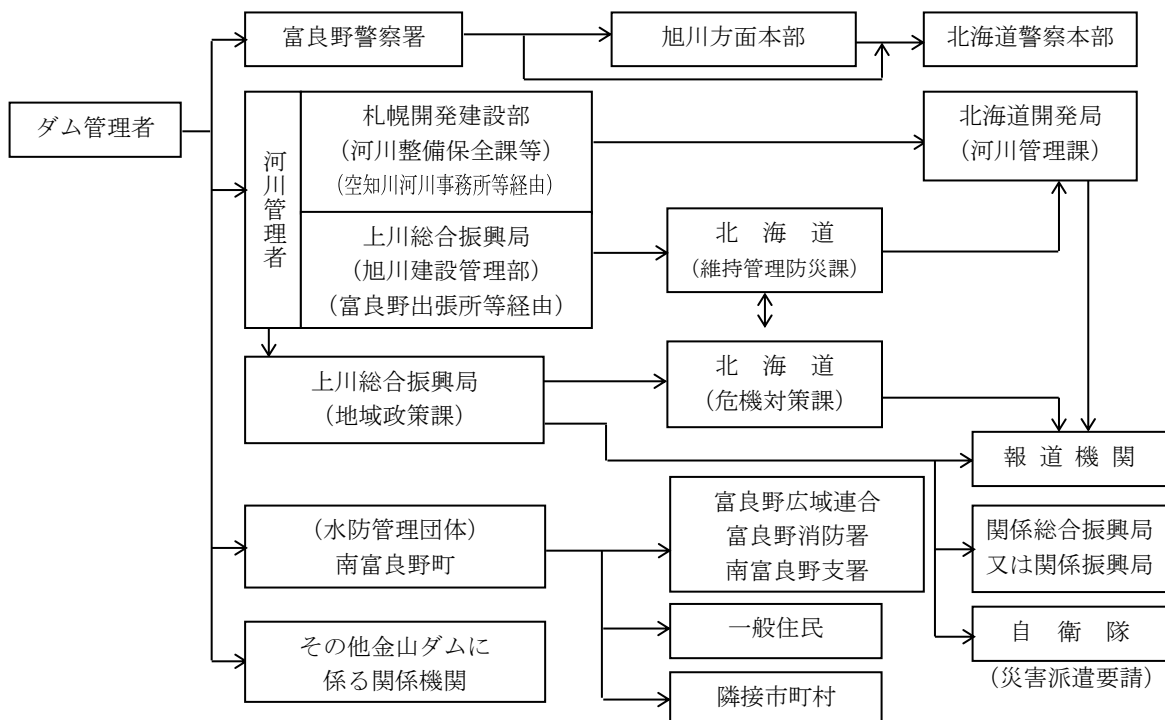
■ 堤防等の決壊通報系統 ■



(2) 異常かつ重大な状況におけるダムの通報系統

異常かつ重大な状況におけるダムの通報系統図は次のとおりである。

■ 異常かつ重大な状況が発生した場合のダムの通報系統 ■



(3) 決壊・越水後の措置

水防法第26条の規定により、堤防その他の施設が決壊したときにおいても、水防管理者（町長）、消防機関の長は、できる限り氾濫による被害が拡大しないよう努める。

6 洪水警戒情報等の伝達

警戒情報及び避難の指示等の情報は、ラジオやテレビ、防災行政無線、広報車、サイレン等によって行う。

なお、水防活動に用いる水防信号は、次による。

区分	方法	警鐘信号	サイレン	摘要
第1信号		●休止 ●休止 ●休止	●—休止 ●—休止 ●—休止 5秒—15秒 5秒—15秒 5秒—15秒	氾濫注意水位（警戒水位）に達したことを知らせる信号
第2信号		●●●●●● ●●●●●●	●—休止 ●—休止 ●—休止 5秒—6秒 5秒—6秒 5秒—6秒	水防団及び消防機関に属する者の全員が出勤すべきことを知らせる信号
第3信号		●●●●●● ●●●●●● ●●●●●●	●—休止 ●—休止 ●—休止 10秒—5秒 10秒—5秒 10秒—5秒	当該水防管理団体の区域内に居住する者が出勤すべきことを知らせる信号
第4信号		乱打●	●—休止 ●—休止 1分—5秒 1分—5秒	必要と認める区域内の居住者に避難のため立ち退くことを知らせる信号

(備考) 1. 信号は、適宜の時間継続すること。

(備考) 2. 必要があれば、警鐘信号及びサイレン信号を併用することを妨げない。

(備考) 3. 危険が去ったときは口頭、電話、防災行政無線、広報車により周知すること。

(備考) 4. 地震による堤防の漏水、沈下等の場合は、上記に準じて取り扱う。

7 主要資機材の備蓄

町の主要資機材は、資料5-8のとおりである。

なお、町は、関係機関と連携して計画的に水防用資機材の整備を図ることとし、常に一定資材を準備しておくほか、事前に資材業者と協議し、緊急時に調達する数量等を確認し、災害に備える。

また、必要に応じて重要水防箇所には水防倉庫又は代用備蓄場を整備し、重要水防箇所ごとに想定される水防工法に応じた資機材の種類・数量を備えておくものとする。

8 巡視及び警戒

(1) 河川等の巡視

水防法第9条の規定により、水防管理者（町長）、消防機関の長は、随時区域内の河川、堤防等を巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、直ちに当該河川、堤防等の管理者（以下「河川等の管理者」という。）に連絡して必要な措置を求める。

上記に係る通知を受けた河川等の管理者は、必要な措置を行うとともに、措置状況を水防管理者（町長）等に通知する。

また、河川等の管理者及びため池その他これに準ずる施設の管理者が自ら行う巡視等において水防上危険であると認められる箇所を発見した場合は、必要な措置を行うとともに、措置状況を水防管理者（町長）に通知する。

なお、水防管理者（町長）、消防機関の長が、出水期前や洪水経過後などに、重要水防箇所又は洪水箇所、その他必要と認める箇所の巡視を行う場合には、必要に応じて河川等の

管理者に立会又は共同で行うことを求めることができる。

(2) 非常警戒

水防管理者（町長）又は消防機関の長は、町内の水防区域・重要水防箇所（重要水防箇所）の監視及び警戒を厳重に行い、異常を発見したときは、速やかに上川総合振興局長及び当該河川管理者に報告する。

非常警戒に当たり、特に留意する事項は、次のとおりである。

- ア 居住地側堤防斜面の漏水又は飽水による亀裂及びびがけ崩れ
- イ 川側堤防斜面で水当たりの強い場所の亀裂又は一部流出（崩壊）
- ウ 堤防上面の亀裂又は沈下
- エ 堤防から水があふれている状況
- オ 取・排水門の両そで又は底部よりの漏水と扉の締まり具合
- カ 橋梁とその他構造物と堤防の取付部分の異常
- キ ため池については、次の事項について注意する。
 - (ア) 堤体の漏水、亀裂及びびがけ崩れ
 - (イ) 樋管の漏水による亀裂及びびがけ崩れ
 - (ウ) 取水施設、余水吐、放水路等の状態
 - (エ) 流入水及び浮遊物の状況
 - (オ) 周辺の地すべり等の崩落状況

9 水防活動

(1) 非常配備体制

ア 町の非常配備体制

(ア) 水防管理者（町長）は、次に掲げる場合に非常配備の体制をとる。

- a 水防警報指定河川について水防警報の伝達を受けたとき。
- b 水防管理者（町長）が水防活動を必要と判断したとき。
- c 知事から指示があったとき。

(イ) 非常配備の体制は、「第1章 第3節 防災組織」による。

水防管理者（町長）が、非常配備を指令したときは、水防関係機関に対し通知するとともに、速やかに水防作業を実施する。

イ 消防機関の非常配備体制

水防法第17条の規定により、水防管理者（町長）は、水防警報が発せられたとき、水位が氾濫注意水位（警戒水位）に達したとき、その他水防上必要があると認められるときは、消防機関を出動させ、又は出動の準備をさせる。

その基準は概ね次のとおりである。

(ア) 出動準備

水防管理者（町長）は、次の場合、管下消防機関に対して出動準備をさせるものとする。

- a 水防活動の利用に適合する予報及び警報の発表があり、洪水等の危険が予想されるとき。
- b 水防警報により待機又は準備の指令が発令されたとき。
- c 河川の水位が水防団待機水位（通報水位）に達して、なお上昇のおそれがあるとき、

かつ出動の必要が予測されるとき。

- d その他気象状況等により洪水の危険が予想されるとき。
- e 上記のほか、水防管理者が水防上必要があると認めるとき。

(イ) 出動

水防管理者（町長）は、次の場合は、直ちに管下消防機関を、出動させ、警戒配置につかせるものとする。

- a 水防警報により出動の指令が発令されたとき。
- b 河川の水位が氾濫注意水位（警戒水位）に達し、なお上昇のおそれがあり、危険を予知したとき。
- c 緊急にその必要があるとして知事からの指示があったとき。
- d 上記のほか、水防管理者（町長）が水防上必要があると認めるとき。

(2) 警戒区域の設定

ア 水防法第 21 条の規定により、消防機関に属する者は、水防上緊急の必要がある場合に警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対してその区域への立ち入りを禁止、若しくは制限をし、又はその区域からの退去を命ずることができる。

この場合には、速やかに警察署その他の関係機関に連絡し、消防職員又は警察官により危険防止対策を行う。

イ 水防区域において、町及び消防機関に属する者がいないとき、又はこれらの者から要請があったときは、警察官は消防機関に属する者の職権を行うことができる。

なお、水防区域を防御するための地域分担は、次のとおりとする。

■ 水防区域を防御するための地域分担 ■

水位地区名	河 川 名	消 防 機 関
落 合	空知川 シーソラブチ川 ルウオマンソラブチ川	富良野消防署 南富良野支署及び第 2 分団
幾 寅	空知川 ユクトラシュベツ川 幾寅川	富良野消防署 南富良野支署及び第 1 分団
東鹿越	石灰川 中の沢川	富良野消防署 南富良野支署及び第 1 分団
金 山	空知川 トナシベツ川 パンケヤアラ川	富良野消防署 南富良野支署及び第 4 分団
下金山	空知川 黄金川 神の沢川	富良野消防署 南富良野支署及び第 3 分団

(3) 水防作業

水防作業を必要とする異常事態が発生したときは、被害を未然に防止し、又は被害の拡大を防ぐため、堤防の構造、流速、護岸の状態等を考慮して、最も適切な工法を選択し、迅速かつ的確に水防作業を実施する。

その工法は概ね次のとおりである。

ア 土のうの積み上げ

- イ 木流し、三基枠等による増破防止
- ウ 土木用重機械による河床整理及び堤防築設
- エ 流木、堆積物等障害物の除去
- オ 決壊部へのビニールシート等の被覆

なお、水防活動従事者は、自身の安全を確保できる場所までの避難完了に要する時間等を考慮して、自身の安全を確保できないと判断したときには、自身の避難を優先する。

また、水防管理者（町長）は、平常時から水防活動従事者に水防工法等を習熟させ、災害時においても最も適切な作業が即時に実施できるよう努める。

(4) 緊急通行

水防法第19条の規定により、消防機関に属する者並びに水防管理者（町長）から委任を受けた者は、水防上緊急の必要がある場所に赴くときは、一般交通の用に供しない通路又は公共の用に供しない空地及び水面を通行することができる。

なお、町（水防管理団体）は、水防法第19条第1項の規程により、損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償しなければならない。

(5) 避難及び立ち退き

水防管理者（町長）は、堤防等が決壊した場合、又は破堤のおそれがあるときは、「第5章 第4節 避難対策計画」により、避難及び立ち退きを実施する。

(6) 事業者との連携

町は、町内の建設業者等へ水防協力団体としてあらかじめ協力を要請する等、事業者との連携を図り、出水時の円滑な水防活動の実施に努める。

(7) 住民、自主防災組織等との連携

町は、水防活動の実施に当たり、地域住民、自主防災組織等と連携を図り、水防のため必要があるときは、水防活動への協力を求める。

(8) 水防解除

水防管理者（町長）は、水位が警戒水位以下となり、かつ災害発生の危険がなくなったときは、水防の警戒体制を解除し、住民に周知する。

10 費用負担、公用負担及び災害補償等

(1) 費用負担

ア 費用負担

水防法第41条の規定により、町（水防管理団体）の水防に要する費用は、町が負担する。ただし、水防法第23条第3項及び第4項の規定により、他の水防管理団体の応援のために要した費用は、当該応援を求めた水防管理団体が負担するものとし、負担する費用の額及び負担の方法は、応援を求めた水防管理団体と応援を求められた水防管理団体が協議して定める。

イ 利益を受ける市町村の費用負担

水防法第42条第1項、第2項及び第3項の規定により、水防管理団体の水防によって、当該水防管理団体の区域以外の市町村が著しく利益を受けるときは、当該水防に要する費用の一部は、当該水防により著しく利益を受ける市町村が負担する。

負担する費用の額及び負担の方法は、当該水防を行う水防管理団体と当該水防により著しく利益を受ける市町村とが協議して定める。

なお、当該協議が成立しない場合、水防管理団体は知事に斡旋を申請することができる。

(2) 公用負担

ア 公用負担

水防法第28条第1項の規定により、水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者（町長）、消防機関の長は、水防の現場において次の権限を行使することができる。

また、水防管理者（町長）から委任を受けた者も水防の現場において、同様の権限を行使することができる。

(ア) 必要な土地の一時使用

(イ) 土石、竹木その他の資材の使用若しくは収用

(ウ) 車両その他の運搬用機器の使用

(エ) 工作物その他の障害物の処分

イ 公用負担権限委任証

公用負担を命ずる権限を行使する者は、水防管理者（町長）、消防機関の長にあっては、その身分を示す証明書を、その他これらの者の委任を受けた者は、「公用負担権限委任証」を携行し、必要がある場合は、これを提示しなければならない。

ウ 公用負担命令票

公用負担を命ずる権限を行使する者は、「公用負担命令票」を2通作成し、その1通を目的物の所有者、管理者又はこれに準ずる者に交付する。

エ 損失補償

水防法第28条第3項の規定により、町（水防管理団体）は、公用負担の権限を行使することにより損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償する。

(3) 水防に従事した者の災害補償

水防法第24条の規定により水防に従事した者が水防に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは病気に罹り、又は水防に従事したことによる負傷若しくは病気により死亡し、若しくは障がいの状態となったときは、水防法第45条の規定により、町（水防管理団体）は、政令で定める基準に従い、その者又はその者の遺族がこれらの原因によって受ける損害を補償する。

11 水防報告

(1) 水防報告

水防管理団体（町長）は、次に定める事態が発生したときは、速やかに上川総合振興局長に報告する。

ア 消防機関を出動させるとき。

イ 他の水防管理団体に応援を要請したとき。

ウ その他報告が必要と認める事態が発生したとき。

(2) 水防活動実施報告

水防活動が終結したときは、速やかに記録を整理するとともに、資料編に掲載する水防活動実施報告（別記第4号様式）を翌月5日までに、上川総合振興局長に2部提出する。

資料編〔避難・通信等〕	・防災資機材・救援物資状況（資料5-8）
〔様式〕	・水防活動実施報告（別記第4号様式）

第12節 土砂災害予防計画

土砂災害の予防に関する計画は、次のとおりである。

第1 現況

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「土砂災害防止法」という。）に基づく土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定箇所を含む、土砂災害に係る町内危険箇所等は、資料3-2～3-4のとおりである。

資料編〔災害危険区域等〕

- ・地すべり・がけ崩れ等危険箇所及び土石流危険渓流（資料3-2）
- ・土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域（資料3-3）
- ・山地災害危険地区（資料3-4）

第2 予防対策

町は、降雨等による土砂災害の危険性が高いと判断された箇所については、道と連携のもと、山地災害危険地区、地すべり危険箇所等における山地治山、防災林造成、地すべり防止施設の整備を行うとともに、関係機関や住民への周知や土砂災害に係る避難訓練の実施等、適切な警戒避難体制の整備など総合的な土砂災害対策を推進する。

1 土砂災害に対する警戒避難体制の整備等

道は、土砂災害防止法に基づき、基礎調査を実施し、土砂災害警戒区域等を指定する。

町は、土砂災害警戒区域等の指定があったときは、土砂災害防止法第8条の定めに基づき、当該区域ごとに次の事項を定めるとともに、危険の周知、警戒避難体制の整備、住宅等の新規立地の抑制、既存住宅の移転促進等のソフト対策を進める。

また、土砂災害に関する情報の伝達方法、急傾斜地の崩壊等のおそれがある場合における避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項その他警戒区域等における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を住民等に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じる。

- (1) 土砂災害に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発表及び伝達に関する事項
- (2) 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項
- (3) 基本法第48条第1項の防災訓練として町長が行う土砂災害に係る避難訓練の実施に関する事項
- (4) 土砂災害警戒区域内に、社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設であって、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地
- (5) 救助に関する事項
- (6) 上記(1)～(5)に掲げるもののほか、警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項

町防災計画において、上記4に掲げる事項を定めるときは、当該施設の利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するため、土砂災害に関する情報、予報及び警報の伝達に関する事項を定めるものとする。

また、上記4に掲げる管理者は、次の事項に留意し、避難計画の策定に努めるものとする。

なお、土砂災害警戒区域等における円滑かつ迅速な避難の確保に関する事項は、本計画の各節で記載されている事項のほか、「土砂災害警戒区域等における警戒避難体制（資料4-3）」で示すとおりである。

- ① 施設の立地条件と想定される土砂災害のリスクの確認
- ② 情報の入手方法並びに受けた情報を伝達する相手及びその方法
- ③ 施設職員の参集基準や役割分担等の防災体制
- ④ 施設内の垂直待避も含めた施設利用者ごとの避難場所・避難経路、避難方法及び避難先での場所の確保
- ⑤ 避難誘導に関する責任者の明確化
- ⑥ 避難経路図等への取りまとめ

2 土砂災害警戒情報の伝達

土砂災害警戒情報の連絡系統・情報提供は、「第3章 第1節 災害情報等の収集・伝達計画 第1」に示すとおりである。

なお、土砂災害警戒情報の対象とする災害は、技術的に予知・予測が可能である表層崩壊等による土砂災害のうち土石流や集中的に発生する急傾斜地の崩壊とし、技術的に予知・予測が困難である斜面の深層崩壊、山体の崩壊、地すべり等については、発表対象ではないことに留意する。

3 避難指示等の発令基準の作成

土砂災害等による避難指示等の発令に当たって、町長は、土砂災害警戒情報が発表された場合に直ちに避難指示等を発令することを基本とした具体的な避難指示等の発令基準を設定するとともに、土砂災害警戒区域等を避難指示等の発令単位として事前に設定する。

避難指示等は、土砂災害警戒区域等と道が提供する土砂災害警戒情報システムの判定メッシュ情報において危険度が高まっている領域が重なった区域等を基本に発令する。

なお、がけ崩れ等の発生は、一般的に1時間当たり雨量20mm以上、降り始めてからの雨量が100mm以上となったら危険性が増すとされており、大雨により土砂災害の危険度が高まった市町村に対しては、土砂災害警戒情報が発表されることとなっている。

また、巡回中の職員等が土砂災害の前兆現象を確認した場合は、発令基準によらず、直ちに避難情報の発表を行うものとする。

4 土砂災害に対する防災意識の高揚

住民組織等及び旭川地方気象台と連携をとりながら、土砂災害に対する認識や防災意識を高めていくとともに、危険区域の住民に対しては、山鳴り、水位の急激な減少、急激な濁り等、土砂災害の前兆現象の報告や住民自身による防災措置（自主避難等）などの周知・啓発を図る。

- | | |
|-------------|-----------------------------|
| 資料編〔避難・通信等〕 | ・土砂災害警戒区域等における警戒避難体制（資料4-3） |
| | ・要配慮者利用施設（資料4-4） |
| 〔その他〕 | ・土砂災害の種類と前兆現象（参考資料） |

第3 形態別予防計画

土地の高度利用と開発に伴い、地すべりやがけ崩れ等土砂災害が多発する傾向にあり、ひとたび、土砂災害が発生すると、多くの住家、耕作地、公共施設等に被害が発生し、二次的被害では、山地の崩壊による土石流災害の発生、河川の埋没による冠水災害にもつながるおそれがあるため、町及び防災関係機関は、次のとおり地すべり防止の予防対策を実施する。

1 地すべり・がけ崩れ等予防計画

住民に対し、土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域、地すべり防止区域、地すべり危険地区、急傾斜地崩壊危険箇所及び山腹崩壊危険地区の周知に努めるとともに、地すべり防止工事、急傾斜地崩壊防止工事、治山事業等を計画的に行うよう努める。

また、定期的な巡回を行い、亀裂、湧水、噴水、濁り水等、地すべりやがけ崩れの前兆現象が発生した場合は、速やかに住民に周知し、避難を呼び掛ける。さらに、住民自身による防災措置（異常報告、自主避難、不安定な土壌・浮石等の除去、水路の清掃等）などの周知・啓発を図る。

2 土石流予防計画

土石流危険溪流及び崩壊土砂流出危険地区に係る砂防・治山事業を計画的に行うよう努め、定期的に点検を行う。

また、土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域、土石流危険溪流及び崩壊土砂流出危険地区の周知に努めるとともに、山鳴り、水位の急激な減少、急激な濁り等、土石流の前兆現象が発生した場合は、速やかに住民に周知し、避難を呼び掛けるとともに、住民自身による防災措置（自主避難等）などの周知・啓発を図る。

資料編〔その他〕 ・土砂災害の種類と前兆現象（参考資料）

第13節 風害予防計画

風による公共施設、農用地、農作物の災害を予防するための対策は、次のとおりである。

第1 予防対策

- 1 台風による風害の予防は、その経路等により予想し得る気象状況を早期に把握して、臨機に対応できる措置を講じる。
- 2 学校及び保育所や医療機関等の応急対策上重要な施設の安全性の向上に配慮する。
また、家屋その他建築物の倒壊等を防止するための緊急措置は、それぞれの施設管理者が行うものであるが、状況に応じて町は施設管理者に対して、看板やアンテナ等の固定など強風による落下防止対策等の徹底を図る。
 - (1) 戸、窓、壁等には、すじかい、支柱等の補強材による応急的な補強工事を行う。
 - (2) 倒壊のおそれがある建物は、控え柱の取り付け、ロープ張り、大きなすじかいの打ち付け等を行う。
 - (3) 煙突、看板、塀、立木等を針金等で補強する。
 - (4) 電灯引き込み線がたるんでいないか点検し、破損したものは直ちに電力会社に連絡する。
- 3 台風による農産物等の風害防止のため、農業施設等の管理者や農業生産者に対して、風害防止のための管理方法の周知指導を実施するほか、災害時におけるふらの農業協同組合南富良野支店等との連携を図る。

第2 竜巻予防の啓発・普及

住民に対し、竜巻等突風のメカニズムやこれと遭遇した場合の身の守り方等についての啓発・普及を行う。

<竜巻からの身の守り方>

- (1) 屋内にいる場合
 - ア 窓を開けない。
 - イ 窓から離れる。
 - ウ カーテンを引く。
 - エ 雨戸・シャッターを閉める。
 - オ 地下室や建物の最下階に移動する。
 - カ 家の中心部に近い、窓のない部屋に移動する。
 - キ 部屋の隅・ドア・外壁から離れる。
 - ク 頑丈な机の下に入り、両腕で頭と首を守る。
- (2) 屋外にいる場合
 - ア 車庫・物置・プレハブを避難場所にしない。
 - イ 橋や陸橋の下に行かない。
 - ウ 近くの頑丈な建物に避難する。
 - エ 頑丈な建物がない場合は、近くの水路やくぼみに身をふせ、両腕で頭と首を守る。
 - オ 飛来物に注意する。

第3 分野別対応策の検討

1 農作物・農地関係

特殊な気象条件下においては、旋風・突風・竜巻等が発生する可能性があり、それによる農作物に対する被害が予想される。これらが発生した場合の対処方法について、啓発・普及に努めるとともに、次の予防策を促進する。

- (1) 風速 50m/s 以上に耐える耐候性ハウスの設置
- (2) 風害等を受けやすい地域における農用地の災害の未然防止や保全を目的とする防風施設等の整備
- (3) 農作物等に対する被害への対応の検討

2 住宅分野

被災者に対し、公営住宅等の住宅確保、災害復興住宅融資等の支援を検討する。

第14節 積雪・寒冷対策計画

積雪・寒冷期において災害が発生した場合、他の季節に発生する災害に比べて、積雪による被害の拡大や避難場所、避難路の確保等に支障を生じることが懸念されるため、町、道及び防災関係機関は、積雪・寒冷対策を推進することにより、積雪・寒冷期における災害の軽減に努める。

第1 積雪対策の推進

積雪期における災害対策は、除排雪体制の整備、雪に強いまちづくり等、総合的、長期的な雪対策の推進により確立される。

このため、町、道及び防災関係機関は、「北海道雪害対策実施要綱」及び「第2章 15節 雪害予防計画」に基づき、相互に連携協力して実効ある雪対策の確立と雪害の防止に努める。

第2 避難救出措置等

1 南富良野町

町は、積雪・寒冷対策を積極的に実施するため、「北海道雪害対策実施要綱」に準じ、所要の対策を講ずるとともに、特に次の事項に十分留意する。

- (1) 積雪・寒冷期に適切な避難指示等を発令できるようにしておくこと。
- (2) 災害発生時における避難、救出、給水、食料、燃料供給及び防疫等の応急措置の体制を整えること。

2 北海道

- (1) 災害の発生により応急対策を実施する場合は、町と緊密な連絡をとり、道防災計画の定めるところにより、避難、救出、給水、食料、燃料供給及び防疫等に万全の措置を講ずる。
- (2) 災害の状況により必要があると認める場合は、自衛隊の災害派遣を要請する。

3 富良野警察署

- (1) 災害により住民の生命身体に危険が及ぶことが予想されるときは、自主避難を勧めるとともに、急を要するときで、町長が避難を指示できないと認めるとき、又は町長から要請のあったときは、避難を指示して誘導する。
- (2) 災害による被害者の救出、行方不明者の捜索を実施する。

第3 交通の確保

1 道路交通の確保

災害発生時には、防災関係機関の行う緊急輸送等の災害応急対策の円滑な実施を図るため、道路交通の緊急確保を図ることが重要である。

このため、町、道及び北海道開発局の道路管理者（以下、本節において「道路管理者」という。）は、除雪体制を強化し、日常生活道路の確保を含めた面的な道路交通確保対策を推進する。

(1) 除雪体制の強化

ア 道路管理者は、整合のとれた除雪体制を強化するため、相互の緊密な連携のもとに除雪計画を策定する。

イ 道路管理者は、除雪の向上を図るため、地形や積雪の状況等、自然条件に適合した除雪機械の増強に努める。

(2) 積雪寒冷地に適した道路整備の推進

ア 道路管理者は、冬期交通の確保を図るための道路の整備を推進する。

イ 道路管理者は、風雪等による交通障害を予防するため、防雪柵の整備を促進する。

(3) 雪上交通手段の確保

町及び防災関係機関は、積雪期においては、道路交通の確保が困難となることが予想されるため、救助活動や救助物資の輸送などに必要な雪上車やスノーモービル等の確保に努める。

2 航空輸送の確保

災害による道路交通の一時的なマヒにより、豪雪山間地では孤立する集落が発生することが予想されるため、町及び道は、孤立が予想される集落のヘリポート確保を促進するとともに、除雪体制の強化を図る。

第4 雪に強いまちづくりの推進

1 家屋倒壊の防止

町及び道は、住宅の耐震性を確保し、屋根雪荷重の増大による家屋倒壊等を防止するため、建築基準法等の遵守の指導に努める。

また、自力での屋根雪処理が不可能な世帯に対して、ボランティアの協力体制等、地域の相互扶助体制の確立を図る。

2 積雪期における指定避難所等、避難路の確保

町、道及び防災関係機関は、積雪期における指定避難所等、避難路の確保に努める。

第5 寒冷対策の推進

1 被災者及び避難者対策

町は、被災者及び避難者に対する防寒用品や発電機などの整備、備蓄に努める。

2 避難所対策

町は、避難所等における暖房等の需要の増大が予想されるため、電源を要しない暖房器具、燃料のほか、積雪期を想定した資機材（毛布、スノーダンプ、スコップ等）の備蓄と協定による確保に努めるとともに、電力供給が遮断された場合における暖房設備の電源確保のため、非常電源等のバックアップ設備等の整備に努める。

また、被災地以外の地域にあるものを含め、旅館やホテル等の借上げ等、多様な避難所の確保に努める。

なお、冬期における屋外トイレは、寒さなどにより利用環境が悪化するとともに、水道凍結も予想されることから、冬期間でも使用可能なトイレの調達方法を検討し、民間事業者との協定の締結などにより、必要な台数の確保に努める。

3 指定避難所の運営

町は、避難の長期化等必要に応じてプライバシーの確保、男女のニーズの違い等、男女双方の視点等に配慮する。

4 住宅対策

町及び道は、応急仮設住宅の迅速な提供に努めるとともに、その仕様については、積雪寒冷に対応したものとし、引き続き検証、検討を進め、改善に努める。

第6 スキー客等に対する対策

スキー場の施設管理者は、なだれ等の災害が発生しないよう、常に安全性の確保に努める。

第15節 雪害予防計画

異常降雪等により予想される豪雪、暴風雪及びなだれ等の災害（以下、本節において「雪害」という。）に対処するための予防対策及び応急対策は、「北海道雪害対策実施要綱」に準じ防災関係機関相互の連携のもとに実施する。

第1 南富良野町の体制

町は、雪害対策を積極的に実施するため、北海道雪害対策実施要綱に準じ、所要の対策を講じるとともに、特に次の事項につき十分留意する。

- 1 雪害対策の体制及び窓口を明確にすること。
- 2 雪害情報の連絡体制を確立すること。
- 3 災害警戒区域等の警戒体制を確立すること。
- 4 積雪における消防体制を確立すること。
- 5 雪害の発生が予測される場合において、適切な避難指示ができるようにしておくこと。
- 6 雪害発生時における避難、救出、給水、食料供給及び防疫等の応急措置の体制を整えること。
- 7 孤立予想地域に対しては、食料・燃料等の供給、医療・助産、応急教育等について対策を講ずること。
- 8 除雪機械及び通信施設の整備点検を行うこと。
- 9 雪捨場の設定に当たっては、交通障害及び溢水災害等の連絡について十分な配慮をすること。

第2 予防対策

1 除雪路線実施区分

除雪路線は、特に交通確保を必要と認める主要路線について、次の区分により分担して除雪を実施する。

- (1) 一般国道は、北海道開発局が行う。
- (2) 道道は、北海道が行う。
- (3) 町道は、町が行う。

2 除雪作業の基準

- (1) 北海道開発局

種 類	除 雪 目 標
第1種	昼夜の別なく除雪を実施し、常時交通を確保する。
第2種	2車線確保を原則とし、夜間除雪は通常行わない。
第3種	1車線確保を原則とし、必要な避難場所を設ける。夜間除雪は行わない。

(2) 北海道

種類	標準交通量	除雪目標
第1種	1,000台以上/日	2車線以上の幅員確保を原則とし、異常な降雪時以外は、交通を確保する。 異常降雪時においては、極力2車線確保を図る。
第2種	300台以上1,000台未満/日	2車線（5.5m）以上の幅員確保を原則とし、夜間除雪は実施しない。 異常降雪時においては、極力1車線以上の確保を図る。
第3種	300台未満/日	2車線幅員を確保することを原則とし、夜間除雪は実施しない。状況によっては1車線（4.0m）幅員で待避所を設ける。 異常降雪時においては、一時通行止めとすることもやむを得ないものとする。

(3) 町

町道の除雪は、町除排雪計画に基づくほか、次の要領で実施する。

ア 除雪業務の出動は、午前2時の時点で10 cm以上（11月中及び3月10日から3月31日までは15 cm以上）の降雪があった場合又は風雪により道路が塞がり交通に支障がある場合とし、午前8時頃までに全路線の作業を終了するように努めること。

ただし、吹雪等で視界が悪いときは、この限りでない。

イ 豪雪時の除雪については、除雪優先路線を優先して行う。

3 除雪実施目標

除雪対策の目標は、「北海道雪害対策実施要綱」に準じ、次のとおり設定する。

(1) 第1次目標

期 間 11月から12月中旬

目 標 除雪機械車両等の整備点検及び防雪施設、スノーポール等の設置

(2) 第2次目標

期 間 11月から3月まで

目 標 豪雪等雪害に対処する除雪・排雪の推進

4 排雪作業

(1) 道路管理者は、一般交通が著しく支障をきたしている場合に排雪作業を実施する。

(2) 排雪作業に伴う雪処理については、雪捨場へ搬入によるものとし、特に次の事項に留意する。

ア 雪捨場は、交通に支障のない場所を選定することとし、やむを得ず道路側面等を利用する場合は、車両の待避場を設ける等交通の妨げにならないよう配慮する。

イ 河川等を利用し、雪捨場を設定する場合は、河川の流下能力の確保に努め、水があふれたりしないよう十分配慮する

5 警戒体制

(1) 町は、気象官署の発する予警報及び現地情報等を勘案し、必要と認める場合は、町防災計画に定める非常配備体制をとる。

(2) 町は、雪害発生時における避難、救出、給水、食料供給及び防疫等の応急措置の体制を事前に検討しておく。

第3 避難救出措置等

雪害の発生により孤立地域が発生したときは、町は、関係機関と協力して、速やかに救援の措置を講じる。

第4 雪害への予防と啓発

雪害は、降雪・積雪の状況、気温等からある程度その発生を予測することができるため、個々の住民の適切な活動及び住民相互の支え合い活動により、被害を未然に防いだり、軽減したりすることも可能である。

そのため、町は住民に対し、なだれの発生が予想される箇所や降積雪時の適切な活動について、啓発・普及を行い、住民に対して周知を図るとともに、自主的除雪に不安のある高齢者等世帯の除雪を地域で連携して支援する体制を整備する。

また、道内では暴風雪による被害が発生しており、町内においても視界不良による運転の危険や吹き溜まりによる車両の立ち往生が想定されるため、被害防止に向けた普及・啓発を行うとともに、道の駅の活用を図る。

1 住民への啓発・普及事項

- (1) なだれ危険箇所
- (2) 雪害に関する特別警報・警報・注意報等に対する知識
- (3) 住宅周辺等の自主的除雪を心がける等の防災思想の普及
- (4) 住宅周辺等の自主的除雪の際の屋根からの落雪への注意
- (5) 雪下ろしの際の転落防止への注意

2 暴風雪等による被害防止に向けた注意事項

- (1) 気象情報に注意し、暴風雪が予想される場合は、外出を避ける。
- (2) やむを得ず車等で外出する場合は、次の点に注意する。
 - ア 車が立ち往生する可能性もあるため、防寒着、カイロ、長靴、手袋、スコップ、けん引ロープ等を車に用意するとともに、十分に燃料があることを確認して外出する。
 - イ 地吹雪などにより、運転をされていて危険を感じたら、無理せず、ガソリンスタンドやコンビニエンスストア、公共施設等、駐車可能な屋内施設に退避し、天気の回復を待つ。
 - ウ 避難できる場所や救助を求められる人家がない場合は、消防や警察に連絡するとともに、車のマフラーが雪に埋まらないよう定期的に除雪し、窓を少し開けて換気を行うなどして、車中での救助に備える。

第5 地域ぐるみによる除排雪の実施

降雪、積雪は、住民の日常生活や産業活動に大きな影響を及ぼすため、地域ぐるみで克服していく必要があり、住民、事業者等が協力し、自主的に防災体制を整備し地域の除排雪に積極的に取り組むことが重要である。

このため、「自らの地域は、自らの力で除排雪する」という住民意識の高揚と地域による除排雪体制づくりを促進し、地域の実情に応じた地域ぐるみによる除排雪活動を積極的に推進し、地域の生活道路の確保を図る。

第16節 融雪災害予防計画

融雪による河川の出水災害（以下、本節において「融雪災害」という。）に対処するための予防対策及び応急対策は、「北海道融雪災害対策実施要綱」に準じ、防災関係機関相互の連携のもとに実施するものとし、「第2章 第11節 水害予防計画」に定めるもののほか、次のとおりである。

第1 南富良野町の体制

町は、融雪災害対策を積極的に実施するため、北海道融雪災害対策実施要綱に準じて所要の措置を講じるとともに、特に次の事項に十分留意する。

- 1 融雪災害対策の体制及び窓口を明確にすること。
- 2 気象情報及び融雪状況の把握に努め、連絡体制を確立すること。
- 3 融雪出水、なだれ、がけ崩れ、地すべり発生予想箇所の警戒体制を確立すること。
- 4 融雪出水前に河道内の除雪、結氷の破砕等障害物の除去に努め、流下能力の確保を図ること。
- 5 融雪災害時に適切な避難指示の発令ができるようにしておくこと。
- 6 災害の発生又は発生のおそれのある場合における連絡体制及び出動体制並びに避難救助体制を確立すること。
- 7 水防資機材、通信連絡施設の整備点検を行うこと。
- 8 道路側溝及び排水溝などの流下能力確保のため、住民協力による氷割デー、河道清掃デー等の設定に努めること。
- 9 融雪出水に際し、住民の水防に対する協力が得られるよう、水防思想の普及徹底に努めること。

第2 予防対策

1 気象情報及び積雪状況の把握

町は、融雪期においては旭川地方气象台と緊密な連絡をとり、地域内の降積雪の状況を的確に把握するとともに、低気圧の発生及び経路の状況又は降雨及び気温の上昇等気象状況に留意し、融雪出水の予測に努める。

2 融雪出水対策

- (1) 町は、「第2章 1 災害危険区域」に定める重要警戒区域及び他地区の融雪による危険を事前に察知し、被害の拡大を防ぐため、次により万全の措置を講ずる。
 - ア 町及び富良野消防署 南富良野支署は、住民の協力を得て、既往の被害箇所その他の予想される危険区域を中心に巡視警戒を行う。
 - イ 町は、警察その他関係機関と緊密な連絡をとり、危険区域の水防作業及び避難救出方法等を事前に検討しておく。
 - ウ 町長及び河川管理者は、河川が融雪、結氷、捨雪及びじんかい等により河道が著しく狭められ出水による災害が予想される場合は、融雪出水前に河道内の除雪、結氷の破砕等障害物の除去に努め、あわせて、樋門、樋管等河川管理施設の整備点検を十分行うとともに、堰（水深・流量の調節のため、川の途中や流出口などに設けて流水をせき止める構造物）、水門等、河川工作物の管理者並びに河川の上流部に集積している木材の搬出等について関

係者に指導を行い、流下能力の確保を図る。

エ 町は、被災地における指定緊急避難場所を住民に十分周知するとともに、避難について避難施設の管理者と協議しておく。

- (2) 水防上重要な施設の管理者は、融雪出水前に管理施設の整備点検を十分行うとともに、下流に急激な水位の変動を生じないように留意し、関係機関及び地域住民への伝達が的確かつ迅速に行われるよう、通報体制の確立を図る。

3 なだれ等予防対策

- (1) 道路管理者は、なだれ発生の可能性が想定される箇所については、随時パトロールを実施するとともに、気象情報を把握し、なだれの発生が予想される場合は、関係機関との緊密な連絡を保ち、迅速に当該道路の交通規制等の措置を講ずる。
- (2) がけ地等の管理者は、がけ崩れ及び地すべりの発生が予想される箇所についてはパトロールを強化する。

4 交通の確保

- (1) 町長及び道路管理者は、積雪、結氷、滞留水等により道路交通が阻害されるおそれがあるときは、道路の除排雪、結氷の破砕等障害物の除去に努める。
- (2) 町長及び道路管理者は、積雪、捨て雪及びじんかい等により道路側溝の機能が低下し、溢水災害が発生するのを防止するため、融雪出水前に道路側溝内の障害物の除去に努め、排水能力の確保を図る。

5 広報活動

町及び関係機関は、融雪出水に際し、住民の水防に対する協力が十分得られるよう、あらゆる広報媒体を通じ、水防思想の普及徹底に努める。

第3 応急対策

防災関係機関は、融雪出水、なだれ等による災害が発生した場合は、お互いに緊密な連携を保ち、所要の措置を講ずる。また、必要に応じ住民の避難等の応急対策を行う。

第17節 複合災害に関する計画

町、道及び防災関係機関は、複合災害の発生可能性を認識し、備えを充実するための対策は、次のとおりである。

第1 予防対策

- 1 町、道及び防災関係機関は、後発災害の発生が懸念される場合には、先発災害に多くを動員し、後発災害に不足が生じるなど、望ましい配分ができない可能性があることに留意し、職員の派遣体制や資機材の輸送手段等の充実や、防災関係機関相互の連携強化に努める。
- 2 町、道及び防災関係機関は、地域特性に応じて発生可能性が高い複合災害を想定した図上訓練や実動訓練等の実施に努めるとともに、その結果を踏まえて職員及び資機材の投入や外部支援の要請等についての計画・マニュアル等の充実を努める（「第2章 第2節 防災訓練計画 第7 複合災害に対応した訓練の実施」の再掲）。
- 3 町及び道は、複合災害時における住民の災害予防及び災害応急措置等に関する知識の普及・啓発に努める。

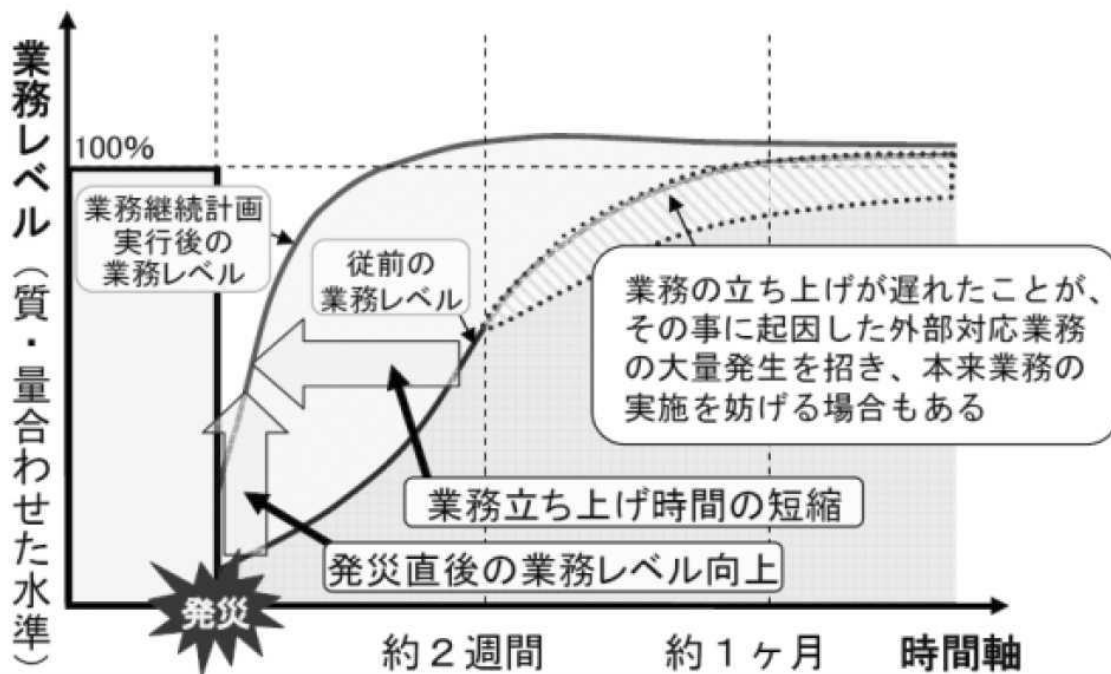
第18節 業務継続計画の策定

災害応急対策を中心とした業務の継続を確保するための業務継続計画（BCP：Business Continuity Plan）は次のとおりである。

第1 業務継続計画（BCP）の概要

業務継続計画（BCP）とは、災害発生時に、町自身も被災し、人員、資機材、情報及びライフライン等利用できる資源に制約がある状況下においても、優先度の高い業務を維持・継続するために必要な措置を事前に講ずる計画として策定するものであり、災害に即応した要員の確保、迅速な安否確認、情報システムやデータの保護、代替施設の確保などを規定したものである。

■ 業務継続計画の作成による業務改善のイメージ ■



資料：大規模災害発生時における地方公共団体の業務継続の手引き（平成28年2月、内閣府）

第2 業務継続計画（BCP）の策定

1 南富良野町

町は、災害応急活動及びそれ以外の行政サービスについて、継続すべき重要なものは一定のレベルを確保するとともに、全ての業務が早期に再開できるよう、災害時においても町の各部署の機能を維持し、被害の影響を最小限にとどめ、非常時に優先度の高い業務の維持・継続に必要な措置を講ずるための業務継続計画の策定並びに策定した計画の持続的改善に努める。特に、首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、電気・水・食料等の確保、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、重要な行政データのバックアップ並びに非常時優先業務の整理について定める。

2 事業者

事業者は、事業の継続など災害時の企業の果たす役割を十分に認識し、各事業者において災害時や非常時に優先度の高い業務の維持・継続に必要な措置を講ずるための業務（事業）継続計画を策定・運用するよう努める。

また、商工会は、中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、町と連携して事業継続力強化支援計画の策定に努める。

第3 庁舎等の災害対策本部機能等の確保

町は、特に災害時の拠点となる庁舎等について、非構造部材を含む耐震対策等により、発災時に必要と考えられる高い安全性を確保するよう努める。また、災害対策の拠点となる庁舎及びその機能を確保するための情報通信設備や自家発電装置等の主要な機能の充実と災害時における安全性の確保を図るとともに、物資の供給が困難な場合を想定し、十分な期間に対応できるよう食料、飲料水、暖房及び発電用燃料等の適切な備蓄、調達、輸送体制の整備を図る。

第3章 災害応急対策計画

災害応急対策計画は、基本法第50条第1項の趣旨を達成するため、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に災害の発生を防御し、又は応急的救助を行う等災害の拡大を防止するための計画であり、災害応急対策実施責任者は、可能な限りの確に災害の状況把握に努め、人材、物資その他の必要な資源を適切に配分しつつ、生命及び身体の安全を守ることを最優先して災害応急対策を実施する。

また、その実施に当たっては、要配慮者に配慮するなど、被災者の年齢、性別、障がいの有無といった被災者の事情から生じる多様なニーズに適切に対応するものとする。なお、災害応急対策実施責任者は、災害応急対策に従事する者の安全の確保を図るよう十分配慮する。

第1節 災害情報等の収集・伝達計画

暴風、暴風雪、大雨、大雪、洪水等による災害を未然に防止し、また、その被害を軽減するために取り扱う、気象、水象（地震に密接に関連するものを除く。）、地象（地震及び火山現象を除く。）等に係る情報等の発表・受理・伝達、異常現象発見者の措置等、並びに災害応急対策等の実施のために必要な災害情報及び被害状況報告（以下、本節において「災害情報等」という。）の収集、伝達等についての計画は、次のとおりである。

なお、国及び道は、避難指示等の発令基準に活用する風水害に関する気象情報を、警戒レベルとの関係が明確になるよう、5段階の警戒レベル相当情報として区分し、住民の自発的な避難判断等を促す。

第1 気象等に関する情報の発表・受理・伝達等

1 気象等に関する情報の発表等

(1) 予報区

予報区は、我が国全域を対象とする全国予報区（気象庁本庁担当）と全国予報区を11に分割した地方予報区、地方予報区をさらに56に分割した府県予報区からなっている。

北海道においては全域を対象とする北海道地方予報区（札幌管区気象台担当）と7つの府県予報区に分かれており、発表される情報について、本町が該当する予報区及び警報・注意報に用いる細分区域名は、次のとおりである。なお、気象に関する警報・注意報が発表された場合のテレビやラジオによる放送などでは重要な内容を簡潔かつ効果的に伝えられるよう、市町村等をまとめた地域の名称を用いる場合がある。

区 分	名 称
府県予報区名（担当気象官署）	上川・留萌地方（旭川地方気象台）
一次細分区域名 ^{※1}	上川地方
市町村等をまとめた地域 ^{※2}	上川南部
二次細分区分 ^{※3}	南富良野町

- ※1 一次細分区域は、府県天気予報を定常的に細分して行う区域。気象特性、災害特性及び地理的特性により府県予報区を分割して設定している。北海道においては、オホーツク総合振興局管内は網走地方・北見地方・紋別地方、その他は総合振興局又は振興局単位の地方とする。
- ※2 市町村等をまとめた地域は、二次細分区域ごとに発表する警報・注意報の発表状況を地域的に概観するために、災害特性や都道府県の防災関係機関等の管轄範囲などを考慮してまとめた区域
- ※3 二次細分区域は、警報・注意報の発表に用いる区域。市町村を原則とする（一部、例外あり。）。

(2) 気象等に関する特別警報・警報・注意報等

大雨や強風などの気象現象によって、災害が起こるおそれのあるときには「注意報」が、重大な災害が起こるおそれのあるときには「警報」が、予想される現象が特に異常であるため重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合には「特別警報」が発表される。

また、警報・注意報に先立って注意・警戒を呼び掛けたり、警報・注意報の発表中に現象の経過、予想、防災上の留意点等を解説したりするために「気象情報」が発表される。

種 類	概 要
特別警報	大雨、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きい場合、その旨を警告して行う予報
警報	大雨、洪水、大雪、暴風、暴風雪等によって重大な災害の起こるおそれがある場合、その旨を警告して警戒を呼び掛けて行う予報
注意報	大雨、洪水、大雪、強風、風雪等によって災害が起こるおそれがある場合に、その旨の注意を呼び掛けて行う予報

ア 種類及び概要

(ア) 気象等に関する特別警報

種 類	概 要
大雨特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。災害が既に発生している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当
大雪特別警報	大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。
暴風特別警報	暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。
暴風雪特別警報	雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒を呼び掛ける。

(注) 地面現象の特別警報は、大雨特別警報に含めて「大雨特別警報（土砂災害）」として発表される。

(イ) 気象等に関する警報

種 類	概 要
大雨警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。大雨警報（土砂災害）は、高齢者等は危険な場所からの避難が必要とれる警戒レベル3に相当

種 類	概 要
洪水警報	河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。対象となる重大な災害として河川が増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害があげられる。高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当
大雪警報	大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
暴風雪警報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒を呼び掛ける。

(注) 浸水警報は、その警報事項を他の気象警報に含めて行われる。

(ウ) 気象注意報

種 類	概 要
大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。
洪水注意報	河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。
大雪注意報	大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
強風注意報	強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
風雪注意報	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「強風による災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による災害」のおそれについても注意を呼び掛ける。
濃霧注意報	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
雷注意報	落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。また、発達した雷雲の下で発生することの多い竜巻等の突風や「ひょう」による災害についての注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意についても雷注意報で呼び掛ける。
乾燥注意報	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、火災の危険が大きい気象条件を予想した場合に発表される。
なだれ注意報	「なだれ」により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
着氷注意報	著しい着氷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、船体への被害が起こるおそれのあるときに発表される。

種 類	概 要
着雪注意報	著しい着雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線などへの被害が起こるおそれのあるときに発表される。
融雪注意報	融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、浸水、土砂災害などの災害が発生するおそれがあるときに発表される。
霜注意報	霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、早霜や晩霜により農作物への被害が起こるおそれのあるときに発表される。
低温注意報	低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、低温のため、農作物等への著しい被害の発生や、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害の起こるおそれがあるときに発表される。

(注) 浸水注意報は、その注意報事項を他の気象注意報に含めて行われる。

(エ) 気象情報等

種 類	発 表 基 準 等
地方気象情報 府県気象情報	気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に発表
台風に関する気象情報	北海道地方への台風の影響が予想される場合に、住民に対して、台風の状況の周知と防災対策の必要性を喚起することを目的として発表
記録的短時間大雨情報	大雨警報発表中の二次細分区域において、キキクルの「非常に危険」（うす紫）が出現し、かつ数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨（1時間降水量）が観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）されたときに、気象庁から発表される。この情報が発表されたときは、土砂災害及び、低地の浸水や中小河川の増水・氾濫による災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所をキキクルで確認する必要がある。 ※土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布） https://www.jma.go.jp/jp/doshamesh/index.html ※浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布） https://www.jma.go.jp/jp/suigaimesh/inund.html ※洪水キキクル（洪水警報の危険度分布） https://www.jma.go.jp/jp/suigaimesh/flood.html
竜巻注意情報	積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼び掛ける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに発表 なお、実際に危険度が高まっている場所については竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があつた地域を示し、その周辺でさらなる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨が発表される。この情報の有効期間は、発表から1時間である。 ※ 高解像度降水ナウキャスト（竜巻発生確度ナウキャスト）： https://www.jma.go.jp/jp/highresorad/

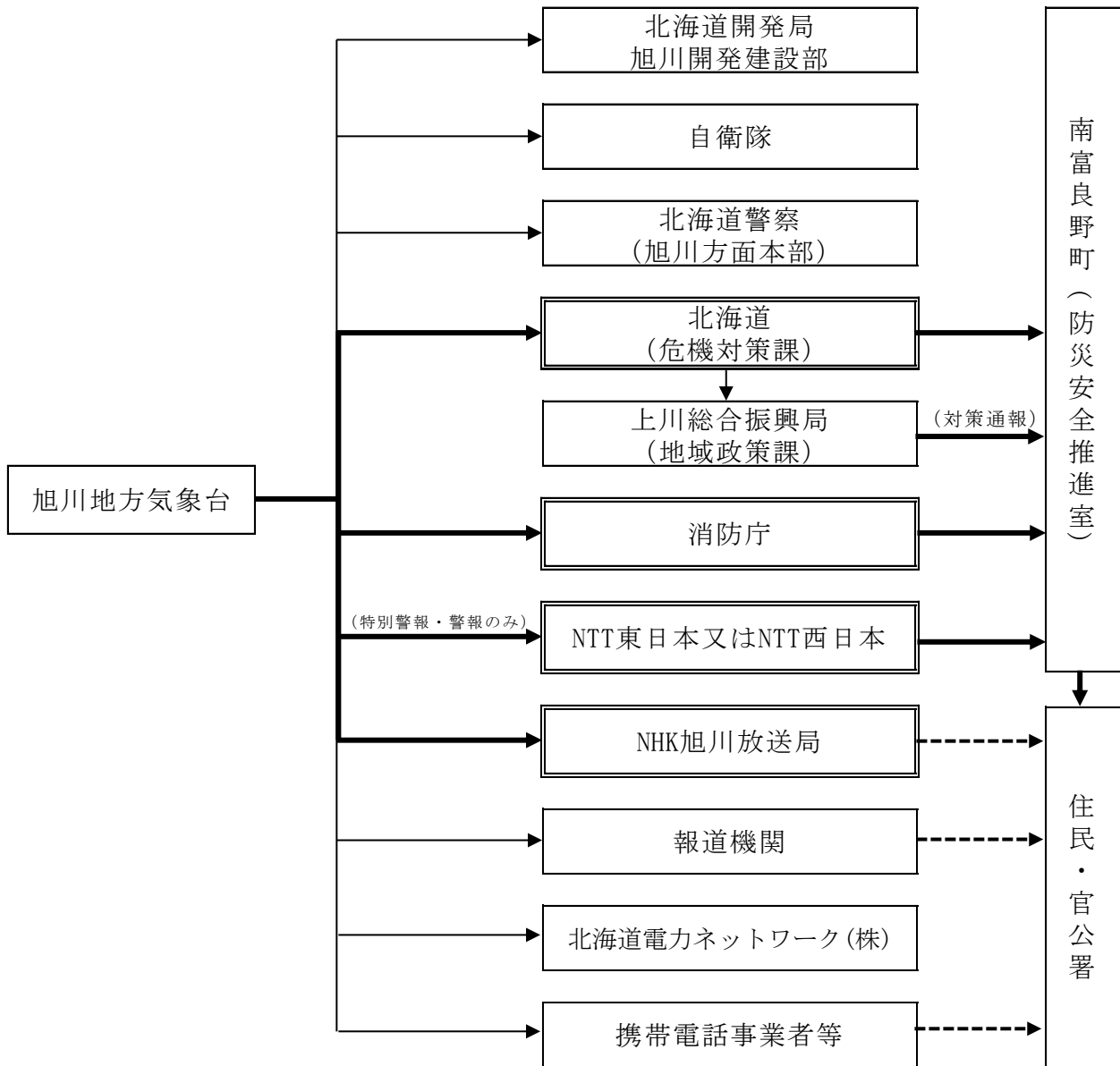
(オ) キキクル（大雨警報・洪水警報等の危険度分布）等



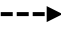
種 類	概 要
土砂キキクル （大雨警報（土砂災害） の危険度分布）※	<p>大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1 km 四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「非常に危険」（うす紫）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
浸水キキクル （大雨警報（浸水害） の危険度分布）	<p>短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1 km 四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。</p>
洪水キキクル （洪水警報の危険度分 布）	<p>指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1 km ごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「非常に危険」（うす紫）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
流域雨量指数の予測値	<p>指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の、上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度の高まりの予測を、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。6時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を用いて常時10分ごとに更新している。</p>

※「極めて危険」（濃い紫）：警戒レベル5緊急安全確保の発令対象区域の絞り込みに活用

イ 伝達系統

■ 気象等に関する特別警報・警報・注意報等の伝達系統 ■



- (注)  (二重線) で囲まれている機関は、気象業務法の規定に基づく法定伝達先
 (太線) は、特別警報が発表された際の気象業務法の規定に基づく通知若しくは周知の措置が義務づけられている伝達
 は、放送・無線

(備考) 緊急速報メールは「気象等(大雨、暴風、高潮、波浪、暴風雪、大雪)に関する特別警報」が対象市町村に初めて発表されたときに、気象台から携帯電話事業者を通じて関係するエリアに配信される。

(3) 水防活動の利用に適合する警報及び注意報

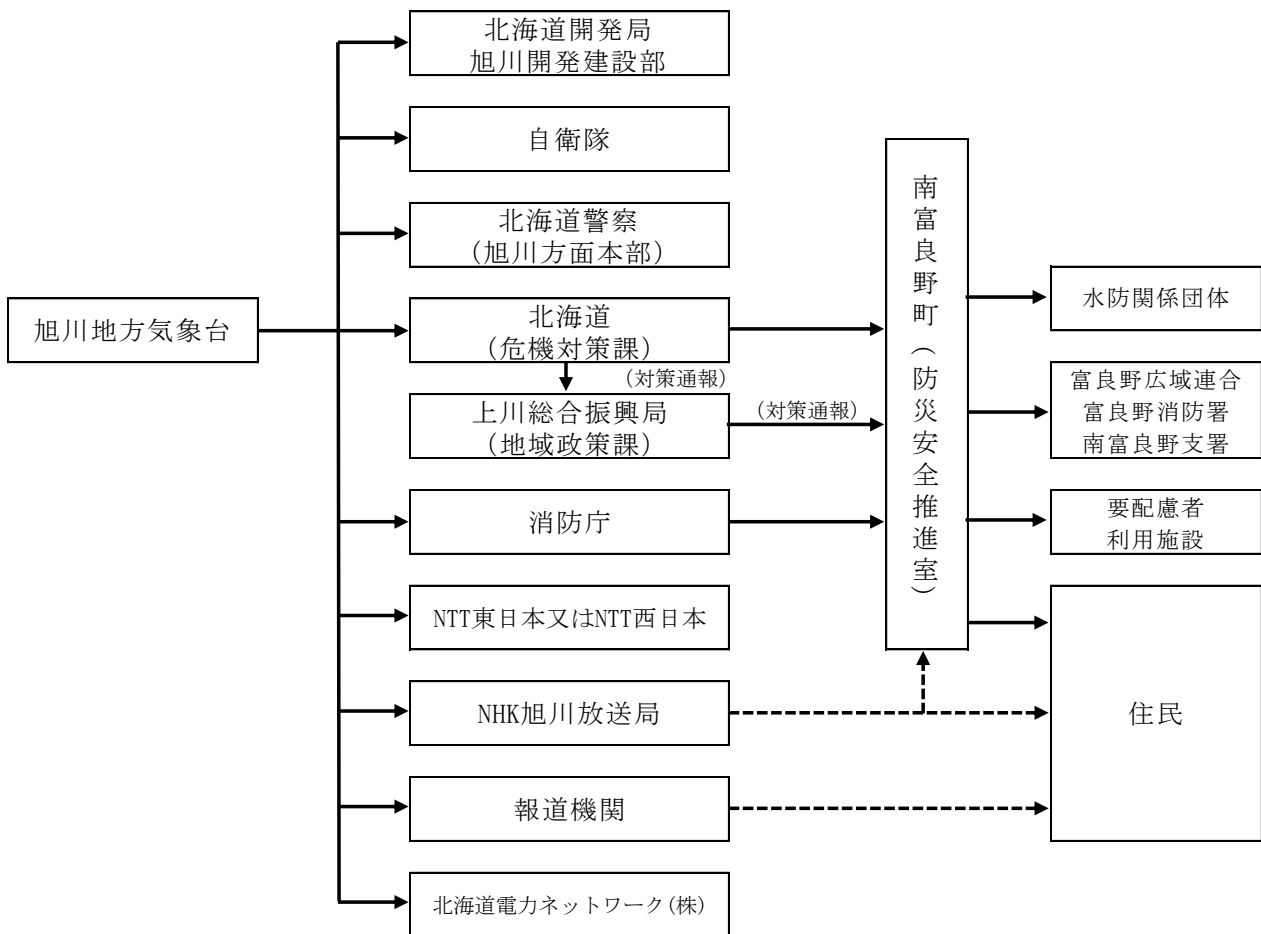
水防活動の利用に適合する警報及び注意報は、次の表の左欄に掲げる種類ごとに、同表の右欄に掲げる警報（特別警報を含む。）及び注意報により代行される。

ア 種類

水防活動の利用に適合する警報・注意報	一般の利用に適合する特別警報・警報・注意報
水防活動用気象警報	大雨警報
	大雨特別警報
水防活動用気象注意報	大雨注意報
水防活動用洪水警報	洪水警報
水防活動用洪水注意報	洪水注意報

イ 伝達系統

■ 水防活動の利用に適合する警報及び注意報の伝達系統 ■



(注) ----> は、放送

(4) 火災気象通報

火災気象通報の発表及び終了の通報は、消防法（昭和23年法律第186号）第22条の規定に基づき、気象官署から道に通報されるものである。

通報を受けた道は、管内市町村に通報する。

町は、火災気象通報を受けた場合、富良野消防署 南富良野支署へ通報する。

なお、町長は、この通報を受けたとき、又は気象の状況から火災の予防上危険であると認めるときは、火災に関する警報を発することができる。

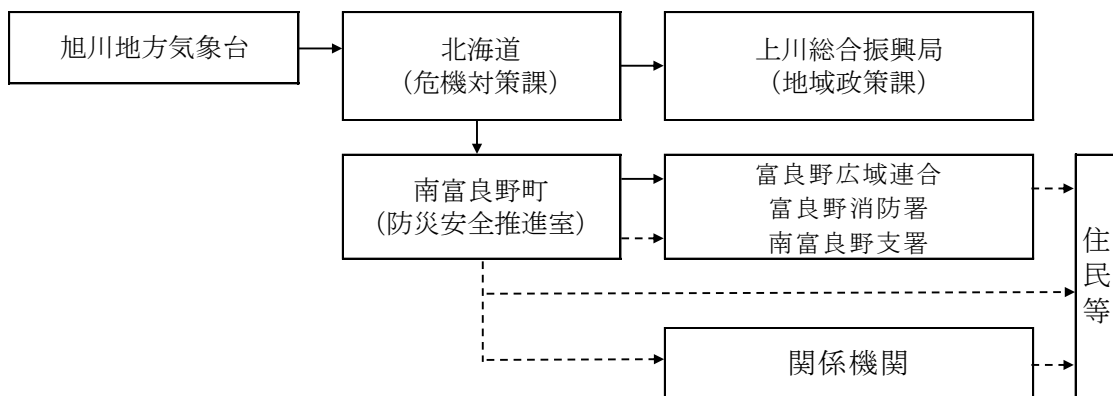
ア 通報基準

発表官署	通報基準
旭川地方気象台	実効湿度60%以下で最小湿度30%以下の場合、若しくは、平均風速で陸上12m/s*以上が予想される場合

※ 旭川地方気象台の観測値は16m/sを目安とする。

イ 伝達系統

■ 火災気象通報等の伝達系統 ■



(注) ----> (点線) は町長が火災に関する警報を発した場合

※火災気象通報は、林野火災気象通報を兼ねており、その伝達については「第7章 第6節 林野火災対策計画」により実施する。

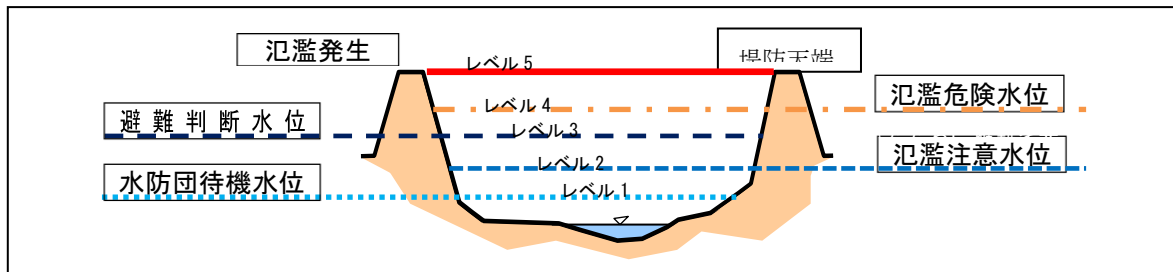
(5) 指定河川洪水予報

河川の増水や氾濫等に対する水防活動の判断や住民の避難行動の参考となるよう、あらかじめ指定した河川（以下、「洪水予報河川」という。）について、区間を決めて水位又は流量を示した洪水予報が発表される。

ア 種類及び概要

種類	標 題	概 要
洪水警報	氾濫発生情報	氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに発表される。 新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。 災害がすでに発生している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。
	氾濫危険情報	氾濫危険水位に到達したとき、氾濫危険水位以上の状態が継続しているときに発表される。 いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階であり、避難情報の発令判断の参考とする。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。
	氾濫警戒情報	氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき、避難判断水位に到達し、更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫危険情報を発表中に氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く）、避難判断水位を超える状況が継続しているとき（水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く）に発表される。 高齢者等避難の発令の判断の参考とする。高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
洪水注意報	氾濫注意情報	氾濫注意水位に到達し、更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位以上で、かつ避難判断水位未満の状況が継続しているとき、避難判断水位に達したが水位の上昇が見込まれないときに発表される。 ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。

■ 水位観測地点の水位と洪水危険度レベルについて ■



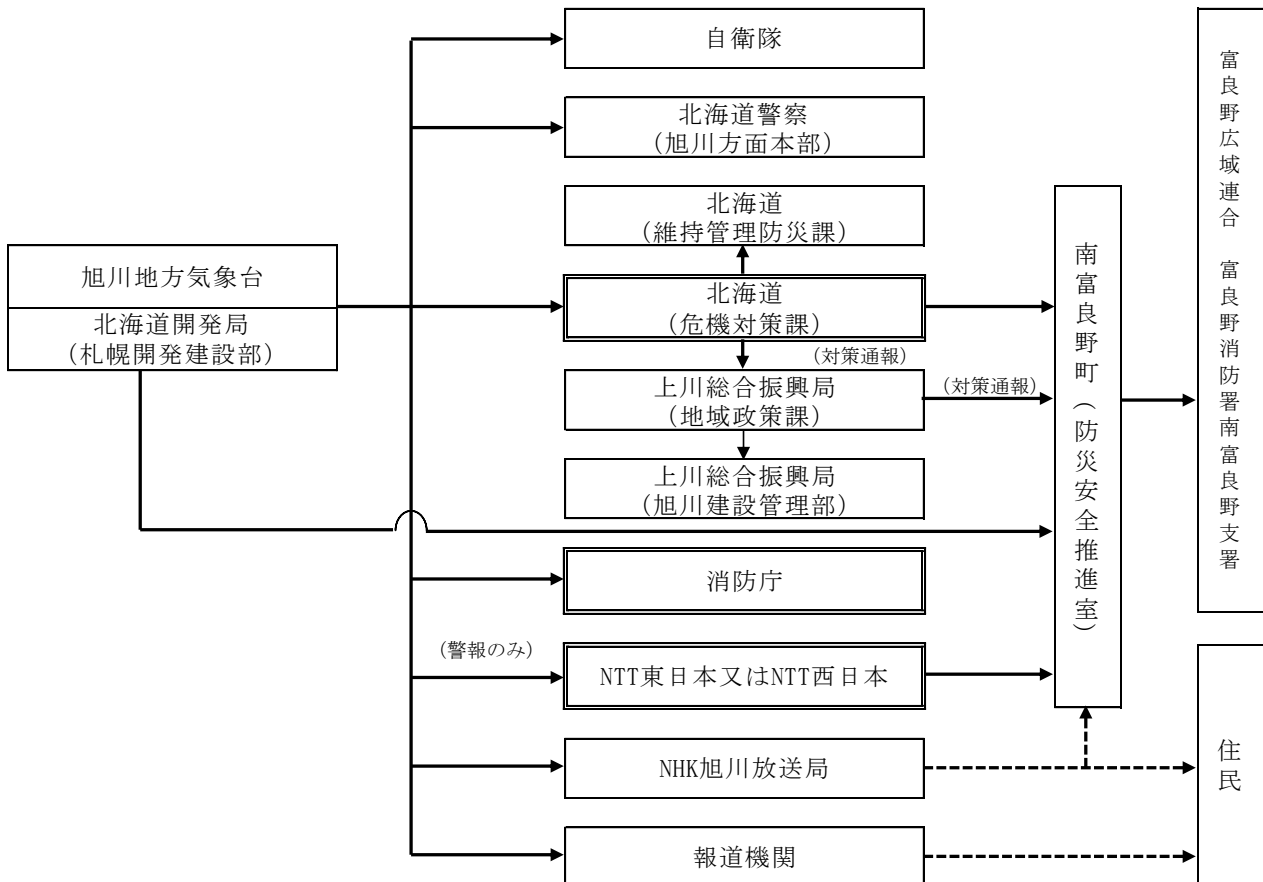
危険度レベル	洪水予報の標題（種類）	発表基準	水位の名称及び水位	町・住民に求められる行動
レベル5	氾濫発生情報（洪水警報）	氾濫発生（レベル5）	（氾濫発生） —	住民の避難完了
レベル4（危険）	氾濫危険情報（洪水警報）	氾濫危険水位（レベル4）に到達	氾濫危険水位（特別警戒水位）	町は避難指示の発令を判断 住民は避難を判断
レベル3（警戒）	氾濫警戒情報（洪水警報）	避難判断水位（レベル3）に到達し、さらに水位の上昇が見込まれる場合、あるいは一定時間後に氾濫危険水位（レベル4）に到達することが見込まれる場合	避難判断水位	町は高齢者等避難の発令を判断 住民は氾濫に関する情報に注意し、避難を判断
レベル2（注意）	氾濫注意情報（洪水注意報）	氾濫注意水位（レベル2）に到達し、さらに水位の上昇するおそれがある場合	氾濫注意水位（警戒水位）	水防団出動
レベル1	—	—	水防団待機水位	水防団待機

イ 洪水予報河川及び発表官署等

河川名	空知川上流
基準水位観測所	布部
所在地	富良野市字布部市街地（布部大橋下流 150m）
発表官署	札幌開発建設部 旭川地方気象台（共同発表）

ウ 伝達系統

■ 指定河川洪水予報の伝達系統 ■



(注) (二重線)で囲まれている機関は、気象業務法の規定に基づく法定伝達先
 は、放送

(備考) NTT 東日本及び NTT 西日本への洪水予報の伝達は洪水警報のみとし、一般の利用に適合する洪水警報の通知をもって代える。

(6) 水防警報

知事は、国土交通大臣が指定した河川について、水防警報の通知を受けたとき、又は知事が指定した河川について水防警報を発表したときは、関係水防管理者その他水防に関係のある機関に通知する。

ア 種類及び発表基準

種類	内 容	発表基準
待機	不意の出水あるいは水位の再上昇等が予想される場合に状況に応じて直ちに水防機関が出動できるように待機する必要がある旨を警告するもの 水防機関の出動期間が長引くような場合に出勤人員を減らしても差し支えないが、水防活動をやめることはできない旨を警告するもの	気象予報・警報等又は河川状況により、特に必要と認めるとき。
準備	水防に関する情報連絡、水防資機材の整備、水門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるとともに、水防機関に出動の準備をさせる必要がある旨を警告するもの	雨量、水位、流量その他河川状況により必要と認めるとき。
出動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの	河川氾濫注意情報等により、又は水位、流量その他の河川状況により氾濫注意水位に達し、なお上昇のおそれがあるとき。
指示	水位、滞水時間その他水防活動上必要な状況を明示するとともに越水（堤防から水があふれる。）、漏水、堤防斜面の崩れ、亀裂、その他河川状況により警戒を必要とする事項を指摘して警告するもの	河川氾濫警戒情報等により、又は既に氾濫注意水位を超え、災害のおそれがあるとき。
解除	水防活動を必要とする出水状況が解消した旨、及び当該基準水位観測所名による一連の水防警報を解除する旨を通告するもの	氾濫注意水位以下に下降したとき、又は氾濫注意水位以上であつても水防作業を必要とする河川状況が解消したと認めるとき。

(注) 地震による堤防の漏水、沈下等の場合は、上記に準じて水防警報を発表する。

イ 指定河川及び水防警報区

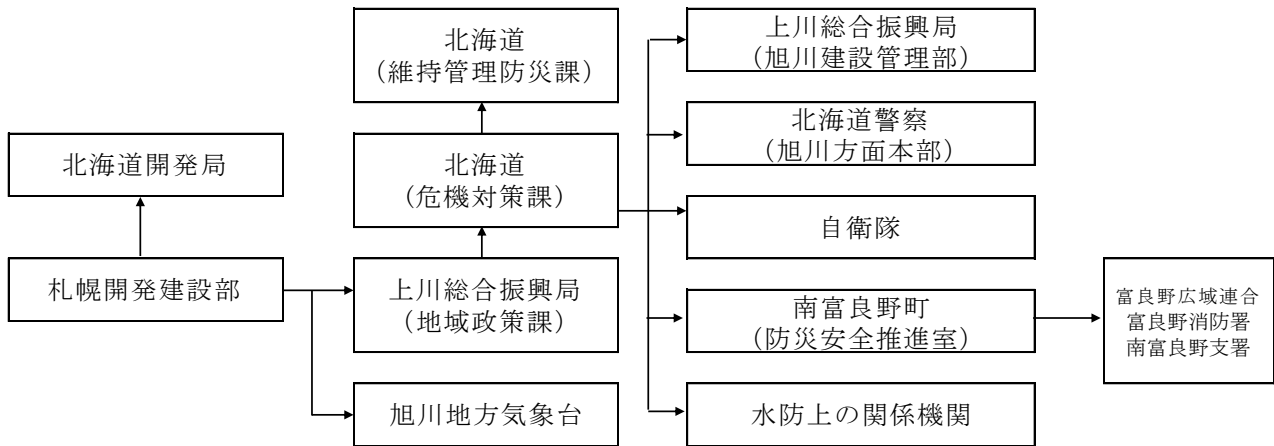
本町における水防警報指定河川及び水防警報区は、資料 2-4 のとおりである。

ウ 伝達系統

(ア) 国土交通大臣が行う水防警報

水防法（昭和24年法律第193号）第16条第1項の規定により、国土交通大臣が指定した河川についての水防警報は、北海道開発局（札幌開発建設部）が発表し、伝達は次の系統により行う。

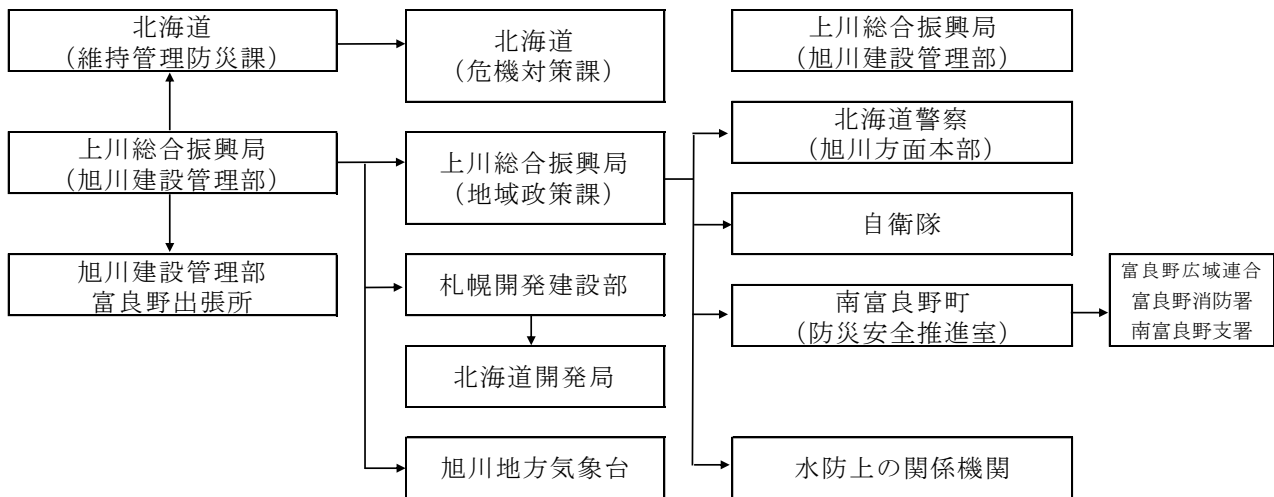
■ 国土交通大臣が行う水防警報の伝達系統 ■



(イ) 知事が行う水防警報

水防法第16条第1項の規定により、知事が指定した河川についての水防警報は、道が発表し、伝達は次の系統により行う。

■ 知事が行う水防警報の伝達系統 ■



(7) 水位情報（水位周知河川の水位情報）

水防法第13条の規定により国土交通大臣又は知事が指定した河川（水位周知河川）について、水位が水防法第13条第1項及び第2項に規定される洪水特別警戒水位に達したときは、その旨を当該河川の水位又は流量を示して水防管理者等に通知するとともに、必要に応じて報道機関の協力を求めて、一般に周知する。

なお、国土交通大臣及び知事が指定した河川の洪水特別警戒水位は、天端から住民への情報伝達、避難準備及び避難所への避難に要する時間の水位上昇を差し引いた水位（氾濫危険水位）であり、氾濫危険水位の設定に当たっては、過去の水位観測データ、流域の特性、避難に関する情報、既定の計画水位などを総合的に判断して決定している。

ア 指定河川及び水位周知区間

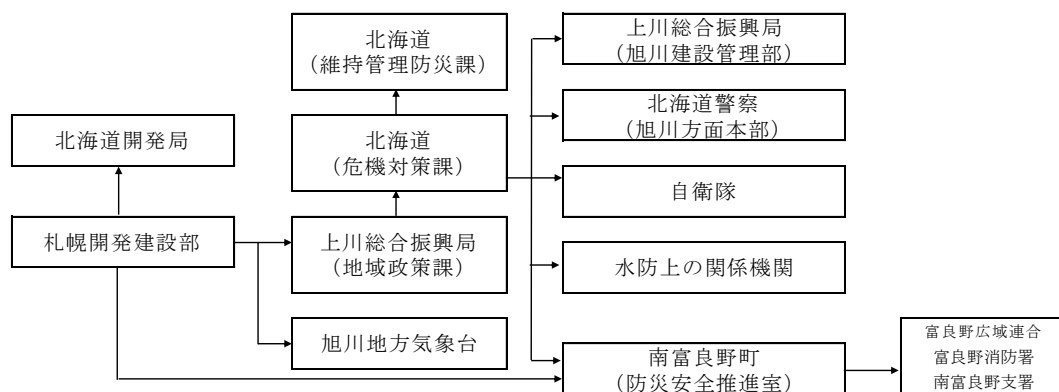
本町における水位周知河川及び水位周知区間は、資料2-5のとおりである。

イ 伝達系統

(ア) 国土交通大臣が行う水位情報の通知

水防法第13条第1項の規定により、国土交通大臣が指定した水位周知河川の水位情報の通知は、次の伝達系統により行う。

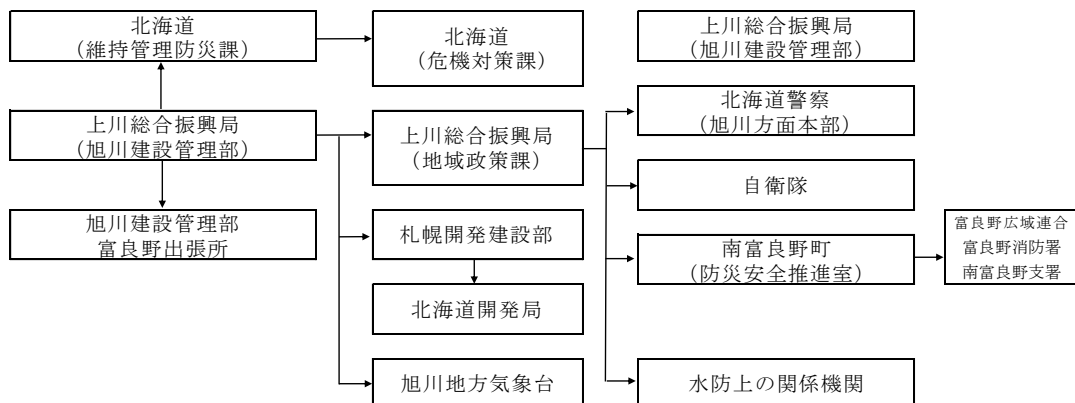
■ 国土交通大臣が行う水位情報の伝達系統 ■



(イ) 知事が行う水位情報の通知

水防法第13条第2項の規定により、知事が指定した水位周知河川の水位情報の通知は、次の伝達系統により行う。

■ 知事が行う水位情報の伝達系統 ■



(8) 水位、雨量等

ア 水位、雨量の公表・通報

道及び北海道開発局は、管理する観測所の水位のデータを国土交通省「川の防災情報」及び市町村向け「川の防災情報」ホームページに掲載することにより常時公表する。

また、所管する観測所の水位が水防団待機水位（通報水位）を超えるときは、その水位を国土交通省「川の防災情報」、「市町村向け川の防災情報」ホームページに掲載することにより関係機関に通報する。

なお、水防法第12条第2項の規定により、水位が氾濫注意水位（警戒水位）を超えるときの公表は、同ホームページに「河川名・水位観測所名・所在地・水位状況等」を掲載することにより行う。

(イ) 町内の雨量水位の観測所

町内の雨量・水位の観測所は、資料2-3のとおりである。

(イ) 障害時の通報

a 雨量

道は、所管する観測所の雨量が次のいずれかに該当し、回線途絶等の事由により上記のホームページに観測値を掲載できないときは、その雨量の状況を水位等通報の伝達系統図に定める関係機関に通報する。

通報は電話又は北海道総合行政情報ネットワークにより行うものとし、これにより難しいときはFAX又は電子メールにより行う。

(a) 降雨開始から24時間以内に60mm以上の降雨があったとき。

(b) 1時間雨量が25mm（融雪期10mm）に達したとき。

b 水位

道及び北海道開発局は、所管する観測所の水位が次のいずれかに該当し、回線途絶等の事由により上記ホームページに観測値を掲載できないときは、下記の水位等通報の伝達系統図に定める関係機関に通報する。

通報は電話又は北海道総合行政情報ネットワークにより行うものとし、これにより難しいときはFAX又は電子メールにより行う。

(a) 水防団待機水位（通報水位）に達したとき。

(b) 氾濫注意水位（警戒水位）に達したとき。

(c) 氾濫注意水位（警戒水位）を超え、再び氾濫注意水位（警戒水位）となるまでの
毎正時

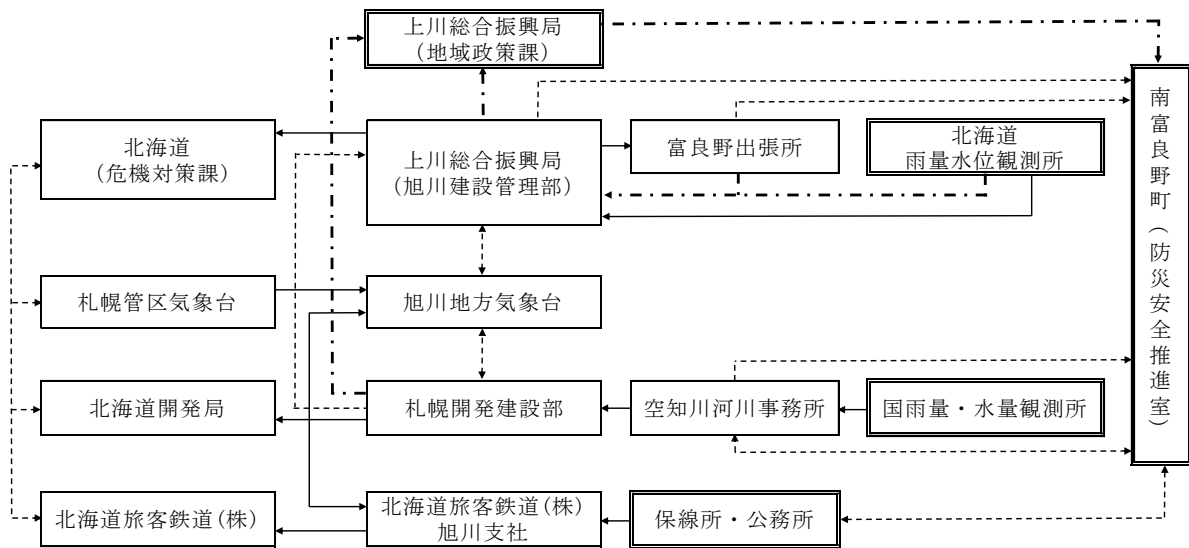
(d) 氾濫注意水位（警戒水位）以下になったとき。

(e) 水防団待機水位（通報水位）以下になったとき。

(f) 上記(a)～(e)以外に急激な水位の変動があったとき。

(ウ) 通報系統

■ 障害時の雨量・水位等の通報系統 ■

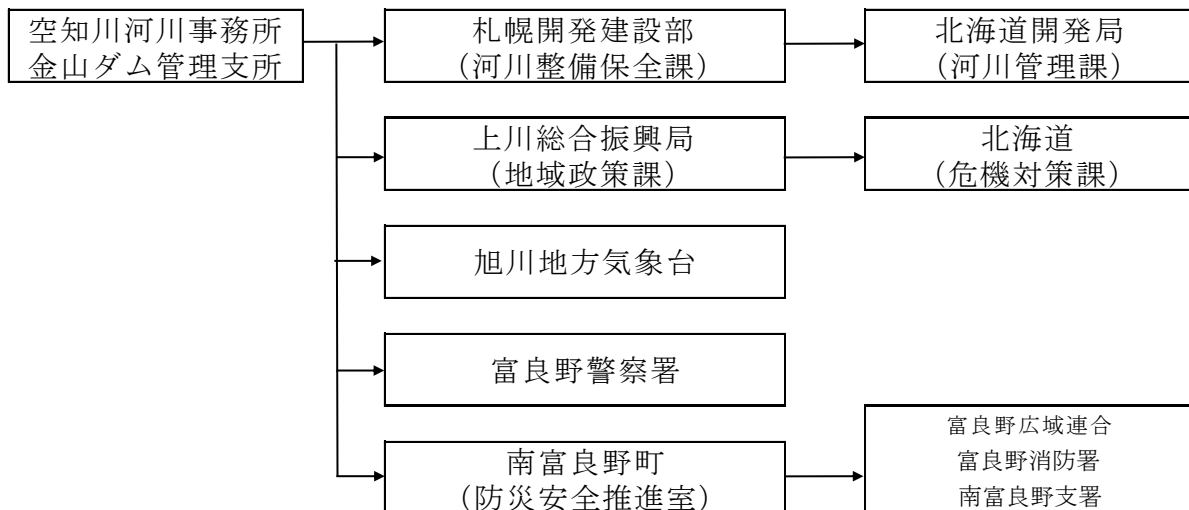


イ ダム・水門等の操作

(ア) ダム操作

直轄ダムの管理者（河川管理者）は、気象状況及び水位の変動に留意し、河川法（昭和39年法律第167号）に基づき定めたダム操作規則等により貯水放流、門扉開閉等を行う。また、出水時の放流を行うときは、放流に伴う下流水域の危害予防のため、下流関係機関の水防警報又は活動体制等を十分に考慮し、ダム操作規則又はダム操作規程等により関係機関に対し、予報し、通知する。

■ 直轄ダムの情報系統 ■



(イ) 水門等の操作

水門等の管理者は、常に当該施設が十分その機能を発揮できるよう努めるとともに、特に、水防活動時には、適正な操作を行い、水害の軽減、防止に努める。

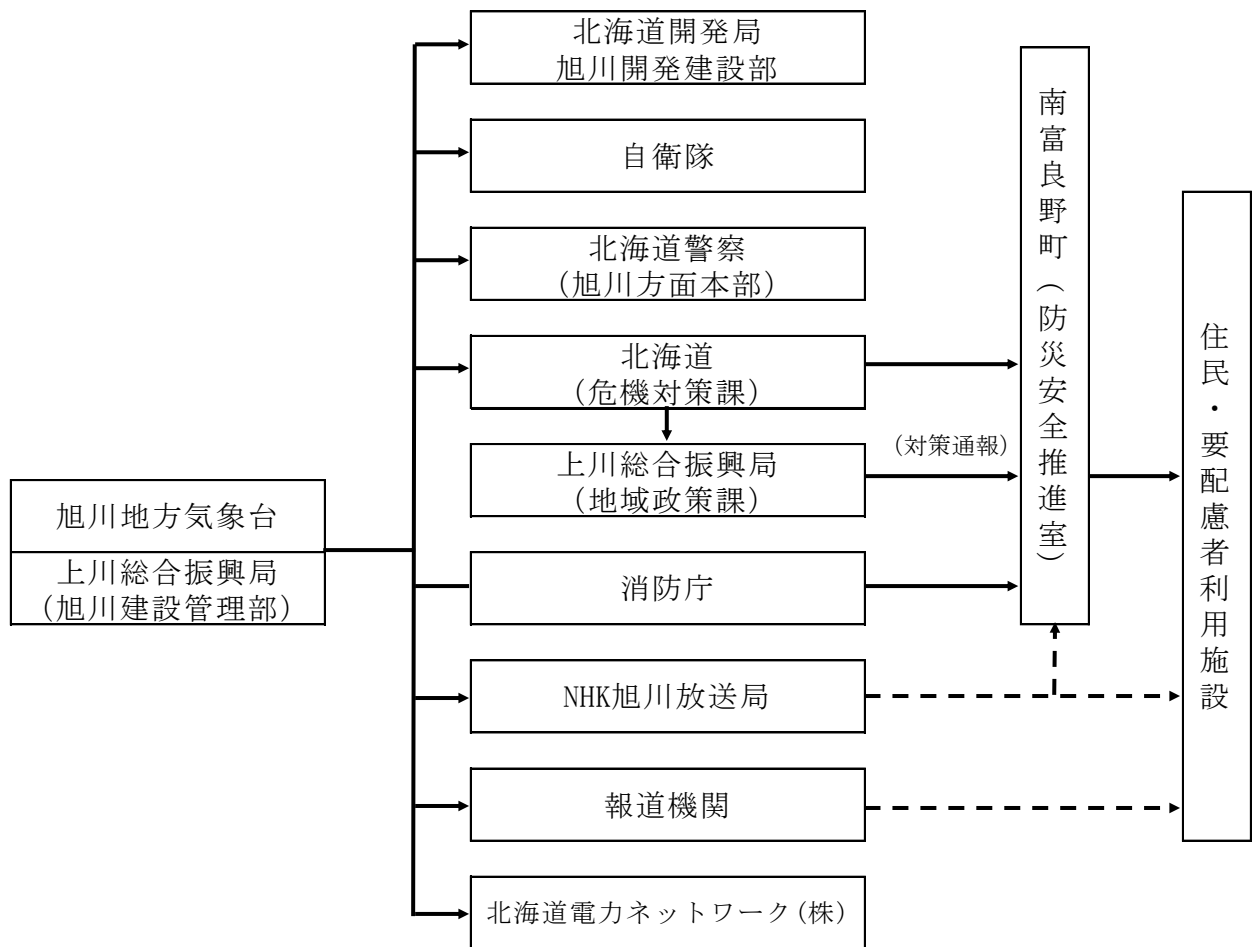
また、気象警報・注意報等及び洪水予報・水防警報の通知を受けたとき、又は雨量、水位、流量等の気象状況を考慮し、洪水時又は洪水のおそれがあると認めたときは、各施設の操作規則等に基づき、的確な操作を行うものとし、各施設の操作規則等に基づき、水門等の操作についての情報を必要に応じて関係機関に迅速に連絡する。

なお、連絡系統については各施設の操作規則等に基づき連絡する。

(9) 土砂災害警戒情報

大雨警報（土砂災害）発表中に、大雨による土砂災害が発生する危険性がさらに高まったときに、市町村長の防災活動・避難指示等の判断や、住民の自主避難の判断の参考となるよう、上川総合振興局（旭川建設管理部）と旭川地方気象台が共同で作成して市町村等ごとに発表し、次の系統により伝達する。なお、これを補足する情報である気象庁の危険度分布（土砂災害警戒判定メッシュ情報 <https://www.jma.go.jp/jp/doshamesh/>）で、実際に危険度が高まっている場所を確認する必要がある。（避難が必要とされる警戒レベル4に相当）

■ 土砂災害警戒情報の伝達系統 ■



(注) - - - は、放送

(10) 警戒レベルと防災気象情報

警戒レベル	住民が自ら行動をとる際の判断に参考となる情報（警戒レベル相当情報）		
	洪水に関する情報		土砂災害に関する情報
	水位情報がある場合	水位情報がない場合	
警戒レベル5	氾濫発生情報	(大雨特別警報（浸水害））※1	(大雨特別警報（土砂災害））※1
警戒レベル4	氾濫危険情報	・洪水警報の危険度分布（非常に危険）	・土砂災害警戒情報 ・大雨警報（土砂災害）の危険度分布（非常に危険） ・大雨警報（土砂災害）の危険度分布（極めて危険）※2
警戒レベル3	氾濫警戒情報	・洪水警報 ・洪水警報の危険度分布（警戒）	・大雨警報（土砂災害） ・大雨警報（土砂災害）の危険度分布（警戒）
警戒レベル2	氾濫注意情報	・洪水警報の危険度分布（注意）	・大雨警報（土砂災害）の危険度分布（注意）
警戒レベル1	—	—	—

※1 大雨特別警報は、洪水や土砂災害の発生情報ではないものの、災害が既に発生している蓋然性が極めて高い情報として、警戒レベル5相当情報〔洪水〕や警戒レベル5相当情報〔土砂災害〕として運用する。

※2 「極めて危険」については、現行では避難指示の発令を判断するための情報であるが、今後技術的な改善を進めた段階で、警戒レベルへの位置づけを改めて検討する。

(注) 町が発令する避難指示等は、町が総合的に判断して発令するものであることから、警戒レベル相当情報が発表されたとしても発令されないことがある。

資料編〔災害履歴・気象等〕	<ul style="list-style-type: none"> ・警報・注意報発表基準一覧表（資料2-2） ・雨量及び水位の観測所（資料2-3） ・水防警報指定河川及び水防警報区（資料2-4） ・水位周知河川及び水位周知区間（資料2-5）
---------------	--

2 異常現象を発見した者の措置等

(1) 発見者の通報義務（基本法第54条第1項及び第2項）

災害が発生するおそれがある異常な現象（局地的な豪雨、森林火災、異常水位、堤防の溢水又は決壊等）を発見した者は、異常現象発見通報時の連絡系統により速やかに町、富良野警察署、富良野消防署 南富良野支署等に通報するものとし、何人もこの通報が最も迅速に到着するように協力しなければならない。

(2) 警察官の通報（基本法第54条第3項）

富良野警察署は、異常現象を発見した場合、又は発見者から通報を受けた場合は、異常現象発見通報時の連絡系統により直ちに町（防災安全推進室）に通報する。

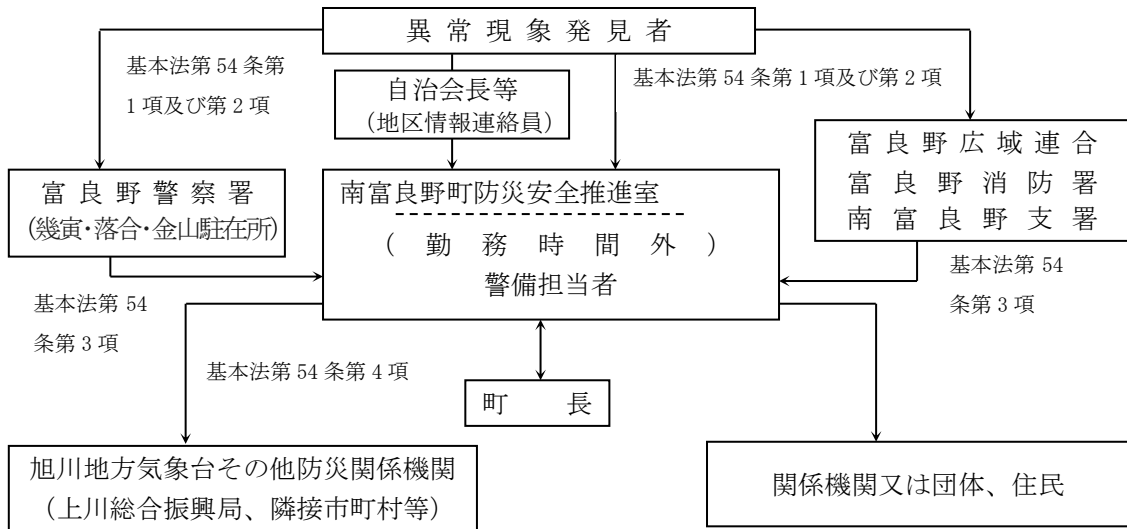
(3) 南富良野町から防災関係機関への通報及び住民への通知（基本法第54条第4項）

町長は、災害発生又は異常現象発見の通報を受けたときは、災害の規模、内容等により必要に応じて次の機関に通報するとともに、住民に周知する。

- ア 旭川地方気象台
- イ 富良野消防署 南富良野支署
- ウ 富良野警察署
- エ 上川総合振興局（地域政策課）

- オ 影響のある隣接市町村
- カ その他、その異常現象に関係ある機関

■ 異常現象発見通報時の連絡系統 ■



3 気象通報等の受理及び伝達

町は、関係機関から発表される気象、水象及び地象等の特別警報・警報・注意報等（上川総合振興局が発する対策通報を含む。以下同様とする。）、並びに異常現象を発見した者からの通報等（以下「気象通報等」という。）を受理したときは、住民及び関係各所に対し、電話、広報車、その他最も有効な方法により迅速かつ的確に通報、伝達する。

(1) 気象通報等の受理及び処理

- ア 気象通報等は、勤務時間中は防災安全推進室が、勤務時間外は、富良野消防署 南富良野支署、警備担当者が受理し、防災安全推進室長へ報告する。
- イ 防災安全推進室長は、気象通報等を受理したときは、町長又は副町長、教育長に報告するとともに、必要に応じて関係課長等に当該気象通報等を連絡し、必要な措置について協議する。また、必要に応じて関係機関への通報を指示するなど、必要な事務処理に当たる。
- ウ 勤務時間外に富良野消防署 南富良野支署の警備担当者が気象通報等を受けたときは、気象通報受理簿（兼送信票）（別記第3号様式）に記載するとともに、次に掲げる警報については、速やかに防災安全推進室長に連絡する。なお、気象通報受理簿（兼送信票）は、警備業務終了後、防災安全推進室長に提出する。

〔連絡する気象警報…暴風、暴風雪、大雨、大雪、洪水〕

(2) 気象通報等の伝達及び周知

ア 関係機関への伝達

町は、法令の規定により災害に関する予報若しくは警報の通知を受けたとき、自ら災害に関する予報若しくは警報を覚知したとき、自ら災害に関する警報をしたとき、又は知事から災害に関する通知を受けたときは、当該予報若しくは警報又は通知に係る事項を関係機関に伝達する。

イ 住民等への周知

町は、気象通報等を受理した場合、その現象によって災害が予想される地域の住民及び

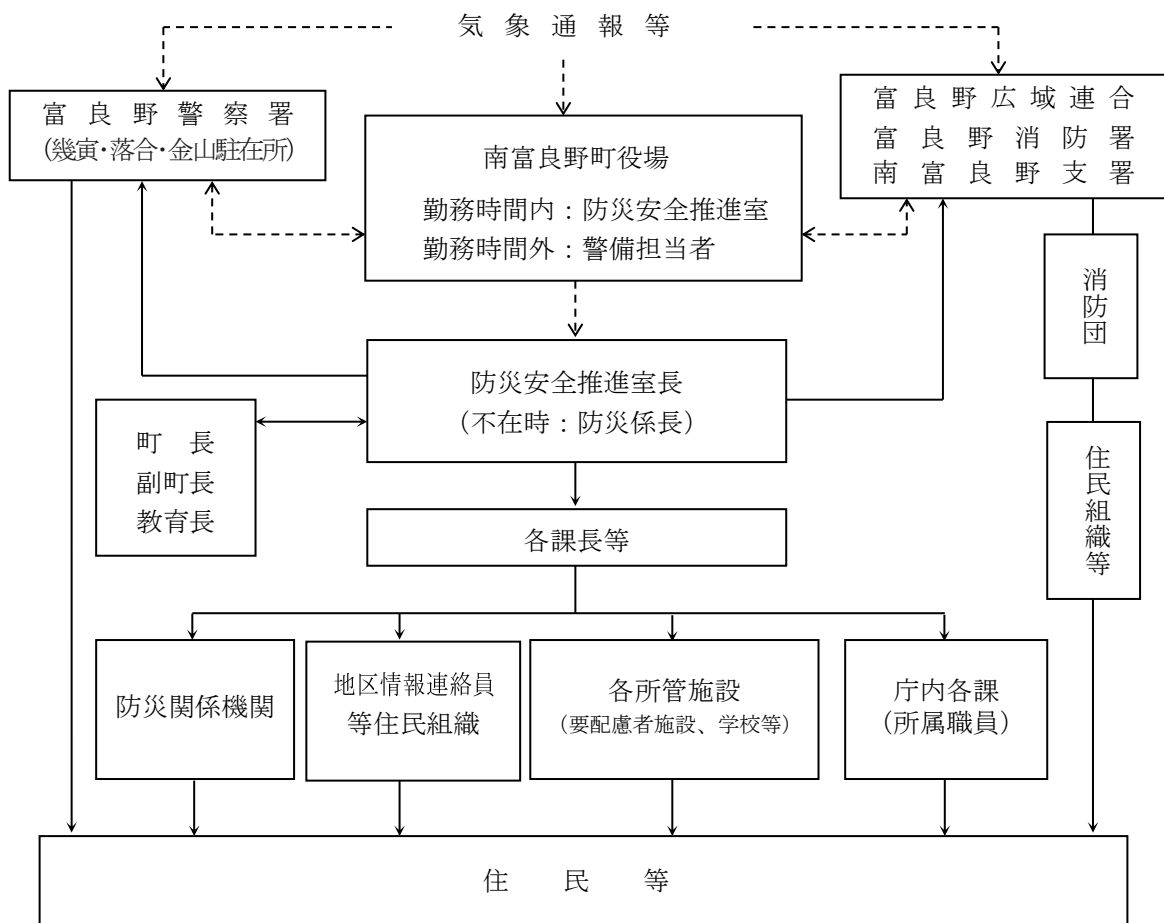
関係者に対し、その状況の周知・徹底を図る。この場合、必要があると認めるときは、予想される災害の事態及びこれに対してとるべき措置について必要な通報又は警告を行う。

なお、特別警報を受けた場合、気象業務法（昭和27年法律第165号）第15条の2の規定に基づき、直ちに住民及び所在の官公署への周知の措置を講じなければならない（法定義務）。

(3) 気象通報等の伝達系統

気象通報等は、次の系統により、電話・FAX、北海道総合行政情報ネットワーク、広報車、町ホームページ、防災行政無線、緊急速報メール、Lアラート、消防サイレン、口頭（必要に応じて地区連絡員等の協力を得て）等、最も有効な方法を用いて伝達又は周知を図る。

■ 気象通報等の伝達系統 ■



資料編【様式】・気象通報受理簿（兼送信票）（別記第3号様式）

第2 南富良野町における災害情報等の収集・処理

災害情報等の収集・処理は、災害の予防及び応急対策を実施する基本となるものである。

町は、地理空間情報や保有する情報通信施設及び伝達手段を全面的に活用して災害情報等を迅速・的確に収集・処理するとともに、関係機関等との間で相互に交換・共有する。

なお、人的被害の数については、道が一元的に集約、調整を行うこととしており、収集した情報については、道に連絡を行うものとする。

1 災害情報等の収集

(1) 町は、災害が発生し、又は発生するおそれのあるときは、速やかに情報を収集し、所要の応急対策を講ずるとともに、その状況を上川総合振興局に報告する。このため、町長は、気象等特別警報・警報・注意報並びに情報等及び災害情報等の取扱要領を定め、災害の発生等緊急事態に対処する体制を整備するとともに、災害情報等連絡責任者をあらかじめ定めておくものとする。

(2) 本部員（各課長等）は、直ちに所属職員を現地に派遣するなどして現地の実態を的確に把握し、道が定める「災害情報等報告取扱要領」（資料 4-6）に準じて所管に係る災害情報を収集するとともに、所管する関係機関との連絡・調整を行う。

なお、災害発生場所の報告においては、地図等、場所の特定ができる資料を添付する。

(3) 自治会長等は、地域内の住民と協力して警戒に当たり、情報の早期把握に努めるとともに災害が発生したときは、直ちに町又はその他の関係機関に通報する。

2 災害情報等の処理

(1) 本部員（各課長等）は、収集した情報（災害発生状況、被害状況、応急対策実施状況（関係機関を含む。）等）を各対策部内で取りまとめ、道が定める「災害情報等報告取扱要領」（資料 4-6）に準じて総務対策部 本部運営班（防災安全推進室 防災係、交通防犯係）に報告する。

(2) 総務対策部 本部運営班（防災安全推進室 防災係、交通防犯係）は、各対策部からの情報を取りまとめ、本部長（町長）へ報告するとともに、本部長（町長）からの応急対策措置等の指示を各対策部（班）に伝達する。

第3 災害情報等の伝達・報告

町は、防災関係機関と相互に連携して災害応急対策を的確かつ円滑に推進するため、次のとおり災害情報等の伝達・報告を行う。

1 災害情報等連絡責任者

本町における災害情報等の連絡責任者は、総務対策部副部長（防災安全推進室長）とする。

2 災害発生直後における連絡等

(1) 防災関係機関への通報

災害対策本部を設置したときは、本部の設置状況及びその他の情報等について、防災関係機関へ通報する。また、災害情報等について密接な相互連絡を図るため、必要に応じて本部への連絡要員の派遣を要請する。

(2) 道等への通報

ア 発災後の情報等について、次により上川総合振興局を通じて道（危機対策課）に通報する。

(ア) 災害の状況及び応急対策の概要・・・発災後速やかに

(イ) 災害対策本部等の設置・・・・・・・・・・災害対策本部等を設置したとき直ちに

(ウ) 被害の概要及び応急復旧の見通し・・・被害の全貌が判明するまで、又は応急復旧が完了するまで随時

(エ) 被害の確定報告・・・・・・・・・・被害状況が確定したとき

イ 119番通報の殺到状況時には、その状況等を道（上川総合振興局経由）及び国（消防庁経由）に報告する。

ウ 自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることができないような災害が発生したときは、速やかにその規模を把握するための情報を収集するよう特に留意し、被害の詳細が把握できない状況にあっても、迅速に当該情報を道（上川総合振興局経由）及び国（消防庁経由）への報告するよう努める。

3 被害状況報告

災害が発生した場合、「災害情報等報告取扱要領」（資料4-6）に基づき、知事（上川総合振興局長経由）に報告するものとし、知事は、「災害報告取扱要領」及び「火災・災害等即報要領」に基づき国（消防庁経由）に報告する。

ただし、町長は、消防庁即報基準に該当する火災・災害等のうち、一定規模以上のもの（「直接即報基準」（資料4-8）に該当する火災・災害等）を覚知した場合、第1報については、直接消防庁にも報告する。

なお、消防庁長官から要請があった場合については、第1報後の報告についても、引き続き消防庁に報告する。

また、町長は、通信の途絶等により知事に報告することができない場合は、直接、国（消防庁経由）へ報告する。

確定報告については、応急措置完了後20日以内に、内閣総理大臣宛て及び消防庁長官宛ての文書を消防庁へ提出する。

■ 被害状況等の報告【北海道・上川総合振興局報告先】 ■

回線	区分	北海道総務部 危機対策局危機対策課	北海道上川総合振興局 地域創生部地域政策課
NTT回線		011-204-5008 011-231-4314 (FAX)	0166-46-5918 0166-46-5204 (FAX)
北海道総合行政情報 ネットワーク (道防災無線)		町、道出先機関は衛星専用電話機 より 6-210-22-554 6-210-22-553 (FAX)	町、道出先機関は衛星専用電話機 より 6-550-2191 6-550-2083 (FAX)

(注) 北海道総合行政情報ネットワークの衛星専用電話は、全ての市町村と道出先機関の一部に設置されている。

■ 被害状況等の報告【消防庁報告先】 ■

回線	区分	平日(9:30~18:15)	平日(左記時間帯以外)・休日	消防庁災害対策本部設置時
		消防庁応急対策室	消防庁宿直室 (消防防災・危機管理センター内)	情報集約班 (消防防災・危機管理センター内)
NTT回線	電話	03-5253-7527	03-5253-7777	03-5253-7514
	FAX	03-5253-7537	03-5253-7553	03-5253-7553
地域衛星通信 ネットワーク	電話	*-048-500-90-49013	*-048-500-90-49102	*-048-500-90-49175
	FAX	*-048-500-90-49033	*-048-500-90-49036	*-048-500-90-49036

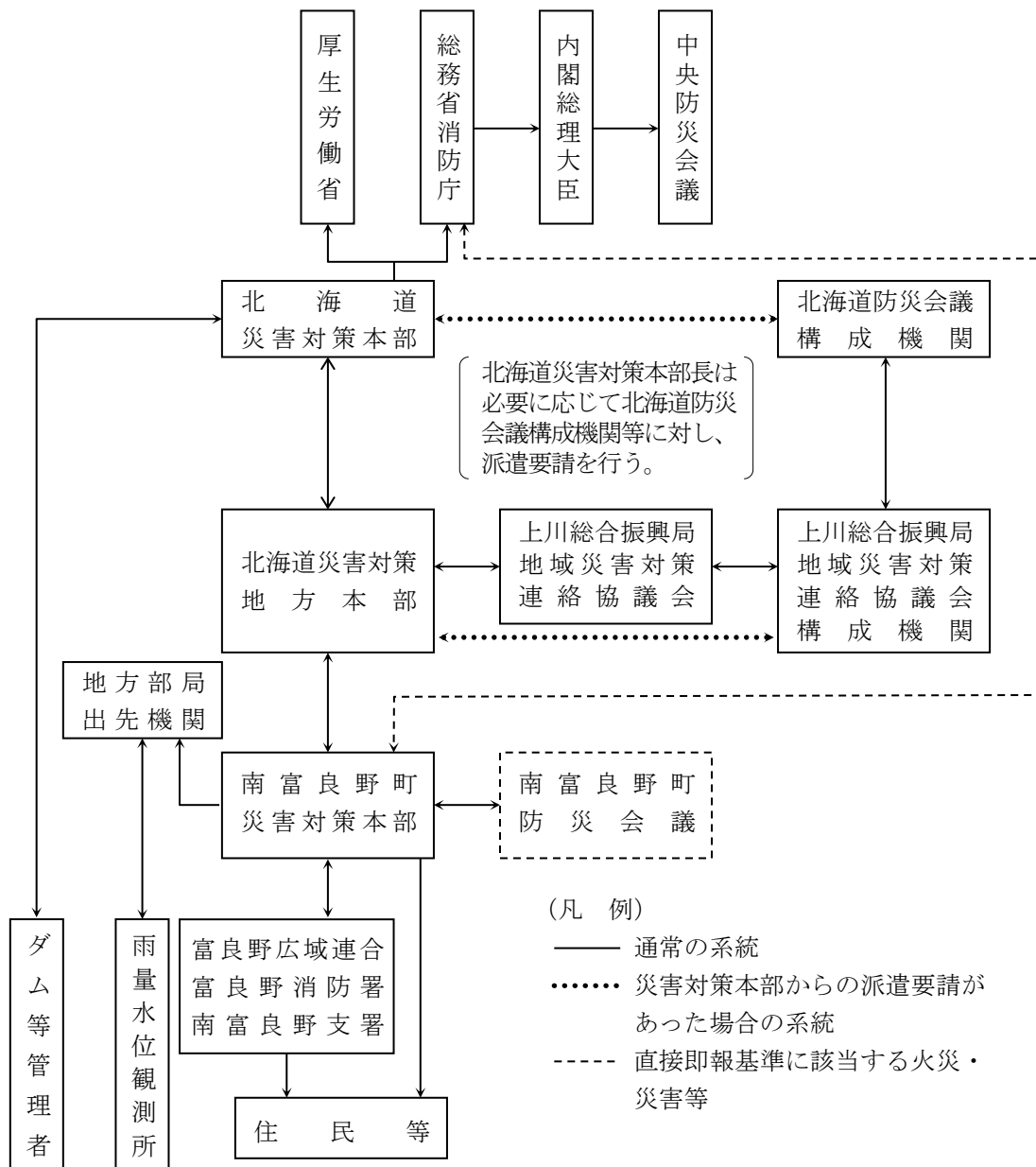
(注) 「*」は各団体の交換機の特番

4 情報の分析整理

町及び道は、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報等を迅速かつ正確に分析・整理・要約・検索するため、最新の情報通信関連技術の導入に努める。

資料編〔避難・通信等〕	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害情報等報告取扱要領（資料 4-6） ・ 被害状況判定基準（資料 4-7） ・ 消防庁への直接即報基準（資料 4-8）
〔様式〕	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害情報（別記第 5 号様式） ・ 被害状況報告（速報・中間・最終）（別記第 6 号様式）

■ 災害情報等連絡系統図 ■



第2節 災害通信計画

災害時における通信の確保等についての計画は、次のとおりである。

第1 通信手段の確保等

町及び防災関係機関は、災害発生直後は、災害情報連絡のための通信手段を確保するため、直ちに情報通信手段の機能確認を行うとともに、支障が生じた施設の復旧を行う。

なお、その場合において、町は、防災関係機関が実施する応急復旧対策のために必要な場所を確保し、提供する。

また、災害時の防災関係機関相互の通信連絡は、東日本電信電話（株）等の公衆通信設備、防災関係機関が設置した通信設備及び衛星携帯電話等の移動通信回線の活用により行うものとし、電気通信事業者は、災害時において、防災関係機関の重要通信を優先的に確保する。

なお、公衆通信設備以外の通信として、災害時緊急に利用できる本町の無線通信施設は、概ね次のとおりである。

- 1 北海道総合行政情報ネットワーク
 - (1) 地上系無線と衛星系無線の2ルート
 - (2) 端末局、FAXは、役場庁舎に設置
 - (3) 本庁内線電話により受発信可能
- 2 防災行政無線
- 3 衛星通信
- 4 消防無線

第2 電話及び電報の優先利用並びに通信途絶時等における措置等

町は、第1における、通信設備等が使用できない場合は、次の方法により通信連絡を行う。

1 電話による通信（災害時優先電話）

住民からの電話等による輻輳^{ふくそう}を避けるため、職員・関係団体は災害時優先電話の使用を徹底する。

なお、災害時優先電話は、発信は優先扱いされるが、着信については通常電話と同じ扱いとなることに留意する。

2 電報による通信

(1) 非常扱いの電報（非常電報）

天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合の災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な内容を事項とする電報

(2) 緊急扱いの電報（緊急電報）

非常扱いの電報を除くほか、公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする電報。なお、非常扱いの電報は緊急扱いの電報より優先する。

(3) 非常電報・緊急電報の利用方法

ア 115 番（局番なし）をダイヤルしNTT コミュニケータを呼び出す。

イ NTT コミュニケータが出たら

- (ア) 「非常又は緊急扱いの電報の申込み」と告げる。
- (イ) あらかじめ指定した登録電話番号と通話責任者名等を告げる。
- (ウ) 届け先、通信文等を申し出る。

(4) 電気通信事業法及び東日本電信電話（株）の契約約款に定める電報内容、機関等

ア 非常扱いの電報内容及び機関等

電 報 の 内 容	機 関 等
1 気象、水象、地象若しくは地動の観測の報告又は警報に関する事項であって、緊急を要するもの	気象機関相互間
2 洪水等が発生し、若しくは発生するおそれがあることの通報又はその警告若しくは予防のための緊急を要する事項	水防機関相互間 消防機関相互間 水防・消防機関相互間
3 災害の予防又は救援のための緊急を要する事項	消防機関相互間 災害救助機関相互間 消防・災害救助機関相互間
4 鉄道その他の交通施設（道路等を含む。）の災害の予防又は復旧その他輸送の確保に関し、緊急を要する事項	輸送の確保に直接関係がある機関相互間
5 通信施設の災害の予防又は復旧その他通信の確保に関し、緊急を要する事項	通信の確保に直接関係がある機関相互間
6 電力設備の災害の予防又は復旧その他電力供給の確保に関し、緊急を要する事項	電力供給の確保に直接関係がある機関相互間
7 秩序の維持のため緊急を要する事項	警察機関相互間 防衛機関相互間 警察・防衛機関相互間
8 災害の予防又は救援に必要な事項	天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがあることを知った者と前各欄に掲げる機関との間

イ 緊急取扱いの電報内容及び機関等

電 報 の 内 容	機 関 等
1 気象、水象、地象若しくは地動の観測の報告又は警報に関する事項であって、緊急を要するもの	気象機関相互間
2 火災、集団的疫病、交通機関の重大な事故その人命の安全に係わる事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、その予防、救援、復旧等に関し、緊急を要する事項	(1) 非常扱いの電報を取り扱う機関相互間（前項の表中8欄に掲げるものを除く。） (2) 緊急事態が発生し、又は発生するおそれがあることを知った者と(1)の機関との間
3 治安の維持のため緊急を要する事項	(1) 警察機関相互間 (2) 犯罪が発生し、又は発生するおそれがあることを知った者と警察機関との間
4 国会議員又は地方公共団体の長若しくはその議会の議員の選挙の執行又はその結果に関し、緊急を要する事項	選挙管理機関相互間
5 天災、事変その他の災害に際しての災害状況の報道を内容とするもの	別に定める基準に該当する、新聞社、放送事業者又は通信社の機関相互間

電 報 の 内 容	機 関 等
6 水道、ガス等の国民の日常生活に必要不可欠な役務の提供その他生活基盤を維持するために緊急を要する事項	(1) 水道・ガスの供給の確保に直接関係がある機関相互間 (2) 預貯金業務を行う金融機関相互間 (3) 国又は地方公共団体（前項の表及び本表 1～6(2)に掲げるものを除く。）相互間

3 その他の通信施設

公衆通信設備以外の通信として災害時緊急に利用できる通信施設は、概ね次のとおりである。

- (1) 陸上自衛隊の通信施設

北部方面総監部、師団、駐屯部隊等の有線及び無線通信電話を經て行う。
- (2) 警察の通信施設
 - ア 警察電話による通信

専用電話をもって通信相手機関に最も近い警察署等を経で行う。
 - イ 警察無線電話装置による通信

北海道警察本部及び各方面本部、警察署、同移動局（パトカー）等を経で行う。
- (3) 鉄道電話による通信

鉄道電話により通信相手機関に最も近い駅等を経で行う。
- (4) 北海道電力ネットワーク（株）の専用電話による通信

北海道電力ネットワーク（株）営業所等を経で行う。
- (5) 北海道地方非常通信協議会加入無線局等による通信

上記の（1）から（4）までに掲げる各通信系を使用して通信を行うことができないとき、若しくは通信を行うことが著しく困難であるときは、事業用無線通信局及び北海道地方非常通信協議会加入無線局、アマチュア無線局等による通信を利用して行う。

4 通信途絶時等における連絡方法

上記第1及び第2の1～3までに掲げる各通信系をもって通信を行うことができないとき、又は通信を行うことが著しく困難であるときは、車両及び徒歩等により連絡員を派遣し、口頭により連絡するなど、臨機の措置を講ずる。

なお、北海道総合通信局による臨機の措置は次のとおりである。

- (1) 北海道総合通信局の対応
 - ア 貸与要請者宛て、移動通信機器、移動電源車及び臨時災害放送局（災害が発生した場合に、その被害を軽減するために、地方公共団体等が開設する臨時かつ一時の目的のためのFMラジオ放送局）用機器の貸出
 - イ 無線局の免許等の臨機の措置（無線局の免許等に必要な申請手続及び当該申請に係る処分について、口答又は電話等迅速な方法で行い、所定の様式による手続は、後刻可及的速やかに遡及処理する措置）
- (2) 町の対応

町は、（1）の措置を希望する場合は、次に掲げる事項を北海道総合通信局に連絡する。

 - ア 移動通信機器の借受を希望する場合
 - (ア) 借受申請者の氏名又は名称及び住所
 - (イ) 借受希望機種及び台数

- (ウ) 使用場所
 - (エ) 引渡場所及び返納場所
 - (オ) 借受希望日及び期間
 - イ 移動電源車の借受を希望する場合
 - (ア) 借受申請者の氏名又は名称及び住所
 - (イ) 台数
 - (ウ) 使用目的及び必要とする理由
 - (エ) 使用場所
 - (オ) 借受期間
 - (カ) 引渡場所
 - ウ 臨時災害放送局用機器の借受を希望する場合
 - (ア) 借受申請者の氏名又は名称及び住所
 - (イ) 希望エリア
 - (ウ) 使用目的
 - (エ) 希望する使用開始日時
 - (オ) 引渡場所及び返納場所
 - (カ) 借受希望日及び期間
 - エ 臨機の措置による手続を希望する場合
 - (ア) 早急に免許又は許可等を必要とする理由
 - (イ) (ア)に係る申請の内容
- (3) 連絡先
総務省北海道総合通信局防災対策推進室 (直通電話) 011-747-6451

第3節 災害広報・情報提供計画

災害時には、被災地住民等に対して、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図り、適切な判断による行動がとられるようにする必要がある。

町及び防災関係機関が行う、被災者等への的確な情報伝達のための災害広報等は、次のとおりである。

第1 住民に対する災害広報等

町、道及び防災関係機関等は、災害時において、住民に対して、正確かつ分かりやすい情報を迅速に提供することにより、流言等による社会的混乱の防止を図り、被災地の住民等の適切な判断と対応を支援する。

また、町及び道は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努める。

- 1 町、道及び防災関係機関等は、報道機関（コミュニティFMを含むラジオ、テレビ、有線放送、ワンセグ放送、新聞）への情報提供をはじめ、防災行政無線（戸別受信機を含む。）、広報車両、郵便局、インターネット、SNS（Twitter等）、臨時災害放送局、防災情報のメールサービス、緊急速報メール（エリアメール）、防災情報提供サイトなど、あらゆる広報媒体を組み合わせ、迅速かつ適切な広報を行うものとし、誤報等による混乱の防止に万全を期する。また、Lアラート（災害情報共有システム）で発信する災害関連情報等の多様化に努めるとともに、情報の地図化等による伝達手段の高度化に努める。
- 2 町、道及び防災関係機関等は、報道機関からの災害報道のための取材活動に対し、資料の提供等について協力する。
- 3 1の実施に当たっては、企画対策部 調整・広報班（企画課 企画振興係、広報統計係、地域公共交通形成のまちづくりプロジェクト担当）が、要配慮者への伝達に十分配慮する。
- 4 1のほか、町及び道は、北海道防災情報システムのメールサービスやLアラート（災害情報共有システム）、全国瞬時警報システム（J-ALERT）を活用するとともに、ポータルサイト・サーバー運業者へ協力を求めること等により、効果的な情報提供を実施する。また、住民懇談会等によって、住民並びに被災者の意見、要望、相談等を広聴し、災害対策に反映させるよう努める。

第2 南富良野町の広報要領

町は、所管区域内の防災関係機関との連絡を密にするとともに、被災者のニーズを十分把握した上で、被災者をはじめとする住民に対し、直接的に、被害の区域・状況、二次災害の危険性、避難指示、高齢者等避難、避難場所・避難所、医療機関、スーパーマーケット、ガソリンスタンド等の生活関連情報、ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況、交通規制、被災者生活支援に関する情報等について、ボランティア団体やNPO等とも連携を図りながら、正確かつきめ細やかな情報を適切に提供する。

1 広報に係る災害情報等の収集

広報に係る災害情報等の収集については、「第3章 第1節 災害情報等の収集・伝達計画」に定めるところによるほか、次の収集方法による。

- (1) 企画対策部 調整・広報班（企画課 企画振興係、広報統計係、地域公共交通形成のまちづくりプロジェクト担当）の派遣職員による災害現場の取材及び記録写真の収集
- (2) 報道機関その他防災関係機関への取材による資料の収集
- (3) その他災害の状況に応じ、他班の職員の派遣による資料の収集

2 災害情報等の発表及び周知

- (1) 事務の統括

災害情報等の発表及び周知に係る事務は、総務対策部長（総務課長）が統括し、企画対策部と連携して処理に当たる。

- (2) 報道機関に対する情報の発表

町は、収集した災害情報等に基づき、報道機関に対して下表の内容を発表する。

また、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、新聞・テレビ、ラジオ放送等報道機関が行う独自の取材活動に対して、情報・資料を提供し協力する。

発表責任者	内 容	方 法
副本部長（副町長）	<ul style="list-style-type: none"> ・災害の種別（名称及び発生年月日） ・災害発生の場所又は被害激甚地域 ・被害状況 ・町における応急対策の状況 ・住民及び被災者に対する注意及び協力要請 ・本部の設置又は廃止 ・救助法適用の有無 	口頭又は文書

- (3) 住民等に対する周知

町は、住民、道路利用者、観光客等、並びに被災者に対して災害時の状況を見極めながら、地域の実情に応じて迅速かつ適切な広報を行うものとし、誤報等による混乱の防止に万全を期する。

また、実施に当たっては、要配慮者への伝達に十分配慮する。

発表責任者	内 容	方 法
正 総務対策部長 （総務課長） 副 総務対策部副部長 （防災安全推進室長）	<ul style="list-style-type: none"> ・災害に関する情報及び注意事項 ・災害応急対策とその状況 ・災害復旧対策とその状況 ・被災地を中心とした交通に関する状況 ・その他必要な事項 	<ul style="list-style-type: none"> ・町の広報車 ・新聞、テレビ及びラジオ ・町の広報紙及びチラシ等の印刷物 ・町のホームページ ・防災行政無線 ・防災情報のメールサービス、緊急速報メール ・防災状況提供サイト

- (4) 庁内及び関係機関に対する周知

企画対策部 調整・広報班（企画課 企画振興係、広報統計係、地域公共交通形成のまちづくりプロジェクト担当）は、本部業務の適切な遂行のため、災害情報等を庁内放送及び庁内 LAN 等を利用して職員に周知する。

所 掌	要 領
企画対策部 調整・広報班 (企画課 企画振興係、広報統計係、 地域公共交通形成のまちづく りプロジェクト担当)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 庁内 庁内放送及び庁内 LAN を利用し、災害情報等を職員に周知 ・ 各関係機関 必要に応じ、電話、無線、連絡員等により災害情報を伝達

3 災害情報速報の作成及び活用

企画対策部 調整・広報班（企画課 企画振興係、広報統計係、地域公共交通形成のまちづくりプロジェクト担当）は、広報活動の効率的な実施のため、災害情報速報（別記第7号様式）を作成し、活用を図る。

第3 広聴活動

保健福祉対策部 福祉・保健衛生班（保健福祉課 社会福祉係、介護医療係、保健指導係、すこやかこども室 こども育成係）は、災害の状況により必要と認めるときは、本部の指示により、被災者のための相談窓口を開設する等、被災者家族等の住民等からの問い合わせに対応する体制を整えるほか、住民からの災害に関する要望事項を関係対策部（関係各課）及び防災関係機関に連絡し、迅速かつ適切な処理に努める。

資料編〔様式〕 ・ 災害情報速報（別記第7号様式）

第4 安否情報の提供

1 安否情報の照会手続

- (1) 安否情報の照会は、町又は道に対し、照会者の氏名・住所（法人その他の団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）や照会に係る被災者の氏名・住所・生年月日・性別、照会理由等を明らかにして行う。
- (2) 安否情報の照会を受けた町又は道は、当該照会者に対して運転免許証、健康保険の被保険者証、外国人登録証明書、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の44第1項に規定する住民基本台帳カード等の本人確認資料の提示又は提出を求めることなどにより、照会者が本人であることを確認する。
- (3) 安否情報の照会を受けた町又は道は、当該照会が不当な目的によるものと認めるときなど一定の場合を除き、次の照会者と照会に係る者との間柄に応じて、適当と認められる範囲の安否情報の提供をすることができる。

	照会者と照会に係る被災者との間柄	照会に係る被災者の安否情報
ア	<ul style="list-style-type: none"> ・ 被災者の同居の親族 (婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 被災者の居所 ・ 被災者の負傷若しくは疾病の状況 ・ 被災者の連絡先その他安否の確認に必要と認められる情報
イ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 被災者の親族（アに掲げる者を除く。） ・ 被災者の職場の関係者その他の関係者 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 被災者の負傷又は疾病の状況
ウ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 被災者の知人その他の被災者の安否情報を必要とすることが相当であると認められる者 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 被災者について保有している安否情報の有無

- (4) 町又は道は、(3)にかかわらず、照会に係る被災者の同意があるときなどの一定の場合には、照会に係る被災者の居所、死亡・負傷等の状況など安否の確認に必要と認められる情報を提供することができる。
- 2 安否情報を回答するに当たっての南富良野町又は北海道の対応
町及び道は安否情報を回答するときは、次のとおり対応するものとする。
 - (1) 被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防・救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲において回答するよう努める。
 - (2) 安否情報の適切な提供のために必要な限度で、その保有する被災者の氏名その他の被災者に関する情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができるものとする。
 - (3) 安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、関係市町村、消防機関、警察等と協力して被災者に関する情報の収集に努めることとする。
 - (4) 被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受けるおそれがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努めるものとする。

第5 防災関係機関の広報

防災関係機関は、相互に連携し、それぞれの広報計画に基づき、住民への広報を実施する。特に、住民生活に直結した機関（道路、交通、電気、上下水道、ガス、通信等）は、応急対策活動と発生原因や復旧見込み、復旧状況を住民に広報するとともに、北海道災害対策（連絡）本部に対して情報の提供を行う。

第6 災害対策現地合同本部等の広報

災害対策現地合同本部等が設置されたときは、必要に応じて道において、各防災関係機関の情報を取りまとめて広報を実施することとしているため、町はこれに協力する。

第4節 避難対策計画

災害時において、住民の生命及び身体の安全、保護を図るために実施する避難措置についての計画は、次のとおりである。

第1 避難措置、実施責任等

1 避難措置

風水害、火災、山（がけ）崩れ、地震、火山噴火等の災害による人命、身体の保護又は災害の拡大防止のため、特に必要があると認められるときは、町長等は、避難指示等の措置を行う。

措置に当たっては、住民の迅速かつ円滑な避難の実施に努めるとともに、高齢化等の現状を踏まえ、特に、避難に時間を要する避難行動要支援者に対する対策の充実・強化を重視する。

このため、避難指示に加え、避難行動要支援者等に早めの段階からの避難行動開始を求める高齢者等避難を、時機を失することなく発令する。

また、一般住民に対しても、必要に応じ適時に避難準備や自主的な避難を呼び掛ける等、柔軟かつ、的確な措置に努める。

なお、避難指示等を発令するに当たり、対象地域の適切な設定等に留意するとともに、避難指示を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における高齢者等避難の発令に努める。

2 避難措置の実施責任及び内容

(1) 町長（基本法第60条、水防法第29条）

ア 町長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、警戒巡視等によって得られる情報の収集並びに過去の災害事例等を勘案し、住民の生命、身体に被害が及ぶおそれがあると判断される状況に至ったときは、直ちに必要と認める地域の居住者等に対し、次の指示を行う。

(ア) 避難のための立ち退きの指示

(イ) 必要に応じて行う立ち退き先としての指定緊急避難場所等の避難場所の指示

(ウ) 近隣の安全な場所への待避や屋内安全確保の指示

イ 町長は、避難のための立ち退きの指示、避難場所の指示、近隣の安全な場所への待避や屋内安全確保の指示を行うことができない場合は、警察官にその指示を求める。

ウ 水防管理者（町長）が、避難のための立ち退きの指示をする場合は、警察署長にその旨を通知する。

エ 町長は、上記の指示を行ったときは、その旨を速やかに上川総合振興局長を通じて知事に報告する（これらの指示を解除した場合も同様とする。）

オ 町は、災害の状況及び地域の実情に応じ、防災行政無線をはじめとした効果的な伝達手段を活用して、避難指示等を対象地域の住民に迅速かつ的確に伝達する。

(2) 知事又はその命を受けた道の職員

（基本法第60条、第72条、水防法第29条、地すべり等防止法第25条）

ア 知事（上川総合振興局長）又は知事の命を受けた職員は、洪水若しくは地すべりにより、著しい危険が切迫していると認められるとき、又はその可能性が大きいと判断されるとき

は、避難のため立ち退きが必要であると認められる区域の居住者に対し立ち退きの指示をすることができる。

また、知事（上川総合振興局長）は、洪水、地すべり以外の災害においても町が行う避難、立ち退きの指示を行うことができる。救助法が適用された場合、避難所の開設、避難者の受入れ等については町長に委任する。

イ 知事（上川総合振興局長）は、災害発生により町長が避難のための立ち退きの指示に関する措置ができない場合は町長に代わって実施する。

また、町長から遠距離、その他の理由により必要な輸送手段の確保の要請があった場合は、関係機関に協力を要請する。

(3) 警察官（基本法第 61 条、警察官職務執行法第 4 条）

ア 警察官は、(1) のイにより町から要請があったとき、又は町長が指示ができないと認めるときは、必要と認める地域の居住者等に対し、避難のための立ち退き又は近隣の安全な場所への待避や屋内安全確保の指示を行うものとし、避難のための立ち退きを指示する場合に必要があると認めるときには、その立ち退き先について指示することができる。

その場合直ちに町長に通知する。

イ 警察官は、災害による危険が切迫したとき、その場の危害を避けるため、その場にいる者を避難させることができる。この場合は所属の公安委員会にその旨報告する。

(4) 自衛隊（自衛隊法第 94 条等）

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、町長等、警察官がその場にいないときに限り、次の措置をとることができる。この場合において、当該措置をとったときは、直ちに、その旨を町長に通知しなければならない。

ア 住民等の避難等の措置等（警察官職務執行法（昭和 23 年法律第 136 号）第 4 条）

イ 他人への土地等への立ち入り（警察官職務執行法第 6 条）

ウ 警戒区域の設定等（基本法第 63 条）

エ 他人の土地等の一時使用等及び被災工作物等の除去等（基本法第 64 条）

オ 住民等への応急措置業務従事命令（基本法第 65 条）

第2 避難措置における連絡、助言、協力及び援助

1 連絡

町、道（上川総合振興局）、北海道警察本部（富良野警察署等）及び自衛隊は、法律又は防災計画の定めるところにより、避難の措置を行った場合には、その内容について相互に通報・連絡する。

2 助言

(1) 南富良野町

町は、避難のための立ち退きの指示、又は近隣の安全な場所への待避や屋内安全確保の指示を行うに際して、必要があると認めるときは、災害対応の多くの専門的知見等を有している旭川地方气象台、空知川河川事務所等、国や道の関係機関から、災害に関する情報等の必要な助言を求めることができる。

町は、避難指示等を行う際に必要な助言を求めることができるよう、国や道の関係機関

との間でホットラインを構築するなど、災害発生時における連絡体制を整備するよう努める。

(2) 国や道の関係機関

町から助言を求められた国や道の関係機関は、避難指示等の対象地域、判断時期等について助言する。また、道は、時機を失することなく避難指示等が発令されるよう、町に積極的に助言する。なお、国や道の関係機関は、その所掌する事務に関する助言を行う。

3 協力、援助

北海道警察本部（富良野警察署等）は、町長が行う避難の措置について、関係機関と協議し、避難者の誘導や事後の警備措置等に必要な協力を行う。

第3 避難情報の発令及び周知

1 避難情報の発令基準

町は、「避難指示等の判断基準」（資料 4-5）を参考に、指定河川洪水予報、土砂災害警戒情報、今後の気象予測、河川等巡視による報告等を含めて総合的に判断し、避難指示等の避難情報を発令する。

(1) 高齢者等避難

人的被害の発生する可能性が高まった状況において、避難に時間の掛かる要配慮者とその支援者は立ち退き避難を行い、その他の人は立ち退き避難の準備を整えたとともに、以後の防災気象情報等に注意を払い、自発的に避難を開始することを呼び掛ける。

(2) 避難指示

通常避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況や、気象警報等が発表又は災害が発生するおそれがある場合、被害の危険が切迫し、住民等を直ちに避難させる場合に発令する。

なお、避難のための立ち退き避難を行うことによりかえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認めるときは、必要と認める地域の居住者等に対し、屋内での待避その他の屋内における避難のための安全確保に関する措置を指示する。

■ 警戒レベルと住民がとるべき行動及び避難情報等 ■

警戒レベル	住民がとるべき行動	住民に行動を促す情報 (避難情報等)
警戒レベル5	既に災害が発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる。	緊急安全確保※
警戒レベル4	・指定緊急避難場所等への立ち退き避難を基本とする避難行動をとる。 ・災害が発生するおそれが極めて高い状況等になっており、緊急に避難する。	避難指示
警戒レベル3	高齢者は立ち退き避難する。その他の者は立ち退き避難の準備をし、自発的に避難する。	高齢者等避難
警戒レベル2	避難に備え自らの避難行動を確認する。	洪水注意報 大雨注意報
警戒レベル1	災害への心構えを高める。	早期注意情報（警報級の可能性）

※ 可能な範囲で発令

2 避難情報の周知

(1) 周知内容

- ア 避難指示、近隣の安全な場所への待避や屋内安全確保の指示又は高齢者等避難の理由及び内容
- イ 避難場所及び経路
- ウ 火災、盗難の予防措置等
- エ 非常持出品等その他の注意事項
 - (ア) 非常持出品は、必要最小限にする。
(食料・水筒・タオル・チリ紙・着替え・救急薬品・懐中電灯・携帯ラジオ等)
 - (イ) 避難する場合は、戸締まりに注意するとともに、火気危険物等の始末（消火、ガスの元栓の閉め等）を徹底し、火災が発生しないようにする。
 - (ウ) 服装は軽装とし、帽子・頭巾・雨合羽・防寒用具を携行する。

(2) 周知方法

広報担当である企画対策部 調整・広報班（企画課 企画振興係、広報統計係、地域公共交通形成のまちづくりプロジェクト担当）は、次に掲げるもののうち、災害の状況及び地域の実情に応じ、最も迅速かつ的確に伝達することができる方法により行う。場合によっては、2つ以上の方法を併用し、周知する。

- ア 防災行政無線による伝達
住民等への的確な情報伝達を図るため、防災行政無線により、伝達する。
- イ 広報車による伝達
町・富良野消防署 南富良野支署・富良野警察署等の広報車を利用し、該当地区を巡回して伝達する。
- ウ ラジオ、テレビ放送等による伝達
NHK・民間放送局に対し避難指示等を行った旨を連絡し、住民に伝達すべき事項を提示

するとともに放送するよう協力を依頼する。

エ 電話による伝達

電話等により、住民組織、官公署、会社等に連絡する。

オ 伝達員による個別伝達

避難指示等が夜間、停電時、風雨が激しい場合等のため、全家庭に対する周知が困難であると予想されるときは、消防職員、消防団員等で班を編成し、個別に伝達する。

カ 地域への伝達依頼

自治会及び住民組織等に対して、電話等により伝達を依頼する。

キ 避難信号による伝達

水防計画に定める危険信号による。

区分	方法	サイレン	摘要	
第4信号		●—休止 1分—5秒	●—休止 1分—5秒	必要と認める区域内の居住者に避難のため立ち退くことを知らせる信号

ク 北海道防災情報システム等

北海道防災情報システム、Lアラート（災害情報共有システム）、緊急速報メール（エリアメール）、防災情報サイト等を活用して周知する。

3 発令及び周知に当たっての留意事項

町は、避難指示等の避難情報を迅速かつ確実に住民に伝達するため、その発令及び周知に当たっては、広報担当である企画対策部 調整・広報班（企画課 企画振興係、広報統計係、地域公共交通形成のまちづくりプロジェクト担当）が、富良野消防署 南富良野支署等、関係機関の協力を得つつ、次の事項について留意の上実施する。

- (1) 生命や身体に危険が及ぶおそれがあることを認識できるように避難指示等の伝達文の内容を工夫することや、その対象者を明確にすること、対象者ごとにとるべき避難行動について、住民にとって具体的で分かりやすい内容とするよう配慮すること。
- (2) 防災行政無線（戸別受信機を含む。）、北海道防災情報システム、Lアラート（災害情報共有システム）、テレビ、ラジオ（コミュニティ FM 放送を含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、ワンセグ等のあらゆる伝達手段の特徴を踏まえた複合的な活用を図り、対象地域の住民への迅速かつ的確な伝達に努め、住民の迅速かつ円滑な避難を図ること。
- (3) 特に、避難行動要支援者の中には、避難等に必要な情報を入手できれば、自ら避難行動をとることが可能な者もいることから、障がいの状態等に応じ、適切な手段を用いて情報伝達を行うとともに、民生委員等の避難支援等関係者が避難行動支援者名簿を活用して着実な情報伝達及び早期に避難行動を促進できるよう配慮すること。

資料編〔避難・通信等〕 ・ 避難指示等の判断基準（資料4-5）

第4 避難の誘導等

1 避難誘導

避難誘導は、町職員（主に保健福祉対策部 福祉・保健衛生班（保健福祉課 社会福祉係、介護医療係、保健指導係、すこやかこども室 こども育成係）、消防職員、消防団員、警察官及びその他指示権者の命を受けた職員が当たり、人命の安全を第一に、円滑な避難のための立ち

退きについて適宜指導する。その際、自力避難の困難な避難行動要支援者に関しては、その実態を把握しておくとともに、事前に援助者を定めておく等の支援体制を整備し、危険が切迫する前に避難できるよう十分配慮する。

町は、災害の状況に応じて避難指示等を発令した上で、避難時の周囲の状況等により、近隣のより安全な建物への「緊急的な待避」や、「屋内安全確保」といった適切な避難行動を住民がとれるように努める。特に、台風による大雨発生など事前に予測が可能な場合においては、大雨発生が予測されてから災害のおそれなくなるまで、住民に対して分かりやすく適切に状況を伝達することに努める。

また、町職員、消防職員、消防団員、警察官等、避難誘導に当たる者の安全の確保に努める。

2 避難経路の設定

町は、避難に当たっての地区の状況を把握し、次の基準を参考に避難経路を設定する。

- (1) 避難経路には比較的幅員の広い路線を設定する。
- (2) 避難経路は浸水や斜面崩壊等による危険のない、できる限り安全なルートを設定する。
- (3) 避難経路沿いには火災・爆発等の危険度の高い施設がないよう配慮する。
- (4) 避難経路は2箇所以上の複数の経路を選定する。
- (5) 避難経路は原則として相互に交差しない。
- (6) 避難経路の選択に当たっては、住民の理解と協力を得て選定する。

3 移送の方法

- (1) 避難は、避難者が各個に行くことを原則とするが、避難者の自力による避難が不可能な場合は、協定を締結した運送事業者等と連携し、町において車両、船艇等によって移送する。
- (2) 町は、避難者移送の実施が困難な場合、他の市町村又は道に対し、応援を求める。
- (3) 道は、前記要請を受けたときは、関係機関に対する要請や協定を締結した運送事業者等との連携により被災者の移送について必要な措置を行う。

また、被災者保護の実施のため緊急の必要があると認めるときは、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、運送すべき人・場所・期日を示して、被災者の運送を要請する。

運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由なく要請に応じないときは、被災者保護の実施の必要性に鑑み、当該機関に対し、被災者の運送を行うべきことを指示する。

第5 避難行動要支援者の避難行動支援

1 南富良野町の対応

- (1) 避難行動要支援者の避難支援

町は、平常時から避難行動要支援者名簿の情報を提供することに同意した者については、名簿情報に基づいて避難支援を行うとともに、平常時から名簿情報を提供することに不同意であった者についても、可能な範囲で避難支援を行うよう、民生委員等の避難支援等関係者等に協力を求める。

なお、避難支援を行うに当たっては、避難支援等関係者の安全確保の措置、名簿情報の提供を受けた者に係る守秘義務等に留意する。

(2) 避難行動要支援者の安否確認

町は、避難行動要支援者名簿を有効に活用し、災害発生後、直ちに在宅避難者を含む避難行動要支援者の所在、連絡先を確認し、安否の確認を行う。

(3) 避難場所以降の避難行動要支援者への対応

町は、地域の実情や特性を踏まえつつ、あらかじめ定めた全体計画等に基づき、避難行動要支援者及びその名簿情報が避難支援関係者等から避難場所等の責任者に引き継がれるよう措置する。

また、全体計画等に基づき、速やかに負傷の有無や周囲の状況等を総合的に判断して以下の措置を講ずる。

ア 指定避難所（必要に応じて福祉避難所）への移動

イ 病院への移送

ウ 施設等への緊急入所

(4) 応急仮設住宅への優先的入居

町は、応急仮設住宅への入居に当たり、要配慮者の優先的入居に努めるものとする。

(5) 在宅者への支援

町は、要配慮者が在宅での生活が可能と判断された場合は、その生活実態を的確に把握し、適切な援助活動を行う。

(6) 応援の要請

町は、救助活動の状況や要配慮者の状況を把握し、必要に応じて、道、隣接市町村等へ応援を要請する。

2 北海道の対応

道は、町における要配慮者対策及び社会福祉施設等の状況を的確に把握し、各種の情報の提供、応援要員の派遣、国、他の都府県、市町村への応援要請等、広域的な観点から支援に努める。

また、災害発生時に町において福祉避難所を開設した場合、町の要請に応じて、必要な人材の派遣に努める。

第6 避難路及び避難場所等の安全確保

住民等の避難に当たって、町職員、警察官、その他避難措置の実施者は、避難路、避難場所の安全確保のため支障となるものの排除を行う。

また、避難経路については、その安全を確認し、要所には誘導員を配置するなど事故防止に努める。

第7 被災者の生活環境の整備

災害応急対策実施責任者、公共的団体、防災上重要な施設の管理者は、速やかな指定避難所の供与及び指定避難所における安全性や良好な居住性の確保に必要な措置を講ずるよう努める。

また、指定避難所に滞在する被災者、やむを得ない理由により指定避難所に滞在することができない被災者のいずれに対しても、必要となる生活関連物資の配付、保健医療サービスの提供など、被災者の生活環境の整備に必要な措置を講ずるよう努める。

第8 指定緊急避難場所の開設

町は、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがあるときは、必要に応じ、高齢者等避難の発令等とあわせて指定緊急避難場所を開設し、住民等に対して周知徹底を図る。

第9 指定避難所の開設

町は、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがあるときは、次の事項に留意の上、必要に応じて指定避難所を開設するとともに、住民等に対し周知徹底を図る。

また、要配慮者のため、必要に応じて福祉避難所を開設するほか、指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、あらかじめ指定した施設以外の施設についても、管理者の同意を得て避難所として開設する。

- 1 開設に当たっては、被害の有無等、当該施設の安全性を確認するとともに、施設の構造や立地場所なども含め、避難所としての安全確保に努める。
- 2 高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦などの要配慮者に配慮して、被災地以外の地域にあるものを含め、旅館・ホテル等を実質的に福祉避難所として開設するよう努める。
- 3 避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に避難所を設置・維持することの適否を検討する。
- 4 著しく異常かつ激甚な非常災害により避難所が著しく不足し、特に必要と認められるものとして当該災害が政令で指定されたときは、避難所の設置についてスプリンクラー等の消防用設備等の設置義務に関する消防法第17条の規定の適用除外措置があることに留意する。
- 5 新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、感染症患者が発生した場合の対応を含め、平常時から防災担当課（防災安全推進室）と保健福祉課が連携し、必要な場合にはホテルや旅館等の活用等を含めて検討するよう努める。

第10 指定避難所の運営管理等

1 指定避難所の運営

町は、次の事項に留意の上、各指定避難所の適切な運営管理を行う。この際、指定避難所における情報の伝達、食料、水等の配付、清掃等については、避難者、住民組織、自治会及び避難所運営について専門性を有した外部支援者等の協力が得られるように努めるとともに、必要に応じ、他の市町村やボランティア団体等に対して協力を求める。

また、指定避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、被災者に過度の負担が掛からないよう配慮しつつ、被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるように、その立ち上げを支援する。

- (1) マニュアルの作成、訓練等を通じて、指定避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努める。この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に避難所の運営に関与できるように配慮するよう努める。

なお、実情に合わせて、応援職員やボランティア、地域防災マスター等による避難所運営業務の分担等、自主運営のための各種支援を行うこととし、関係団体等との連携・協力に努める。

- (2) 避難所における食事や物資の配付など生活上の情報提供について、障がい特性に応じた情報伝達手段を用いて、情報伝達がなされるよう努める。

- (3) 指定避難所ごとに受け入れている避難者に係る情報及び指定避難所で生活せず食事のみ受け取りに来ている被災者、車中泊の被災者等に係る情報を早期に把握するとともに、やむを得ず避難所に滞在することができない被災者等に係る情報の把握に努める。
- (4) 指定避難所における生活環境に注意を払い、常に良好なものとするよう実態とニーズ把握に努める。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じる。その際、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、道や医療・保健関係者等と連携して、段ボールベッドの早期導入や、衛生面において優れたコンテナ型のトイレの配備等の支援を行うとともに、専門家等との定期的な情報交換に努める。
- また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師や看護師等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、し尿・ごみ処理の状況など、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努める。
- (5) 避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努めるものとし、家庭動物のためのスペースは、特に冬期を想定し、屋内に確保するよう配慮する。
- また、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努める。
- (6) 指定避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮する。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配付、巡回警備や防犯ブザーの配付等による避難所における安全性の確保など女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営管理に努める。
- (7) やむを得ず指定避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配付、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、情報提供等により、生活環境の確保が図られるよう努める。
- (8) 災害の規模、被災者の避難及び受入状況、避難の長期化等に鑑み、必要に応じて道と連携し、旅館やホテル等への移動を避難者に促す。
- (9) 災害の規模等に鑑みて必要に応じて道と連携し、避難者の健全な住生活の早期確保のために、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅及び空家等利用可能な既存住宅の斡旋及び活用等により、指定避難所の早期解消に努める。
- (10) 車中泊による避難を受け入れる場合は、トイレの確保や医療・保健関係者等と連携して、エコノミークラス症候群や一酸化炭素中毒等への予防対処策の周知、冬期間の寒さ対策など健康への配慮を行う。
- また、安全対策や避難所施設の利用ルール、各種情報や食事等支援物資の提供方法などについてあらかじめ規定し、円滑な避難所運営ができる体制の構築に努める。
- (11) 避難所における食事については、食物アレルギー等に配慮し、避難生活が長期化した場合には、メニューの多様化や栄養バランス等を考慮して、適温食を提供できるよう、管理栄養士等の協力を得ながら、ボランティア等による炊き出しや地元事業者からの食料等の調達のほか、給食センターを活用するなど、体制の構築に努める。
- (12) 被災地において感染症の発生、拡大が見られる場合は、防災担当課（防災安全推進室）と保健福祉課が連携し、感染症対策として必要な措置を講じるよう努める。

2 避難所の開設状況の記録

町は、避難所における受入状況及び「第3章 第17節 衣料・生活必需物資供給計画」に定

める物資等の受払いを明確にするため、必要な帳簿類を備える。

- (1) 避難者世帯名簿（別記第8号様式）
- (2) 避難所受入台帳（別記第9号様式）
- (3) 避難所設置及び受入状況（別記第10号様式）
- (4) 救助種目別物資受払簿（別記第11号様式）

資料編〔避難・通信等〕 〔様式〕	<ul style="list-style-type: none"> ・避難施設（資料4-1） ・避難者世帯名簿（別記第8号様式） ・避難所受入台帳（別記第9号様式） ・避難所設置及び受入状況（別記第10号様式） ・救助種目別物資受払簿（別記第11号様式）
---------------------	---

3 道（上川総合振興局）に対する報告

- (1) 町長が、避難指示等を発令したときは（町長以外の者が発令したときは、町長経由）、次の事項を記録して知事（上川総合振興局長経由）に報告する。
 - ア 発令者
 - イ 発令日時
 - ウ 発令理由
 - エ 避難の対象区域
 - オ 避難先
- (2) 避難所を開設したときは、次の事項を記録して知事（上川総合振興局長）に報告する。
 - ア 避難場所開設の日時、場所及び施設名
 - イ 開設期間の見込み
 - ウ 開設箇所数及び受入人員（避難所の名称及び当該受入人員）
 - エ 炊き出し等の状況

4 関係機関への連絡

町長が避難指示等を発令したとき及び警察官、自衛官等から避難を指示した旨の通知を受けたときは、次の要領により関係機関に連絡する。

- (1) 富良野警察署に連絡し、必要に応じて協力を求める。
- (2) 避難場所として利用する施設の管理者に連絡をとり、協力を求める。

第11 広域一時滞在

1 道内における広域一時滞在

- (1) 町長は、災害発生により被災住民について、道内の他の市町村における一時的な滞在（以下、本節において「道内広域一時滞在」という。）の必要があると認めるときは、道内の他の市町村長（以下、本節において「協議先市町村長」という。）に被災住民の受入れについて、協議を行う。

なお、適当な協議の相手方を見つけられない場合等は、知事に助言を求めることができる。

- (2) 道内広域一時滞在を協議する場合、町長は、あらかじめ上川総合振興局長を通じて知事へ報告する。

ただし、あらかじめ報告することが困難な場合は、協議開始後、速やかに知事へ報告する。

- (3) 協議元市町村長又は知事より、道内広域一時滞在の協議を受けた協議先市町村長は、被災住民を受け入れないことについて正当な理由がある場合を除き、指定避難所を提供し、被災住民を受け入れるものとし、受入決定をしたときは、直ちに指定避難所の管理者等の被災住民への支援に係る機関に通知するとともに、速やかに、協議元市町村長に通知する。

なお、協議先市町村長は必要に応じて、知事に助言を求めることができる。

- (4) 町長は、協議先市町村長より受入決定の通知を受けたときは、その内容を公示し、及び被災住民への支援に係る機関等に通知するとともに、知事に報告する。
- (5) 町長は、道内広域一時滞りの必要がなくなったと認めるときは、速やかに、その旨を協議先市町村長及び指定避難所の管理者等の被災住民への支援に係る機関に通知する。あわせてその内容を公示し、被災住民への支援に係る機関等に通知するとともに知事に報告する。
- (6) 知事は、災害の発生により町が必要な事務を行えなくなった場合、被災住民について道内広域一時滞りの必要があると認める場合は、町長の実施すべき措置を代わって実施する。また、町が必要な事務を遂行できる状況になったと認めるときは、速やかに事務を町長に引き継ぎを行う。
- なお、上記の事務の代行を開始し、又は終了したときは、その旨を公示するとともに、代行を終了したときは代行した事務の措置について、町長に通知する。

2 道外への広域一時滞在

- (1) 町長は、災害発生により被災住民について、道外における一時的な滞在（以下、本節において「道外広域一時滞在」という。）の必要があると認める場合、知事に対し、他の都府県知事（以下、「協議先知事」という。）に対し、被災住民の受入れについて協議することを求めることができる。
- (2) 知事は、町長より道外広域一時滞在に関する要求があったときは、協議先知事との協議を行う。
- また、知事は、必要に応じて内閣総理大臣に助言を求める。
- (3) 道外広域一時滞りを協議する場合は、知事は、あらかじめ内閣総理大臣に報告する。ただし、あらかじめ報告することが困難なときは協議開始後、速やかに報告する。
- (4) 知事は、協議先知事より受入決定の通知を受けたときは、速やかに町長に通知するとともに、内閣総理大臣に報告する。
- (5) 町長は、知事より受入決定の通知を受けたときは、速やかに、その内容を公示し、指定避難所の管理者等の被災住民への支援に係る機関に通知する。
- (6) 町長は、道外広域一時滞りの必要がなくなったと認めるときは、速やかに、その旨を知事に報告及び公示するとともに、被災住民への支援に係る機関等に通知する。
- また、知事は、前段の報告を受けたときは、速やかに、協議先知事に通知し、内閣総理大臣に報告する。
- (7) 知事は、道外広域一時滞りの必要がなくなったと認めるときは、速やかにその旨を協議先知事、避難所の管理者等の被災住民への支援に係る機関に通知し、公示するとともに

に、内閣理大臣に報告する。

- (8) 知事は、災害の発生により町が必要な事務を行えなくなった場合、被災住民について道外広域一時滞在の必要があると認めるときは、町長より要求がない場合にあっても、協議先知事との協議を実施する。

3 広域一時滞在避難者への対応

町及び道は、広域一時滞在により居住地以外の市町村に避難した被災住民に必要な情報や物資等を確実に送り届けられるよう、被災住民の所在地等の情報を共有するなど、避難元と避難先の市町村における連携に配慮する。

4 内閣総理大臣による協議等の代行

内閣総理大臣は、災害の発生により町及び道が必要な事務を行えなくなった場合、被災住民について道内広域一時滞在又は道外広域一時滞在の必要があると認めるときは、町長又は知事の実施すべき措置を代わって実施するが、町又は知事が必要な事務を遂行できる状況になったと認めるときは、速やかに町長又は知事との事務の引き継ぎが行われるものとする。

第5節 応急措置実施計画

災害時において、町長等が実施する応急措置についての計画は、次のとおりである。

第1 実施責任

法令上の実施責任者として定められている者は、次のとおりである。

- 1 町長又はその委任を受けて町長の職権を行う町の職員
- 2 消防機関及びダム管理者その他法令の規定に基づきその責任を有する者
- 3 警察官
- 4 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官
- 5 知事
- 6 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長
- 7 指定公共機関の長及び指定地方公共機関の長

第2 南富良野町等が実施する応急措置

町長及びその所轄のもとに行動する消防機関の長及び防災に関係ある施設の管理者等は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしているときは、法令及び町防災計画等に定めるところにより、消防、水防、救助等の災害発生の防御又は災害の拡大を防止するための所要の措置を講ずる。

また、町長は、応急措置をはじめとする災害応急対策を実施するため、必要に応じて、道及び他の市町村、関係機関等の協力を求めることができる。

1 警戒区域の設置（基本法第63条、地方自治法第153条）

- (1) 町長又はその委任を受けて町長の職権を行う町職員は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずることができる。
- (2) 町長等は、警戒区域を設定したときは、退去又は立入禁止の措置を講ずる。
- (3) 町長等は、住民等の退去の確認を行うとともに、可能な限り防犯・防火のためのパトロールを実施する。
- (4) 町長等以外の者が代わって警戒区域設定等の職務に当たる場合の設定要件・内容は、次のとおりである。

設定権者	設定の要件・内容	根拠法令
知事	○災害が発生した場合、当該災害により町がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、町長に代わって警戒区域を設定する。	基本法第 73 条
消防吏員又は消防団員	○火災又は水災を除く他の災害の現場においては、警戒区域を設定し、救護従事者その他総務省令で定める者以外の者に対して、当該区域からの退去を命じ、又はその区域への出入りを禁止し、若しくは制限することができる。	消防法第 28 条 ・第 36 条
消防機関に属する者	○水防上緊急の必要がある場所においては、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、当該区域への立ち入りを禁止し、若しくは制限し、又は当該区域からの退去を命ずることができる。	水防法第 21 条
警察官	○町長又はその委任を受けて町長の職権を行う町の職員が現場にいないとき、又はこれらの者の要求があったときは、警戒区域を設定することができるとともに、直ちに警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して、当該区域の立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずることができる。この場合、直ちに、警戒区域を設定した旨を町長に通知する。 ○火災（水災を除く他の災害について準用する。）の現場において、消防職員又は消防団員が火災の現場にいないとき、又は消防職員又は消防団員の要求があったときは、消防警戒区域を設定して、消防警戒区域内にある消防対象物又は居住者及びその親族でこれらに対して救援をしようとする者その他総務省令で定める者以外の者に対して、その区域からの退去を命じ、又はその区域への出入りを禁止し、若しくは制限することができる。また、火災現場の上席消防員の指揮により消防警戒区域を設定する場合、現場の警察官は、これを援助する。 ○水防上緊急の必要がある場所において、消防機関に属する者がいないとき、又はこれらの者の要求があったときは、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立ち入りを禁止し、若しくは制限し、又はその区域からの退去を命ずることができる。	基本法第 63 条 地方自治法第 153 条 消防法第 28 条 ・第 36 条 水防法第 21 条
災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官	○町長又はその委任を受けて町長の職権を行う町の職員がその場にいない場合に限り、警戒区域を設定することができる。この場合、自衛官は直ちに警戒区域を設定した旨を町長へ通知する。	基本法第 63 条

2 工作物、物件等の一時使用等（基本法第 64 条第 1 項）

町長等は、本町の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるときは、本町区域内の他人の土地、建物その他工作物（以下、本節において「工作物」という。）を一時使用し、又は土石、竹木その他の物件（以下、本節において「物件」という。）を使用し、若しくは取用することができる。

この場合において、基本法施行令（昭和 37 年政令第 288 号）第 24 条及び基本法第 82 条の規定に基づき次の措置をとる。

(1) 応急公用負担に係る手続

工作物又は物件を使用し、若しくは収用したときは、速やかに工作物及び物件の占有者、所有者その他当該工作物又は物件について権原を有する者（以下、本節において「占有者等」という。）に対し、次の事項を通知しなければならない。

この場合において、当該工作物及び物件の占有者等の氏名及び住所を知ることができないときは、その通知事項を南富良野町公告式条例（昭和25年南富良野町条例第6号）を準用して、庁舎前の掲示場に掲示する等の措置をとる。

- ア 名称又は種類
- イ 形状及び数量
- ウ 所在した場所
- エ 処分の期間又は期日
- オ その他必要な事項

(2) 損失補償

当該処分により通常生ずべき損失を補償する。

3 災害現場の工作物及び物件の除去、保管等の実施（基本法第64条第2項～第6項）

町長等は、本町の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるときは、現場の災害を受けた工作物又は物件で当該応急措置の実施の支障となるもの（以下、本節において「工作物等」という。）の除去その他必要な措置をとることができる。この場合において、工作物等を除去したときは、当該工作物等を保管する。

- (1) 当該工作物等の占有者等に対し、当該工作物等を返還するため、必要事項を公示する（基本法施行令第25条、第26条）。
- (2) 保管した工作物等が滅失若しくは破損のおそれがあるとき、又はその保管に不相当な費用若しくは手数を要するときは、当該工作物等を売却し、その売却した代金を保管する（基本法施行令第27条）。
- (3) 工作物等の保管、売却、公示等に要した費用は、当該工作物等の返還を受けるべき占有者等の負担とし、その費用の徴収については、行政代執行法（昭和23年法律第43号）第5条及び第6条の規定を準用する。
- (4) 公示の日から起算して6か月を経過してもなお工作物等を返還することができないときは、当該工作物等の所有権は、町に帰属する。

4 住民等に対する緊急従事指示等

- (1) 町長は、本町の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるときは、本町の区域内の住民又は当該応急措置を実施すべき現場にある者を当該応急措置の業務に従事させることができる（基本法第65条）。
- (2) 水防管理者（町長）及び消防職員の長は、水防のためやむを得ない必要があるときは、本町の区域内に居住する者、又は水防の現場にある者をして水防に従事させることができる（水防法第24条）。
- (3) 消防職員又は消防団員は、緊急の必要があるときは、火災の現場付近にある者を消火若

しくは延焼の防止又は人命の救助その他の消防作業に従事させることができる（消防法第29条第5項）。

- (4) 救急隊員は、緊急の必要があるときは、傷病者の発生した現場付近にある者に対し、救急業務に協力することを求めることができる（消防法第35条）。
- (5) 町長は、(1) から (4) までにより、本町の区域内の住民又は応急措置を実施すべき現場にある者を応急措置の業務に従事させた場合において、当該業務に従事した者がそのため死亡し、負傷し、若しくは疾病に罹り、又は障がいの状態となったときは、その者又はその者の遺族若しくは被扶養者がこれらの原因によって受ける損害を補償する（基本法第84条）。

5 従事命令等の実施

町長は、基本法第71条の規定に基づき、従事命令等を発し、応急措置を実施する場合は、公用令書等（別記第12号様式・別表第6号様式）を交付して行う。

この場合、施設及び土地、家屋、若しくは、物資の保管する場所に立ち入ろうとする職員は、公用令書等（別記第12号様式・別表第6号様式）に定める証票を携帯しなければならない。

資料編〔様式〕・公用令書等（別記第12号様式、別表第1号様式～第6号様式）

第3 町が実施する応急措置の代行

1 北海道（基本法第73条）

知事（上川総合振興局長）は、災害が発生し、当該災害により町が実施する次に掲げる事項に関する事務の全部又は大部分を行うことができなくなったときは、町長の実施する応急措置の全部又は一部を、町長に代わって実施しなければならない。

- (1) 警戒区域の設定（基本法第63条第1項）
- (2) 応急公用負担の実施（基本法第64条第1項）
- (3) 災害現場の工作物及び物件の除去並びに保管等の実施（基本法第64条第2項）
- (4) 応急措置を実施するため、当該区域内住民及び現場にある者への従事命令の実施（基本法第65条第1項）

2 指定行政機関・指定地方行政機関（基本法第78条の2）

指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長は、災害が発生し、当該災害により町及び道がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、町長の実施する応急措置の全部又は一部を、町長に代わって実施しなければならない。

- (1) 応急公用負担の実施（基本法第64条第1項）
- (2) 災害現場の工作物及び物件の除去並びに保管等の実施（基本法第64条第2項）
- (3) 応急措置を実施するため、当該区域内住民及び現場にある者への従事命令の実施（基本法第65条第1項）

第4 救助法の適用

救助法を適用し、同法に基づき実施する応急救助活動は、「第3章 第34節 災害救助法の適用と実施」による。

第6節 自衛隊派遣要請及び派遣活動計画

天災、地変その他の災害に際し、人命又は財産の保護のため必要がある場合には知事及びその他の災害派遣要請権者は、自衛隊（指定部隊等の長）に対し自衛隊法第83条の規定により部隊等の災害派遣を要請することができる。

自衛隊派遣要請及び派遣活動についての計画は、次のとおりである。

第1 災害派遣要請

1 要請の基準

自衛隊への災害派遣の要請は、人命又は財産の保護のため必要があると認められる場合に行うものとし、その基準は、概ね次のとおりである。

- (1) 人命救助のための応援を必要とするとき。
- (2) 災害の発生が予想され、緊急の措置に応援を必要とするとき。
- (3) 大規模な災害が発生し、応急措置のため応援を必要とするとき。
- (4) 救助物資の輸送のため応援を必要とするとき。
- (5) 主要道路の応急復旧のため応援を必要とするとき。
- (6) 応急措置のため医療、防疫、給水、通信等に応援を必要とするとき。

2 要請権者

知事（上川総合振興局長）

第2 災害派遣要請の要領等

1 要請の方法

町長は、自衛隊の災害派遣の必要を認めたときは、次の事項を明らかにした文書（別記第13号様式）によって、知事（上川総合振興局長）に派遣要請を依頼する。

この場合、必要に応じてその旨及び町域に係る災害の状況を要請先である指定部隊等の長に通知する。

また、緊急を要する場合は、口頭又は電話等により要請を依頼し、その後速やかに文書を提出する。

- (1) 災害の状況及び派遣を要請する事由
- (2) 派遣を希望する期間
- (3) 派遣を希望する区域及び活動内容
- (4) 派遣部隊が展開できる場所
- (5) 派遣部隊との連絡方法、その他参考となる事項

2 要請先

派遣要請の依頼は、上川総合振興局地域創生部地域政策課へ行う。

3 緊急を要する場合の要請の方法

町長は、人命の緊急救助に関し、知事に要請の要求をするいとまがないとき、又は通信の途絶等により知事と指定部隊との連絡が不能である場合等については、直接指定部隊等の長に災害派遣要請をすることができる。

ただし、この場合、速やかに知事（上川総合振興局長）に通知し、前記1の手続を行う。
なお、緊急の場合の自衛隊連絡先は、次のとおりである。

区分	指定部隊等の長	担当部課	所在地	連絡先
第2警備地区	第4特科群長 (上富良野駐屯地司令)	群第3科	上富良町南町4丁目	0167-45-3101 内線 2231 (当直 2270)

第3 災害派遣部隊の受入体制

1 受入れの準備

町は、知事（上川総合振興局長）から災害派遣の通知を受けたときは、次により措置する。

(1) 宿泊所等の準備

派遣部隊の宿泊所及び車両、機材等の保管場所の準備その他受入れのために必要な措置をとる。

(2) 連絡職員の指名

現地責任者を指名し、派遣部隊指揮官との協議、連絡等に当たる。

(3) 作業計画の準備

応援を求める作業の内容、所要人員、機材等の確保その他必要な計画を立て、派遣部隊の到着と同時に作業ができるよう準備する。

2 派遣部隊到着後の措置

(1) 派遣部隊との作業計画等の協議

町は、派遣部隊が到着したときは、目的地へ誘導するとともに、派遣部隊の指揮官と応援作業計画等について協議し、派遣部隊の活動が円滑に行われるよう調整を行う。

(2) 知事（上川総合振興局長）への報告

町長は、派遣部隊到着後又は必要に応じて、次の事項を知事（上川総合振興局長）に報告する。

ア 派遣部隊の長の官職氏名

イ 隊員数

ウ 到着日時

エ 従事している作業の内容及び進捗状況

オ その他参考となる事項

(3) 自衛隊との情報交換

自衛隊は、収集した情報を必要に応じて関係機関に伝達するとともに、町においても災害情報を自衛隊に提供する。

第4 自衛隊との連携強化

町長は、災害時に自衛隊との相互連絡が迅速に行えるよう、あらかじめ要請依頼（通報）手順、連絡調整窓口、連絡方法を定めるなど、情報収集・連絡体制の確立に努める。

また、災害時に自衛隊の救援活動が適切かつ効率的に行われるよう、災害派遣を要請依頼した指定部隊等の長と密接な連絡調整を行う。

第5 災害派遣に係る経費負担等

- 1 次の費用は、派遣部隊の受入側（施設等の管理者、町等）において負担する。
 - (1) 資材費及び機器借上料
 - (2) 電話料及びその施設費
 - (3) 電気料
 - (4) 上下水道料
 - (5) くみ取り料
- 2 その他必要経費については、自衛隊及び関係機関において協議の上、定める。
- 3 派遣部隊は、関係機関又は民間から宿泊・給食の施設、設備等の提供を受けた場合には、これを利用することができる。

第6 災害派遣部隊の撤収要請

町長は、災害派遣の目的を達成したとき又はその必要がなくなったときは、速やかに文書（別記第14号様式）をもって知事（上川総合振興局長）に撤収要請を依頼する。

ただし、文書による要請に日時を要するときは、電話等で依頼し、その後文書を提出する。

資料編〔輸送・救援等〕	・ヘリコプターの場外離着陸場等（資料5-5）
〔条例・協定等〕	・災害時等における北海道及び市町村相互の応援に関する協定（資料6-6）
〔様式〕	・自衛隊災害派遣要請の依頼について（別記第13号様式）
資料編〔様式〕	・自衛隊災害派遣撤収要請の依頼について（別記第14号様式）

第7節 広域応援・受援計画

大規模災害発生時など、町単独では十分な災害応急対策が実施できない場合において、災害応急対策を円滑に実施するための広域応援・受援対策についての計画は、次のとおりである。

なお、広域応援のうち、広域一時滞在については、「第3章 第4節 避難対策計画 第11」による。

第1 応援要請・応援活動

1 応援協定による応援要請

町長は、大規模災害が発生し、町単独では十分に被災者の救援等の災害応急対策を実施できない場合は、「災害時等における北海道及び市町村相互の応援に関する協定」（資料6-6）、「かみかわの絆 19」～上川管内町村広域防災に関する決議～」（資料6-4）等の市町村間の各種相互応援協定等に基づき、知事（上川総合振興局長）又は他の市町村長に応援を要請する。

2 基本法による応援要請

(1) 他の市町村長等に対する応援要請（基本法第67条）

町長は、本町の地域に係る災害が発生した場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、他の市町村長等に対し応援を求めることができる。この場合において、応急措置を実施するための応援を求められた市町村長等は、正当な理由がない限り、応援を拒んではならない。

(2) 知事に対する応援要請（基本法第68条）

町長は、本町の地域に係る災害が発生した場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、知事（上川総合振興局長）に対し、応援又は応急措置の実施を要請することができる。この場合において、応援を求められ、又は災害応急対策の実施を要請された知事（上川総合振興局長）は、正当な理由がない限り、応援又は災害応急対策の実施を拒んではならない。

(3) 知事の指示等（基本法第72条）

知事（上川総合振興局長）は、災害の状況に応じて、被災市町村に対して職員を派遣し、情報収集や市町村又は防災関係機関との調整、並びに市町村が行う災害応急対策等への助言・提案を行う。

また、道内（管内）の市町村の行う災害応急対策の的確かつ円滑な実施を確保するため、特に必要があると認めるときは、道内（管内）の市町村長に対し、災害応急対策の実施を求め、又は他の市町村長を応援することを求めることができる。

3 他市町村に対する応援活動

町長は、知事（上川総合振興局長）又は他の市町村長から災害発生市町村長の応援について求められた場合、必要と認める事項について応援協力を努める（資料6-4）。

資料編〔条例・協定等〕	・「かみかわの絆 19」～上川管内町村広域防災に関する決議～（資料6-4） ・災害時等における北海道及び市町村相互の応援に関する協定（資料6-6）
-------------	--

第2 指定地方行政機関等の応援又は職員派遣要請等

1 協定による応援要請

町長は、本町の地域に係る災害が発生した場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは「北海道地方における災害時の応援に関する申合せ」（資料 6-8）及び「災害時の応援に関する協定」（資料 6-9）に基づき、応援又は応急措置の実施を要請する。

2 基本法による要請

町長等（町の委員会又は委員を含む。以下、本節において同様とする。）は、災害応急対策又は災害復旧対策のため必要があるときは、基本法第 29 条の規定に基づき、指定地方行政機関の長等に対して職員の派遣を要請し、又は基本法第 30 条の規定に基づき、知事に対して指定地方行政機関の職員の派遣の斡旋を求めることができる。

(1) 要請手続等

ア 職員の派遣要請

町長等は、職員の派遣を要請しようとするときは、指定地方行政機関の長等に対して次の事項を明らかにした文書をもって行う。

- (ア) 派遣を要請する理由
- (イ) 派遣を要請する職員の職種別人員数
- (ウ) 派遣を必要とする期間
- (エ) 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- (オ) 上記 (ア) ～ (エ) に掲げるもののほか、職員の派遣についての必要な事項

イ 職員の派遣の斡旋要請

町長等は、職員の派遣の斡旋を求めようとするときは、知事に対して次の事項を明らかにした文書をもって行う。

なお、国の職員の派遣斡旋のみでなく、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 17 に規定する地方公共団体相互間の派遣についても含むものである。

- (ア) 派遣の斡旋を求める理由
- (イ) 派遣の斡旋を求める職員の職種別人員数
- (ウ) 派遣を必要とする期間
- (エ) 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- (オ) 上記 (ア) ～ (エ) に掲げるもののほか、職員の派遣の斡旋についての必要な事項

(2) 派遣職員の身分取扱い

ア 派遣職員の身分取扱いは、原則として職員派遣側及び職員派遣受入側の双方の身分を有する。したがって、双方の法令・条例及び規則の適用がある。ただし、この場合、双方の関係規定に矛盾が生じた場合には、双方協議の上、決定する。

また、受入側はその派遣職員を定数外職員とする。

イ 派遣職員の給料等の双方の負担区分は、指定行政機関及び指定地方行政機関の職員については、基本法第 32 条第 2 項及び同法施行令第 18 条の規定により、また、地方公共団体の職員については地方自治法第 252 条の 17 の規定による。

ウ 派遣職員の分限及び懲戒は派遣側が行う。ただし、地方自治法に規定する地方公共団体相互間の派遣については、双方協議の上、決定する。

エ 派遣職員のサービスは、派遣受入側の規定を適用する。

オ 派遣受入側は、災害派遣職員に対して災害派遣手当を支給することができる。

資料編〔条例・協定等〕	・北海道地方における災害時の応援に関する申合せ（資料 6-8） ・災害時の応援に関する協定（資料 6-9）
-------------	--

第3 消防機関（富良野広域連合）

消防機関の長（消防長）は、大規模災害が発生し、被災地域の消防機関単独では十分に被災者の救援等の災害応急対策を実施できない場合は、道等に応援を要請するほか、「北海道広域消防相互応援協定」（資料 6-7）に基づき他の消防機関に応援を要請する。

また、必要に応じて町長を通じ、道に対して広域航空消防応援（ヘリコプター）、他都府県の緊急消防援助隊による応援等を要請するよう依頼する（資料 5-1・6-5）。

なお、他の消防機関等の応援が円滑に行われるよう、日頃から災害対策上必要な資料の交換を行うほか、他の消防機関等による応援の受入体制を確立しておく。

資料編〔輸送・救援等〕	・北海道消防防災ヘリコプターによる救急患者の緊急搬送手続要領（資料 5-1）
〔条例・協定等〕	・北海道消防防災ヘリコプター応援協定（資料 6-5） ・北海道広域消防相互応援協定（資料 6-7）

第4 北海道警察

北海道公安委員会は、大規模災害が発生し、単独では十分に被災者の救助救出活動等を実施できない場合は、他都府県公安委員会に警察災害派遣隊の部隊、装備資機材等の援助要求を行う。

第5 国からの派遣等受入体制の確保

町は、大規模自然災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、町が行う被災状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策に対する技術的な支援を円滑かつ迅速に実施するために、リエゾン派遣の受入れ及び国に設置される緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）の現地活動拠点施設を定める。

また、国の食料・物資支援チームによる、支援物資の受入体制を確保する。

第8節 ヘリコプター等活用計画

災害時におけるヘリコプター等の活用についての計画は、次のとおりである。

第1 基本方針

町内において災害が発生し、迅速な救急・救助活動やヘリコプター等を活用した災害応急対策を実施するため、各機関が保有する広域かつ機動的に活動できるヘリコプター等を活用する。

第2 ヘリコプター等の活動内容

1 災害応急対策活動

- (1) 被災状況調査などの情報収集活動
- (2) 救援物資、人員、資機材等の搬送

2 救急・救助活動

- (1) 傷病者、医師等の搬送
- (2) 被災者の救助・救出

3 火災防御活動

- (1) 空中消火
- (2) 消火資機材、人員等の搬送

4 その他

ヘリコプター等の活用が有効と認める場合

第3 ヘリコプター等保有機関の活動等

1 活動要領

(1) 北海道

道災害対策本部等の指示、又は町の要請により、災害応急対策等の活動を行う。

災害が大規模で、所管ヘリコプターで対応できない場合には、自衛隊への災害派遣や「第3章 第7節 広域応援・受援計画」により、他都府県及び他市町村へのヘリコプターの応援要請などを行う。

(2) 札幌市

北海道広域消防相互応援協定に基づく相互応援を行うとともに、道の消防防災ヘリコプターと連携し、活動を行う。

(3) 北海道開発局、北海道警察

所管に係る災害応急対策等を実施するとともに、それらの活動で収集した情報を必要に応じ、関係対策本部等に提供する。

また、災害対策合同本部等の要請により、対策機関の実施する災害応急対策等を支援する。

(4) 自衛隊

知事の災害派遣要請に基づき、災害応急対策等を実施する。

2 活動体制

大規模災害が発生した際には、全国各地から消防機関をはじめ、自衛隊、海上保安庁、警察、北海道開発局などから多数のヘリコプター等の航空機が被災地に派遣され、様々な災害対策活動が行われることとなる。

このため、ヘリコプター等保有機関は、「北海道ヘリコプター等運用調整会議」において、ヘリコプター等を保有する防災関係機関の相互連携を図り、安全かつ効果的な災害応急対策等の活動を行う。

第4 受入体制等の確保

町長は、ヘリコプター等の災害応急活動の円滑な対応のため、受入体制等を整えるとともに、活動に係る安全対策等を講ずる。

1 離着陸場の確保

安全対策等の措置が常時なされている場所、又は災害発生時において迅速に措置できる離着陸場を確保する。

なお、救急医療用ヘリコプター（以下、「ドクターヘリ」という。）の着陸可能地については、「第3章 第10節 医療救護計画 第5の3 ドクターヘリの受入体制の確保」に示すとおりである。

2 安全対策

ヘリコプターの離発着に支障が生じないための必要な措置、地上の支援体制等を講ずるものとする。

第5 消防防災ヘリコプターの運航

1 運航体制

消防防災ヘリコプターの運航は、「北海道消防防災ヘリコプター運航管理要綱」（資料 5-2）及び「北海道消防防災ヘリコプター緊急運航要領」（資料 5-3）の定めによる。

2 緊急運航の要請

町長又は消防機関の長（消防長）は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、次の各号のいずれかに該当する場合は、「北海道消防防災ヘリコプター応援協定」（資料 6-5）に基づき、知事に対し要請する。

- (1) 災害が隣接する市町村に拡大し、又は影響を与えるおそれがある場合
- (2) 町の消防力等では災害応急対策が著しく困難な場合
- (3) その他消防防災ヘリコプターによる活動が最も有効と認められる場合

3 要請方法

知事（危機対策局危機対策課防災航空室）に対する要請は、電話により次の事項を明らかにして行うとともに、速やかに FAX により北海道消防防災ヘリコプター緊急運航伝達票（別記第 15 号様式）を提出する。

- (1) 災害の種類
- (2) 災害発生の日時及び場所並びに災害の状況
- (3) 災害現場の気象状況

- (4) 災害現場の最高指揮者の職、氏名及び災害現場との連絡方法
- (5) 消防防災ヘリコプターの離着陸場の所在地及び地上支援体制
- (6) 応援に要する資機材の品目及び数量
- (7) その他必要な事項

4 要請先

北海道総務部危機対策局危機対策課防災航空室

- ・電話：011-782-3233
- ・FAX：011-782-3234
- ・総合行政情報ネットワーク
- ・電話：6-210-39-897、898

5 報告

町長又は消防機関の長（消防長）は、災害が収束した場合には、北海道消防防災ヘリコプター緊急運航に係る災害等状況報告書（別記第16号様式）により、総括管理者（北海道総務部危機管理監）に報告する。

6 救急患者の緊急搬送手続等

(1) 応援要請

ア 町長又は消防機関の長（消防長）は、知事に対して救急患者の緊急搬送のために、消防防災ヘリコプターの運航を要請する場合は、「北海道消防防災ヘリコプターによる救急患者の緊急搬送手続要領」（資料5-1）及び「北海道防災ヘリコプター緊急運航・救急患者緊急搬送手順・対応」（資料5-4）に基づき行う。

(2) 救急患者の緊急搬送手続

ア 町長又は消防機関の長（消防長）は、医療機関等から救急患者の緊急搬送のためヘリコプターの出動要請を受けた場合、又は生命が危険な傷病者を搬送する必要があると認められる場合は、知事（危機対策局危機対策課防災航空室）に対して消防防災ヘリコプターの出動を要請し、その後、上川総合振興局及び富良野広域連合 富良野消防署にその旨を連絡する。

イ 消防防災ヘリコプターの要請は、電話により行うとともに、FAXにより救急患者の緊急搬送情報伝達票（別記第17号様式）を提出する。

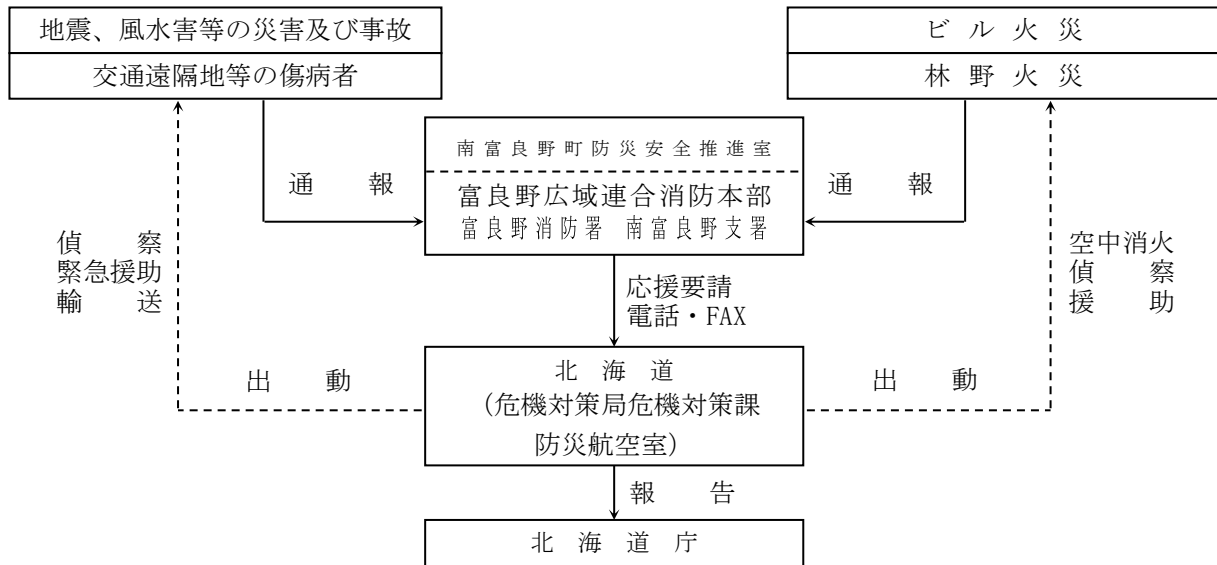
ウ 町長又は消防機関の長（消防長）は、消防防災ヘリコプターの離着陸場を確保し、その安全対策を講ずるとともに、救急車等の手配を行う。

エ 町長又は消防機関の長（消防長）は、知事（危機対策局危機対策課防災航空室）から運航の可否、運航スケジュール等の連絡を受けた場合は、その内容を依頼医療機関等に連絡する。

(3) 消防防災ヘリコプター運航系統

消防防災ヘリコプターの緊急運航要請に係る系統図は、次のとおりである。

■ 消防防災ヘリコプター運航系統 ■



資料編〔輸送・救援等〕

- ・北海道消防防災ヘリコプターによる救急患者の緊急搬送手続要領（資料5-1）
- ・北海道消防防災ヘリコプター運航管理要綱（資料5-2）
- ・北海道消防防災ヘリコプター緊急運航要領（資料5-3）
- ・北海道防災ヘリコプター緊急運航・救急患者緊急搬送手順・対応（資料5-4）
- ・ヘリコプターの場外離着陸場等（資料5-5）

〔条例・協定等〕

- ・北海道消防防災ヘリコプター応援協定（資料6-5）

〔様式〕

- ・北海道消防防災ヘリコプター緊急運航伝達票（別記第15号様式）
- ・北海道消防防災ヘリコプター緊急運航に係る災害等状況報告書（別記第16号様式）
- ・救急患者の緊急搬送情報伝達票（別記第17号様式）

第9節 救助救出計画

災害時において、生命又は身体に危険が及んでいる者等の救助救出活動についての計画は、次のとおりである。

なお、町をはじめとする救助機関は、迅速な救助活動を実施するとともに、活動に当たっては各機関相互の情報交換、担当区域の割り振りなど円滑な連携のもとに実施する。

また、被災地の住民や自主防災組織等は、可能な限り救助活動に参加し、被災者の救出に努める。

第1 実施責任

1 南富良野町（救助法を適用された場合を含む。）

- (1) 富良野広域連合 富良野消防署 南富良野支署、富良野警察署等の協力を得て、災害により生命又は身体に危険が及んでいる者等をあらゆる手段を講じて早急に救助救出し、負傷者については、速やかに医療機関、又は日本赤十字社北海道支部の救護所に搬送する。

また、町の救助力が不足すると判断した場合は、隣接市町村、道等の応援を求める。

- (2) 被害が甚大であり、自衛隊による救助救出活動の必要性を認めた場合は、「第3章 第6節 自衛隊派遣要請及び派遣活動計画」により、知事（上川総合振興局長）に自衛隊の派遣要請を依頼する。

2 北海道警察

被災地域において生命又は身体に危険が及んでいる者等の救助救出を実施する。

3 北海道

市町村を包括する機関として、広域的、総合的な調整を行うとともに、市町村から救助救出について応援を求められ、必要があると認めたときは、その状況に応じ、自衛隊等防災関係機関の協力を得て適切な措置を講ずる。

また、市町村のみでは実施できない場合の救助救出を実施する。

第2 救助救出活動

1 被災地域における救助救出活動

町及び富良野消防署 南富良野支署、富良野警察署は、職員の安全確保を図りつつ、緊密な連携のもとに被災地域を巡回し、救助救出を要する者を発見した場合は、資機材を有効活用するとともに、救助関係機関及び住民の協力を得て、被災者の救助救出活動を実施する。

特に、発災当初の72時間は、救命・救助活動において極めて重要な時間帯であることを踏まえ、人命救助及びこのために必要な活動に人的・物的資源を優先的に配分する。

2 救出対象者

災害により、現に生命、身体が危険な状態にある者及び生死不明の状態、概ね次に該当するとき、救助救出活動を行う。

- (1) 火災の際、火中に取り残された場合
- (2) 台風・地震等により倒壊家屋の下敷きになった場合
- (3) 水害の際、家屋とともに流され、又は孤立地点に取り残された場合

- (4) 山崩れ、地すべり等により生き埋めとなった場合
- (5) 自動車等の大事故が発生した場合

3 救出状況の記録

町は、被災者を救出した場合は、次によりその状況を記録しておく。

- (1) 被災者救出用機械器具燃料受払簿（救助種目別物資受払簿）（別記第 11 号様式）
- (2) 被災者救出状況記録簿（別記第 18 号様式）

資料編〔様式〕	・救助種目別物資受払簿（別記第 11 号様式） ・被災者救出状況記録簿（別記第 18 号様式）
---------	--

4 災害対策現地合同本部

町は、大規模災害が発生し、被災者の救助・救出等の応急対策を迅速かつ適切に実施するため必要と認められる場合は、「第 1 章 第 3 節 防災組織」に定めるところにより、防災関係機関と相互に連携のもと、災害対策現地合同本部を設置し、救助救出活動を実施する。

第10節 医療救護計画

災害のため、その地域の医療機関の機能がなくなり又は著しく不足、若しくは混乱した場合における医療救護の実施についての計画は、次のとおりである。

第1 基本方針

1 医療救護活動

原則として町又は道が設置する救護所において、救護班により実施するが、災害急性期（発災後概ね48時間以内）においては、必要に応じて災害派遣医療チーム（DMAT）及び災害派遣精神医療チーム（DPAT）を被災地に派遣する。

2 救護班の編成

医師、薬剤師、看護師その他の要員により組織し、災害の状況に応じて編成する。

3 災害派遣医療チーム（DMAT）の編成

研修を受講した災害拠点病院等の医師、看護師等により組織する。

4 救護班及び災害派遣医療チーム（DMAT）の業務内容

- (1) トリアージ
- (2) 傷病者に対する応急処置及び医療
- (3) 傷病者の医療機関への転送の要否及び転送順位の決定
- (4) 助産救護
- (5) 被災現場におけるメディカルコントロール（災害派遣医療チーム（DMAT）のみ）

5 災害派遣精神医療チーム（DPAT）の編成

災害時における、こころの対応が可能な医師、看護師、臨床心理技術者等により組織する。

6 災害派遣精神医療チーム（DPAT）の業務内容

- (1) 傷病者に対する精神科医療
- (2) 被災者及び支援者に対する精神保健活動

第2 医療救護の対象

1 対象者

- (1) 医療を必要とする状態にあるにもかかわらず、災害のため医療の途を失った者
- (2) 災害の発生日前後7日以内の分娩者又は分娩予定者で災害のため助産の途を失った者

2 対象者の把握

対象者の把握は、できる限り迅速かつ的確に把握し、本部長（町長）に通知する。

通知を受けた本部長（町長）は、医師等の派遣要請、救護所の開設、患者の救急輸送、通信連絡の確保、医療資機材の確保及び手配等必要な措置を講ずるよう関係対策部班（関係各課）に指示する。

第3 実施責任

1 南富良野町

災害の程度により医療救護活動を必要と認めたときは、救護班を編成し、又は道その他の関係機関に協力を要請して医療活動実施する。

2 北海道

(1) 災害発生時に市町村等からの支援要請による保健医療福祉活動チーム（災害対策に係る保健医療福祉活動を行うチームをいう。）の派遣、受入れ等を円滑に実施するため、保健医療福祉活動の総合調整を行う「保健医療福祉調整本部」を設置し、保健医療福祉活動を円滑に行うための体制の整備に努める。

(2) 救助法を適用した場合、又は町から医療救護に関する協力要請があった場合で医療救護活動を必要と認めたときは、適時、適切な場所に救護所を設置する。

また、避難所の設置が長期間にわたる場合には、必要に応じて避難所に救護センターを併設する。

(3) 被災地等の医療機関の診療状況等の情報を北海道救急医療・広域災害情報システム等により迅速に把握する。

(4) 道立医療機関の所属医師等により編成する救護班を派遣するとともに、必要に応じて災害拠点病院及び協力機関等に救護班、災害派遣医療チーム（DMAT）の派遣を要請する。

(5) 災害派遣医療チーム（DMAT）による活動と並行して、また、災害派遣医療チーム（DMAT）活動の終了以降、日本医師会災害医療チーム（JMAT）、日本赤十字社、独立行政法人国立病院機構、国立大学病院、日本歯科医師会、日本薬剤師会、日本看護協会、民間医療機関等からの医療チーム派遣等の協力を得て、避難所、救護所も含め、被災地における医療提供体制の確保・継続を図るものとし、その調整に当たり、災害医療コーディネーターは、道に対して適宜助言及び支援を行う。その際、道は、医療チーム等の交代により医療情報が断絶することのないよう、被災地における診療情報の引き継ぎが適切に実施されるよう努める。

(6) 必要に応じて精神科病院等に災害派遣精神医療チーム（DPAT）の編成に必要な医師、薬剤師、看護師、臨床心理技術者等の派遣を要請するとともに、派遣に係る調整を行う。

(7) 被災者ニーズ等に的確に対応した健康管理（こころのケアを含む。）を行うため、医師、薬剤師、保健師、管理栄養士等による保健指導及び栄養指導を実施する。

また、被災したことによるこころの健康のために、「災害時こころのケアの手引き」を関係機関に配布し、有効な活用を図るとともに、支援者向けの研修会等を開催する。

3 災害拠点病院

(1) 道の要請に基づき救護班、災害派遣医療チーム（DMAT）を派遣し、医療救護活動を行う。

(2) 被災患者を受け入れるとともに、医薬品・医療材料等の応急用資材の貸出等により地域の医療機関を支援する。

4 協力機関等

(1) 独立行政法人国立病院機構本部北海道東北ブロック事務所

独立行政法人国立病院機構各病院の救護班の連絡調整並びに派遣及び医療救護活動を行う。

- (2) 独立行政法人労働者安全福祉機構
道の要請に基づき、所属医療機関の救護班を派遣し、医療救護活動を行う。
- (3) 日本赤十字社北海道支部
道の要請に基づき、赤十字病院の救護班及びこころのケア班を派遣し医療救護及びこころのケア活動を行う。
なお、救助法が適用された場合の救護班及びこころのケア班の業務内容は、「委託協定書」の定めによる。
- (4) その他の公的医療機関の開設者
医療法第31条の規定による公的医療機関の開設者(上記(3)を除く。)は、道の要請に基づき、所属医療機関の救護班を派遣し医療救護活動を行う。
- (5) 北海道医師会
道の要請に基づき、救護班を派遣し医療救護活動を行う。
なお、救護班の業務内容は、第1の4に掲げるもののほか、「災害時の医療救護活動に関する協定書」の定めるところによる。
- (6) 北海道歯科医師会
道の要請に基づき、救護班を派遣し歯科医療救護活動を行う。
なお、救護班の業務内容は、「災害時の歯科医療救護活動に関する協定書」の定めるところによる。
- (7) 北海道薬剤師会
道の要請に基づき、救護班を派遣し、医療救護活動を行う。
なお、救護班の業務内容は、「災害時の医療救護活動に関する協定書」の定めるところによる。
- (8) 北海道看護協会
道の要請に基づき、災害支援ナース等看護職を派遣し、看護職医療救護活動を行う。
なお、看護職の業務内容は、「災害時の看護職医療救護活動に関する協定書」の定めるところによる。
- (9) 北海道柔道整復師会
道の要請に基づき、柔道整復救護班を派遣し、医療救護活動を行う。
なお、柔道整復救護班の業務内容は、「災害時における柔道整復師の救護活動に関する協定書」の定めるところによる。

第4 医療救護活動の実施

1 救護班の派遣要請

- (1) 町は、災害の程度により医療救護活動を必要と認めたときは、町内診療所及び医療機関による医療活動を実施するほか、必要に応じて次の項目を通知し、富良野医師会に救護班の編成及び派遣を要請する。
 - ア 災害発生の日時、場所、原因、及び状況
 - イ 出動の時期及び場所
 - ウ 出動を要する人員及び資機材
 - エ その他必要な事項

(2) 町は、災害の程度により歯科医療救護活動を必要と認めたときは、旭川歯科医師会に救護班の編成及び派遣を要請する。

2 応援の要請

町は、災害の規模に応じ、道、その他の関係機関に協力を要請する。

3 健康管理

町は、被災者のニーズ等に的確に対応した健康管理を行うため、保健師等による保健指導及び栄養指導を実施する。

資料編〔輸送・救援等〕 ・医療機関一覧（資料 5-9）

第5 輸送体制の確保

1 救護班及び災害派遣医療チーム（DMAT）

救護班及び災害派遣医療チーム（DMAT）の移動手段についてはそれぞれの機関等で行うが、道路の損壊などにより移動が困難な場合、又は緊急を要する場合は、道等が所有するヘリコプター等により、輸送を行う。

なお、状況に応じて自衛隊のヘリコプターやドクターヘリ等の派遣を要請する。

2 重症患者等

重症患者等の医療機関への搬送は、原則として富良野消防署 南富良野支署が実施する。

ただし、救急車両が確保できないときは、町、道又は救護班が確保した車両により搬送する。道路の損壊などにより搬送が困難な場合、又は緊急を要する場合は、道等が所有するヘリコプター等により行う。

なお、状況に応じて自衛隊のヘリコプターやドクターヘリ等の派遣を要請する。

3 ドクターヘリの受入体制の確保

町はヘリコプターを活用した医療機関への搬送活動の円滑な対応のため、ドクターヘリの受入体制を整えるとともに、活動に係る安全対策等を講ずる。

なお、本町におけるドクターヘリ緊急離発着場は、資料 5-5 のとおりである。

資料編〔輸送・救援等〕 ・ヘリコプターの場外離着陸場等（資料 5-5）

第6 救護所の設置

救護所は、原則として救護を必要とする地域の避難所に設置するが、災害の状況等により他の公共施設等を使用する。

第7 医薬品等の確保

町は、医療救護活動に必要な医薬品・医療資機材、暖房用燃料等については、備蓄医薬品等の活用又は町内薬局等からの調達により確保する。

ただし、医薬品等の不足が生じたときは、道又は関係機関にその確保について要請する。

第8 臨時の医療施設に関する特例

町及び道は、著しく異常かつ激甚な非常災害により臨時の医療施設が著しく不足し、被災者に対して医療を迅速に提供することが特に必要と認められるものとして、当該災害が政令で指定さ

れたときは、臨時の医療施設の設置について病床等に関する医療法の規定の適用除外措置があることに留意する。

第9 医療救護活動実施の記録

町は、医療救護活動を実施したときは、次によりその状況を記録しておく。

- 1 救護班活動状況（別記第19号様式）
- 2 医療実施状況（別記第20号様式）
- 3 助産台帳（別記第21号様式）
- 4 医薬品及び衛生材料等物資受払状況（救助種目別物資受払簿）（別記第11号様式）

資料編【様式】	・救助種目別物資受払簿（別記第11号様式） ・救護班活動状況（別記第19号様式） ・医療実施状況（別記第20号様式） ・助産台帳（別記第21号様式）
---------	---

第10 費用の限度及び期間

救助法の基準による。

第11節 防疫計画

災害時における被災地の防疫についての計画は、次のとおりである。

第1 実施責任

1 南富良野町

- (1) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第144号。以下、本節において「感染症法」という。）に基づくねずみ族、昆虫等の駆除及び消毒等の措置を知事の指示に従い実施する。
- (2) 富良野保健所長の指導のもと集団避難所等において住民に対する保健指導等を実施する。
- (3) 感染症予防及び防疫は、保健福祉対策部 福祉・保健衛生班（保健福祉課 社会福祉係、介護医療係、保健指導係、すこやかこども室 こども育成係）及び建設対策部 生活環境班（建設課 環境衛生係）が担当し、迅速かつ的確に実施する。

2 北海道

- (1) 感染症の発生を予防し、又はまん延を防止するため必要と認めるときは、感染症法に基づく防疫措置を実施する。
- (2) 市町村が実施する防疫に関する業務を指導、支援し、かつその総合調整を行う。
- (3) 地域内における保健指導等を円滑に行うための総合調整に努める。

第2 防疫の実施組織

町長は、ねずみ族、昆虫等の駆除及び消毒等の実施のための防疫班を編成する。

防疫班は、概ね衛生技術者1名、事務職員1名、作業員2～3名をもって編成する。

班 長	班 員	防疫に必要な資機材
生活環境班長	必要に応じて各対策部班より応援を求めた者、保健所職員 等	動力噴霧器・背負式噴霧器・クレゾール・生石灰（酸化カルシウム）

第3 感染症の予防

町は、次のとおり感染症の予防及び防疫措置を講ずる。

1 予防接種

知事が感染症予防上必要と認め、対象者の範囲及び期日を指定して指示があったときは、予防接種を実施する。

2 清潔方法

家屋周辺の清潔方法は、各個人において実施するものとし、町は管理する道路溝渠、公園等の公共の場所を中心に実施する。

(1) ごみ

収集したごみ、汚染その他の汚物は焼却、埋立等衛生的に処分する。この場合の取扱いは廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に規定するところによる。

(2) し尿

し尿は、できる限りし尿処理施設又は下水道終末処理施設を利用する等の方法により不衛生にならないよう処分する。

3 消毒方法

感染症法第 27 条第 2 項の規定に基づく知事の指示があったときは、感染症法施行規則（平成 10 年厚生省令第 99 号）第 14 条及び「感染症法に基づく消毒・滅菌の手引きについて（平成 16 年 1 月 30 日付け健感発第 0130001 号）」の規定に基づき薬剤の所要量を確保した上で、速やかにこれを実施する。

4 ねずみ族、昆虫等の駆除

感染症法第 28 条第 2 項の規定に基づく知事の命令があったときは、感染症法施行規則第 15 条の規定に基づき薬剤の所要量を確保し、速やかにこれを実施する。

5 生活水の供給

感染症法第 31 条第 2 項の規定による知事の指示があったときは、その期間中継続して容器により搬送、ろ水機によりろ過給水等実情に応じ、特に配水器具等は衛生的に処理して実施する。

なお、供給量は 1 日 1 人当たり約 20 リットルとすることが望ましい。

6 一般飲用井戸等の管理等

飲用水に飲用井戸等を利用している場合は、当該井戸等の設置者等に対し、北海道飲用井戸等衛生対策要領に基づく水質検査及び汚染が判明した場合の措置について十分指導徹底させる。

第 4 患者等に対する措置

町は、感染症法に規定する一類～三類感染症が発生した場合、又は四類感染症等の発生動向に通常と異なる傾向が認められる場合等は、速やかに富良野保健所に通知するとともに、知事が必要と認め実施する感染症法に基づく調査その他の防疫措置に協力する。

第 5 指定避難所等の防疫指導

町は、指定避難所等の応急施設において、次により防疫指導等を実施する。

1 健康調査等

指定避難所等の管理者、食品衛生協会等の衛生管理組織と連携し、避難者の健康状況を適宜把握するとともに、必要に応じて医療機関受診等の保健指導等を実施する。

2 清潔方法、消毒方法等の実施

富良野保健所長の指導のもと、指定避難所等の清潔方法を指導するとともに、避難者に衣服等の日光消毒を行うよう指導する。

また、必要があるときは、消毒薬等によりトイレ、炊事場、洗濯場等の消毒を実施するよう指導する。

3 集団給食

給食従事者は、原則として健康診断を終了した者をもって充て、できるだけ専従させる。また、配膳時の衛生保持及び残廃物、塵芥等の衛生的処理についても十分指導徹底する。

4 飲料水等の管理

飲料水の水質検査及び消毒については、十分指導徹底する。

第6 家畜防疫

1 実施責任

被災地の家畜防疫は知事（上川総合振興局長）が行う。

2 実施の方法

(1) 家畜防疫の実施

ア 緊急防疫の実施

上川家畜保健衛生所長は、家畜伝染性疾病防疫上必要があると認めたときは、予防液を緊急確保するとともに、必要に応じ家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）を適用し予防注射を行うほか、被災家畜所有者の自主的接種を指導する。

イ 緊急防疫用資材等の確保

上川家畜保健衛生所長は、緊急防疫用資材等の確保に努める。

ウ 畜舎等の消毒及び有害昆虫の防除等

上川家畜保健衛生所長は、家畜の所有者及び関係団体等に対し、畜舎等の消毒の励行を指導するとともに必要と認める地域については、家畜伝染病予防法を適用して消毒又は有害昆虫の防除を実施する。

エ 家畜衛生車の被災地への派遣

上川家畜保健衛生所長は、災害発生時に家畜衛生車の出動を指示し、必要に応じ被災地に派遣し、防疫に当たる。

(2) 家畜の救護

上川総合振興局長は、町、農業共済組合、家畜診療獣医師等と協力し、家畜救護に当たる。

第12節 災害警備計画

住民の生命、身体及び財産を保護し、公共の安全と秩序を維持するために、富良野警察署が実施する警戒及び警備についての計画は、道防災計画及び次のとおりである。

第1 災害警備の実施

北海道警察（富良野警察署）は、関係機関と緊密な連携のもとに災害警備諸対策を推進するほか、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、早期に警備体制を確立して、災害情報を収集するとともに、住民の生命、身体及び財産を保護し、被災地域における社会秩序の維持に当たる。

第2 応急対策の実施

1 災害の予警報の伝達に関する事項

- (1) 富良野警察署（以下、本節において「警察署」という。）は、町及び防災関係機関と災害に関する予警報の伝達に関して、平常時より緊密な連絡をとり、災害時の伝達に遺漏のないよう措置する。
- (2) 警察官は、基本法第54条の規定に基づき、災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した旨の通報を受けた場合は、速やかに町長に通報する。

2 事前措置に関する事項

- (1) 町長が行う警察官の出動要請
町長が基本法第58条の規定に基づき、警察官の出動を求める等、応急措置の実施に必要な準備をすることを要請し、又は求める場合は、富良野警察署長を経て北海道警察本部長に対して行う。
- (2) 町長の要請により行う事前措置
富良野警察署長は、町長からの要請により基本法第59条の規定に基づき事前措置について指示を行ったときは、直ちにその旨を町長に通知する。
この場合において、町長は、当該措置の事後処理を行う。

3 災害時における災害情報の収集に関する事項

警察署は、災害警備活動に必要な情報を収集するとともに、収集した情報を町及び防災関係機関と共有する。

4 災害時における広報に関する事項

警察署は、住民に対して警備措置上必要と認められる場合は、災害の種別、規模及び態様に応じ、避難措置、犯罪の予防、交通の規制その他の警察活動について広報を行う。

5 避難に関する事項

- (1) 警察官が基本法第61条又は警察官職務執行法第4条により、避難のための立ち退きの警告、又は指示を行った場合は、町長に連絡する。
- (2) 警察官が基本法第61条、又は警察官職務執行法第4条により、避難のための立ち退きの警告、又は指示を行う場合は、「第3章 第4節 避難対策計画」に定める避難先を示す。ただし、災害の規模、現場の状況等により本計画により難しい場合は、適宜の措置を講ずる。

この場合において、富良野警察署長は、速やかに町長に対して通知し、当該避難先の借上げ、給食等は、町長が行う。

- (3) 避難の誘導に当たっては、町、富良野消防署 南富良野支署等と協力し、安全な経路を選定して誘導するとともに、被災後の無人化した住宅街、商店街等におけるパトロールを行い、犯罪の予防及び取り締まり等に当たる。

6 救助に関する事項

警察署は、町と協力して被災者の救出、負傷者及び疾病に罹った者の応急的救護並びに死体見分に努めるとともに、状況に応じて町の行う災害応急活動に協力する。

7 応急措置に関する事項

- (1) 富良野警察署長は、警察官が基本法第63条第2項に基づき警戒区域の設定を行った場合は、直ちに町長に通知する。この場合において、町長は、当該措置の事後処理を行う。
- (2) 富良野警察署長は、警察官が基本法第64条第7項及び同法第65条第2項の規定に基づき応急公用負担（人的及び物的公用負担）を行った場合は、直ちに町長に通知する。
この場合において、町長は、当該措置による損失補償等の事後処理を行う。

8 災害時における通信計画に関する事項

- (1) 警察署は、現有通信施設及び設備の適切な運用により、災害時における通信連絡の確保を図る。
- (2) 警察署は、災害が発生し、孤立が予想される地域その他必要と認められる地域に対しては、移動無線局、携帯無線機等の必要な通信施設、又は資材の活用について計画し、その運用については、町と協議して決定する。

第13節 交通応急対策計画

災害の発生における道路交通の混乱を防止し、消防、避難、救助、救護等の応急対策活動を迅速にするための道路交通の確保についての計画は、次のとおりである。

なお、発災後の道路啓開、応急復旧を迅速に行うため、関係機関及び道路管理者相互の連携のもと、あらかじめ道路啓開等の計画を立案するなど事前の備えを推進する。

第1 実施責任

1 南富良野町

- (1) 町が管理する道路で災害が発生した場合は、道路の警戒に努める。
- (2) 交通の危険を防止するため必要と認めるときは、その通行を禁止し、又は制限するとともに、迂回路等を的確に明示し、関係機関との連絡を密にして交通の確保に努める。
- (3) 町が管理している緊急通行車両のガソリン等の確保に努める。

2 富良野消防署 南富良野支署

- (1) 消防職員は、警察官がその場にはいない場合に限り、通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急通行車両の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障があると認められるときは、当該車両その他の物件の占有者、所有者、又は管理者に対し、当該車両その他の物件の移動等の措置をとることを命ずることができる。
- (2) 消防職員は、前記(1)による措置を命ぜられた者が当該措置をとらないとき、又はその命令の相手方が現場にいないために当該措置をとることを命ずることができないときは、自ら当該措置をとることができる。この場合において、当該措置をとるためやむを得ない限度において、車両その他の物件を破損することができる（基本法第76条の3第4項）。

3 北海道公安委員会（北海道警察）

- (1) 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、道路における危険を防止し、交通の安全及び円滑化を図るため必要があると認めるとき、及び災害応急対策上緊急輸送を行うため必要があると認められるときは、区域及び道路の区間を指定して、緊急通行車両以外の車両の道路における通行を禁止し、又は制限する。
- (2) 警察官は、通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急通行車両の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障があると認められるときは、当該車両その他の物件の占有者、所有者、又は管理者に対し、当該車両その他の物件の移動等の措置をとることを命ずることができる。
- (3) 警察官は、前記(2)による措置を命ぜられた者が当該措置をとらないとき、又はその命令の相手方が現場にいないために当該措置をとることを命ずることができないときは、自ら当該措置をとることができる。この場合において、当該措置をとるためやむを得ない限度において、車両その他の物件を破損することができる（基本法第76条の3第2項）。

4 北海道開発局（旭川開発建設部 富良野道路事務所）

国道の路線に係る道路の構造を保全し、交通の危険を防止するため、障害物の除去に努めるものとし、必要と認められるときは、車両等の通行を禁止し、又は制限するとともに、迂回路等を的確に明示し、交通の確保を図る。

5 東日本高速道路株式会社北海道支社

東日本高速道路株式会社が管理している道路の構造の保全と交通の危険を防止するため、障害物の除去に努めるものとし、必要と認められるときは、車両等の通行を禁止、又は制限し、交通の確保を図る。

6 北海道（旭川建設管理部 富良野出張所）

- (1) 道が管理している道路が災害による被害を受けた場合、速やかに被害状況や危険箇所等を把握するとともに、障害物の除去に努める。
- (2) 交通の危険を防止するため、必要と認めるときは車両等の通行を禁止し、又は制限するとともに、迂回路等を的確に指示し、関係機関との連絡を密にしながら、交通の確保に努める。
- (3) 道が管理している緊急通行車両のガソリン等の確保に努めるとともに、ガソリン等について、町長等の要請に基づき斡旋及び調達を行う。

7 自衛隊（陸上自衛隊 第4特科群）

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、町長、警察官等がその場にはいないときに次の措置をとることができる。

- (1) 自衛隊用緊急通行車両の円滑な通行を確保するため必要な措置を命じ、又は自ら当該措置を実施すること。
- (2) 警戒区域の設定並びにそれに基づく立入制限・禁止及び退去を命ずること。
- (3) 現場の被災工作物等の除去等を実施すること。

8 一般社団法人北海道警備業協会

災害時における交通誘導業務及び避難所の警備について「災害時における交通誘導業務等に関する協定」等により、関係機関の支援を行う。

第2 道路の交通規制

1 道路交通網の把握

災害が発生した場合、道路管理者及び北海道公安委員会（北海道警察）は、相互に緊密な連携を図るとともに、防災関係機関の協力を得て、次の事項を中心に被災地内の道路及び交通の状況について、その実態を把握する。

- (1) 損壊し、又は通行不能となった路線名及び区間
- (2) 迂回路を設定し得る場合はその路線名、分岐点及び合流点
- (3) 緊急に通行の禁止又は制限を実施する必要の有無

2 交通規制の実施

道路管理者及び北海道公安委員会は、次の方法により交通規制を実施する。

- (1) 交通規制を実施するときは、道路標識等を設置する。
- (2) 緊急を要し道路標識等を設置するいとまがないとき、又は道路標識等を設置して行うことが困難なときは、現場警察官等の指示によりこれを行う。

3 関係機関との連携

道路管理者及び北海道公安委員会は、交通規制により通行の禁止制限を行った場合、関係機関に連絡するとともに、あらゆる広報媒体を通して広報の徹底を図る。

第3 緊急輸送のための交通規制

北海道公安委員会は、災害が発生し、災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送、その他応急措置を実施するための緊急輸送を確保する必要があると認めるときは、区域又は道路の区間を指定し、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し、又は制限する。

1 通知

北海道公安委員会は、緊急輸送のための交通規制をしようとするときは、あらかじめ、当該道路の管理者に対し、禁止又は制限の対象、区域、区間、期間及び理由を通知する。

なお、緊急を要し、あらかじめ通知できない場合は、事後、直ちに通知する。

2 緊急通行車両の確認手続

(1) 知事（上川総合振興局長）又は北海道公安委員会（富良野警察署）は、車両の使用者等の申し出により当該車両が、応急対策に必要な物資の輸送等の緊急通行車両であることの確認を行う。

(2) 確認場所

緊急通行車両の確認は、道庁（上川総合振興局）又は警察本部、方面本部、警察署及び交通検問所で行う。

(3) 証明書及び標章の交付

緊急通行車両であると確認したものについては、車両ごとに「緊急通行車両確認証明書」、「緊急通行車両標章」（資料5-6・5-7）を交付し、当該車両の前面に標章を掲示させる。

(4) 緊急通行車両

ア 緊急通行車両は、基本法に規定する災害応急対策を実施するために使用される車両で次の事項について行う。

(ア) 特別警報・警報の発表及び伝達並びに避難勧告、避難指示(緊急)に関する事項

(イ) 消防、水防その他の応急措置に関する事項

(ウ) 被災者の救難、救助その他保護に関する事項

(エ) 災害を受けた児童・生徒の応急の教育に関する事項

(オ) 施設及び設備の応急の復旧に関する事項

(カ) 清掃、防疫その他の保健衛生に関する事項

(キ) 犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持に関する事項

(ク) 緊急輸送の確保に関する事項

(ケ) その他災害の発生の防衛又は拡大の防止のための措置に関する事項

イ 指定行政機関等が保有、若しくは指定行政機関等との契約等により常時指定行政機関等の活動のために専用で使用される車両、又は災害時に他の関係機関・団体等から調達する車両とする。

(5) 事前届出制度の普及等

町、道及び地方行政機関は、発災後、当該車両に対して緊急通行車両標章を円滑に交付されるよう、輸送協定を締結した民間事業者等に対し、緊急通行車両標章交付のための事前届出制度の周知を行うとともに、自らも事前届出を積極的にするなど、その普及を図る。

3 規制除外車両

北海道公安委員会は、民間事業者等による社会経済活動のうち大規模災害発生時に優先すべ

きものに使用される車両であって、公安委員会の意思決定により規制除外車両として通行を認める。

(1) 確認手続

ア 北海道公安委員会（北海道警察）は、車両使用者等の申し出により当該車両が、規制除外車両であることの確認を行う。なお、災害対策に従事する自衛隊車両等であって、自動車番号標により外形的に車両の使用者又は種類が識別できる車両については、規制除外車両として取り扱い、交通規制の対象から除外する。

イ 確認場所

規制除外車両の確認は、警察本部、方面本部、警察署及び交通検問所で行う。

ウ 証明書及び標章の交付

規制除外車両であると確認したのものについては、車両ごとに「規制除外車両確認証明書」、「標章」を交付し、当該車両の前面に標章を掲示させる。ただし、前記アに定める自衛隊車両等であって、自動車番号標により外形的に車両の使用者又は種類が識別できる車両については、確認標章の交付を行わない。

(2) 事前届出制度

ア 規制除外車両の事前届出の対象とする車両

北海道公安委員会は、次のいずれかに該当する車両であって、規制除外車両の事前届出がなされた場合には、これを受理する。

- (ア) 医師・歯科医師・医療機関が使用する車両
- (イ) 医薬品・医療機関・医療用資材等を輸送する車両
- (ウ) 患者等搬送用車両（特別な構造又は装置があるものに限る。）
- (エ) 建設用重機・道路啓開作業用車両又は重機輸送用車両

イ 事前届出制度の普及

北海道公安委員会は、規制除外車両の事前届出に関する手続について、民間事業者等に対し、事前届出制度の周知を行うとともに、災害に備えた規制除外車両の普及を図る。

4 放置車両対策

- (1) 北海道公安委員会は、緊急通行車両以外の車両の通行禁止等を行うため必要があるときは、道路管理者等に対し、緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定、放置車両や立ち往生車両等の移動等について要請する。
- (2) 道路管理者等は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行う。運転者がいない場合等においては、道路管理者等自ら車両の移動等を行う。
- (3) 道は、道路管理者である指定都市以外の市町村に対し、必要に応じて、ネットワークとして緊急通行車両の通行ルートを確保するために、広域的な見地から指示を行う。

資料編〔輸送・救援等〕 ・緊急通行車両確認証明書（資料 5-6）
 ・緊急通行車両標章（資料 5-7）

第4 緊急輸送道路ネットワーク計画

地震をはじめとする災害発生時においては、緊急輸送を円滑かつ確実に実施できる道路が必要であり、それらの道路については耐震性が確保されているとともに、ネットワークとして機能することが重要である。

このため、北海道開発局、北海道、東日本高速道路(株)北海道支社等の道路管理者と北海道警察等の防災関係機関からなる北海道緊急輸送道路ネットワーク計画等策定協議会では、緊急輸送を確保するため必要な道路（以下、本節において「緊急輸送道路」という。）を定め、緊急輸送道路のネットワーク化を図る北海道緊急輸送道路ネットワーク計画を策定している。

各道路管理者は、この計画に基づき緊急輸送道路の整備を計画的に推進することとしている。北海道緊急輸送道路ネットワーク計画の概要は次のとおりである。

1 計画内容

(1) 対象地域

道内全域

(2) 対象道路

既設道路及び概ね令和2年度までに供用予定の道路を基本としながら、必要に応じて緊急河川敷道路、臨港道路等を含めている。

2 緊急輸送道路の区分

道では、災害時に輸送路を確定するため、緊急輸送道路を指定しており、本町においては、次の道路が指定となっている。

(1) 第1次緊急輸送道路

国道38号、北海道横断自動車道（道東自動車道）、道道落合停車場線

(2) 第2次緊急輸送道路

国道237号、道道金山幾寅停車場線

3 南富良野町の対応

町は、災害時の応急対策活動を円滑に行うため、町内の防災活動拠点（庁舎、自衛隊指定のヘリポート、避難所等）を有機的に結ぶ道路網を主体とした安全性、信頼性の高い緊急輸送ネットワーク整備を推進する。

また、災害時における円滑な避難、救急、消火活動の実施、避難者への緊急物資の輸送等の観点から、町は、富良野警察署と連携のもと、「第3章 第25節 障害物除去計画」により、該当する緊急輸送道路の障害物等の除去を早急に行い、適切な幅員の確保に努める。

第14節 輸送計画

災害時において、災害応急対策、復旧対策等に万全を期すため、住民の避難、災害応急対策要員の移送及び救援若しくは救助のための資機材、物資の輸送（以下、本節において「災害時輸送」という。）を迅速かつ確実にを行うための計画は、次のとおりである。

なお、町、道及び国は、緊急輸送が円滑に実施されるよう、あらかじめ、運送事業者等と物資の保管、荷捌き及び輸送に係る協定を締結するなど体制の整備に努める。その際、道及び町は、災害時に物資の輸送拠点から指定避難所等までの輸送手段を含めた体制を速やかに確保できるよう、あらかじめ、適切な物資の輸送拠点を選定しておくよう努める。

第1 実施責任

1 南富良野町

防災関係機関の協力を得て、災害時輸送を行う（基本法第50条）。

2 北海道運輸局

鉄道、軌道及び自動車輸送等の調整及び確保を図る。

3 日本通運株式会社 札幌支店

自動車による輸送を実施する。

4 北海道

災害の救助その他公共の福祉を維持するため必要があるときは、運輸局、空港事務所、又は、第一管区海上保安本部に輸送の措置を要請する。

5 北海道バス協会、北海道トラック協会、運送事業者等

北海道運輸局長からの要請、又は災害事態が急迫し、北海道運輸局長からの輸送の措置を待ついとまのない場合において、知事から要請のあったとき、緊急輸送を実施する。

第2 輸送の方法

災害時輸送は、災害応急対策実施責任機関が保有する車両、船艇、航空機等の使用、又は他の災害応急対策実施責任機関の協力を得て実施する。

1 南富良野町

(1) 車両等による輸送

災害時輸送は、一次的には公用車を使用するが、被災地までの距離、被害の状況等により公用車では不足する場合並びに他機関の所有する輸送施設等を活用した方が効率的である場合は、他の機関に応援を要請し、又は民間車両の借上げを行うなど輸送に支障のないように行う。

また、実施に当たっては、総務対策部 庶務班（総務課 総務係、職員法制係）を中心に、関係する各対策部班と連携して行う。

(2) 人力輸送

災害の状況により車両による輸送が不可能な事態が生じたときは、労務者による人力輸送を行う。

なお、労務供給は、「第3章 第32節 労務供給計画」により措置する。

(3) 空中輸送

陸上輸送の全てが不可能な事態が生じた場合、又は山間へき地などで緊急輸送の必要がある場合は、「第3章 第8節 ヘリコプター等活用計画」及び「第3章 第6節 自衛隊派遣要請及び派遣活動計画及び派遣活動計画」により、航空機等を利用した輸送を行う。

2 北海道運輸局

災害応急対策実施責任者からの要請があった場合において、災害の救助その他公共の福祉を維持するため必要があり、かつその輸送を実施する者がいない場合、又は、著しく不足する場合は、自動車運送事業者に対し、運送を命じる等必要な措置を講ずる。

3 北海道

災害の救助その他の公共の福祉を維持するため必要があると認めるときは、北海道運輸局及び道内各空港事務所に対し、輸送を要請する。

その他特別な理由がある場合は、鉄道事業者、自動車運送事業者に対し、運送を命じるための必要な措置を講ずる。

4 運送事業者等

鉄道事業者及び自動車運送事業者等は、天災事変その他やむを得ない理由により運送に着手し、又はこれを継続することができない場合を除き、災害応急対策実施責任者の輸送に協力する。

第3 輸送の範囲及び順位

災害時における輸送の範囲は、概ね次に掲げるものとし、住民の生命及び身体の保護に直接関わるものを最優先する。

輸送の順位としては、種類、数量、緊急度及び交通施設の状況等を勘案して、人命の安全、被害の拡大防止、応急対策の円滑な実施の順に配慮しながら行う。

- 1 被災者を避難させるための輸送
- 2 医療及び助産で緊急を要する者の輸送
- 3 被災者救出のための必要な人員、資機材等の輸送
- 4 飲料水の運搬及び給水に必要な人員、資機材等の輸送
- 5 救援物資の輸送
- 6 行方不明者の捜索及び遺体収容処理のための輸送
- 7 その他特に必要とする輸送

第4 輸送費用の支払い

災害時輸送に要する経費の負担関係については、原則として次のとおりである。

1 国の機関が保有する輸送手段を用いて行う災害時の輸送

国の機関が行う災害時の輸送に要する費用については、当該国の機関が負担する。

2 要請により運送事業者が行う災害時輸送

輸送計画に基づき、知事からの要請により運送事業者が行う災害時輸送に要する経費については、当該災害時の輸送を要請した知事が支払う。

なお、道路運送法等の法令に基づく運送命令等による損失補償については、各法令の定める

ところによる。

第5 実施状況の記録

町は、災害時輸送を実施した場合は、次によりその状況を記録しておく。

- 1 輸送記録簿（別記第 22 号様式）
- 2 輸送関係物資受払簿（救助種目別物資受払簿）（別記第 11 号様式）

資料編〔様式〕	・救助種目別物資受払簿（別記第 11 号様式） ・輸送記録簿（別記第 22 号様式）
---------	---

第15節 食料供給計画

災害による被災者及び災害応急対策従事者等に対する食料供給については、次のとおりである。

第1 実施責任

1 南富良野町

被災者及び災害応急対策従事者に対し、食料等の調達、配給及び給付対策を実施する。

2 北海道

必要に応じて、食料の調達・供給の決定と調整を図る。

3 北海道農政事務所

必要に応じて、食料の調達及び供給について、道との連絡調整を実施する。

第2 食料供給品目

供給品目は、米飯、パン、乾パン、缶詰、インスタント食品等とし、人工栄養を必要とする乳児は、粉ミルクとする。

第3 食料の供給

1 南富良野町

町は、被災者及び災害応急対策従事者に対する食料の調達及び配給を町内業者及び応急生活物資供給の協力に関する協定等を締結する業者等（資料6-3）から直接行う。

また、町において調達が困難な場合、町長は、その確保について上川総合振興局長を通じて知事に要請する。実施に当たっては、保健福祉対策部 福祉・保健衛生班（保健福祉課 社会福祉係、介護医療係、保健指導係、すこやかこども室 こども育成係）を中心に、関係する各対策部班と連携して行う。

なお、米穀については、必要に応じ、「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領（平成21年5月29日付け21総食第113号農林水産省総合食料局長通知）」第4章第11の規定により、農林水産省政策統括官（以下「政策統括官」という。）に直接、又は、上川総合振興局長を通じて知事に対し、政府所有米穀の緊急の引き渡しを要請する。

2 北海道

知事は、町から要請があったとき又は、その事態に照らし緊急を要し、町からの要求を待ついとまがないと認められるときは、被災地域に過不足なく食料が供給されるよう十分な配慮のもと、食料を調達し、町に供給するとともに、供給すべき食料が不足するときは、政府対策本部（内閣府）に対し食料の調達を要請する。

また、道は、支援物資を要する際に無償・有償の区分を明確化するとともに、町への提供に当たっては、事前に経費負担の有無を明示する。

なお、米穀については、必要に応じ、米穀の買入れ・販売等に関する基本要領の規定により、政策統括官から災害救助用米穀を確保し、町に供給するとともに、その受領方法等について指示する。

3 北海道農政事務所

地方公共団体と十分連絡をとりつつ、応急用食料等の需給状況に関する情報収集を行うとともに、農林水産省が調達及び供給した応急用食料等の供給状況に係る確認を行う。

第4 供給輸送の方法

食料の輸送に当たり、車両等の輸送施設を必要とする場合は、「第3章 第14節 輸送計画」により措置する。

また、労務者を必要とする場合は、「第3章 第32節 労務供給計画」により措置する。

第5 食料の供給対象者及び需要の把握等

1 供給対象者

食料の供給対象者は、次のとおりである。

- (1) 避難指示等に基づき避難所に避難した者
- (2) 住家が被害を受け、炊事が不可能な者
- (3) 旅行者、町内通過者などで、他に食料を得る手段のない者
- (4) 施設で調理することができない社会福祉施設等の入所者
- (5) 災害応急活動従事者

2 需要の把握

- (1) 被災者等に対する食料の需要は、保健福祉対策部 福祉・保健衛生班（保健福祉課 社会福祉係、介護医療係、保健指導係、すこやかこども室 こども育成係）が把握し、総務対策部 財政・資材調達班（総務課 財政係、会計課 会計係）が調達を行う。

なお、特に要配慮者に配慮して需要を把握することに努める。

- (2) 災害応急活動従事者に対する食料の需要は各対策部班が把握し、総務対策部 庶務班（総務課 総務係、職員法制係）が取りまとめて調達を行う。

3 食料の配給

被災者に対する食料の配給は、必要に応じ他の対策部班の応援を受け保健福祉対策部 福祉・保健衛生班（保健福祉課 社会福祉係、介護医療係、保健指導係、すこやかこども室 こども育成係）が次のとおり行う。

- (1) 配給は、原則として避難所において行う。
- (2) 自宅等に残留する被災者に対しては、最寄りの避難所において配給する。
- (3) 被災者に対する配給は、自治会及び住民組織等の協力を得て、公平かつ円滑に実施できるよう配慮する。

第6 炊き出し計画

1 現場責任者

炊き出しを実施する場合、保健福祉対策部長（保健福祉課長）は、当該対策部班員の中から現場の責任者を指定し、指揮監督に当たらせる。

2 炊き出しの方法

炊き出しは、日本赤十字社北海道支部、町日赤奉仕団、ボランティア団体等の協力を得て、給食施設その他給食施設を有する事業所等を利用して行う。

なお、町において直接炊き出しすることが困難で、町内の弁当業者等に発注することが実情に即すると認められるときは、当該業者等を利用する。

また、必要がある場合は、上川総合振興局長に対して自衛隊の派遣要請を依頼する。

3 炊き出し給与状況の記録

町は、炊き出しを実施した場合は、次によりその状況を記録しておく。

- (1) 炊き出し給与状況（別記第23号様式）
- (2) 炊き出し等による食品給与物品受払簿（救助種目別物資受払簿）（別記第11号様式）

資料編〔条例・協定等〕	・災害時における協定一覧（資料6-3）
〔様式〕	・救助種目別物資受払簿（別記第11号様式）
	・炊き出し給与状況（別記第23号様式）

第16節 給水計画

災害発生に伴う水道施設の損壊により、生活用水が枯渇して飲料に適する水を得ることができない者に対する生活用水の供給及び給水施設等の応急復旧についての計画は、次のとおりである。

第1 実施責任

1 南富良野町

給水活動を迅速かつ円滑に実施するための応急給水体制を確立し、住民の生活用水（主に飲料水）及び医療機関等の医療用水を確認するとともに、給水施設等の応急復旧を実施する。

(1) 個人備蓄の推進

飲料水をはじめとする生活用水を災害発生後3日間分程度、個人において準備しておくよう、住民に広報する。

(2) 生活用水の確保

災害時の生活用水の水源として、震災対策用貯水施設と被災地付近の浄水場の貯留水を主体とし、不足する場合は井戸水、自然水（川、ため池等の水）プール、受水槽、防火水槽等の水をろ過、滅菌して供給する。

(3) 給水資機材の確保

災害時に使用できる応急給水資機材の確保に努め、保有状況を常時把握し、被災地給水人口に応じ、給水車（給水タンク車・散水車・消防タンク車等）を調達して、給水に当たる。

2 北海道

町の水道施設等が被災し広範囲にわたって断水となったときは、自衛隊その他関係機関の応援を得て応急給水についての調整を図るとともに、復旧資機材の調達の調整、給水開始の指導を行う。

第2 給水対象者

災害のため飲料水を得ることができない者

第3 給水の実施

1 給水の方法

給水の実施に当たっては、建設対策部 上下水道班（建設課 上下水道係）が行う。

(1) 輸送による給水

被災地の近隣地域に適切な補給水源がある場合は、給水用資機材（給水タンク・散水車等）により補給水源から取水し、被災地域内へ輸送の上、住民に給水する。

この場合、散水車、消防タンク車等の使用に当たっては、事前にタンク内の清掃及び消毒を行う。

(2) 応急給水栓の設置による給水

給配水管施設に被害が少なく、応急給水栓の設置による給水が適当と判断された場合は、適宜設置し、給水する。

(3) 浄水装置による給水

上水道施設の被災が大きい場合等、輸送その他の方法による給水が困難であり、付近に利用可能な水源がある場合は、浄水装置その他必要な資材を用いてこれを浄化し、飲料水として住民に供給する。

(4) 家庭用井戸等による給水

被災地付近の家庭用井戸について水質検査の結果、飲料水として適当と認めるときは、その付近の住民に飲料水として供給する。

なお、水質検査の結果、飲料に適さないときは、消毒その他の方法により衛生上無害な水質とし、供給する。

2 給水量

1人1日当たりの給水量は、概ね3リットルとする。

3 住民への周知

町は、給水に当たり、防災行政無線及び広報車の巡回等により、住民に周知する。

- (1) 給水拠点の場所及び給水方法
- (2) 水道施設の被害状況及び復旧見込み
- (3) その他必要事項

4 給水の記録

町は、給水を実施した場合は、次によりその状況を記録しておく。

- (1) 飲料水の供給簿（別記第24号様式）
- (2) 給水関係物資受払状況（救助種目別物資受払簿）（別記第11号様式）

5 費用の限度及び期間

救助法の基準による。

資料編〔様式〕 ・救助種目別物資受払簿（別記第11号様式）
 ・飲料水の供給簿（別記第24号様式）

第4 給水施設の応急復旧

町は、給水施設の復旧については、医療用施設、消火栓等民生安定と緊急を要するものから優先的に行う。

第5 給水施設の整備

町は、災害時の応急給水を速やかに行うため、緊急貯水槽の整備の促進に努める。

第6 応援の要請

町長は、自ら飲料水の供給を実施することが困難な場合は、他市町村又は道へ飲料水の供給、又はこれに要する要員及び給水資機材の応援を要請する。

なお、知事は、その事態に照らし緊急を要し、町からの要求を待ついとまがないと認められるときは、要求を待たないで町に対する応急給水について必要な措置を講ずる。

第17節 衣料・生活必需物資供給計画

災害時における被災者に対する被服、寝具、その他の生活必需品の給与並びに物資の供給についての計画は、次のとおりである。

第1 実施責任

1 南富良野町

救助法を適用した場合の被災者に対する被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、町長が実施する。

救助法が適用されない場合の被災者に対する物資の供給は、その都度、町長が行う。

なお、物資の調達、輸送は、調達を総務対策部 財政・資材調達班（総務課 財政係、会計課 会計係）、輸送を総務対策部 庶務班（総務課 総務係、職員法制係）を中心に、関係する各対策部班と連携し、次の点に留意して行う。

- (1) 地域内で調達できる生活必需品の調達先及び集積場所等の状況を把握しておく。
- (2) 地域内において調達が不能になったときは、道に協力を求めることができる。
- (3) 生活必需品を取り扱う小売、卸売業者等と事前に連絡調整を図っておく等、迅速に調達できる方法を定めておく。

2 北海道

災害時における災害救助用物資について、町長の要請に基づき、斡旋及び調達を行う。

なお、町における物資が不足し、災害応急対策を的確に行うことが困難であると認めるなど、その事態に照らし緊急を要し、町からの要求を待ついとまがないと認められるときは、要求を待たず物資を確保し輸送する。

また、災害時に備え、生活必需品を取り扱う業者等と迅速に調達できるよう事前に連絡調整を行う。

町に物資を配分速達するときは、無償・有償の区分を明確化するとともに、配分計画表を作成し、この計画表に基づいて給与又は貸与するよう助言する。

物資の備蓄に当たっては、社会福祉施設に対し、要配慮者に配慮した物資の備蓄を促進するよう啓発を行う。

- (1) 生活物資は、必需品を中心に品目を選定する。
- (2) 被災施設への応援、地域での支援活動を考慮して確保する。

3 指定地方行政機関

法令等の定めるところにより、被災者への物資供給を図る。

経済産業省が救援物資の供給・確保を緊急に行う必要が生じた場合は、町等と十分連絡をとりつつ、被災地の物資調達状況を、供給・確保後はその到着状況等について確認する。

4 指定公共機関及び指定地方公共機関

法令等の定めるところにより、被災者への物資供給を実施する。

第2 物資供給の要領

1 対象者

町長が、給与又は貸与する対象者は、概ね次のとおりである。

- (1) 住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水の被害を受けた者
- (2) 被服等を喪失し、又はき損し、直ちに日常生活を営むことが困難と思われる者

2 物資の種類

町長が、被災者に給与又は貸与する救援物資の品目は、概ね次のとおりとし、被災状況及び物資調達の状況等から給与又は貸与する物資を決定する。

なお、給与又は貸与する物資は、要配慮者等のニーズや男女のニーズの違いに配慮しながら行う。

- (1) 寝具（毛布、布団、タオルケット等）
- (2) 外衣（洋服、作業衣、子供服等）
- (3) 肌着（シャツ、パンツ等）
- (4) 身の回り品（タオル、手拭き、靴下、傘等）
- (5) 炊事道具（炊飯器、鍋、包丁、ガス器具等）
- (6) 食器（茶碗、皿、箸等）
- (7) 日用品（石けん、チリ紙、歯ブラシ、歯磨き粉、生理用品等）
- (8) 光熱材料（マッチ、ロウソク等）
- (9) その他日常生活に欠くことができないと認められるもの

第3 実施の方法

1 物資の調達及び配分

町は、担当である保健福祉対策部 福祉・保健衛生班（保健福祉課 社会福祉係、介護医療係、保健指導係、すこやかこども室 こども育成係）が、世帯構成員別被害状況を把握した上で物資購入（配分）計画表を作成し、これに基づき必要数量を次により調達する。

- (1) 物資の調達は、町内業者及び協定等を締結する業者等（資料 6-3）より調達するため、地域内で調達できる生活必需品の調達先及び集積場所等の状況を把握しておく。
- (2) 地域内において調達が不能になったときは、道に協力を求めることができる。
- (3) 生活必需品を取り扱う小売、卸売業者等と事前に連絡調整を図っておく等、迅速に調達できる方法を定める。

2 給与又は貸与の方法

町は、調達物資の受払状況を明確にし、給与又は貸与については、物資購入の際作成する物資購入（配分）計画表に基づき、担当である保健福祉対策部 福祉・保健衛生班（保健福祉課 社会福祉係、介護医療係、保健指導係、すこやかこども室 こども育成係）が、住民組織等の協力を得ながら、迅速かつ的確に行う。

3 要配慮者への配慮

町は、生活必需品の供給に際し、紙おむつ、介護用品、スプーン、哺乳びん等の確保に努め、要配慮者に優先的に配分するなどの配慮を行う。

4 給与又は貸与に係る実施状況の記録

町は、物資の給与又は貸与を実施した場合は、次によりその状況を記録しておく。

- (1) 世帯構成員別被害状況（別記第 25 号様式）
- (2) 物資購入（配分）計画表（別記第 26 号様式）
- (3) 物資の給与状況（別記第 27 号様式）
- (4) 物資給与及び受領簿（別記第 28 号様式）
- (5) 衣料、生活必需品等受払簿（救助種目別物資受払簿）（別記第 11 号様式）

5 費用の限度及び期間

救助法の基準による。

資料編〔条例・協定等〕 〔様式〕	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時における協定一覧（資料 6-3） ・救助種目別物資受払簿（別記第 11 号様式） ・世帯構成員別被害状況（別記第 25 号様式） ・物資購入（配分）計画表（別記第 26 号様式） ・物資の給与状況（別記第 27 号様式） ・物資給与及び受領簿（別記第 28 号様式）
---------------------	--

第4 日本赤十字社北海道支部への災害救援物資の要請

日本赤十字社北海道支部が、被災者の救援用物資として備蓄しているものについて、町は必要に応じ、提供を要請する。

第18節 石油類燃料供給計画

災害時の石油類燃料（LPGを含む。）の供給についての計画は、次のとおりである。

第1 実施責任

1 南富良野町

町が管理している緊急通行車両のガソリン等、災害対策上重要な施設、避難所、医療機関及び社会福祉施設等における石油類暖房用燃料の確保に努める。

- (1) 地域内で調達できる石油類燃料の調達先及び集積場所等の状況を把握しておく（資料3-5）。
- (2) 地域内において調達が不能になったときは、道に協力を求めることができる。
- (3) 地域の卸売組合、協同組合、主要業者と事前に協定を締結しておく等、石油類燃料を迅速に調達できる方法を定めるとともに、調達所要が発生した際には、石油業協同組合と連絡調整を行う。
- (4) LPGについては、北海道エルピーガス災害対策協議会と迅速に調達できるよう連絡調整を行う（資料6-3）。

2 北海道

道が管理している緊急通行車両のガソリン等の確保に努めるとともに、災害時における石油類燃料について、北海道石油業協同組合連合会に対し、災害時に優先的に燃料供給が行われるべき重要な施設として道が指定する施設（以下本節において「重要施設」という。）の管理者又は町長等からの要請に基づき、円滑な供給が行われるよう要請を行う。

また、石油の備蓄の確保に関する法律の規定に基づく経済産業大臣からの勧告がなされた場合、石油連盟に対し、道が指定する重要施設への円滑な供給が行われるよう要請を行う。

3 北海道経済産業局

灯油、ガソリン等の燃料に関する需給・価格動向等の把握及び情報提供を行う。

資料編〔災害危険区域等〕	・危険物所在一覧（資料3-5）
〔条例・協定等〕	・災害時における協定一覧（資料6-3）

第2 石油類燃料の確保

- 1 災害応急対策実施責任者は、石油類燃料の確保を図るものとし、卸売組合、協同組合、主要業者に対して協力を要請し、又は斡旋を求める（資料6-3）。

町においては、総務対策部 財政・資材調達班（総務課 財政係、会計課 会計係）を中心に、関係する各対策部班と連携して行う。

- 2 道は、石油類燃料の確保を図るため、卸売組合、協同組合、主要業者に対し、物資確保のための協力要請又は斡旋依頼を行うとともに、北海道石油業協同組合連合会との協定に基づき、石油類燃料の安定供給体制の確立を図る。

また、災害時情報収集システムを利用し、効率的に中核SS、住民拠点SS及び北海道地域サポートSSの営業状況等を把握し、市町村や緊急車両を有する関係機関に情報提供するとともに、燃料の供給不足に伴う混乱を防止するため、住民に対し、節度ある給油マナーと燃料の節

約について呼び掛けを行う。

資料編〔条例・協定等〕 ・災害時における協定一覧（資料 6-3）

第19節 電力施設災害応急計画

災害時の電力供給のための応急対策についての計画は、次のとおりである。

第1 電力施設の状況（本町に該当する北海道電力ネットワーク（株）の施設）

- 1 変電設備
- 2 送電設備
- 3 配電設備
- 4 通信設備

第2 応急対策

1 北海道電力ネットワーク（株）

電力施設及び設備被害の軽減、復旧の迅速化を図るため、別に定める「防災業務計画」によって応急対策を講ずる。

なお、停電状況及び復旧見込み等を町又は報道機関を通じて速やかに周知を図る。

2 南富良野町

北海道電力ネットワーク（株）からの停電、復旧見込みなどの状況について、住民への広報を行う。

第20節 ガス施設災害応急計画

災害時のガス供給のための応急対策についての計画は、次のとおりである。

第1 非常災害の事前対策

1 情報連絡

町は、気象等特別警報・警報・注意報並びに情報等については新聞、ラジオ、テレビ等に注意し、その動静を把握するとともに、当該地域の風速、降水量、その他気象状況について各関係機関と緊密に連絡をとる。

また、災害発生前の情報交換、その他の連絡を兼ねて一定時間ごとに関係各係と確認しておくものとする。

2 火災、中毒事故防止対策

町は、広報車、ビラ、ラジオ、テレビその他適切な方法により、住民に対する下記事項の啓発宣伝を行い事故防止に努める。

- (1) ガス漏洩等の不良箇所を発見した場合、直ちにガス事業者へ通報する。
- (2) 災害の発生が予想されるときは前もってメーターガス栓の閉止をする。

第2 ガス施設応急復旧体制

LPガス事業者は、災害時において被害状況を早急に把握し、二次災害の防止に努める。

また、LPガス販売事業者、保安機関、容器検査所等の相互協力体制を確立し、一般家庭、避難場所、公共施設や老人ホーム等におけるLPガス設備の安全総点検を実施する。

第3 応急対策

風水害時には、プロパンガスの埋没や流出等の被害が予想され、供給停止による住民生活への支障が予想される。さらに、ガス漏れ等のガス災害からの避難等も予想される。

このため、町は、LPガス事業者等による諸活動に対して必要に応じて支援を図るとともに、住民の苦情、相談等に対して道及びLPガス事業者等と連携した対応を図る。

1 災害発生時の対策

災害によりガス施設に被害が発生した場合、町は、北海道エルピーガス災害対策協議会との協定（資料6-3）のほか、富良野警察署（幾寅・落合・金山駐在所）・富良野広域連合 富良野消防署（南富良野支署）と連携を密にし、二次災害の防止に努めるとともに、LPガス事業者等に対する協力体制を確立する。

2 広報活動

ガス施設の被害状況、復旧の見通し等について、積極的な広報活動を実施するとともに、供給再開時の事故を防止するため、住民に対して次の事項を十分周知する。

- (1) あらかじめ通知する管内検査及び点火試験の当日は、なるべく在宅すること。
不在の場合は、前もって営業所に連絡すること。
- (2) 点火試験に合格するまでは、ガス器具を使用しないこと。
- (3) 使用後に異常を発見した場合は、直ちに使用を中止し、バルブを閉めた後、営業所及び

消防署に連絡すること。

資料編〔条例・協定等〕 ・災害時における協定一覧（資料 6-3）

第21節 上下水道施設対策計画

災害時の上水道及び下水道施設の応急復旧対策についての計画は、次のとおりである。

第1 上水道

1 実施責任

町長が実施する。

2 応急復旧

大規模災害等により長期間断水となることは、生活の維持に重大な支障が生ずるものであるため、町は、被災した施設の応急復旧等についての計画をあらかじめ定めておくほか、災害に際して、次の対策を講じて速やかに応急復旧し、住民に対する水道水の供給に努める。

なお、応急復旧の実施は、担当である建設対策部 上下水道班（建設課 上下水道係）が行う。

- (1) 施設の点検、被害状況の把握及び復旧計画の策定を行う。
- (2) 要員及び資材等の確保等復旧体制を確立する。
- (3) 被害状況により他市町村等へ支援を要請する。
- (4) 住民への広報活動を行う。

3 広報

町は、水道施設に被害が生じた場合、その被害状況及び復旧見込み等について、企画対策部 調整・広報班（企画課 企画振興係、広報統計係、地域公共交通形成のまちづくりプロジェクト担当）が広報を実施し、住民の不安解消を図るとともに、応急復旧までの対応についての周知を図る。

第2 下水道及び集落排水

1 実施責任

町長が実施する。

2 応急復旧

町は、被災した施設の応急復旧等についての計画をあらかじめ定めておくほか、災害に際して、次の対策を講じて速やかに応急復旧を行う。

なお、応急復旧の実施は、担当である建設対策部 上下水道班（建設課 上下水道係）が行う。

- (1) 施設の点検、被害状況の把握及び復旧計画の策定を行う。
- (2) 要員及び資材等の確保等復旧体制を確立する。
- (3) 被害状況により他市町村等へ支援を要請する。
- (4) 管渠・マンホール内部の土砂の浚渫（水深を深くするために土砂を掘削すること）、可搬式ポンプによる緊急送水、仮管渠の設置等により、排水機能の回復に努める。
- (5) 処理場及びポンプ場への流水水量の増大による二次災害を防止するため、やむを得ずマンホール開放、バイパス放流等の緊急的措置をとる場合は、速やかに関係機関等へ連絡する。
- (6) 住民への広報活動を行う。

3 広報

町は、下水道施設等に被害が生じた場合、その被害状況及び復旧見込み等について、企画対策部 調整・広報班（企画課 企画振興係、広報統計係、地域公共交通形成のまちづくりプロジェクト担当）が広報を実施し、住民の生活排水に関する不安解消に努める。

第22節 応急土木対策計画

災害時における公共土木施設及びその他土木施設（以下、本節において「土木施設」という。）の災害応急土木対策についての計画は、次のとおりである。

第1 災害の原因及び被害種別

1 災害の原因

暴風、竜巻、洪水、地震その他の異常な天然現象
豪雨、豪雪、融雪、なだれ及び異常気象等による出水
山崩れ
地すべり
土石流
がけ崩れ
火山噴火
落雷

2 被害種別

道路路体の地形地盤の変動及び崩壊
盛土及び切土法面の崩壊
道路上の崩土堆積
トンネル、橋梁及び道路と一体となって効用を全うする附属施設の被害
河岸、堤防、護岸、水制、床止め及びその他施設の被害
河川、砂防えん堤、港湾及び漁港の埋塞
堤防、消波工、離岸堤、突堤及びその他海岸を防護する施設の被害
砂防及び急傾斜地の崩壊を防止する施設の被害
ダム、ため池等えん堤の流失及び決壊
ダム貯水池の流木等の堆積
下水道管渠の蛇行、閉塞、亀裂及び処理場施設の被害
岸壁・物揚場の倒壊及び陥没
航路・泊地の埋没

第2 応急土木復旧対策

1 実施責任

災害時における土木施設の応急復旧等は、当該施設の管理者又はその他法令による当該施設の管理者以外の者により実施する。

2 応急対策及び応急復旧対策

災害時における被害の発生を予防し、また、被害の拡大を防止するための施設の応急措置及び応急復旧対策は、次に定めによる。

なお、実施に当たっては、建設対策部 土木建築班（建設課 土木係、建築係）を中心に、関係する各対策部班及び関係機関と連携して行う。

(1) 応急措置の準備

- ア 所管の施設につき、あらかじめ防災上必要な調査を実施し、応急措置及び応急復旧を実施するための資機材の備蓄及び調達方法等を定めておく。
- イ 災害の発生が、予想されるときは、逐次所管の施設を巡回監視し、周囲の状況及び推移等を判断して、応急対策の万全を期する。

(2) 応急措置の実施

所管の施設の防護のため、逐次補強等の防護措置を講ずるとともに、状況により自己の能力で応急措置を実施することが困難と認められる場合、また、当該施設が災害を受けることにより、被害が拡大して、他の施設に重大な影響を与え、又は住民の民生の安定に重大な支障を与えることが予想される場合は、応急公用負担等を実施し、又は、町、道、関係機関、自衛隊等の協力を求める。

(3) 応急復旧

災害が終局したときは、速やかに現地の状況に即した方法により(2)に準じて、応急復旧を実施する。

3 関係機関等の協力

関係機関等は、法令及びそれぞれの計画に定めるところにより、それぞれ必要な応急措置を実施するとともに、当該施設の管理者が実施する応急措置等が、的確円滑に実施されるよう協力する。

また、土木施設の管理者は、地域の関係団体や企業と(協定を結ぶなど)連携を図ることにより、管理者が実施する応急措置等が的確円滑に実施されるよう協力体制の確立を図る。

第23節 被災宅地安全対策計画

町において災害対策本部が設置されることとなる規模の地震又は降雨等の災害により、宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合に、被災宅地危険度判定士（以下、本節において「判定士」という。）を活用して、被災宅地危険度判定（以下「危険度判定」という。）を実施し、被害の発生状況を迅速かつ的確に把握し、二次災害を軽減、防止し住民の安全を図る。

第1 事前準備

町及び道は、災害の発生に備え、「被災宅地危険度判定業務実施マニュアル」（以下「実施マニュアル」という。）に基づき、次の取り組みを推進する。

- 1 町と道は相互支援体制を充実し、連絡体制を整備する。
- 2 道は、国、近隣県、被災宅地危険度判定連絡協議会（全国協議会）及び北海道被災宅地危険度連絡協議会（以下「道協議会」という。）との相互支援体制を確保するため、連絡調整体制を整備する。
- 3 道は、町及び関係機関の協力を得て、被災宅地危険度判定実施要綱（全国要綱）で定める土木・建築又は宅地開発の技術経験を有する者を対象とした、判定士の養成、登録及び更新等に関する事務を行う。
- 4 町は、道と協力して危険度判定に使用する資機材の備蓄を行う。

第2 応急危険度判定の実施

1 危険度判定実施の決定

町長は、災害の発生後に宅地の被害に関する情報に基づき、危険度判定の実施を決定し、危険度判定実施本部を設置し、知事に対し支援を要請する。

2 危険度判定の支援

知事は、町長から支援要請を受けたときは、危険度判定支援本部を設置し、北海道被災宅地危険度連絡協議会（以下、本節において「道協議会」という）等に対し、判定士の派遣等を依頼する。

3 判定士の業務

判定士は、次により被災宅地の危険度判定を行い、判定結果を表示する。

- (1) 「被災宅地の調査・危険度判定マニュアル」に基づき、宅地ごとに調査票へ記入し判定を行う。
- (2) 宅地の被害程度に応じて、「危険宅地」、「要注意宅地」、「調査済宅地」の3区分に判定する。
- (3) 判定結果は、当該宅地の見やすい場所（擁壁、のり面等）に判定ステッカーを表示する。

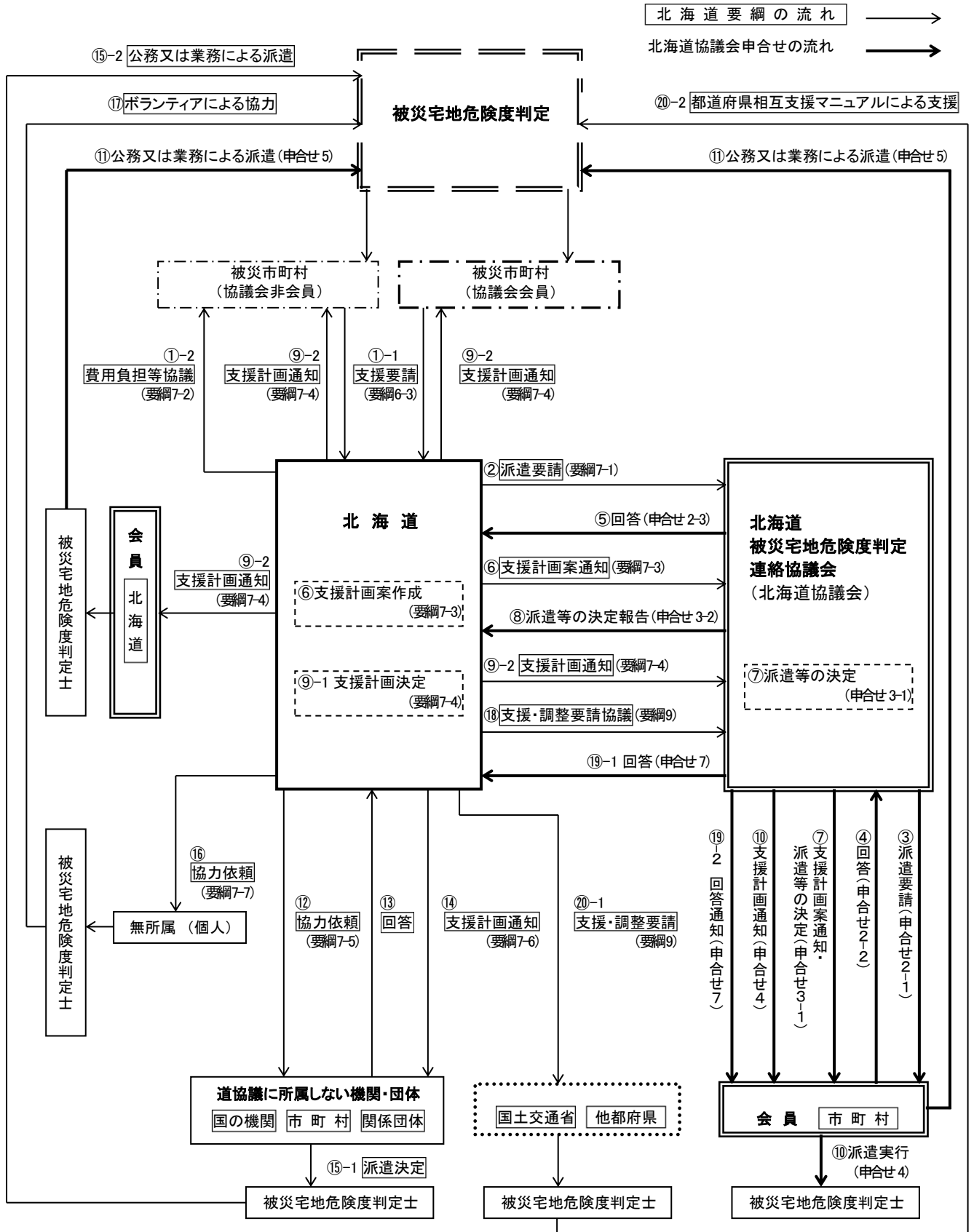
区 分	表 示 方 法
危険宅地	赤のステッカーを表示する。
要注意宅地	黄のステッカーを表示する。
調査済宅地	青のステッカーを表示する。

4 危険度判定実施本部の業務

危険度判定実施本部は、「被災宅地危険度判定業務実施マニュアル」（以下、本節において「実施マニュアル」という）に基づき、危険度判定実施本部は次の業務を行う。

- (1) 宅地に係る被害情報の収集
- (2) 判定実施計画の作成
- (3) 宅地判定士・判定調整員の受入れ及び組織編成
- (4) 判定の実施及び判定結果の現地表示並びに住民対応
- (5) 判定結果の調整及び集計並びに関係機関への報告

■ 被災宅地危険度判定実施の流れ図 ■



第24節 住宅対策計画

災害により住宅を失い、又は破損のため居住ができなくなった世帯に対する応急仮設住宅の建設、住宅の応急修理についての計画は、次のとおりである。

第1 実施責任

1 南富良野町

災害のため住宅に被害を受け、自己の資力により住宅の応急修理をすることのできない被災者に対しては、大工あるいは技術者を動員して応急修理を実施する。

なお、救助法が適用された場合、避難所の設置及び住宅の応急修理を実施する。

また、町長が、応急仮設住宅を設置しようとする場合、事前に知事からの委任を受けて実施することができる。

2 北海道

救助法を適用し、応急仮設住宅の設置（賃貸住宅の居室の借上げを含む。）が必要な場合、その設置は原則として知事が行う。

第2 実施の方法

1 避難所

町長は、災害により住家が被害を受け居住の場所を失った者を保護するため、「第3章 第4節 避難対策計画」により、公共施設等を利用し、避難所を開設する。

2 公営住宅等の斡旋

町は、災害時における被災者用の住居として利用可能な公営住宅、民間賃貸住宅及び空家を斡旋する。

なお、町は、災害時に斡旋できるよう、公営住宅等の把握に努め、あらかじめ体制を整備する。

3 応急仮設住宅

(1) 入居対象者

原則として、住宅が全壊、全焼又は流出し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を確保できない者

(2) 入居者の選定

応急仮設住宅の入居者の選考に当たっては、町、社会福祉協議会、地域団体等による選考委員会を設け、被災者の資力、その他の生活条件を十分調査の上、町が決定する。

(3) 応急仮設住宅の建設

原則として応急仮設住宅の設置は、知事が行う。

(4) 応急仮設住宅の建設用地

町及び道は、災害時に応急仮設住宅の設置が速やかに行われるよう、建設可能用地や建設可能戸数について、あらかじめ把握するものとする。

(5) 建設戸数（借上げを含む。）

道は町長からの要請に基づき設置戸数を決定する。

(6) 規模、構造、存続期間及び費用

ア 応急仮設住宅は、原則として軽量鉄骨組立方式又は木造により、2～6戸の連続建て又は共同建てとし、北海道の気候に適した仕様とする。

ただし、被害の程度その他必要と認めた場合は、一戸建てにより実施する。

イ 応急仮設住宅の存続期間は、その建築工事（又は、借上げに係る契約を締結）を完了した後、3か月以内であるが、特定行政庁の許可を受けて、2年以内とすることができる。

ただし、「特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律」（平成8年法律第85号）に基づき、政令で指定されたものに係る応急仮設住宅については、さらに期間を延長することができる。

ウ 費用は救助法及び関係法令の定めによる。

(7) 着工時期

救助法が適用された場合は、災害発生の日から20日以内に着工しなければならない。また、同法が適用されない場合においても、適用の場合に準ずる。

(8) 維持管理

知事が設置した場合、その維持管理は、町長に委任する。

(9) 運営管理

町及び道は、応急仮設住宅の運営管理に当たって、安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するためのこころのケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性をはじめとする生活者の意見を反映できるよう配慮する。

また、必要に応じて、応急仮設住宅におけるペットの受入れに配慮する。

4 平常時の規制の適用除外措置

町及び道は、著しく異常かつ激甚な非常災害により避難所又は応急仮設住宅が著しく不足し、被災者に対して住居を迅速に提供することが特に必要と認められるものとして当該災害が政令で指定されたときは、避難所又は応急仮設住宅に関し、スプリンクラー等の消防用設備等の設置義務に関する消防法第17条の規定の適用除外措置があることに留意する。

5 住宅の応急修理

(1) 応急修理を受ける者

ア 住宅が半壊、半焼し、又はこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者

イ 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者

(2) 応急修理実施の方法

応急修理は、応急仮設住宅の建設に準じて行う。

(3) 修理の実施期間

救助法が適用された場合は、災害発生の日から1か月以内に完了する。

また、同法が適用されない場合においても、適用の場合に準ずる。

(4) 修理の範囲と費用

ア 応急修理は、居室、炊事場及びトイレ等、日常生活に欠くことのできない部分で必要最小限とする。

イ 費用は、救助法及び関係法令の定めによる。

5 災害公営住宅の整備

- (1) 災害公営住宅は、大規模な災害が発生し、住宅の被害が次の各号の1以上に達した場合に滅失した住宅に居住していた低額所得者に賃貸するため国から補助を受けて整備し入居させる。

ア 地震、暴風雨、洪水その他の異常な天然現象による災害の場合

- (ア) 被災地全域の滅失戸数が500戸以上のとき
- (イ) 1市町村の区域内の滅失戸数が200戸以上のとき
- (ウ) 滅失戸数がその市町村の区域内の住宅戸数の1割以上のとき

イ 火災による場合

- (ア) 被災地域の滅失戸数が200戸以上のとき
- (イ) 滅失戸数がその市町村の区域内の住宅戸数の1割以上のとき

- (2) 整備及び管理者

災害公営住宅は町が整備し、管理する。

ただし、知事が道において整備する必要を認めるときは道が整備し、整備後は公営住宅法第46条の規定による事業主体の変更を行って、町に譲渡し、管理は町が行う。

- (3) 整備管理等の基準

災害公営住宅の整備及びその管理は概ね次の基準による。

ア 入居者資格

- (ア) 当該災害発生の日から3年間は当該災害により住宅を失った者であること。
- (イ) 収入分位50%（月収259,000円）を限度に、地方公共団体が条例で定める収入以下の者であること。ただし、当該災害発生の日から3年を経過した後は、通常の公営住宅と同じ扱いとする。
- (ウ) 現に住宅に困窮していることが明らかであること。

イ 構造

再度の被災を防止する構造とする。

ウ 整備年度

原則として当該年度、やむを得ない場合は翌年度

エ 国庫補助

- (ア) 建設、買取りを行う場合当該公営住宅の建設、買取りに要する費用の2/3
ただし、激甚災害の場合は3/4
- (イ) 借上げを行う場合は住宅共用部分工事費の2/5

第3 施工及び資材等の調達

- 1 町長は、建築資材、暖房用燃料等の調達が困難な場合は、道に斡旋を依頼する。
なお、斡旋を依頼するに当たっての必要な資材の把握は、建設対策部 土木建築班（建設課 土木係、建築係）が行う。
- 2 道は、町長から資材等の斡旋依頼があった場合は、関係機関及び関係業者等の協力を得て、積極的に斡旋、調達を行う。

第4 応急仮設住宅及び住宅応急修理の記録

町は、応急仮設住宅の建設及び住宅応急修理を実施した場合は、次によりその状況を記録しておく。

- 1 応急仮設住宅台帳（別記第 29 様式）
- 2 住宅応急修理記録簿（別記第 30 号様式）

資料編〔様式〕	・ 応急仮設住宅台帳（別記第 29 号様式） ・ 住宅応急修理記録簿（別記第 30 号様式）
---------	---

第5 住宅の応急復旧活動

町及び道は、必要に応じて、住宅事業者の団体と連携して、被災しながらも応急対策をすれば居住を継続できる住宅の応急修繕を推進する。

実施に当たっては、建設対策部 土木建築班（建設課 土木係、建築係）が行う。

第25節 障害物除去計画

水害、山崩れ等の災害によって、道路、住居等又はその周辺に運ばれた土砂、樹木等で生活に著しい障害を及ぼしているものを除去して、被災者の保護についての計画は、次のとおりである。

第1 実施責任

1 道路、河川に障害を及ぼしているものの除去

道路、河川に障害を及ぼしているものの除去は、道路法及び河川法に定めるそれぞれの管理者が行うものとし、災害の規模及び障害の内容等により、各管理者は相互に協力し交通の確保を図る。

なお、住居又はその周辺については、救助法が適用された場合は、町長が知事の委任により行う。

2 鉄道等に障害を及ぼしているものの除去

鉄道等に障害を及ぼしているものの除去は、鉄道事業法その他の法律により定められている当該施設の所有者が行う。

第2 障害物除去の対象

災害時における障害物の除去は、住民の生活に著しい支障及び危険を与え、又は与えると予想される場合、並びにその他公共的立場から必要と認めたとときに行うが、その概要は次のとおりである。

- 1 住民の生命財産等を保護するために速やかにその障害の排除を必要とする場合
- 2 障害物の除去が交通の安全と輸送の確保に必要な場合
- 3 河川における障害物の除去は、それによって河川の流れをよくし、溢水の防止と護岸等の決壊を防止するため必要と認める場合
- 4 その他公共的立場から除去を必要とする場合

第3 障害物の除去の方法

- 1 町（建設対策部 土木建築班（建設課 土木係、建築係））は、所有する資機材を用い、又は状況に応じ自衛隊及び土木業者の協力を得て、速やかに障害物の除去を行う。
- 2 障害物除去の方法は、原状回復ではなく応急的な除去に限る。

第4 除去した障害物の集積場所

- 1 除去した障害物は、それぞれの実施機関において付近の遊休地を利用し、集積する。
- 2 町は、北海道財務局及び道と相互に連携しつつ、公共用地等の有効活用に配慮する。
- 3 除去した工作物等の保管は、盗難の危険のない場所に保管し、保管をはじめた日から14日間その旨を公示する。

第5 放置車両の除去

放置車両の除去については、「第3章 第13節 交通応急対策計画」により措置する。

第6 実施状況の記録

町は、障害物を除去した場合は、障害物除去の状況（別記第31号様式）によりその状況を記録しておく。

資料編〔様式〕 ・ 障害物除去の状況（別記第31号様式）

第26節 文教対策計画

学校施設の被災により、児童・生徒等の安全の確保や、通常の教育活動に支障をきたした場合の応急対策についての計画は、次のとおりである。

第1 実施責任

1 学校管理者等

(1) 防災上必要な体制の整備

災害発生時に迅速かつ適切な対応を図るために、各学校では平素から災害種別に応じた安全確保に努めるとともに、災害に備え職員等の任務の分担、相互の連携、時間外における職員の参集等についての体制を整備する。

(2) 児童・生徒等の安全確保

ア 在校（園）中の安全確保

在校（園）中の児童・生徒等の安全を確保するため、児童・生徒等に対して防災上必要な安全教育を行うとともに、災害発生時に迅速かつ適切な行動をとることができるよう防災訓練等の実施に努める。

イ 登下校時の安全確保

登下校時の児童・生徒等の安全を確保するため、情報の収集や伝達の方法、児童・生徒等の誘導方法、保護者との連携方法、緊急通学路の設定及びその他登下校時の危険を回避するための方法等について計画を立てるとともに、あらかじめ教職員、児童・生徒等、保護者及び関係機関に周知徹底を図る。

(3) 施設の整備

文教施設、設備等を災害から防護するため、日常点検や定期点検を行い、危険箇所あるいは要補修箇所の早期発見に努めるとともに、これらの改善を図る。

(4) 仮校舎等の建築

上記において施設の確保ができない場合は、仮校舎、仮運動場の建築を検討するものとする。

2 南富良野町・北海道

救助法を適用した場合の児童・生徒に対する教科書、文房具等の給与は、道の委任により町が実施する。

第2 応急復旧対策

町は、次の応急復旧対策を実施する。

実施に当たっては、文教対策部 文教班（教育委員会）を中心に、関係する各対策部班と連携して行う。

1 施設の確保と復旧対策

(1) 応急復旧

被害程度により応急修理のできる場合は、速やかに修理をし、施設の確保に努める。

- (2) 校舎の一部が使用不能となった場合
施設の一時転用などにより授業の確保に努める。
- (3) 校舎の大部分又は全部が使用不能となった場合
公共施設又は最寄りの学校の校舎等を利用し、授業の確保に努める。
- (4) 仮校舎の建築
前項において施設の確保ができない場合は、仮校舎等の建築を検討する。

2 教育の要領

- (1) 災害状況に応じた特別の教育計画を立て、できるだけ授業の確保に努める。特に授業の実施が不可能な場合にあっても家庭学習の方法等について指導し、学力の低下を防ぐように努める。
- (2) 特別の教育計画による授業の実施に当たっては、次の点に留意する。
 - ア 教科書、学用品等の損失状況を考慮し、学習の内容、方法が児童・生徒の過度の負担にならないよう配慮する。
 - イ 教育活動の場所に学校以外の施設を利用する場合は、授業の効率化、児童・生徒の安全確保に留意する。
 - ウ 通学路その他の被害状況に応じ、通学の安全について遺漏のないよう指導する（集団登下校の際は、地域住民、関係機関、団体、保護者の協力を得るようにする。）。
 - エ 学校に避難所が開設された場合には、特に児童・生徒の指導・管理に注意するとともに、避難者の受入れが授業の支障とならないよう留意する。
 - オ 教育活動の実施に当たっては、被災による精神的な打撃によって児童・生徒に生じやすい心理的な障がいには十分配慮する。
- (3) 災害復旧については、教育活動に支障のない限り可能な協力をする。

3 教職員の確保

道教育委員会及び町教育委員会は、当該学校だけで教育活動の実施が不可能なときは、連絡を密にして近隣学校の教職員を動員配置し、教育活動に支障をきたさないようにする。

4 授業料等の減免、修学・育英制度の活用援助

高等学校の生徒が被害を受けた場合、道教育委員会は、必要に応じて次の措置を講ずる。

- (1) 保護者又は本人の申請に基づく授業料等の減免
- (2) 公益財団法人北海道高等学校奨学会で実施する奨学金等の活用周知

5 給食等の措置

- (1) 給食施設設備が被災したときは、できる限り給食の継続が図られるよう応急措置を講ずる。
- (2) 給食用物資が被災したときは、米穀、小麦、脱脂粉乳及び牛乳について、関係機関と連絡の上、直ちに緊急配送を行うものとし、その他の物資については応急調達に努める。
- (3) 衛生管理には特に留意し、食中毒などの事故防止に努める。

6 衛生管理対策

学校が避難所として使用される場合は、次の点に留意をして保健管理を行う。

- (1) 校舎内、特に水飲場、トイレは常に清潔にして消毒に万全を期する。
- (2) 校舎の一部に被災者を受け入れて授業を継続する場合、受入場所との間をできるだけ隔

絶する。

- (3) 避難所として使用が終わったときは、校舎全体の清掃及び消毒を行うとともに便槽のくみ取りを実施する。
- (4) 必要に応じて児童・生徒の健康診断を実施する。

第3 文化財保全対策

文化財保護法（昭和25年法律第214号）、北海道文化財保護条例（昭和30年北海道条例第83号）及び南富良野文化財保護条例（昭和40年南富良野町条例第12号）による文化財（有形文化財、無形文化財、民俗文化財、記念物、文化的景観、伝統的建造物群）の所有者並びに管理者は、常に当該指定物件の保全、保護に当たり、災害が発生したときは、町教育委員会に被害状況を連絡するとともに、その復旧に努める。

第4 実施状況の記録

町は、学用品の支給を行った場合は、学用品の給与状況（別記第32号様式）により、その状況を記録しておく。

資料編〔様式〕 ・学用品の給与状況（別記第32号様式）

第27節 行方不明者の搜索及び遺体の收容処理埋葬計画

災害により行方不明になった者の搜索及び遺体の收容処理埋葬の実施についての計画は、次のとおりである。

第1 実施責任

1 南富良野町・日本赤十字社北海道支部

救助法が適用された場合は、町長が、知事の委任により行うが、遺体の処理のうち洗浄等の処置及び検案については、知事の委託を受けた日本赤十字社北海道支部が行う。

2 北海道警察

行方不明者の搜索、死体見分等を実施する。

第2 実施の方法

町は、行方不明者の搜索及び遺体の收容処理埋葬について、次のとおり実施する。

なお、実施に当たっては、行方不明者の搜索及び死亡者の收容、安置は保健福祉対策部 福祉・保健衛生班（保健福祉課 社会福祉係、介護医療係、保健指導係、すこやかこども室 こども育成係）を中心に、遺体の処理、埋葬は建設対策部 生活環境班（建設課 環境衛生係）を中心に、関係する各対策部班及び富良野消防署 南富良野支署、富良野警察署等と連携して行う。

1 行方不明者の搜索

(1) 搜索の対象

災害により現に行方不明の状態にあり、かつ周囲の状況により既に死亡していると推定される者

(2) 搜索の実施

町長が、富良野消防署 南富良野支署、富良野警察署等に協力を要請し、搜索を実施することとし、被災の状況によっては、地域住民の協力を得て実施する。

また、町において被災し、行方不明者が流出により他の市町村に漂着していると考えられる場合は、関係市町村に対し搜索を要請する。

(3) 警察への通報

町長は、災害により行方不明者が発生したことを知ったときは、直ちに次の事項を富良野警察署に通報する。

ア 行方不明者の人員数

イ 氏名、性別、年齢、容ぼう、特徴、着衣等

ウ 行方不明となった日時

エ 行方不明者が発見されると考えられる地域

オ その他行方不明の状況

2 遺体の処理

(1) 対象者

災害の際に死亡した者で災害による社会混乱のため、その遺族等が遺体の処理を行うことができない者

(2) 処理の範囲

- ア 遺体の洗浄、縫合、消毒等の処理
- イ 遺体の一時保存（町）
- ウ 検案
- エ 死体見分（警察官）

(3) 収容処理の方法

- ア 町は、遺体を発見したときは、速やかに警察官の死体見分及び日本赤十字北海道支部の検案を受け、次により処理する。
 - (ア) 身元が判明しており、かつ遺族等の引取人がいる場合は、遺体を引き渡す。
 - (イ) 身元が判明していない場合、遺族等により身元確認が困難な場合又は引取人がいない場合は、遺体の洗浄、縫合、消毒、検案及び一時的な保存をすると同時に、遺体の特徴の記録及び所持品の保管を行う。
- イ 遺体は先着順に収容し、遺品等を整理して納棺の上、その性別、推定年齢、遺品等を記録し、遺体収容所に安置する。
- ウ 遺体収容所は、公共施設等とするが、適当な既存建物がない場合は、天幕等を設置し、遺体の収容所とする。

3 遺体の埋葬

(1) 対象者

災害時の混乱の際に死亡した者及び災害のため埋葬を行うことが困難な場合又は遺族のいない遺体

(2) 埋葬の方法

- ア 町長は、遺体を土葬又は火葬に付し、又は、棺、骨つぼ等を遺族に支給する等現物給付をもって行う。
- イ 遺体収容所に一定期間収容しても引取人身元不明の遺体については、火葬に付して無縁物故碑に合葬する。
- ウ 身元不明の遺体については、警察その他関係機関に連絡し、その調査に当たるが、一定期間経過しても身元が判明しない場合は、行旅病人及び行旅死亡人取扱法（明治 32 年法律 93 号）の規定により処理する。
- エ 埋葬の実施が町において実施できないときは、関係機関等の協力を得て行う。

4 広域火葬の調整等

町は、大規模災害等により、平常時に使用している火葬場の能力だけでは当該遺体の火葬を行うことが不可能になった場合、又は火葬場が被災して稼働できなくなった場合は、道に広域火葬の応援を要請する。

5 他市町村から漂着した遺体の処理

- (1) 遺体の身元が判明している場合は、死亡した者の遺族等又は町長に連絡の上、引き渡す。

ただし、被災地域が災害発生直後において、災害による混乱のため遺族等が直ちに引き取ることができない場合は、町において処理する。
- (2) 身元不明の遺体で、かつ被災地から漂着した遺体であることが推定できない場合は、行旅病人及び行旅死亡人取扱法の規定により処理する。

6 平常時の規制の適用除外措置

町及び墓地・納骨堂・火葬場の管理者は、著しく異常かつ激甚な非常災害であつて、公衆衛生上の危害の発生を防止するため緊急の特に必要があると認められるものとして当該災害が政令で指定されたときは、埋葬及び火葬に関する各種証明・許可証が同一の市町村で発行されない場合等に対応し、厚生労働大臣が、その定める期間に限り、墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号）第5条及び第14条に規定する手続の特例を定めることができることに留意する。

7 実施状況の記録

町は、行方不明者の搜索、遺体処理及び埋葬した場合は、次によりその状況を記録しておく。

- (1) 行方不明者の搜索
 - ア 遺体の搜索状況記録簿（別記第33号様式）
 - イ 行方不明者の搜索に係る物資受払状況（救助種目別物資受払簿）（別記第11号様式）
- (2) 遺体の処理 遺体処理台帳（別記第34号様式）
- (3) 遺体の埋葬 埋葬台帳（別記第35号様式）

資料編〔様式〕	<ul style="list-style-type: none"> ・救助種目別物資受払簿（別記第11号様式） ・遺体の搜索状況記録簿（別記第33号様式） ・遺体処理台帳（別記第34号様式） ・埋葬台帳（別記第35号様式）
---------	--

第28節 家庭動物等対策計画

災害時における被災地の家庭動物等の取扱いについての計画は、次のとおりである。

第1 実施責任

1 南富良野町

町長は、地域における逸走犬等の管理を行う。

なお、町のみで処理することが困難な場合は、近隣市町村及び道に応援を求め、実施する。

2 北海道

- (1) 上川総合振興局長は、町が行う被災地における家庭動物等の取扱いに関し、現地の状況に応じ指導を行う。
- (2) 道は、町長から逸走犬等の保護・収容に関する応援要請があった場合、速やかに必要な人員の派遣、資機材の斡旋等、所要の措置を講ずる。

第2 家庭動物等の取扱い

- 1 動物の飼い主は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）及び北海道動物の愛護及び管理に関する条例（平成13年条例第3号、以下、本節において「条例」という。）に基づき、災害発生時においても、動物の健康及び安全を保持し適正に取り扱う。
- 2 災害発生時において、町及び道は、関係団体の協力を得て、逸走犬等の保護・収容するなど適切な処置を講ずるとともに、住民等に対し、逸走犬等の収容について周知を図る。

第3 同行避難

災害発生時には、条例第6条第1項第4号の規定に基づき、動物の飼い主は自らの責任により、同行避難（飼養している動物を伴い、安全な場所まで避難すること）を行う。

第29節 応急飼料計画

災害に際し家畜飼料の応急対策についての計画は、次のとおりである。

第1 実施責任

1 南富良野町

被災農家の家畜飼料等の確保に努める。

なお、町単独で措置を講ずることが困難な場合は、近隣市町村及び道に応援を求め、実施する。

2 北海道

必要に応じて農林水産省生産局に応急飼料の斡旋を要請する。

第2 実施の方法

町長は、被災農家の家畜飼料等の確保ができないときは、応急飼料、転飼場所及び再播用飼料作物種子の斡旋区分により、次の事項を明らかにした文書をもって振興局長を通じ道農政部長に応急飼料の斡旋を要請することができる。

また、道は必要に応じ農林水産省生産局等に応急飼料の斡旋を要請する。

なお、実施に当たっては、産業対策部 農務班（産業課 農政係）を中心に、関係する各対策部班及び関係機関と連携して行う。

1 飼料（再播用飼料作物種子を含む。）

- (1) 家畜の種類及び頭羽数
- (2) イ 飼料の種類及び数量（再播用種子については、種類、品質、数量）
- (3) ウ 購入予算額
- (4) エ 農家戸数等の参考となる事項

2 転飼

- (1) 家畜の種類及び頭数
- (2) 転飼希望期間
- (3) 管理方法（預託、附添等）
- (4) 転飼予算額
- (5) 農家戸数等の参考となる事項

第30節 廃棄物処理等計画

災害によって発生する廃棄物等、被災者や避難者の生活に伴い発生する廃棄物（以下、「災害廃棄物」という。）の処理及び死亡獣畜の処理等（以下「廃棄物等の処理」という。）についての計画は、次のとおりである。

なお、災害廃棄物の処理については、「北海道災害廃棄物処理計画」や「南富良野町災害廃棄物処理計画」に基づき、円滑かつ迅速に行う。

また、住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等の除去については、「第3章 第25節 障害物除去計画」による。

第1 実施責任

1 南富良野町（富良野広域連合）

- (1) 廃棄物等の処理は、住民の協力を得て、町（富良野広域連合）が実施する。
ただし、町（富良野広域連合）のみで処理することが困難な場合は、近隣市町村及び道に応援を求め実施する。
- (2) 死亡獣畜の処理は所有者が行うが、所有者が不明であるとき、又は所有者が処理することが困難なときは、町が実施する。

2 北海道

- (1) 上川総合振興局は、町が行う被災地における廃棄物等の処理に関し、現地の状況に応じて指導・助言を行う。
- (2) 道は、被災地の町から廃棄物等の処理に関する応援要請があった場合は、速やかに必要な人員の派遣、資機材の斡旋等、所要の措置を講ずる。

第2 廃棄物等の処理方法

町（富良野広域連合）は、次に定める廃棄物等の処理業務を実施する。

実施に当たっては、建設対策部 生活環境班（建設課 環境衛生係）を中心に、関係する各対策部班と連携して行う。

1 廃棄物の収集、運搬及び処分の基準

町（富良野広域連合事務局）は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第6条の2第2項及び第3項、第12条第1項並びに第12条の2第1項に規定する基準に従い所要の措置を講ずるものとする。

なお、基本法に基づき環境大臣が「廃棄物処理特例地域」に指定した場合には、基本法第86条の5の規定に従い必要な措置を講ずるものとする。

また、損壊家屋の解体を実施する場合には、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）第9条に基づき、適切な分別解体を行う。この際、適切な処理が確保されるよう、解体業者、産業廃棄物処理業者、建設業者等と連携した解体体制を整備するとともに、必要に応じて速やかに他の地方公共団体への協力要請を行うものとする。

(1) ごみ処理

ア 収集

- (ア) 委託業者により実施するが、災害の状況により現有車両によって、完全に収集することが困難な場合は、町有車両の出動又は民間企業からの車両借上げにより実施する。
- (イ) 収集は効果的な人員、車両、機材等を確保し、被災地の収集に当たっては、住民に協力を要請し、食物の残廃物及び感染症の源となるものから収集する。

イ 処理

- (ア) 処理処分は災害の状況により埋立又は一時貯蔵し、後日、処理場にて処理又は焼却する等、環境衛生上支障のない方法で処理する。

ウ 災害廃棄物の仮置き

- (ア) 被災家庭から排出される畳・障子・家具類・家電製品・寝具・衣類・本類・植木類・倒壊家屋や商店等から排出される食料品・紙類・ガラス・陶器類・電気製品等の粗大ごみ及び不燃性廃棄物等は、災害の程度にもよるが大量に発生することが考えられる。
そのため、必要に応じて環境保全に支障のない仮置場を指定し、住民が自己搬入するよう指導するなど、暫定的に積み置きするなどの方策を講じる。
- (イ) 仮置場は、公共用地を優先して指定し、土砂の搬入がないよう監視する。また、衛生害虫等が発生しないよう、町は仮置場の管理を徹底する。

(2) し尿処理

し尿処理場で完全処理に努めるが、災害の状況により完全処理が不可能な場合は一時貯留し、後日処理場で処理する。

(3) 野外仮設共同便所の設置

災害の状況により便所が倒壊、溢水等の被害を受けた場合、又は水洗トイレを使用している団地等において、災害により使用不可能となった場合に対処するため、必要に応じ、避難所、屋外に共同便所を設置する。

共同便所は、必要箇所に最小限度の仮設便所を設ける。この場合恒久対策の障害にならぬよう配慮する。

(4) 使用不能建物内のし尿及び汚水処理

被災地における防疫面から、被災した使用不能の建物内便槽に貯留されているし尿及び汚水等についても、早急に処理が行われるよう人員及び機材の確保を図る。

2 死亡獣畜の処理

死亡獣畜の処理は、死亡獣畜取扱場（以下、本節において「取扱場」という。）において行う。

ただし、取扱場のない場合又は運搬することが困難な場合は、富良野保健所長の指導を受け、次により処理することができる。

- (1) 環境衛生上他に影響を及ぼさないよう配慮して埋却及び焼却の方法で処理する。
- (2) 移動できないものについては、臨機の措置を講ずる。
- (3) 前(1)及び(2)において埋却する場合にあつては1m以上覆土する。

第31節 災害ボランティアとの連携計画

災害時における社会福祉協議会、奉仕団及び各種ボランティア団体・NPO との連携についての計画は、次のとおりである。

第1 ボランティア団体・NPO の協力

町は、社会福祉協議会、奉仕団又は各種ボランティア団体・NPO からの協力の申し入れ等により、災害応急対策の実施について労務の協力を受ける。

第2 ボランティアの受入れ

- 1 町、社会福祉協議会及び関係団体は、相互に協力し、ボランティア活動に関する被災地のニーズの把握に努めるとともに、ボランティアの受入れ及び調整のほか、ボランティア活動をコーディネートする人材の配置等、被災地の早期復旧に向け、受入体制を確保するよう努める。
- 2 町、社会福祉協議会及び関係団体は、ボランティアの受入れに当たって、高齢者、障がい者等への支援や、外国人とのコミュニケーション等ボランティアの技能等が効果的に活かされるよう配慮するとともに、必要に応じてボランティア活動の拠点を提供するなど、ボランティア活動の円滑な実施が図られるよう支援に努める。

第3 ボランティア団体・NPO の活動

ボランティア団体・NPO に依頼する活動の内容は、主として次のとおりである。

- 1 災害・安否・生活情報の収集・伝達
- 2 炊き出し、その他の災害救助活動
- 3 高齢者、障がい者等の介護、看護補助
- 4 清掃及び防疫
- 5 災害応急対策物資、資材の輸送及び配分
- 6 被災建築物の応急危険度判定
- 7 応急復旧現場における危険を伴わない軽易な作業
- 8 災害応急対策事務の補助
- 9 救急・救助活動
- 10 医療・救護活動
- 11 外国語通訳
- 12 非常通信
- 13 被災者のこころのケア活動
- 14 被災母子のケア活動
- 15 被災動物の保護・救助活動
- 16 ボランティア・コーディネート

第4 ボランティア活動の環境整備

町及び社会福祉協議会は、ボランティア活動の必要性や役割等についての共通理解のもと、平常時から相互に連携し、関係機関・団体とのネットワークを構築するとともに、ボランティア活動に関する住民への受援・支援等の普及啓発を行うとともに、災害ボランティアセンターの設置・運営に関する規定等の整備やコーディネーター等の確保・育成に努める。

災害時においては、ボランティア活動が迅速かつ円滑に行われるよう、町と社会福祉協議会等が連携し、災害ボランティアセンターの早期設置を進めるとともに、ボランティア活動の調整を行う体制や活動拠点の確保等に努める。

第32節 労務供給計画

町は災害時において応急対策の必要なときは、次により一般労働者の供給を受け、災害対策の円滑な推進を図る。

第1 実施責任

町が実施する災害応急対策に必要な賃金作業員の雇用については、町長が実施する。

第2 賃金作業員の雇用

1 動員の要請

各対策部班長は、応急対策のため作業員を必要とする場合は、次の事項を明示して賃金作業員の配備を総務対策部長（総務課長）に要請する。

要請を受けた総務対策部長（総務課長）は、速やかに労務供給計画を樹立し、労務の供給を行う。

- (1) 作業員を必要とする理由
- (2) 作業の内容
- (3) 作業場所
- (4) 就労予定期間
- (5) 所要人員数
- (6) 集合場所
- (7) その他参考事項

2 賃金作業員雇用の範囲

- (1) 被災者を避難させるための労務
- (2) 医療及び助産における輸送のための労務
- (3) 被災者救出のための機械器具その他資材の操作の労務
- (4) 飲料水供給のための労務
- (5) 救援物資の整理、輸送及び配分のための労務
- (6) 行方不明者の捜索及び遺体収容処理のための労務
- (7) その他災害応急対策のために必要とする労務

3 公共職業安定所への要請

町において必要とする賃金作業員の確保ができないときは、公共職業安定所長に対し、文書又は口頭により次の事項を明らかにして求人申込みをする。

- (1) 職種別所要就労者数
- (2) 作業場所及び作業内容
- (3) 期間、賃金等の労働条件
- (4) 宿泊施設等の状況
- (5) その他必要な事項

第2 賃金及びその他の費用負担

- 1 労務者に対する費用は、その求人を行ったものが負担する。
- 2 労務者に対する賃金は、その地域における同種の業務及び同程度の技能に係る賃金水準を上回るよう努める。

第3 実施状況の記録

町は、賃金作業員を雇用した場合は、賃金作業員雇用台帳（別記第36号様式）によりその状況を記録しておく。

資料編〔様式〕 ・ 賃金作業員雇用台帳（別記第36号様式）

第33節 災害救助法の適用と実施

救助法を適用し、同法に基づき実施する応急救助活動についての計画は、次のとおりである。

第1 実施体制

救助法による救助の実施は、知事（上川総合振興局長）が行う。

ただし、町長は知事から救助の実施について、個別の災害ごとに救助に関する事務の一部を委任された場合は自らの判断責任において実施する。

第2 救助法の適用基準

救助法施行令第1条の定めにより、本町の適用基準は次のとおりである。

被害区分 町の人口	町単独の場合	相当広範囲な場合 (全道2,500世帯以上)	被害が全道にわたり、12,000世帯以上の住家が滅失した場合
	住家滅失世帯数	区域の 住家滅失世帯数	
〔南富良野町〕 5,000人未満	30	15	町の被害状況が特に救助を必要とする状態にあると認められたとき。
適用	<p>1 住家被害の判定基準</p> <ul style="list-style-type: none"> ・滅失：全壊、全焼、流失 住家が全部倒壊、流失、埋没、焼失したもの又は損壊が甚だしく、補修により再使用することが困難で具体的には、損壊、焼失又は流出した部分の床面積が、その住家の延床面積の70%以上に達したもの、又は住家の主要な要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、50%以上に達した程度のもの ・半壊、半焼：2世帯で滅失1世帯に換算 住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には損壊部分の床面積が、その住家の延床面積の20～70%のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、20%以上50%未満のもの ・床上浸水：3世帯で滅失1世帯に換算 床上浸水、土砂の堆積等により、一時的に居住することができない状態となったもの <p>2 世帯の判定</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 生計を一にしている実際の生活単位をいう。 (2) 会社又は学生の寮等は、各々が独立した生計を営んでいると認められる場合、個々の生活実態に即し判断する。 		

第3 救助法の適用手続

1 南富良野町

(1) 町長は町における災害が救助法の適用基準のいずれかに該当し、又は該当するおそれがある場合には、直ちに次の事項を上川総合振興局長に報告しなければならない。

- ア 災害発生の日時及び場所
- イ 災害の原因及び被害の状況
- ウ 法の適用を要請する理由
- エ 法の適用を必要とする期間
- オ 既にとった救助措置及び今後の救助措置の見込み
- カ その他必要な事項

- (2) 災害の事態が急迫し、知事による救助の実施を待ついとまがない場合は、町長は救助法の規定による救助を行い、その状況を直ちに上川総合振興局長に報告し、その後の処置について指示を受けなければならない。

2 北海道（上川総合振興局）

- (1) 上川総合振興局長は、町長からの報告又は要請に基づき、救助法を適用する必要があると認めるときは、直ちに適用することとし、その旨、町に通知するとともに、知事に報告する。
- (2) 知事は、上川総合振興局長から救助法の適用について報告があった場合は、直ちに告示するとともに、内閣総理大臣に報告しなければならない。

第4 救助の実施と種類

1 救助の実施と種類

知事は、救助法を適用した町に対し、同法に基づき次に掲げるもののうち、必要と認める救助を実施する。

なお、知事は町長が実施した方がより迅速に災害に対処できると判断される次に掲げる救助の実施について町長へ個別の災害ごとに救助に関する事務を通知により委任する。

救助の種類	実施期間	実施者区分
避難所の設置	7日以内	町・日赤道支部
応急仮設住宅の供与	20日以内に着工 建設工事完了後3か月以内 ※特定行政庁の許可を受けて2年以内に延長可能	対象者、対象箇所の選定～町 設置～道 (ただし、委任したときは町)
炊き出しその他による食品の給与	7日以内	町
飲料水の供給	7日以内	町
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	10日以内	町
医療	14日以内	医療班～道・日赤道支部 (ただし、委任したときは町)
助産	分娩の日から7日以内	医療班～道・日赤道支部 (ただし、委任したときは町)
災害にあった者の救出	3日以内	町
住宅の応急修理	1か月以内	町
学用品の給与	教科書等 1か月以内 文房具等 15日以内	町 町
埋葬	10日以内	町
遺体の搜索	10日以内	町
遺体の処理	10日以内	町・日赤道支部
障害物の除去	10日以内	町

注) 期間については、全て災害発生の日から起算することとし、内閣総理大臣の承認を得て実施期間を延長することができる。

2 救助に必要とする措置

知事は、救助を行うため必要とする場合における関係者に対する従事命令、協力、物資の収用、立入検査等を、その緊急の限度においてそれぞれ救助法及び同施行令、規則並びに細則の定めにより公用令書その他所定の定めにより実施するものとし、同法第5条、第6条により行う指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長が公用令書等によって行う職務について相互に協力をしなければならない。

第5 基本法と救助法の関連

基本法の定めるところによる災害について、救助法が適用された場合における救助事務の取扱いについては、救助法の適用時期等によりその責任を明らかにしなければならない。

第4章 災害復旧・被災者援護計画

災害が発生した際には、速やかに、被災施設を復旧し、被災者に対して適切な援護を行うことにより、被災地の復興へとつなげていく必要がある。

このため、町及び道は、防災関係機関との適切な役割分担及び連携のもと、被災地域の特性や被災状況、関係する公共施設管理者の意向等を勘案し、迅速な原状復旧を目指すのか、災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決をも図る計画的復興を目指すのかについて早急に検討し、基本となる方向を定め、又は、これに基づき計画を作成することにより、計画的に災害復旧事業を実施するものとする。

あわせて、災害廃棄物の広域処理を含めた処分方法の確立と、計画的な収集・運搬・処理により、適切かつ速やかに廃棄物処理を行うものとする。

また、被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保や生活資金の援助等、きめ細かな支援を講じるものとする。

なお、著しく異常かつ激甚な非常災害が発生し、国に緊急災害対策本部が設置され、当該災害からの復興を推進するため特別の必要があると認めるときは、大規模災害からの復興に関する法律（平成25年法律第55号）に基づき、被災地の復興を図るため必要となる措置を行うものとする。

第1節 災害復旧計画

第1 実施責任

町長及びその他の執行機関、指定地方行政機関の長、指定公共機関及び指定地方公共機関、その他法令の規定により災害復旧の実施について責任を有するものが実施する。

第2 復旧事業計画

公共施設の災害復旧事業計画は、概ね次の計画である。

1 公共土木施設災害復旧事業計画

- (1) 河川
- (2) 砂防設備
- (3) 林地荒廃防止施設
- (4) 地すべり防止施設
- (5) 急傾斜地崩壊防止施設
- (6) 道路
- (7) 下水道
- (8) 公園

2 農林水産業施設災害復旧事業計画

3 都市施設災害復旧事業計画

4 上水道災害復旧事業計画

- 5 住宅災害復旧事業計画
- 6 社会福祉施設災害復旧事業計画
- 7 公共医療施設、病院等災害復旧事業計画
- 8 学校教育施設災害復旧事業計画
- 9 社会教育施設災害復旧事業計画
- 10 その他災害復旧事業計画

第3 災害復旧予算措置

災害復旧事業、その他関係事業に要する費用は、別に法律に定めるところにより、予算の範囲内において、国及び道が全部又は一部を負担し、又は補助して行われる。

なお、事業別の国庫負担及び補助率は、概ね道防災計画資料編 9-5「災害復旧事業等に係る事業別国庫負担等一覧」のとおりである。

第4 激甚災害に係る財政援助措置

著しく激甚である災害が発生した場合には、町及び道は、被害の状況を速やかに調査把握し、早期に「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（昭和37年法律第150号）による激甚災害の指定が受けられるよう措置して、公共施設の災害復旧事業が円滑に行われるよう努める。

第2節 被災者援護計画

第1 罹災証明書の交付

1 南富良野町

- (1) 町は、被災者に対する各種支援措置を早期に実施するため、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付の体制を確立する。
- (2) 町長は、当該地域に係る災害が発生した場合において、当該災害の被災者から申請があったときは、遅滞なく、住家の被害その他町長が定める種類の被害の状況を調査し、罹災証明書を交付しなければならない。
- (3) 町は、効率的な罹災証明書の交付のため、当該業務を支援するシステムの活用について検討する。
- (4) 町は、住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施する。
- (5) 町は、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当課と応急危険度判定担当課とが、非常時の情報共有体制についてあらかじめ検討し、必要に応じて発災後に応急危険度判定の判定実施計画や判定結果を活用した住家被害の調査・判定を早期に実施できるよう努める。

2 消防機関

- (1) 町長は、罹災証明書のうち火災に起因するものの交付に関する事務について、必要に応じて、消防長等に、消防法による火災損害調査の結果に基づき行わせることとすることができる。
- (2) 消防事務の共同処理に関して複数の市町村が一部事務組合や広域連合を設立している場合において、その規約上、火災に起因する罹災証明書の交付についても共同処理の対象とされている場合には、当該一部事務組合等が火災に係る罹災証明書の交付を行う。

資料編〔様式〕	・被災証明申請書（別記第37号様式） ・罹災証明書（別記第38号様式）
---------	--

第2 被災者台帳の作成及び台帳情報の利用・提供

1 被災者台帳の作成

- (1) 町長は、当該地域に係る災害が発生した場合において、当該災害の被災者の援護を総合的かつ効率的に実施するため必要があると認めるときは、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努める。
- (2) 被災者台帳には、被災者に関する次に掲げる事項を記載し、又は記録する。

ア 氏名	サ 市町村長が台帳情報を当該市町村以外の者に提供することに被災者本人が同意している場合には、その提供先
生年月日	
ウ 性別	
エ 住所又は居所	シ (11)の提供先に台帳情報を提供した場合には、その旨及びその日時
オ 住家の被害その他市町村長が定める種類の被害の状況	
カ 援護の実施の状況	ス 被災者台帳の作成に当たり、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号を利用する場合には、当該被災者に係る個人番号
キ 要配慮者であるときは、その旨及び要配慮者に該当する事由	
ク 一電話番号その他の連絡先	
ケ 世帯の構成	
コ 罹災証明書の交付の状況	セ その他被災者の援護の実施に関し市町村長が必要と認める事項

- (3) 町長は、被災者台帳の作成に必要な限度で、その保有する被災者の氏名その他の被災者に関する情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。
- (4) 町長は、必要に応じて、被災者台帳の作成のため、道や他の市町村等に対して被災者に関する情報の提供を求めることができる。

2 台帳情報の利用及び提供

- (1) 町長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、台帳情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することができる。
 - ア 本人（台帳情報によって識別される特定の個人をいう。以下この号において同じ。）の同意があるとき、又は本人に提供するとき。
 - イ 町が被災者に対する援護の実施に必要な限度で台帳情報を内部で利用するとき。
 - ウ 他の地方公共団体に台帳情報を提供する場合において、台帳情報の提供を受ける者が、被災者に対する援護の実施に必要な限度で提供に係る台帳情報を利用するとき。
- (2) 台帳情報の提供を受けようとする申請者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を、当該台帳情報を保有する町長に提出しなければならない。
 - ア 申請者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
 - イ 申請に係る被災者を特定するために必要な情報
 - ウ 提供を受けようとする台帳情報の範囲
 - エ 提供を受けようとする台帳情報に申請者以外の者に係るものが含まれる場合には、その使用目的
 - オ その他台帳情報の提供に関し、町長が必要と認める事項

- (3) 町長は、(2)の申請があった場合において、当該申請が不当な目的によるものと認めるとき又は申請者が台帳情報の提供を受けることにより知り得た情報が不当な目的に使用されるおそれがあると認めるときを除き、申請者に対し、当該申請に係る台帳情報を提供することができる。

ただし、その場合、提供する台帳情報には、当該被災者に係る行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号（本節第2の(2)のス）を含めない。

第3 融資・貸付等による金融支援

災害の応急復旧を図り、被災者の速やかな立ち直りを期するための応急金融については次のとおりである。

なお、応急金融の融資の名称、取扱機関等の大要の詳細は、道防災計画資料編 9-4「応急金融の大要」による。

- 1 生活福祉資金
- 2 母子・寡婦福祉資金
- 3 災害援護資金貸付金
- 4 災害復興住宅資金
- 5 農林漁業セーフティネット資金
- 6 天災融資法（天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法（昭和30年法律第136号））による融資
- 7 農林漁業施設資金（主務大臣指定施設（災害復旧））
- 8 農林漁業施設資金（主務大臣指定施設）水産業施設資金（災害復旧）
- 9 造林資金
- 10 樹苗養成資金
- 11 林道資金
- 12 農林漁業施設資金（主務大臣指定施設資金）林業施設資金（災害復旧）
- 13 共同利用施設資金
- 14 林業経営維持資金
- 15 備荒資金直接融資資金
- 16 中小企業総合振興資金「経営環境変化対応貸付（災害復旧）」
- 17 勤労者福祉資金
- 18 「被災者生活再建支援法」に基づく支援（資料5-10）

資料編〔避難・通信等〕 ・ 「被災者生活再建支援法」に基づく支援（被災者生活再建支援制度）（資料5-10）

なお、主な応急金融対策は次のとおりである。

1 農林業応急融資

町は、農林業経営者の維持安定を図るため、次のとおり融資制度の導入に努める。

(1) 天災融資制度

天災による被害農林業者等に対し、「天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法」（昭和30年法律第136号）による資金の融資

(2) 株式会社日本政策金融公庫支援制度

2 生活確保資金融資

(1) 生業資金の貸付

町は、被災した生活困窮者等の再起に必要な事業資金その他少額融資の貸付資金を確保するため、次の資金の導入に努める。

ア 災害救助法による生業に必要な資金

イ 生活福祉資金の災害援護資金

ウ 母子寡婦福祉資金

エ 株式会社日本政策金融公庫資金

(2) 被災世帯に対する住宅融資

低所得世帯又は母子世帯で災害により住宅を失い、又は破損等のために居住することができなくなった場合は、住宅を補修し、又は非住宅を住家に改造する等のための資金を必要とする世帯に対して、次の資金の導入に努める。

ア 生活福祉資金の災害援護資金、又は住宅資金

イ 母子寡婦福祉資金の住宅資金

(3) 被災者生活再建支援金

被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号）に基づき、自然災害により生活基盤に著しい被害を受けた対象世帯に対し、生活必需品等の購入資金として被災者生活再建支援金の支給に努める。

第4 災害義援金の募集及び配分

災害による被災者を救護するための災害義援金の募集及び配分については、次のとおりである。

1 義援金の受付（配分）

日赤北海道支部は、全国各地からの北海道災害義援金募集委員会を設置し、義援金の受入れを実施するとともに、北海道災害義援金配分委員会を設置し、被害状況に応じて義援金を被災市町村等に配分する。

総務対策部 財政・資材調達班（総務課 財政係、会計課 会計係）は、北海道災害義援金配分委員会からの義援金を受け付けるとともに、提供者の意向を尊重し、被害状況に応じて義援金を配分する。

2 災害義援金品の受付・配分委員会の設置

(1) 義援金品の受付

町は、必要に応じて災害対策本部に義援金品の受付窓口を開設し、全国各地から寄託される義援金品を受け付ける。

義援品を提供する場合は、被災地のニーズに応じた物資とし、品名を明示する等梱包に際して、被災地における円滑かつ迅速な仕分け・配送に十分配慮するよう努める。

(2) 災害義援金配分委員会の設置

災害発生時に集まった義援金の配分が公平かつ効果的に行われるよう、南富良野町災害義援金配分委員会（以下、本節において「配分委員会」という。）を設置し、庶務は、総務対策部 本部運営班（防災安全推進室 防災係、交通防犯係）、総務対策部 財政・資材調達班（総務課 財政係、会計課 会計係）が行う。

3 配分計画の作成

配分に当たっては、義援金総額、被災状況等を考慮した配分基準を定めるとともに、適切かつ速やかに配分する。

なお、配分委員会では、義援金の配分計画として次の事項について審議する。

- (1) 配分対象
- (2) 配分基準
- (3) 配分方法
- (4) その他必要な事項について

4 配分結果の公表

配分委員会は、義援金の配分結果について、町防災会議に報告するとともに、報道機関等を通して公表し、救援活動の透明性の確保を図るものとする。

第5章 地震災害対策計画

地震災害対策計画は、町における地震災害の防災対策に関し、必要な体制を確立するとともに、防災に関してとるべき措置を定めることにより、防災活動の総合的かつ計画的な推進を図り、もって住民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

第1節 南富良野町における地震の想定

第1 基本的な考え方

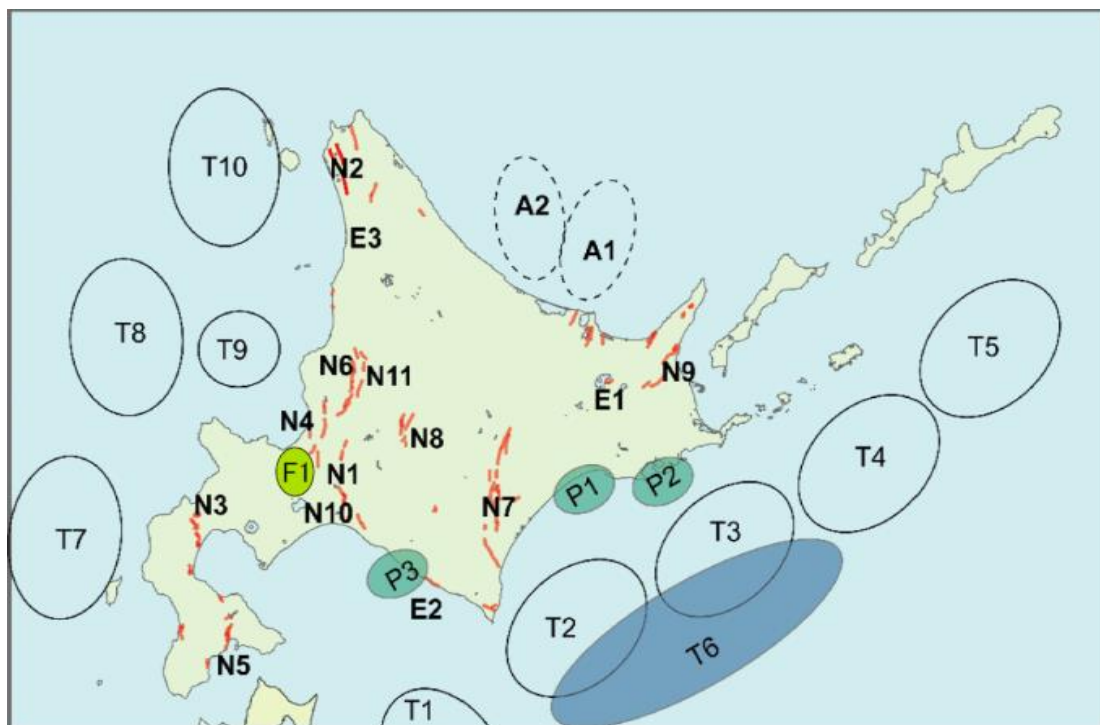
北海道地方の地震は、大きく分けて千島海溝や日本海溝から陸側へ潜り込むプレート境界付近やアムールプレートの衝突に伴って日本海東縁部付近で発生する海溝型地震と、その結果圧縮された陸域で発生する内陸型地震の2つに分類することができる。

海溝型地震はプレート境界そのもので発生するプレート間の大地震と「平成5年（1993年）釧路沖地震」のようなプレート内部のやや深い地震からなる。

内陸型地震として想定されるのは、主に内陸に分布する活断層や地下に伏在していると推定される断層による地震、過去に発生した内陸地震などである。

道防災計画では、既往の研究成果、特に海溝型地震と内陸活断層に関する最新の研究成果等から、北海道において被害を及ぼすと考えられる地震を次のとおり設定している。

■ 北海道地方において想定される地震 ■



資料：北海道地域防災計画（北海道防災会議）

■ 北海道地方において想定される地震一覧 ■

	地震	断層モデル*	例 (発生年)	位置	マグニ チュード	長さ (km)	
海溝型地震	(千島海溝／日本海溝)						
	T1	三陸沖北部	地震本部／中防	1968年	既知	8.0	—
	T2	十勝沖	地震本部／中防	2003年	既知	8.1	—
	T3	根室沖	地震本部／中防	1894年	既知	7.9	—
	T4	色丹島沖	地震本部／中防	1969年	既知	7.8	—
	T5	択捉島沖	地震本部／中防	1963年	既知	8.1	—
	T6	500年間隔地震	地震本部／中防	未知	推定	8.6	—
	(日本海東縁部)						
	T7	北海道南西沖	—	1993年	既知	7.8	—
	T8	積丹半島沖	—	1940年	既知	7.8	—
	T9	留萌沖	—	1947年	既知	7.5	—
	T10	北海道北西沖	地震本部／中防	未知	推定	7.8	—
	(プレート内)						
	P1	釧路直下	—	1993年	既知	7.5	—
	P2	厚岸直下	—	1993年型	推定	7.2	—
P3	日高西部	—	1993年型	推定	7.2	—	
内陸型地震	(活断層帯)						
	N1	石狩低地東縁主部	地震本部		既知	7.9	68
		主部北側				7.5	42
		主部南側				7.2	26
	N2	サロベツ	地震本部		既知	7.6	44
	N3	黒松内低地	地震本部		既知	7.3	34
	N4	当別	地震本部		既知	7.0	22
	N5	函館平野西縁	地震本部		既知	7.0-7.5	25
	N6	増毛山地東縁	地震本部		既知	7.8	64
	N7	十勝平野	地震本部		既知		
		主部				8.0	88
		光地園				7.2	28
	N8	富良野	地震本部		既知		
		西部				7.2	28
		東部				7.2	28
	N9	標津	地震本部		既知	7.7以上	56
	N10	石狩低地東縁南部	地震本部		既知	7.7以上	54以上
	N11	沼田一砂川付近	地震本部		既知	7.5	40
	(伏在断層)						
	F1	札幌市直下	札幌市	未知	推定	6.7-7.5	—
	(既往の内陸地震)						
E1	弟子屈地域	—	1938年	推定	6.5	—	
E2	浦賀周辺	—	1982年	推定	7.1	—	
E3	道北地域	—	1874年	推定	6.5	—	
(オホーツク海)							
A1	網走沖	—	未知	推定	7.8	60	
A2	紋別沖(紋別構造線)	—	未知	推定	7.9	70	

※ 断層モデルを公表している機関 地震本部：地震調査研究推進本部、中防：中央防災会議

(注) 上記のほか、火山活動に伴う地震に対しても注意を要する。

資料：北海道地域防災計画(北海道防災会議)

第2 想定される地震

道が平成30年2月に公表した「平成28年度地震被害想定調結果報告書」によると、これらの想定地震の中で、本町の地表における震度（評価単位最大）が5.5以上となるなど、大きな被害を及ぼす可能性の高い地震の概要は、次のとおりである。

1 十勝沖 (T2)

十勝沖では、1952年M8.2、2003年M8.0の「平成15年（2003年）十勝沖地震」が発生している。これらの地震の震源域については、強震動を発するアスペリティはほとんど同じであるが、津波の状況から見ると、1952年の地震は釧路沖の領域に一部またがって発生したと考えられている。この領域はM8クラスの地震が繰り返し発生している領域である。今後30年以内の地震発生確率は0.5～3%とされている。

2 石狩低地東縁断層帯主部 (N1)

石狩低地東縁断層帯主部は、美唄市から岩見沢市、千歳市などを経て安平町に至る東に傾く逆断層で、全体としてM7.9程度の地震が想定され、30年以内の地震発生確率はほぼ0%とされている。北部に比べ南部の方で平均変位速度が大きく、別に活動している可能性も指摘されている。

3 富良野断層帯 (N8)

富良野断層帯は、富良野盆地の東部及び西部山麓に分布する活断層からなる。それぞれ東及び西傾斜の逆断層であり、M7.2程度の地震の発生が想定されている。30年以内の地震発生確率は最大0.03%である。

4 石狩低地東縁断層帯南部 (N10)

石狩低地東縁断層帯南部は、千歳市から厚真町を経て日高町の沖合にかけて伏在する東傾斜逆断層で、M7.7程度以上の地震が想定されている。最新活動期は不明である。

第3 被害の予測

第2で示した地震が冬期の早朝5時（積雪の影響あり、住宅内に最も人がいる。）に発生した場合の被害想定結果は次のとおりである。特に、石狩低地東縁断層帯主部（N1）の地震などの内陸型地震（活断層帯）による影響が大きくなると予測されており、町は、これらの地震被害を想定して地震防災対策を推進していくものとする。

■ 南富良野町における主な地震の被害想定 ■

被害想定項目		小項目	十勝沖の地震	石狩低地東縁断層帯主部(北)(モデル30.5)の地震	富良野断層帯西部(モデル30.5)の地震	石狩低地東縁断層帯南部(モデル30.5)の地震
地震		地表における震度(評価単位最大)	5.6	5.8	5.8	5.6
急傾斜地崩壊危険度		崩壊危険度A(箇所)	0箇所	0箇所	0箇所	0箇所
		崩壊危険度B(箇所)	0箇所	8箇所	5箇所	5箇所
		崩壊危険度C(箇所)	17箇所	9箇所	12箇所	12箇所
建物被害	揺れによる建物被害	揺れによる全壊棟数	1棟未満	1棟未満	1棟未満	1棟未満
		揺れによる半壊棟数	1棟未満	2棟	1棟未満	1棟未満
	液状化による建物被害	液状化による全壊棟数	1棟未満	1棟未満	1棟未満	1棟未満
		液状化による半壊棟数	1棟未満	1棟未満	1棟未満	1棟未満
	急傾斜地崩壊による建物被害	急傾斜地崩壊による全壊棟数	0棟	1棟未満	1棟未満	1棟未満
		急傾斜地崩壊による全半壊棟数	0棟	1棟未満	1棟未満	1棟未満
	計	全壊棟数	1棟未満	1棟未満	1棟未満	1棟未満
半壊棟数	1棟未満	2棟	1棟未満	1棟未満		
火災被害		全出火件数	1件未満	1件未満	1件未満	1件未満
		炎上出火件数	1件未満	1件未満	1件未満	1件未満
		焼失棟数	1棟未満	1棟未満	1棟未満	1棟未満
人的被害	揺れによる人的被害	揺れによる死者数	1人未満	1人未満	1人未満	1人未満
		揺れによる重傷者数	1人未満	1人未満	1人未満	1人未満
		揺れによる軽傷者数	1人未満	1人未満	1人未満	1人未満
	急傾斜地崩壊による人的被害	急傾斜地崩壊による死者数	0人	1人未満	1人未満	1人未満
		急傾斜地崩壊による重傷者数	0人	1人未満	1人未満	1人未満
		急傾斜地崩壊による軽傷者数	0人	1人未満	1人未満	1人未満
	火災被害による人的被害	火災による死者数	1人未満	1人未満	1人未満	1人未満
		火災による重傷者数	1人未満	1人未満	1人未満	1人未満
		火災による軽傷者数	1人未満	1人未満	1人未満	1人未満
	計	死者数	1人未満	1人未満	1人未満	1人未満
	重傷者数	1人未満	1人未満	1人未満	1人未満	
	軽傷者数	1人未満	1人未満	1人未満	1人未満	
	避難者数	避難所生活者数	11人	50人	7人	2人
避難所外避難者数		6人	27人	4人	1人	
避難者数計		16人	77人	11人	4人	
ライフライン被害	上水道の被害	被害箇所数	1箇所	5箇所	1箇所未満	1箇所未満
		断水世帯数(直後)	12世帯	107世帯	12世帯	1世帯
		※断水人口(直後)	26人	228人	27人	3人
		断水世帯数(1日後)	7世帯	68世帯	9世帯	2世帯
		※断水人口(1日後)	16人	146人	19人	5人
		断水世帯数(2日後)	7世帯	64世帯	8世帯	2世帯
		※断水人口(2日後)	15人	137人	18人	5人
		復旧日数(人員1/2)	—	—	—	—
	復旧日数(人員1/4)	—	—	—	—	
	下水道の被害	被害延長(km)	0.2km	0.4km	0.2km	0.2km
		機能支障世帯数	9世帯	20世帯	9世帯	9世帯
		※機能支障人口	19人	43人	19人	19人
		復旧日数(人員1/2)	—	—	—	—
復旧日数(人員1/4)		—	—	—	—	
交通施設被害	主要な道路の被害	被害箇所数	3箇所	3箇所	2箇所	2箇所
	その他の道路の被害	被害箇所数	12箇所	14箇所	11箇所	12箇所
	橋梁(15m以上)の被害	不通箇所数	0箇所	0箇所	0箇所	0箇所
		通行支障箇所数	0箇所	0箇所	0箇所	0箇所
	橋梁(15m未満)の被害	不通箇所数	0箇所	0箇所	0箇所	0箇所
通行支障箇所数		0箇所	0箇所	0箇所	0箇所	

(注) 端数処理の関係で、表中の数値と合計値は合わない場合がある
 上下水道の復旧日数は、振興局単位の計算のため、市町村単位の数値はない

資料：平成28年度地震被害想定調査結果報告書(平成30年2月公表、北海道)

第2節 災害予防対策

地震による災害の発生及び拡大の防止を図ることを目的に、町、道及び防災関係機関は、災害予防対策を積極的に推進するとともに、住民及び民間事業者は、平常時より災害に対する備えを心がけるよう努める。

なお、本節に定めのない事項については、「第2章 災害予防計画」に定めるところによる。

第1 住民の心構え

北海道地方で過去に発生した地震災害や平成7年1月に発生した阪神・淡路大震災や平成23年3月の東日本大震災等の経験を踏まえ、住民は、自らの身の安全は自らが守るのが基本であるとの自覚を持ち、平常時から災害に対する備えを心がけるとともに、災害時には自らの身の安全を守るよう行動することが重要である。

地震発生時に、住民は、家庭又は職場等において、個人又は共同で、人命の安全を第一として混乱の防止に留意しつつ、地震災害による被害の発生を最小限にとどめるために必要な措置をとるものとし、その実践を促進する住民運動を展開することが必要である。

1 家庭における措置

(1) 平常時の心得

- ア 地域の避難場所・避難経路及び家族の集合場所や連絡方法を確認する。
- イ がけ崩れに注意する。
- ウ 建物の補強、家具の固定をする。
- エ 火気器具の点検や火気周辺の可燃物に注意する。
- オ 飲料水や消火器の用意をする。
- カ 「最低3日間、推奨1週間」分の食料、飲料水、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレト
ーパー、ポータブルストーブ等の備蓄、非常持出用品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾
電池、携帯電話充電器等）を準備する。
- キ 地域の防災訓練に進んで参加する。
- ク 隣近所と地震時の協力について話し合う。
- ケ 保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等を行う。

(2) 地震発生時の心得

- ア まずわが身の安全を図る。
- イ 特に緊急地震速報を見聞きしたときには、まわりの人に声を掛けながら周囲の状況に
応じて、あわてずに、まず身の安全を確保する。
- ウ 揺れがおさまったら、落ち着いてすばやく火の始末をする。
- エ 火が出たらまず消火する。
- オ あわてて戸外に飛び出さず出口を確保する。
- カ 狭い路地、塀のわき、がけ、川べりには近寄らない。
- キ 山崩れ、がけ崩れ、浸水に注意する。
- ク 避難は徒歩で、持ち物は最小限にする。
- ケ みんなが協力し合って、応急救護を行う。

- コ 正しい情報をつかみ、流言飛語に惑わされない。
- サ 秩序を守り、衛生に注意する。

2 職場における措置

(1) 平常時の心得

- ア 消防計画、予防規程などを整備し、各自の役割分担を明確にする。
- イ 消防計画により避難訓練を実施する。
- ウ とりあえず身を置く場所を確保し、ロッカー等重量物の転倒防止措置をとる。
- エ 重要書類等の非常持出品を確認する。
- オ 不特定かつ多数の者が出入りする職場では、入場者の安全確保を第一に考える。

(2) 地震発生時の心得

- ア まずわが身の安全を図る。
- イ 特に緊急地震速報を見聞きしたときには、まわりの人に声を掛けながら周囲の状況に応じて、あわてずに、まず身の安全を確保する。
- ウ 揺れがおさまったら、落ち着いてすばやく火の始末をする。
- エ 職場の消防計画に基づき行動する。
- オ 職場の条件と状況に応じ、安全な場所に避難する。
- カ 正確な情報を入手する。
- キ 近くの職場同士で協力し合う。
- ク エレベーターの使用は避ける。
- ケ マイカーによる出勤、帰宅、危険物車両等の運行は自粛する。

3 集客施設でとるべき措置

- (1) 館内放送や係員の指示がある場合は、落ち着いてその指示に従い行動する。
- (2) あわてて出口・階段などに殺到しない。
- (3) 吊り下がっている照明などの下からは退避する。

4 街など屋外でとるべき措置

- (1) ブロック塀の倒壊や自動販売機の転倒に注意し、これらのそばから離れる。
- (2) ビルからの壁、看板、割れたガラスの落下に備え、ビルのそばから離れる。
- (3) 丈夫なビルのそばであれば、ビルの中に避難すること。

5 運転者のとるべき措置

(1) 走行中のとき

- ア 走行中に車内のラジオ等で緊急地震速報を聞いたときは、後続の車が緊急地震速報を聞いていないおそれがあることを考慮し、ハザードランプを点灯するなどまわりの車に注意を促した後、緩やかに停止させる。
- イ 走行中に大きな揺れを感じたときは、急ハンドル、急ブレーキを避けるなど、できるだけ安全な方法により、道路の左側に停止させる。
- ウ 車停止後は、ラジオ等で地震情報や交通情報を聞き、その情報や周囲の状況に応じて行動する。
- エ 車を置いて避難するときは、できるだけ道路外の場所に移動しておく。やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを切り、エンジンキーを付

けたままとし、窓を閉め、ドアはロックしないこと。駐車するときは、避難する人の通行や災害応急対策の実施の妨げとなるような場所には駐車しない。

(2) 避難するとき

被災地域では、道路の破壊、物件の散乱等のほか、幹線道路等に車が集中することで交通が混乱するので、やむを得ない場合を除き、避難のため車を使用しないこと。

第2 地震に強いまちづくりの推進

町、道及び防災関係機関は、建築物、土木構造物、通信施設、ライフライン施設、防災関連施設など構造物、施設等の耐震性を確保するため、地盤状況の把握など地域の特性に配慮し、地震に強いまちづくりを推進するとともに、地域の実情を踏まえつつ、できるだけ短時間で避難が可能となるようなまちづくりを目指すものとする。

1 地震に強いまちづくり

- (1) 町、道及び防災関係機関は、避難路、避難地、延焼遮断帯、防災活動拠点となる幹線道路、一時避難地としての公園、河川、港湾など骨格的な都市基盤施設、消防活動困難区域の解消に資する街路及び防災安全街区の整備、土地区画整理事業、市街地再開発事業等による市街地の面的な整備、建築物や公共施設の耐震・不燃化、水面・緑地帯の計画的確保など防災に配慮した土地利用の誘導により、地震に強いまちづくりを図る。
- (2) 町、国、道は、避難路、緊急輸送道路など防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、無電柱化の促進を図る。
- (3) 町、道、防災関係機関及び施設管理者は、不特定多数の者が利用する都市の施設等の地震発生時における安全性の確保の重要性を考慮し、これらの施設における安全確保対策及び発災時の応急体制の整備を強化する。

2 建築物の安全化

- (1) 町は、耐震改修促進計画において設定された建築物の耐震改修等の具体的な目標の達成のために、既存建築物の耐震診断・耐震改修を促進する施策を積極的に推進する。
- (2) 町は、防災拠点や学校など公共施設の耐震診断を速やかに行い、その結果を公表するとともに、特に学校施設の耐震化については、できるだけ早い時期に完了させ、施設の耐震性の向上を図る。また、災害時の拠点となる庁舎、指定避難所等について、非構造部材を含む耐震対策等により、発災時に必要と考えられる高い安全性を確保するよう努める。
- (3) 防災関係機関及び多数の者が使用する施設、並びに学校及び医療機関等の応急対策上重要な施設管理者は、耐震性の確保に積極的に努めるとともに、避難所に指定されている施設については、あらかじめ必要な諸機能の整備に努める。
- (4) 町、国、道は、老朽化した社会資本について、その適切な維持管理に努める。
- (5) 町及び道は、住宅をはじめとする建築物の耐震性の確保を促進するため、建築基準法等の遵守の指導等に努める。
- (6) 町、防災関係機関及び施設管理者は、建築物における天井の脱落防止等の落下物対策、ブロック塀の転落防止、エレベーターにおける閉じ込め防止など総合的な地震安全対策を推進する。
- (7) 町、国、道は、文化財保護のための施設・設備の整備等の耐震対策に努める。

3 主要交通の強化

町、道及び防災関係機関は、主要な鉄道、道路、港湾等の基幹的な交通施設等の整備に当たって、耐震性の強化や多重性・代替性を考慮した耐震設計やネットワークの充実に努める。

4 通信機能の強化

町及び防災関係機関は、主要な通信施設等の整備に当たって、災害対応に必要なネットワークの範囲を検討するとともに、設備の耐震性の確保や通信手段の多様化、多重化に努めるなどして、耐災害性の強化に努める。

5 ライフライン施設等の機能の確保

- (1) 町、道及び防災関係機関及びライフライン事業者は、上下水道、工業用水道、電気、ガス、電話等のライフライン施設及び灌漑用水、営農飲雑用水等のライフライン代替施設の機能の確保を図るため、主要設備の耐震化、震災後の復旧体制の整備、資機材の備蓄等に努める。特に、人命に関わる重要施設への供給ラインの重点的な耐震化を進めるものとする。
- (2) 町、道及び防災関係機関は、関係機関と密接な連携をとりつつ、ライフライン共同収容施設としての共同溝、電線共同溝等の整備等に努める。
- (3) 町、道及び防災関係機関においては、自ら保有するコンピューターシステムやデータのバックアップ対策を講じるとともに、企業等における安全確保に向けての自発的な取り組みを促進する。
- (4) 町、道及び防災関係機関は、廃棄物処理施設について、大規模災害時に稼働することにより、電力供給や熱供給等の役割も期待できることから、始動用緊急電源のほか、電気・水・熱の供給設備を設置するよう努めることとする。

6 復旧対策基地の整備

町及び道は、震災後の復旧拠点基地、救援基地となる広域防災公園の整備に努める。

7 液状化対策

- (1) 町、道、防災関係機関及び公共施設等の管理者は、施設の設置に当たって、地盤改良等により液状化の発生を防止する対策や液状化が発生した場合においても施設の被害を防止する対策等を適切に実施するほか、大規模開発に当たって十分な連絡・調整を図る。
- (2) 個人住宅等の小規模建築物についても、液状化対策に有効な基礎構造等についてパンフレット等による普及を図る。
- (3) 町、国、道は、地震による破損等で決壊した場合に大きな被害をもたらすおそれのあるため池について、ハザードマップの作成等により、適切な情報提供を図る。

8 危険物施設等の安全確保

町、道及び防災関係機関は、危険物施設等及び火災原因となるボイラー施設等の耐震性の確保、緩衝地帯の整備及び防災訓練の積極的な実施等を促進する。

9 災害応急対策等への備え

町、道及び防災関係機関は、災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うために必要な備えを行うこととする。

また、町は、地震などが発生した場合に備え、災害応急対策活動拠点として、災害対策車両

やヘリコプターなどが十分活動できるグラウンド・公園などを確保し、周辺住民の理解を得るなど環境整備に努めることとする。

10 地震防災緊急事業五箇年計画の推進

- (1) 道は地震防災対策特別措置法（平成7年法律第111号）に基づき、町防災計画及び道防災計画に定められた事項のうち、地震防災対策上緊急に整備すべき施設等について、全道を対象とする地震防災緊急事業五箇年計画を作成し、町及び道等は、その整備を重点的・計画的に進めることとする。
- (2) 計画対象事業
 - ア 避難地
 - イ 避難路
 - ウ 消防用施設
 - エ 消防活動用道路
 - オ 緊急輸送道路、交通管制施設、ヘリポート、共同溝等
 - カ 医療機関、社会福祉施設、公立幼稚園、公立小中学校、公立特別支援学校、公的建造物等の改築・補強
 - キ 砂防設備、森林保安施設、地すべり等防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、農業用排水施設であるため池のうち地震防災上必要なもの
 - ク 地域防災拠点施設
 - ケ 防災行政無線施設、設備
 - コ 飲料水確保施設、電源確保施設等
 - サ 非常用食料、救助用資機材等備蓄倉庫
 - シ 負傷者の一時収容、設備、資機材（応急救護設備等）
 - ス 老朽住宅密集市街地に係る地震防災対策

第3 地震に関する防災知識の普及・啓発

町、道及び防災関係機関は、地震災害を予防し、又はその拡大を防止するため、防災関係職員に対して地震防災に関する教育、研修、訓練を行うとともに、次のとおり、住民に対して地震に係る防災知識の普及・啓発を図り、防災活動の的確かつ円滑な実施に努める。

防災知識の普及・啓発に当たっては、要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が確立されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。

また、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で防災に関する教育の普及推進を図る。

- 1 町、道及び防災関係機関は、職員に対して防災（地震）に関する体制、制度、対策等について講習会等の開催、訓練の実施、防災資料の作成・配布等により防災知識の普及・啓発の徹底を図る。
- 2 町、道及び防災関係機関は、住民に対し、次により防災知識の普及・啓発を図る。
 - (1) 啓発内容
 - ア 地震に対する心得
 - イ 地震に関する一般知識
 - ウ 非常用食料、飲料水、身の回り品等、非常持出品や緊急医療の準備

- エ 建物の耐震診断と補強、家具の固定、ガラスの飛散防止
- オ 災害情報の正確な入手方法
- カ 出火の防止及び初期消火の心得
- キ ビル街、百貨店、地下街等外出時における地震発生時の対処方法
- ク 自動車運転時の心得
- ケ 救助・救護に関する事項
- コ 避難場所、避難路及び避難方法等避難対策に関する事項
- サ 水道、電力、ガス、電話などの地震災害時の心得
- シ 要配慮者への配慮
- ス 各防災関係機関が行う地震災害対策

(2) 普及方法

- ア テレビ、ラジオ、新聞の利用
- イ インターネット、SNS の利用
- イ 広報誌（紙）、広報車両の利用
- ウ 映画、スライド、ビデオ等による普及
- エ パンフレットの配布
- オ 講習会、講演会等の開催及び訓練の実施

- 3 町、道及び防災関係機関は、住民が緊急地震速報を受けたときの適切な対応行動を含め、緊急地震速報について普及、啓発に努めるものとする。

第4 避難体制の整備

地震災害に対する避難体制については、「第2章 第7節 避難体制整備計画」に定めるところによるほか、特に地震が、大規模である場合の避難体制として、住民、町の役割を次のとおりとする。

1 住民の役割

地震は、いつ、どこで発生するか分からないため、また、地震の規模、住家の建築年数等によっても被害状況が異なるため、町からの避難指示等を待っていては避難すべき時機を逸することも考えられる。

このため、住民は地震が発生し、避難が必要と認める場合には、自らの判断により直ちに避難することが何よりも重要であり、そのためにも日頃から避難場所、避難方法をよく熟知し、地震発生時にあっても落ち着いて避難できるよう努める。

2 町の役割

町は、平素から避難のあり方を検証し、住民に対し地震発生時における避難方法等の周知を図るとともに、避難行動中における住民の安全が守られるよう、防災関係機関、行政区長等との連携による避難の勧告・指示の徹底や避難誘導が行えるよう避難体制の充実に努める。

第5 地震火災予防

地震に起因して発生する多発火災及び大規模火災の拡大を防止するため、地震時における出火の未然防止、初期消火の徹底など火災予防のための指導の徹底及び消防力の整備に関する計画は、「第2章 第10節 消防計画」及び「第7章 第5節 大規模な火事災害対策計画」に定めるところ

によるほか、次のとおり実施する。

(1) 地震による火災の防止

地震時の火災発生は、使用中の火気設備等によるものが多いことから、町及び道は、地震時の火の取扱いについて指導啓発するとともに、火災予防条例に基づく火気の取扱い及び耐震自動消火装置付石油ストーブを使用するよう指導を強化する。

(2) 火災予防の徹底

火災による被害を最小限に食い止めるためには、初期消火が重要であるので、町及び道は、地域ぐるみ、職場ぐるみの協力体制と強力な消防体制の確立を図る。

ア 一般家庭に対し、予防思想の啓発に努め、消火器の設置促進、消防用水の確保を図るとともに、これらの器具等の取扱方法を指導し、地震時における火災の防止と初期消火の徹底を図る。

イ 防災思想の啓発や災害の未然防止に着実な成果をあげるため、地域の自主防災組織等の設置及び育成指導を強化する。

ウ 病院等、一定規模以上の防火対象物に対し、法令の基準による消防用設備等の設置を徹底するとともに、自主点検の実施及び適正な維持管理の指導を強化する。

(3) 予防査察の強化指導

富良野消防署 南富良野支署は、消防法（昭和 23 年法律第 186 号）に規定する立入検査を対象物の用途、地域等に応じて計画的に実施し、常に当該区域の消防対象物の状況を把握し、火災発生危険の排除に努め、予防対策の万全な指導を図る。

ア 消防対象物の用途、地域等に応じ計画的に立入検査を実施する。

イ 消防用設備等の自主点検の充実及び適正な維持管理の指導を強化する。

(4) 消防力の整備

近年の産業、経済の発展に伴って、高層建築物、危険物施設等が増加し、火災発生時の人命の危険度も増大していることから、町及び富良野消防署 南富良野支署は、消防施設及び消防水利の整備充実を図るとともに、消防職員の確保、消防技術の向上等により、消防力の整備充実を図る。

あわせて、地域防災の中核となる消防団員の確保、育成強化及び装備等の充実を図り、消防団活動の活性化を推進する。

(5) 消防計画の整備強化

富良野広域連合は、防火活動の万全を期するため、消防計画を作成し、火災予防について次の事項に重点を置く。

ア 消防力等の整備

イ 災害に対処する消防地理、水利危険区域等の調査

ウ 消防職員及び消防団員の教育訓練

エ 査察その他の予防指導

オ その他火災を予防するための措置

第6 危険物等災害の予防

地震時における危険物、火薬類、高圧ガス等の爆発、飛散、火災等による災害の発生の予防に関する計画は、「第7章 第4節 危険物等災害対策計画」に定める各災害予防等に準ずるほか、危

険物等による災害の予防を促進するため、町、道及び関係機関は、事業所に対し、次の事項について指導に努める。

- 1 事業所等に対する設備、保安基準遵守事項の監督、指導の強化
- 2 事業所等の監督、指導における防災関係機関の連携強化
- 3 危険物等保安責任者制度の効果的活用による保安対策の強化
- 4 事業所等における自主保安体制の確立強化
- 5 事業所等における従業員に対する安全教育の徹底指導
- 6 事業所等の間における防災についての協力体制の確立強化
- 7 危険物保管施設の耐震性の確保に関する事業所等への指導の強化

第7 建築物等災害の予防

地震災害から建築物等を防御するため、「第2章 第9節 建築物災害予防計画」に準ずるほか、次のとおり実施する。

1 建築物の防災対策

(1) 防災対策拠点施設の耐震性の確保

ア 町及び防災上重要な施設の管理者による施設の耐震化

震災時における活動の拠点となる役場庁舎、診療所、学校、不特定多数の者が利用する施設等の防災上重要な施設の管理者は、道が行っている耐震化事業に準じ、計画的に耐震診断を行い、施設の耐震化を促進する。

イ 避難に重要な道路沿いに建つ建築物の耐震性の確保

町は、町内の避難場所への避難路など、応急対策活動に重要な役割を果たす道路沿いに建つ建築物が倒壊、外壁の落下等により、応急対策活動の支障とならないよう必要に応じた耐震改修の促進を図る。

(2) 木造建築物の防火対策の推進

町及び道は、本道の住宅が木造建築物を主体に構成されている現状に鑑み、これらの木造建築物について延焼のおそれがある外壁等の不燃化及び耐震化の促進を図るものとする。

(3) 既存建築物の耐震化の促進

町及び道は、現行の建築基準法（昭和25年法律第201号）に規定される耐震性能を有さない既存建築物の耐震診断及び耐震改修を促進するため、耐震改修促進計画に基づき、耐震診断及び耐震改修に対する支援や建築関係団体と連携した相談体制、情報提供の充実など所有者等が安心して耐震化を行うことができる環境整備を図るものとする。

また、揺れやすさマップや、普及パンフレットを作成し、所有者等への普及啓発を図るとともに、耐震診断や耐震改修技術に関する講習会の開催など技術者の育成に努めるものとする。

さらに、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）に基づく指導、助言、指示等の強化を図り、特に倒壊の危険性の著しく高い建築物については、建築基準法に基づく勧告、命令を実施するとともに、防災拠点や避難施設を連絡する緊急時の輸送経路として、耐震改修促進計画で定める地震時に通行を確保すべき道路沿道の建築物については、積極的に耐震化を推進する。

(4) ブロック塀等の倒壊防止

町及び道は、地震によるブロック塀、石塀、自動販売機等の倒壊を防止するため、市街地で主要道路に面する既存ブロック塀等にあつては点検、補強の指導を行うとともに、新規に施工、設置する場合には、施工、設置基準の遵守をさせるなど、安全性の確保について指導を徹底する。

- ア 住民に対し、ブロック塀の安全点検及び耐震性の確保について広報紙等を活用し、啓発を図るとともに、ブロック塀の造り方、点検方法及び補強方法等について普及を図る。
- イ 市街地内のブロック塀の実態調査を行い、ブロック塀の倒壊危険箇所の把握に努める。なお、実態調査は通学路、避難路及び避難場所等に重点を置く。
- ウ 町は、ブロック塀を設置している住民に対して日頃から点検に努めるよう指導するとともに、危険なブロック塀に対しては造り替えや生け垣化を奨励する。
- エ ブロック塀を新設又は改修しようとする住民に対し、建築基準法に定める基準を遵守するよう指導する。

(5) 窓ガラス等の落下物対策

町及び道は、地震動による落下物からの危害を防止するため、市街地で主要道路に面する地上3階建て以上の建築物の窓ガラス、外装材、屋外広告物等で落下のおそれのあるものについて、その実態を調査し必要な改善指導を行うものとする。

(6) 被災建築物の安全対策

- ア 町及び道は、応急危険度判定を迅速かつ的確に実施するための体制を整備する。
- イ 道は、北海道震災建築物応急危険度判定士認定制度要綱に基づき、応急危険度判定士の認定を行い、台帳に登録する。
- ウ 町及び道は連携し、石綿の飛散防止に係る関係法令や「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル（改訂版）」（環境省）等に基づき、石綿使用建築物等の把握、住民等への石綿関連情報の普及啓発等を行う。

2 ライフライン施設の耐震化等安全性の向上

町は、関係機関に対して建物及び設備等の耐震対策を講じるよう要請するとともに、これらの関係機関と密接な連携を図り、施設の被害を最小限にとどめるための対策を講ずる。

- (1) 電力施設（北海道電力ネットワーク（株））
- (2) LPガス事業者
- (3) 水道施設
- (4) 通信施設（NTT東日本）

3 交通施設の安全化・耐震化対策

- (1) 道路の整備

地震時における円滑な交通を確保するため、狭あい区間等の整備を検討する。
- (2) 落石等通行危険箇所の対策

落石、法面等通行危険箇所について日常点検を実施するとともに、順次、危険箇所の解消を図るために法面防護施設工事等の予防工事を実施する。
- (3) 橋梁、トンネル等の耐震化対策

橋梁、トンネル等の道路構造物について点検を行い、構造上及び地盤上、耐震性に問題

のある施設については、順次補修、補強、架け替え等を行い耐震性の確保を図る。

4 河川、砂防、治山等施設の安全化・耐震化対策

治山・治水対策は防災上重要なため、道との連携により整備を図り、災害の防止を期するものとする。

(1) 河川改修の治水事業

河川の堤防の耐震点検を継続し、これの対策を行うとともに、河道改修を行うなど、安全性の向上を図る。

また、水防情報システムを整備し、的確な情報収集を行い、出水に迅速に対応できるように体制の整備に努める。

(2) 治山事業

地震による土砂災害は、地すべりを含む崩壊現象はもとより、崩壊土砂・落石等の直撃及び岩屑流・土石流となる崩壊土砂の流動化現象も予想されるため、道と協力して植林等による林相の改善並びに下流における砂防工事等の推進と相まって治山えん堤の築堤、溪流工事等、治山施設の完備を図る。

(3) 砂防及び地すべり防止事業

地震による地盤の緩みの増加に伴い土砂災害の危険性が一層高まるため、これらの施設整備を図り、流域住民の安全を期するものとする。

また、地震によって引き起こされる地すべりは、移動が急激な場合も考えられ、多大な被害をもたらす危険性があるため、その防止について、道と連携を図りながら推進する。

第8 土砂災害の予防

地震動に起因する地すべり、がけ崩れ等による災害の予防については、「第2章 第12節 土砂災害予防計画」に定めるところによるほか、次のとおり実施する。

1 現状

地すべり、がけ崩れ等は、主として降雨や地震等の自然現象によってもたらされるが、特に突発的に発生する地震による地すべり、がけ崩れ等の予測については、技術的にはいまだ困難な状況にある。

2 地すべり、がけ崩れ等防止対策

土地の高度利用と開発に伴って、地すべり、がけ崩れ等災害が多発する傾向にあり、ひとたび地すべり、がけ崩れ等が発生すると多くの住家、農耕地、公共施設等の被害のほか、二次的被害では山地の崩壊による土石流災害の発生及び河川の埋没による冠水被害にもつながるので、町及び防災関係機関は、災害防止に必要な地すべり、がけ崩れ等防止の諸施策を実施する。

一方、危険区域の住民においても、常に危険に対する認識をもって、土砂災害の前兆現象（亀裂、湧水、噴水、濁水等）の早期発見に留意するとともに、住民自身による防災措置（不安定な土壌、浮石等の除去、水路の清掃等）を講じる。

第9 液状化災害の予防

1 現況

液状化現象による災害は、過去の地震においてもしばしば認められてはいたが、新潟地震（1964年）を契機として、認識されたところである。「平成7年（1995年）兵庫県南部地震」

においても、埋立地などを中心に大規模な液状化による被害が発生している。近年、埋立等による土地開発が進み、また、都市の砂質地盤地域への拡大に伴い以前にも増して液状化被害が発生しやすい傾向にある。

北海道においては、「1968年十勝沖地震」による液状化被害が大規模かつ広範囲に記録されている。

「平成5年(1993年)釧路沖地震」「平成5年(1993年)北海道南西沖地震」、「平成6年(1994年)北海道東方沖地震」においても、道南及び道東の広い地域で発生し、大きな被害をもたらした。最近では、「平成15年(2003年)十勝沖地震」において、豊頃町～浦幌町に被害の集中が見られたほか、札幌市や標津町など遠地においても液状化による被害が発生した。

また、「平成30年北海道胆振東部地震」では、札幌市や北広島市等の住宅地において地盤液状化が発生し、大きな被害が発生するとともに、苫小牧周辺では、港湾など海岸周辺の人工地盤に被害が集中して発生した。

2 液状化対策の推進

町、道及び防災関係機関は、液状化による被害を最小限に食い止めるため、公共事業などの実施に当たって、現地の地盤を調査し、発生する液状化現象を的確に予測することにより、現場の施工条件と、効果の確実性、経済性等を総合的に検討・判断し、効果的な液状化対策を推進する。

3 液状化対策の調査・研究

町、道及び防災関係機関は、大学や各種研究機関との連携のもと、液状化現象に関する研究成果を踏まえ、危険度分布や構造物への影響を予測し、液状化対策についての調査・研究を行う。

4 液状化の対策

液状化の対策としては、大別して次のような代替機能を確保する対策が考えられる。

- (1) 地盤自体の改良等により液状化の発生を防ぐ対策
- (2) 発生した液状化に対して施設の被害を防止、軽減する構造的対策
- (3) 施設のネットワーク化等による代替機能を確保する対策

5 液状化対策の普及・啓発

町、道及び防災関係機関は、液状化対策の調査・研究に基づき、住民・施工業者等に対して知識の普及・啓発を図る。

第3節 災害応急対策

地震災害は、他の災害と異なり、事前予知が困難であり、大規模な地震の発生時には広範囲に甚大な被害が及ぶことが想定される。

地震災害による被害の拡大を防止するため、町、道及び防災関係機関は、それぞれの計画に基づき災害応急対策を実施する。

なお、本節に定めのない事項については、「第3章 災害応急対策計画」に定めるところによる。

第1 応急活動体制

地震災害時に被害の拡大を防止するとともに、災害応急対策を円滑に実施するため、町、道及び防災関係機関は、相互に連携を図り、災害対策本部等を速やかに設置するなど、応急活動体制を確立する。

また、道の災害対策現地合同本部が設置された場合は、同本部等と連携を図る。

1 災害対策組織

「第1章 第3節 防災組織」を準用する。

2 職員の動員配備

「第1章 第3節 防災組織」を準用する。

第2 地震に関する情報の発表・受理・伝達等

町及び防災関係機関は、地震に関する情報並びに異常現象発見者の通報を迅速に収集するとともに、伝達を受けた緊急地震速報等を、効果的かつ確実な伝達手段を複合的に活用し、関係機関、住民等への迅速かつ的確な伝達に努める。

1 地震に関する情報の発表

(1) 緊急地震速報

ア 緊急地震速報の発表等

気象庁は、震度5弱以上の揺れが予想された場合に、震度4以上が予想された地域に対し、緊急地震速報（警報）※を発表する。日本放送協会（NHK）は、テレビ、ラジオを通して住民に提供する。

※ 緊急地震速報（警報）

緊急地震速報（警報）は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震による強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる情報である。このため、震源付近では強い揺れの到達に間に合わないことがある。

なお、緊急地震速報（警報）を発表する条件は、「地震波が2点以上の地震観測点で観測され、最大震度が5弱以上と予想された場合に発表する」ものであるが、震度が6弱以上の揺れを予想した緊急地震速報（警報）は、地震動特別警報に位置づけられる。

区分	情報発表の名称	内容
地震動特別警報	「緊急地震速報（警報）」 又は「緊急地震速報」	最大震度 5 弱以上の揺れが予想されたときに※、強い揺れが予想される地域に対し、地震動により重大な災害が起こるおそれのある旨を警告して発表するもの（このうち、震度 6 弱以上の揺れが予想される場合は地震動特別警報に位置づけられている。）
地震動警報		
地震動予報	「緊急地震速報（予報）」	最大震度 3 以上又はマグニチュード 3.5 以上等と予想されたときに発表するもの

※ 2 箇所以上の地震観測点のデータに基づく予想

イ 緊急地震速報の伝達

緊急地震速報は、地震による被害の軽減に資するため気象庁が発表し、日本放送協会（NHK）に伝達されるとともに、関係省庁、地方公共団体に提供される。また、放送事業者や通信事業者等の協力を得て、テレビ、ラジオ（コミュニティ FM 放送を含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、ワンセグ等を用いて広く伝達されている。

気象庁が発表した緊急地震速報、地震情報等は、消防庁の全国瞬時警報システム（J-ALERT）により、地方公共団体等に伝達される。

地方公共団体、放送事業者等は、伝達を受けた緊急地震速報を防災行政無線（戸別受信機を含む。）等をはじめとした効果的かつ確実な伝達手段を複合的に活用し、住民等への迅速かつ的確な伝達に努めるものとする。

(2) 地震に関する情報及び警報等の種類及び内容

地震に関する情報及び警報等の種類及び内容については、次のとおりである。

ア 地震に関する情報の種類と内容

情報の種類	発表基準	発表内容
震度速報	・震度 3 以上	地震発生約 1 分半後に、震度 3 以上を観測した地域名（全国を約 190 地域に区分）と地震の揺れの発現時刻を速報
震源に関する情報	・震度 3 以上 (大津波、津波警報又は津波注意報を発表した場合は発表しない)	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表 「津波の心配がない」又は「若干の海面活動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表
震源・震度に関する情報	以下のいずれかを満たした場合 ・震度 3 以上 ・大津波警報、津波警報又は津波注意報発表時 ・若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報（警報）を発表した場合	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度 3 以上の地域名と市町名を発表 震度 5 弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合には、その市町名を発表

情報の種類	発表基準	発表内容
各地の震度に関する情報	・震度1以上	震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表
その他の情報	・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合等	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表
推計震度分布図	・震度5弱以上	観測した各地の震度データを基に、1km四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表
遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 ・マグニチュード7.0以上 ・都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合	地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を概ね30分以内に発表 日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表

イ 地震活動に関する解説情報等

地震情報以外に、地震活動の状況等をお知らせするために気象庁本庁及び地方气象台等が関係地方公共団体、報道機関等に提供している資料

解説資料等の種類	発表基準	内容
地震解説資料（速報版）※	以下のいずれかを満たした場合に、一つの現象に対して一度だけ発表・北海道沿岸で大津波警報、津波警報、津波注意報発表時・北海道で震度4以上を観測（ただし、地震が頻発している場合、その都度の発表はしない。）	地震発生後30分程度を目途に、地方公共団体が初動期の判断のため、状況把握等に活用できるように、地震の概要、北海道の情報等、及び津波や地震の図情報を取りまとめた資料
地震解説資料（詳細版）	以下のいずれかを満たした場合に発表するほか、状況に応じて必要となる続報を適宜発表 ・北海道沿岸で大津波警報、津波警報、津波注意報発表時 ・北海道で震度5弱以上を観測 ・社会的に関心の高い地震が発生	地震発生後1～2時間を目途に第1号を発表し、地震や津波の特徴を解説するため、地震解説資料（速報版）の内容に加えて、防災上の留意事項やその後の地震活動の見通し、津波や長周期地震動の観測状況、緊急地震速報の発表状況、周辺地域の過去の地震活動など、より詳しい状況等を取りまとめた資料
地震活動図	・定期（毎月初旬）	地震・津波に係る災害予想図の作成、その他防災に係る活動を支援するために、毎月の北海道及び各地方の地震活動の状況を取りまとめた地震活動の傾向等を示す資料
週間地震概況	・定期（毎週金曜）	防災に係る活動を支援するために、週ごとの北海道の地震活動の状況を取りまとめた資料

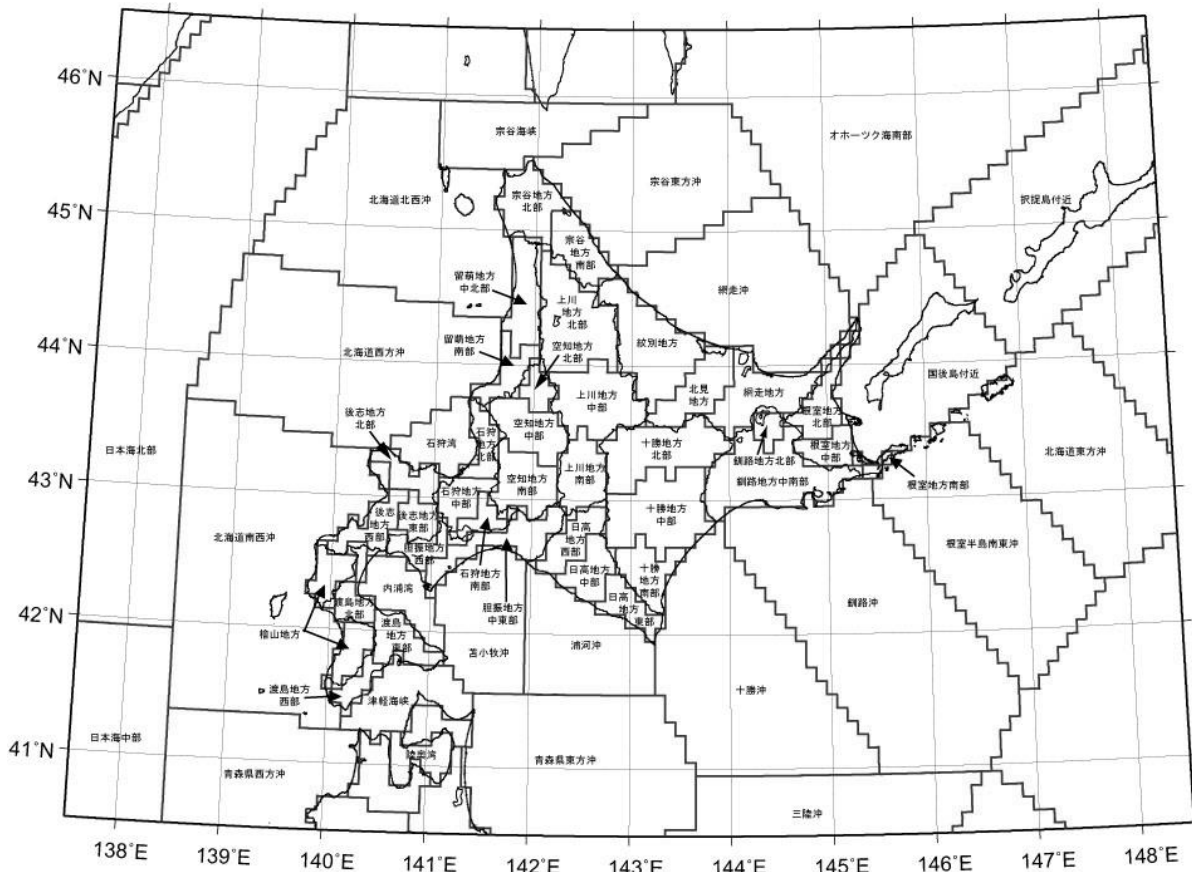
※地震解説資料（速報版）はホームページでの発表をしていない。

(3) 緊急地震速報において予想される震度の発表に用いる地域



資料：北海道地域防災計画（北海道防災会議）

(4) 震央地名



資料：北海道地域防災計画（北海道防災会議）

(5) 気象庁による気象庁震度階級関連解説表

震度は、地震動の強さの程度を表すのもので震度計を用いて観測する。

「気象庁震度階級関連解説表」(資料 2-6) は、ある震度が観測された場合、その周辺でどのような現象や被害が発生するかを示すものである。

資料編〔災害履歴・気象等〕 ・気象庁震度階級関連解説表 (図表 2-6)

2 異常現象を発見した場合の通報

異常現象を発見した者の通報義務及び通報先に関する事項は「第3章 第1節 災害情報等の収集・伝達計画 第1」に定めるところによる。

3 地震等に関する情報の受理及び伝達

町は、に関する情報を迅速に収集するとともに、「第3章 第1節 災害情報等の収集・伝達計画 第1」に定めるところにより、関係機関、住民等に伝達する。

第3 災害情報等の収集、伝達

地震災害時における災害情報等の収集、伝達についての計画は、「第3章 第1節 災害情報等の収集・伝達計画」に定めるところによるほか、次のとおり実施する。

1 災害情報等の収集及び伝達体制の整備

災害応急対策実施責任者、公共的団体、防災上重要な施設の管理者は、地理空間情報の活用などにより、災害に関する情報の収集及び伝達に努める。

- (1) 町は、迅速な緊急地震速報の伝達のため、その伝達体制及び通信施設、設備の充実を図るとともに、全国瞬時警報システム (J-ALERT) などで受信した緊急地震速報を防災行政無線等により住民等への伝達に努める。
- (2) 町及び防災関係機関は、要配慮者にも配慮した分かりやすい情報伝達に努める。また、要配慮者や災害により孤立する危険のある地域の被災者、帰宅困難者等、情報の入手が困難な被災者等に対しても、確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図る。特に、災害時に孤立するおそれのある地域で停電が発生した場合に備え、衛星携帯電話などにより、当該地域の住民と町との双方向の情報連絡体制を確保するよう留意する。
- (3) 被災者等への情報伝達手段として、特に防災行政無線等の無線系 (個別受信機を含む。) の整備を図るとともに、北海道防災情報システム、全国瞬時警報システム (J-ALERT)、テレビ、ラジオ (コミュニティ FM 放送を含む。)、携帯電話 (緊急速報メール機能を含む。)、ワンセグ等、要配慮者にも配慮した多様な手段の整備に努める。
- (4) 町は、放送事業者、通信事業者等による被害に関する情報、被災者の安否情報等の収集に努める。

また、安否情報確認のためのシステムの効果的、効率的な活用が図られるよう、住民に対する普及啓発に努める。

- (5) 町、道及び防災関係機関は、それぞれが有する情報組織情報収集手段、通信ネットワーク等を全面的に活用し、迅速・的確に災害情報等を収集、相互に交換するとともに、被災地における情報の迅速かつ正確な収集・伝達を行うための情報の収集・伝達手段の多重化・多様化に努める。

- (6) 人的被害の数については、道が一元的に集約、調整を行うこととしており、町及び防災関係機関は、収集した情報については、道に連絡を行うものとする。
- (7) 町及び道は、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報等を迅速かつ正確に分析・整理・要約・検索するため、最新の情報通信関連技術の導入に努める。

2 災害情報等の内容及び通報の時期

- (1) 町は、本町の地域において地震が発生し、震度 5 弱以上を記録した場合、被災状況を道に報告する（ただし、震度 5 強以上を記録した場合、第 1 報を道及び国（消防庁）に、原則として 30 分以内で可能な限り早く報告する。）。

なお、消防庁長官から要請があった場合については、第 1 報後の報告についても、引き続き消防庁に報告する。
- (2) 町は、119 番通報の殺到状況時には、その状況等を道及び国（消防庁経由）に報告する。
- (3) 町は、自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることができないような災害が発生したときは、速やかにその規模を把握するための情報を収集するよう特に留意し、被害の詳細が把握できない状況にあっても、迅速に当該情報の道及び国（消防庁経由）への報告に努める。

3 通信施設の整備の強化

町及び道は、地震災害時において円滑な災害情報の収集及び伝達を実施できるよう通信施設の整備強化を図る。特に、非常災害時の通信の確保を図るため、通信回線の複線化や代替回線の準備、非常用電源設備などの整備を推進するとともに、無線設備や非常用電源設備の保守点検の実施と的確な操作の徹底、専門的な知見・技術を基に耐震性のある堅固な場所への設置等を図る。

第4章 地震避難対策

地震災害時において住民の生命及び身体の安全、保護を図るために実施する避難措置については、「第3章 第4節 避難対策計画」に定めるところによるほか、次のとおり実施する。

1 避難方法

大規模な地震災害が発生した場合は、同時に各所で火災が発生し、大火災に発展することが予測される。

地震災害が発生し、避難が必要と判断した場合は、住民は、直ちにガスやブレーカー等の火の始末をした後、道路の亀裂、看板等の落下、ブロック塀の倒壊等に注意しながら、身の安全が確保できる避難場所（一時的に避難するグラウンド等）にまずは避難し、当該避難場所で正確な災害情報等を収集し、また、不在者を確認した後、必要により安全確認が得られた避難所に避難する。

2 避難所の開設、運営

(1) 避難状況の把握

町は、災害時優先電話等を活用して、施設管理者から被災者の避難状況、施設の被害状況等を把握する。

また、休日、勤務時間外に地震が発生した場合は、参集職員が最寄りの避難所に立ち寄り、被災者の避難状況を把握する。

(2) 開設予定避難所の安全性の確保

町は、避難所開設に先立ち、避難予定施設が余震等の二次災害の危険のおそれがあるかどうか、次により施設の安全性を確認する。

ア 施設管理者等によるチェック

避難予定施設の管理者及び配備予定を指示された避難所担当職員は、地震発生後速やかに目視等により、施設の安全性を確認し、結果を災害対策本部（福祉・保健衛生班）に報告する。

なお、使用が困難な場合は、災害対策本部への報告のほか次の措置を行う。

(ア) 立入禁止措置

(イ) 他の避難所の案内図の貼付

イ 応急危険判定士によるチェック

アのチェックでは、施設の安全性の確認に判断がつかねる場合は、施設管理者は、その旨を災害対策本部へ報告するものとし、災害対策本部は、施設の安全性を確認するため、直ちに道に対して応急危険度判定士の派遣を要請する。

ウ 避難住民への措置

既に避難所に避難住民が集まっている場合は、施設の安全が確認できるまで、とりあえずグラウンド等の安全な避難場所に待機させる。

(3) 職員の派遣

町は、施設管理者からの情報又は参集職員等の状況に基づき、開設可能な施設の中から、避難所開設の必要性の高い地区から順次、職員を派遣し、避難所の開設に必要な業務に当たる。

(4) 学校機能の早期回復

大規模な地震災害により、避難所を開設した場合は、避難所での生活が長期化するおそれがあるため、町は、避難所が学校である場合は、避難者の立入禁止区域を設定するなど、避難者と児童生徒との棲み分けを行うとともに、応急仮設住宅に早期建設等、学校機能の早期回復に配慮する。

第5 地震火災等対策

大地震が発生した場合には、建物等の倒壊をはじめ、火災の同時多発や市街地への延焼拡大などにより、多大な人的・物的被害が発生するおそれがある。

このため、被災地の住民や自主防災組織等は、可能な限り初期消火及び延焼拡大の防止に努めるとともに、町における消火活動に関する計画は、「第2章 第10節 消防計画」及び「第7章 第5節 大規模な火事災害対策計画」に定めるところによるほか、次のとおり実施する。

1 消防活動体制の整備

町及び富良野消防署 南富良野支署は、地震による被害の発生を防御し、又は軽減するため、消防部隊の編成及び運用、応急消防活動その他消防活動の実施体制について、十分に検討を行い、整備しておく。

2 火災発生、被害拡大危険区域の把握

町及び富良野消防署 南富良野支署は、地震による火災発生及び拡大を防止するため、あらかじめ、概ね次に掲げる危険区域を把握し、又はXZ必要に応じて被害想定を作成し、災害応

急活動の円滑な実施に資する。

- (1) 住宅密集地域の火災危険区域
- (2) がけ崩れ、崩壊危険箇所
- (3) 特殊火災危険区域（危険物、ガス、火薬、毒劇物等施設）

3 相互応援協力の推進

町及び富良野広域連合 消防本部は、消防活動が円滑に行われるよう、次に掲げる応援協定により、必要に応じ相互に応援協力をする。

- (1) 消防相互応援
- (2) 広域航空消防応援
- (3) 緊急消防援助隊による応援

4 地震火災対策計画の作成

町及び富良野広域連合 消防本部は、大地震時における火災防御活動及び救出活動の適切かつ効果的な実施を図るため、必要に応じ、あらかじめ地震火災対策計画を作成する。

この場合その基本的事項は、概ね次のとおりである。

(1) 消防職員等の確保

大規模地震発生時には、住宅密集地域における火災の多発に伴い、集中的消火活動は困難であり、また、消防設備が破壊され、搬出不能となることも考えられる。さらに、消防職員、団員の招集も困難になるなど、消防能力が低下することなどから、あらかじめこれらに対する維持、確保の措置を講ずる。

(2) 消防水利の確保

地震時には、水道施設の停止や水道管の破損等により、消火栓が使用不能となることが考えられることから、防火水槽・耐震性貯水槽・配水池の配置のほか、河川等多角的な方策による消防水利の確保に努める。

(3) 応急救出活動

大規模地震発生時の混乱した状況下における救出活動は、非常に困難であるため、倒壊した家屋内での住民、特に要配慮者の救護方法について検討しておく。

(4) 初期消火の徹底

住民に対しては平素から地震発生時の火気の取り締まりと初期消火の重要性を十分に認識させるため、事前啓発の徹底を図る。

また、発生直後にあっては、被災地までの道路交通網等の寸断等により、消防機関の到着に時間を要することから、被災地の住民や自主防災組織は、可能な限り初期消火及び延焼防止に努める。

第6 生活関連施設対策

地震災害の発生に伴い、生活に密着した施設（水道施設、電気、通信及び放送施設等）が被災し、水、電気等の供給が停止した場合は、生活の維持に重大な支障を生ずる。

これら、各施設の応急復旧についての対策は、次のとおりである。

1 水道施設

「第3章 第21節 上下水道施設対策計画」に定めるところによるほか、次のとおり実施する。

(1) 応急復旧

町は、地震災害により被災した施設の応急復旧についての計画をあらかじめ定めておくほか、地震発生に際してこの計画に基づき直ちに被害状況の調査、施設の点検を実施するとともに、被害にあった場合は、速やかに応急復旧し、住民に対する水道水の供給に努める。

(2) 広報

町は、地震により水道施設に被害を生じた場合は、その被害状況及び復旧見込み等について広報を実施し、住民の不安解消を図るとともに、応急復旧までの対応についての周知を図る。

2 電気

「第3章 第19節 電力施設災害応急計画」に定めるところによるほか、次のとおり実施する。

(1) 応急復旧

電気事業者は、地震災害により被災した施設の応急復旧についての計画をあらかじめ定めておくほか、地震の発生に際しては、この計画に基づき、直ちに被害状況（停電の状況）の調査、施設の点検を実施し、施設に被害（停電）があった場合は、二次災害の発生を防止するとともに、速やかに応急復旧を実施し、早急に停電の解消に努める。

(2) 広報

電気事業者は、地震により電力施設に被害があった場合は、感電事故、漏電による出火の防止及び電力施設の被害状況（停電の状況）、復旧見込み等について、テレビ・ラジオなどの報道機関や広報車を通じて広報し、住民の不安解消に努める。

3 通信

(1) 応急復旧

東日本電信電話（株）北海道支店、（株）NTT ドコモ北海道支社などの電気通信事業者は、地震災害発生時の通信を確保するため、施設の被害調査、点検を実施するとともに、被害があった場合、又は異常事態の発生により通信が途絶するような場合においては、速やかに応急復旧を行う。

(2) 広報

通信を管理する機関は、地震により通信施設に被害のあった場合は、テレビ・ラジオなどの報道機関の協力を得て、通信施設の被害状況、電話等の通信状況等について広報するとともに、被災地への電話の自粛について理解と協力を求めるなど住民の不安解消に努める。

4 放送

NHK など放送機関は、地震災害発生時、被災地及び被災住民に対する迅速かつ的確な情報を提供するため、施設の被害調査、点検を実施するとともに、施設に被害があった場合、速やかに応急復旧を実施するなど、放送が途絶えることのないよう対策を講じる。

第7 被災建築物の安全対策

被災建築物の余震等による倒壊及び部材の落下等から生ずる二次災害を防止するための安全対策に関する計画は、次のとおりである。

1 応急危険度判定の実施

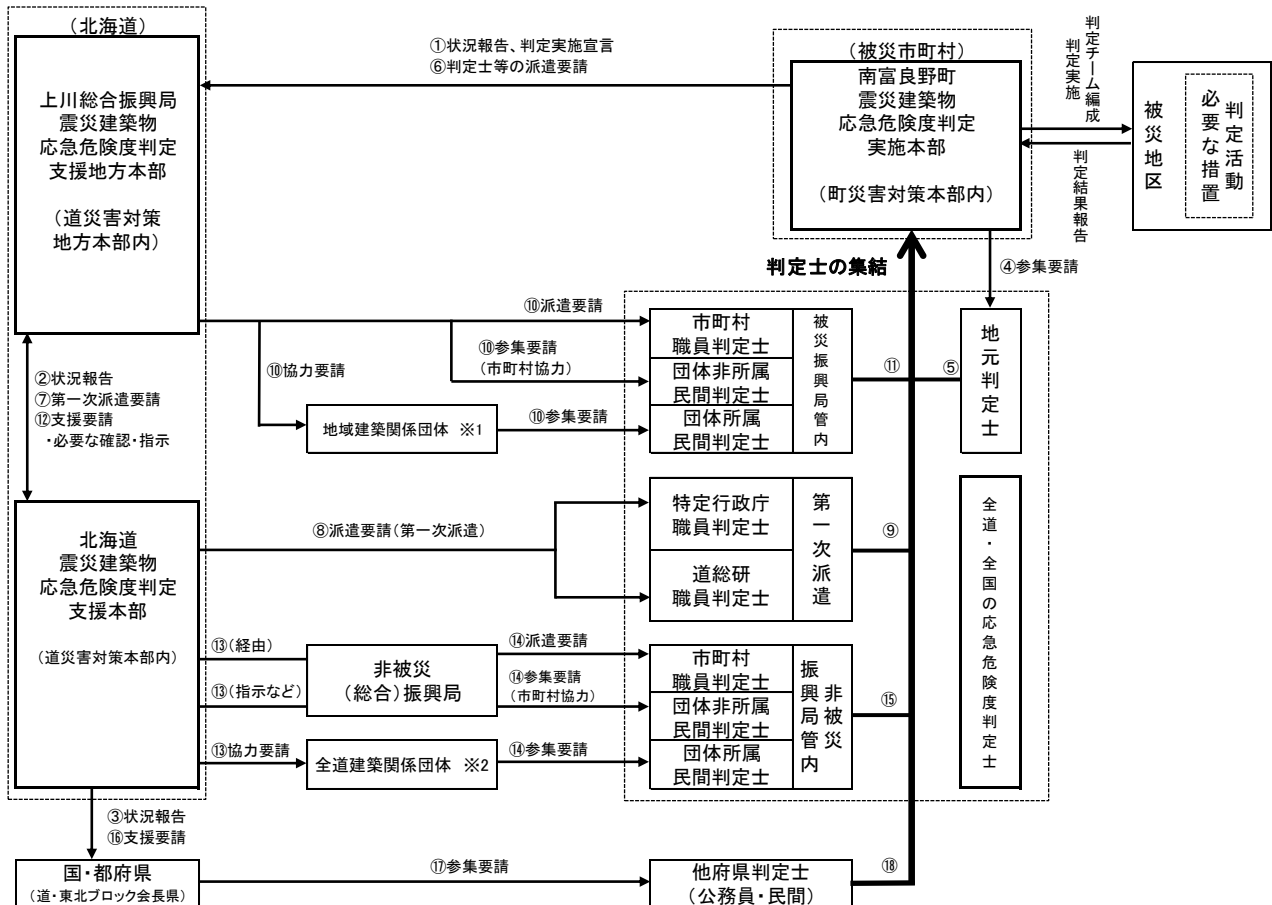
地震により被災した建築物等の当面の使用可否を判定し、所有者等に知らせる応急危険度判定を実施する。

(1) 活動体制

町及び道は、「北海道震災建築物応急危険度判定要綱」に基づき、建築関係団体等の協力を得て、応急危険度判定士による被災建築物の応急危険度判定活動を行う。

判定活動の体制は、次のとおりとする。

■ 被災建築物応急危険度判定活動の体制 ■



※1 地域建築関係団体：被災地を含む管内で構成する地区協議会の会員である建築関係団体（例：建築士会〇〇支部）

※2 全道建築関係団体：全道連絡協議会の会員である建築関係団体（例：建築士会（本部））

資料：北海道地域防災計画（北海道防災会議）

(2) 応急危険度判定の基本的事項

ア 判定対象建築物

原則として、全ての被災建築物を対象とするが、被害の状況により判定対象を限定することができる。

イ 判定開始時期、調査方法

地震発生後、できる限り早い時期に、主として目視により、被災建築物の危険性について、木造、鉄骨造、鉄筋コンクリート造の構造種別ごとに調査表により行う。

ウ 判定対象建築物

被災建築物の構造躯体等の危険性を調査し、「危険」、「要注意」、「調査済」の3段階で判定を行い、3色の判定ステッカー（赤「危険」、黄「要注意」、緑「調査済」）に対処方法等の所要事項を記入し、当該建築物の出入り口等の見やすい場所に貼付する。

なお、3段階の判定の内容については、次のとおりである。

危険:建築物の損傷が著しく、倒壊などの危険性が高い場合であり、使用及び立ち入りができない。

要注意:建築物の損傷は認められるが、注意事項に留意することにより立ち入りが可能である。

調査済:建築物の損傷が少ない場合である。

エ 判定の効力

行政機関による情報の提供である。

オ 判定の変更

応急危険度判定は応急的な調査であること、また、余震などで被害が進んだ場合あるいは適切な応急補強が行われた場合には、判定結果が変更されることがある。

2 石綿飛散防災対策

各実施主体は、関係法令や「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル(改訂版)」(環境省)等に基づき、石綿の飛散防止措置を講ずる。

(1) 南富良野町・北海道

町及び道は、相互に連携し、被災建築物等の石綿露出状況等の把握、建築物等の所有者等に対する応急措置の指導・助言及び解体等工事に係る事業者への指導等を行う。

(2) 建築物等の所有者等

建築物等の損壊や倒壊に伴う石綿の飛散・ばく露防止のための応急措置を行う。

(3) 解体等工事業者

石綿含有建材の使用の有無に関する事前調査を実施し、調査結果等を当該解体等工事の場所に掲示するとともに、特定粉じん排出等作業に係る基準等に従い、解体等工事を行う。

(4) 廃棄物処理業者

関係法令に定める基準等に従い、廃石綿等及び石綿含有廃棄物の処理を行う。

第4節 災害復旧

地震災害により、地域の壊滅、又は社会経済活動への甚大な被害が生じた場合、町及び道は、被害の状況、地域の特性、被災者の意向等を勘案し、関係機関との密接な連携のもと、「第4章 災害復旧・被災者援護計画」の定めるところにより、迅速かつ円滑に復旧を進めるものとする。

なお、地震保険は、地震等による被災者の生活安定に寄与することを目的とした公的保険制度であり、被災者の住宅再建にとって有効な手段の一つであることから、町、道等は、その制度の普及促進にも努めるものとする。

第6章 火山災害対策計画

火山災害対策計画は、本町において被害の想定される十勝岳の過去の大規模噴火等の経験を教訓に、近年の社会構造の変化を踏まえ、町、道、十勝岳周辺市町（以下「周辺市町」という。）及び防災関係機関が、総合的かつ計画的な対策を推進することにより、住民の積極的な協力のもと、災害による被害を軽減して、町域並びに住民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

第1節 火山の概況

第1 火山の現状

北海道における活火山は、常時観測火山9火山と、その他の火山22火山（北方領土の11火山を含む。）の計31火山が散在しており、本町においては、常時観測火山に該当する十勝岳による被害が想定され、活動火山対策特別措置法（昭和48年法律第61号）により火山災害警戒地域として指定されている。

1 十勝岳の位置

十勝岳（標高2,077m）は、北海道中央高地の大雪—十勝火山列の南西端に位置し、大雪—十勝火山列南西部で最も高い。十勝火山列南西部は、北東から美瑛富士（標高1,888m）、美瑛岳（標高2,052m）、十勝岳（標高2,077m）、富良野岳（標高1,912m）、前富良野岳（標高1,625m）と並ぶ新旧の火山からなる。十勝岳の新しい火口群は十勝岳の主稜線より北西側1km付近に形成され、火口、火砕丘、溶岩流などの新しい火山地形は十勝岳の北西斜面によく見られる。

十勝火山列の裾野は上富良野町、美瑛町、新得町、南富良野町、中富良野町、富良野市へ広がっている。

2 現在の火山活動状況

十勝岳火山噴火緊急減災対策砂防計画に関する検討報告書（平成22年3月）によると、平成21年12月末時点における十勝岳の火山活動状態は、火口付近では、2006年以降、GPS観測により、火口浅部の膨張を示すと考えられる局所的な地殻変動が見られ、現在まで継続していると推定されている。

また、火口付近の地震活動及び同火口の噴煙活動や熱活動は低調に推移しているが、今後の活動推移に注意が必要である。

第2 十勝岳の過去の火山活動

十勝岳では江戸時代末期の安政年間以来、1857、1887、1926、1962及び1988～1989年の5回顕著な噴火が発生している。1926年の噴火では、中央火口丘「丸山」が爆発で崩壊、高温岩屑なだれが発生し、残雪を溶かして大規模な火山泥流を誘発した結果、上富良野などで144名が犠牲となった。1962年の噴火では、火口近くの硫黄鉱山宿舎で、噴石のため死者5名、負傷者11名の災害となった。この噴火は歴史時代の噴火中最大規模で、噴煙は10km以上に達し、風下の広い

地域で耕地や森林に被害を与えた。1988～1989年の噴火は、爆発的で火砕流や火砕サージを繰り返したが、規模は小さかった。最近では、2004年にごく小規模な水蒸気噴火が発生した。歴史時代の噴火は、全てグラウンド火口域で発生している。

最近の噴出物などの調査によると、過去4,700年の間も活発な火山活動を繰り返し、溶岩流の流出や火砕流を生じている。また、この間7回の火山泥流が発生したとされている。

なお、噴煙活動が活発で、高温かつ有毒な火山ガスにも注意する必要がある。

第2節 災害予防対策

町、道、周辺市町及び防災関係機関は、十勝岳の噴火に対する火山災害を未然に防止するため必要な予防対策を実施する。

第1 火山観測体制

十勝岳は、常時観測対象火山となっており、次の体制により震動、地殻変形観測、遠望観測を実施しているほか、定期及び臨時に火山機動観測班による観測を実施している。

担当官署	観測機器
札幌管区気象台 (地域火山監視・警報センター)	地震計、遠望カメラ、GNSS、空震計、傾斜計

第2 災害発生範囲の把握

町、道及び周辺市町は、過去の噴火の状況等に基づき、災害の発生が予想される範囲を把握するとともに、火山災害に関するハザードマップや火山防災マップ等を作成し、住民等への情報提供を効果的に行う。

第3 警戒体制の強化

町、道、周辺市町及び防災関係機関は、火山についての噴火現象を想定し、監視カメラ、雨量計、土砂移動検知センサー等の警戒避難対策に必要な機器の整備を図るとともに、これら測定結果等を相互に提供し、警戒体制の強化・充実を図る。

第4 警戒避難体制の整備

町は、避難場所及び避難路をあらかじめ指定し、日頃から住民等への周知に努めるとともに、発災時の避難誘導に関する計画を整備する。

また、活動火山対策特別措置法に基づき、町内における情報収集・伝達方法、予警報の発令・伝達ルート、住民や登山者等が避難行動をとるための避難勧告等のほか、避難場所、避難経路、避難手段等について具体的に定めるとともに、避難訓練の時期・内容や噴火が発生した際の救助部隊の具体的な活動内容、避難促進施設の名称及び所在地並びに噴火警戒レベルに即した防災対応を定める。

火山災害は、避難生活の長期化が予想されることから、避難場所については、火山災害及び二次災害のおそれのない場所を選定し、避難生活環境を良好に保つため、施設の整備に努めるとともに、近隣市町村と避難者の受入れに係る協定を締結するなどにより、避難施設の確保に努める。

なお、警戒避難体制等の災害予防対策については、本章のほか、「第2章 第7節 避難体制整備計画」により措置を講じる。

第5 二次災害の予防対策

町、道、周辺市町及び防災関係機関は、豪雨等に伴う土砂災害等の二次災害を予防するため、治山治水、砂防事業等を総合的、計画的に推進する。

第6 通信施設の整備

町、道、周辺市町及び防災関係機関は、円滑な災害情報の伝達及び収集ができるよう代替性を考慮し、多様な通信施設の整備強化を図る。

第7 防災知識の普及・啓発

町は、道、周辺市町及び防災関係機関と相互に連携し、十勝岳の特性を考慮して、噴火警報等の解説、避難場所や避難経路、避難の方法、住民への情報伝達方法等の防災上必要な情報を記載した火山防災マップ、地区別防災カルテ、火山災害時の行動マニュアル等を分かりやすく作成・配布し、研修を実施するほか、平常時から広報紙、マスメディア、学校教育等のあらゆる手段や機会を通じ、災害時に適切な行動をするために必要な知識の普及・啓発に努める。

なお、有毒ガスの噴出地帯など危険箇所について、掲示板を設置するなど住民、登山者等へ周知を図る。

また、災害時の登山者の早期把握、安否確認等に資する登山届や登山計画書等の提出に関する普及啓発を図る。

登山者や観光客等は、活火山への登山の危険性を十分に理解し、噴火のおそれに関する火山防災情報の収集や登山届の積極的な提出、登山中における連絡手段の確保、ヘルメットや携帯端末の予備電池等の必要に応じた装備品の携行など、自らの安全を確保するための手段を講じるよう努める。

第8 防災訓練の実施

町は、道、周辺市町、防災関係機関、住民等と相互に連携し、実践的な防災訓練を実施するとともに、訓練についての事後評価を行い、速やかに防災体制の改善など必要な措置を講ずる。

第9 火山防災協議会による防災体制の強化

町、道及び周辺市町は、活動火山対策特別措置法に基づき、想定される火山現象の状況に応じた警戒避難体制を整備するため、国、公共機関、火山専門家等で構成する火山防災協議会を設置する。

また、必要に応じて、防災対策の効果的・効率的かつ具体的な検討を進めることができるよう、火山防災協議会に道、市町村、气象台、砂防部局、火山専門家等による検討体制（部会やコアグループなど）を整備する。

火山防災協議会では、警戒避難体制の整備に必要な事項について、当該火山における統一的な防災体制を検討する観点から、「噴火シナリオ」や「火山ハザードマップ」、「噴火警戒レベル」、「避難計画」等の一連の警戒避難体制について協議する。

さらに、道は、各火山防災協議会の取り組みや課題を共有するとともに、新たな課題等に対処するため、各火山防災協議会の構成市町村、火山専門委員会等からなる「火山防災協議会等連絡会」を設置する。

第3節 災害応急対策

噴火、降灰(礫)、溶岩、有害ガス、泥(土石)流、火砕流及び地殻変動等、火山現象による災害が発生し、又は災害が発生するおそれのある場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防御し被害の軽減を図るため、町、道、周辺市町及び防災関係機関が実施する応急対策は、次のとおりである。

第1 町の災害対策組織

町長は、火山現象による災害が発生し、又は、災害が発生するおそれがある場合、災害応急対策を円滑に実施するため、必要に応じて「第1章 第3節 防災組織」の定めるところにより、応急活動体制を実施する。

第2 火山現象に関する情報の発表・受理・伝達等

1 火山現象に関する警報・予報、情報等の発表

火山現象に関する情報は、気象業務法第13条の規定により発表される「火山現象警報」及び「火山現象予報」である。

なお、「火山現象警報」気象業務法第15条1項の規定により知事に通知され、知事は同法第15条2項及び基本法第55条の規定により市町村長に通知する。

(1) 種類等

ア 噴火警報(居住地域)・噴火警報(火口周辺)

札幌管区気象台が噴火に伴って発生し生命に危険を及ぼす火山現象(大きな噴石、火砕流融雪型火山泥流等、発生から短時間で火口周辺や居住地域に到達し、避難までの時間的猶予がほとんどない火山現象)の発生が予想される場合やその危険が及ぶ範囲の拡大が予想される場合に火山名、「警戒が必要な範囲」(生命に危険を及ぼす範囲)等を明示して発表する。

「警戒が必要な範囲」が居住地域まで及ぶ場合は「噴火警報(居住地域)」、火山周辺に限られる場合は「噴火警報(火口周辺)」として発表する。「噴火警報(居住地域)」は、警戒が必要な居住地域を含む市町村に対する火山現象特別警報に位置づけられる。

イ 噴火予報

札幌管区気象台が、火山活動の状況が静穏である場合、あるいは火山活動の状況が噴火警報には及ばない程度と予想される場合に発表する。

ウ 噴火警戒レベル

札幌管区気象台が火山活動の状況に応じて「警戒が必要な範囲」と防災関係機関や住民等の「とるべき防災対応」の指標を5段階に区分し、噴火警報・噴火予報に付して発表する。

噴火警戒レベルに応じ「警戒が必要な範囲」と「とるべき防災対応」を火山防災協議会で協議し、道及び各該当市町村の「地域防災計画」に定めた火山において噴火警戒レベルが運用される。

■ 十勝岳の噴火警報・噴火予報の種類と火山活動の状況及び噴火警戒レベル・キーワード ■

種別	対象範囲を付した警報の呼び方	対象範囲	噴火警戒レベル (キーワード)	火山活動の状況
特別警報	噴火警報 (居住地域) 又は 噴火警報	居住地域 及び それより 火口側	レベル5 (避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態と予想される場合
			レベル4 (避難準備)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生する可能性が高まってきたと予想される場合
警報	噴火警報 (火口周辺) 又は 火口周辺警報	火口から 居住地域 近くまでの 広い範囲の 火口周辺	レベル3 (入山規制)	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)の噴火が発生、あるいは発生すると予想される。
		火口から 少し離れた 所までの 火口周辺	レベル2 (火口周辺規制)	火口周辺に影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。
予報	噴火予報	火口内等	レベル1 (活火山であることに留意)	火山活動は静穏。 火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)。

エ 噴火速報

噴火の発生事実を迅速に発表する情報。登山者や周辺の住民に、火山が噴火したことを端的にいち早く伝え、身を守る行動をとってもらうために、以下のような場合に発表する。

- ・噴火警報が発表されていない常時観測火山において、噴火が発生した場合
- ・噴火警報が発表されている常時観測火山において、噴火警戒レベルの引き上げや警戒が必要な範囲の拡大を検討する規模の噴火が発生した場合 (※)
- ・このほか、社会的に影響が大きく、噴火の発生を速やかに伝える必要があると判断した場合

※噴火の規模が確認できない場合は発表する。

なお、噴火の発生を確認するにあたっては、気象庁が監視に活用しているデータだけでなく、関係機関からの通報等も活用する。

オ 火山の状況に関する解説情報 (臨時)

現時点で噴火警戒レベルの引き上げ基準に現状では達していない、又は、噴火警報を発表し「警戒が必要な範囲」の拡大を行うような状況ではないが、今後の活動の推移によっては噴火警報を発表し、噴火警戒レベルの引き上げや、「警戒が必要な範囲」の拡大を行う可能性があるとして判断した場合等に、火山活動の状況や防災上警戒・注意すべき事項等を伝えるため、「火山の状況に関する解説情報 (臨時)」を発表する。

カ 火山の状況に関する解説情報

現時点では、噴火警戒レベルを引き上げる可能性は低い、又は、噴火警報を発表し「警戒が必要な範囲」の拡大を行う可能性は低い、火山活動に変化が見られるなど、火山活動の状況を伝える必要があると判断した場合に、「火山の状況に関する解説情報」を適時

発表する。

キ 降灰予報

気象庁は、以下の3種類の降灰予報を提供する。

(ア) 降灰予報（定時）

- a 噴火警報発表中の火山で、噴火により人々の生活等に影響を及ぼす降灰が予想される場合に、定期的（3時間ごと）に発表する。
- b 噴火の発生にかかわらず、一定規模の噴火を仮定して定期的に発表する。
- c 18時間先（3時間ごと）までに噴火した場合に予想される降灰範囲や小さな噴石の落下範囲を提供する。

(イ) 降灰予報（速報）

- a 噴火が発生した火山（※）に対して、事前計算した降灰予報結果の中から最適なものを抽出して、噴火発生後5～10分程度で発表する。
- b 噴火発生から1時間以内に予想される、降灰量分布や小さな噴石の落下範囲を提供する。

（※）：

降灰予報（定時）を発表中の火山では、降灰への防災対応が必要となる「やや多量」以上の降灰が予想された場合に発表。

降灰予報（定時）が未発表の火山では、噴火に伴う降灰域を速やかに伝えるため、予測された降灰が「少量」のみであっても必要に応じて発表。

降灰予報（速報）を発表した場合には、予想降灰量によらず、降灰予報（詳細）も発表。

(ウ) 降灰予報（詳細）

- a 噴火が発生した火山に対して、より精度の高い降灰量の予報を行い発表する。
- b 降灰予測の結果に基づき、「やや多量」以上の降灰が予想される場合に、噴火後20～30分程度で発表する。
- c 噴火発生から6時間先まで（1時間ごと）に予想される降灰量分布や降灰開始時刻を、市区町村を明示して提供する。

■ 降灰量階級・予想される降灰の厚さととるべき行動等 ■

降灰量階級	表現例		影響・とるべき行動		その他の影響	
	予想される降灰の厚さ キーワード	イメージ		人		道路
		路面	視界			
多量	1mm 以上 【外出を控える】	完全に覆われる。	視界不良となる。	外出を控える 慢性の喘息や慢性閉塞性肺疾患（肺気腫など）が悪化し健康な人でも目・鼻・のど・呼吸器などの異常を訴える人が出始める。	運転を控える 降ってくる火山灰や積もった火山灰を巻き上げて視界不良となり、通行規制や速度制限等の影響が生じる。	がいし（電柱等）への火山灰付着による停電発生や上水道の水質低下及び給水停止のおそれがある。
やや多量	0.1mm ≤ 厚さ < 1mm 【注意】	白線が見えにくい。	明らかに降っている。	マスク等で防護 喘息患者や呼吸器疾患を持つ人は症状悪化のおそれがある。	徐行運転する 短時間で強く降る場合は視界不良のおそれがある。道路の白線が見えなくなるおそれがある。	稲などの農作物が収穫できなくなったり*、鉄道のポイント故障等により運転見合わせのおそれがある。
少量	0.1mm 未満	うっすら積もる。	降っているのがよく分かる。	窓を閉める 火山灰が衣服や身体に付着する。目に入ったときは痛みを伴う。	フロントガラスの除灰 火山灰がフロントガラスなどに付着し、視界不良の原因となるおそれがある。	航空機の運航不可*

※ 富士山ハザードマップ検討委員会（2004）による想定

ク 火山ガス予報

居住地域に長期間影響するような多量の火山ガスの放出がある場合に、火山ガスの濃度が高まる可能性のある地域を発表する予報

ケ 火山現象に関する情報等

(ア) 火山活動解説資料

写真や図表等を用いて、火山活動の状況や防災上警戒・注意すべき事項等について解説するため、臨時及び定期的に発表する。

(イ) 月間火山概況

前月1か月間の火山活動の状況や警戒事項を取りまとめ、毎月上旬に発表する。

(ウ) 噴火に関する火山観測報

噴火が発生したことや、噴火に関する情報（噴火の発生・噴煙高度・噴煙の流れる方向・噴火に伴って観測された火山現象等）を噴火後直ちにお知らせするために発表する。

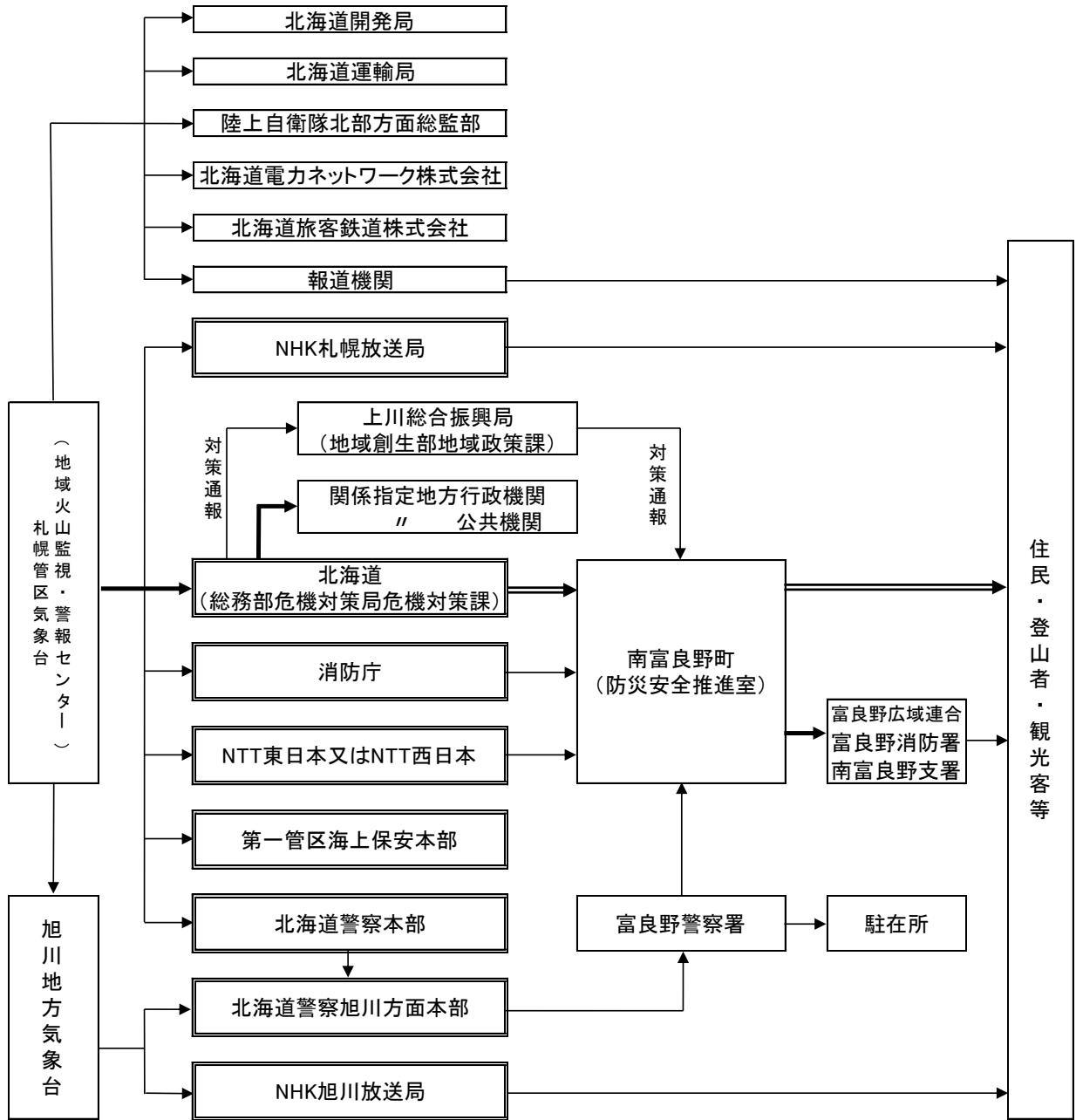
(2) 噴火警報等の発表官署

火山現象警報、火山現象予報及び火山現象に関する情報等の発表は、札幌管区気象台が行う。

(3) 噴火警報、噴火予報等の伝達

噴火警報・火口周辺情報・噴火予報等の伝達は、噴火警報等伝達系統図による。

■ 噴火警報等伝達系統図 ■



 (二重枠)で囲まれている機関は、気象業務法執行例第8条第1号の規定に基づく法定伝達先

————— (太線)は、「噴火警報」、「噴火速報」及び「火山の状況に関する解説情報(臨時)」が発表された際に、活動火山対策特別措置法第12条によって、通報若しくは要請等が義務づけられている伝達経路

=====> (二重線)は、
 ・上記の活動火山対策特別措置法の規定による「噴火警報」、「噴火速報」及び「火山の状況に関する解説情報(臨時)」の通報若しくは要請等
 ・特別警報に位置づけられている噴火警報(居住地域)について、気象業務法第15条の2による通知若しくは周知の措置が義務づけられている伝達経路

- ※ 道警察本部は、直ちに関係する警察署を通じ、関係市町村に通知しなければならない。
- ※ NHK放送局は、直ちに通知された事項を放送しなければならない。
- ※ 「噴火に関する特別警報」が発表された場合、気象庁から携帯電話事業者を介して携帯電話ユーザーに「緊急速報メール」が配信される。

2 異常現象発見者の通報義務及び通報先

火山の異常現象を発見した者の通報義務及び通報先に関する事項は「第3章 第1節 災害情報等の収集・伝達計画 第1」に定めるところによる。

3 火山現象に関する情報の受理及び伝達

町は、火山現象に関する情報を迅速に収集するとともに、「第3章 第1節 災害情報等の収集・伝達計画 第1」に定めるところにより、関係機関、住民等に伝達する。

第3 災害情報通信

災害時の情報伝達は、地域の災害状況に対応し、各種伝達手段・系統を最大限かつ有効に用いて行うこととし、「第3章 第1節 災害情報等の収集・伝達計画」に定めるところによる。

なお、町、道、周辺市町及び防災関係機関は、それぞれが有する情報通信手段等を全面的に活用し、迅速かつ確かな災害情報等を収集し、相互に交換する。

第4 災害広報

災害応急対策に当たり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、被災者の家族等及び地域住民に対して行う災害広報は、「第3章 第3節 災害広報・情報提供計画」の定めによる。

第5 応急措置

町、道、周辺市町及び防災関係機関は、災害の拡大を防止するため、「第3章 第5節 応急措置実施計画」の定めるところにより応急措置を実施する。

第6 避難措置

町及び各関係機関は、人命の安全を確保するため、「第3章 第4節 避難対策計画」の定めるところにより、必要な避難措置を実施する。

第7 警戒区域の設定

町及び各関係機関は、人の生命又は身体に対する危険を防止するため、「第3章 第4節 避難対策計画」の定めるところ及び気象庁の発表する火山情報（火山活動度レベルを含む。）に応じた警戒区域の設定等を図り、住民への周知に努めるものとする。また、この場合、あらかじめ関係市町村、関係機関等と協議する。

第8 救助救出及び医療救護活動等

町及び各関係機関は、「第3章 第9節 救助救出計画」及び「第3章 第10節 医療救護計画」の定めるところにより、被災者の救助救出及び医療救護活動を実施するものとする。

また、「第3章 第27節 行方不明者の捜索及び遺体の収容処理埋葬計画」の定めるところにより、行方不明者の捜索、遺体の収容、埋葬等を実施する。

第9 自衛隊派遣要請

災害の規模や収集した災害情報から、自衛隊に対し災害派遣要請の必要がある場合には、「第3章 第6節 自衛隊派遣要請及び派遣活動計画」の定めるところにより実施する。

第10 広域応援

町、道、周辺市町及び防災関係機関は、災害の規模により、それぞれ単独で十分な災害対応策を実施できない場合は、「第3章 第7節 広域応援・受援計画」の定めるところにより、他の消防機関、他の市町村、他都府県及び国への応援を要請するものとする。

また、町は、十勝岳の噴火災害の発生に際し、周辺市町村等から応援を求められた場合には、人的・物的な応援に加え、広域避難の受入れに留意した応援協力を努める。

第4節 災害復旧

火山災害により、地域の壊滅、又は社会経済活動への甚大な被害が生じた場合、町及び道は、被害の状況、地域の特性、被災者の意向等を勘案し、関係機関との密接な連携のもと、「第4章 災害復旧・被災者援護計画」の定めるところにより、迅速かつ円滑に復旧を進めるものとする。

第7章 事故災害対策計画

社会・産業の高度化、複雑化、多様化に伴い、高度な交通・輸送体系の形成、多様な危険物等の利用の増大、高層建築物等の増加、トンネル、橋梁など道路構造の大規模化等が進展している。

このような社会構造の変化により、航空災害、鉄道災害、道路災害、危険物等災害、大規模な火事災害、林野火災など大規模な事故による被害(事故災害)についての防災対策の一層の充実強化を図るため、次のとおりそれぞれの事故災害について予防及び応急対策を定める。

第1節 航空災害対策計画

第1 基本方針

町域において、航空機の墜落炎上等により多数の死傷者を伴う大規模な事故（以下、本節において「航空災害」という。）が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防御し被害の軽減を図るため、町及び防災関係機関が実施する各種の予防、応急対策は、次のとおりである。

第2 災害予防対策

次の実施機関は、それぞれの組織を通じて相互に協力し、航空災害を未然に防止するため必要な予防対策を実施する。

1 実施機関

(1) 東京航空局道内各空港事務所、空港管理事務所

ア 航空運送事業者に航空交通の安全確保に関する情報を適時・適切に提供し、航空災害を未然に防止するため適切な措置をとる。

イ 迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡を行うための体制の整備を図る。

ウ 災害時における緊急情報連絡を確保するため、平常時から災害対策を重視した通信設備の整備・充実に努める。

エ 職員の非常参集体制、応急活動のためのマニュアルの作成等、災害応急体制を整備する。

オ 災害時における応急活動等に関し、あらかじめ協定の締結を行う等、平常時から関係機関相互の連携体制の強化を図る。

カ 災害時の救急・救助・救護、消防活動に備え、資機材等の整備促進に努める。

キ 関係機関と相互に連携して実践的な防災訓練を実施し、災害時の活動手順、関係機関との連携等について徹底を図るとともに、体制の改善等、必要な措置を講ずる。

(2) 航空運送事業者

ア 航空交通の安全に関する各種情報を、事故予防のために活用し、航空災害を未然に防止するため必要な措置を講ずる。

イ 職員の非常参集体制、応急活動のためのマニュアルの作成等、災害応急体制を整備する。

ウ 関係機関と相互に連携して実践的な防災訓練を実施し、災害時の活動手順、関係機関との連携等について徹底を図るとともに、体制の改善等、必要な措置を講ずる。

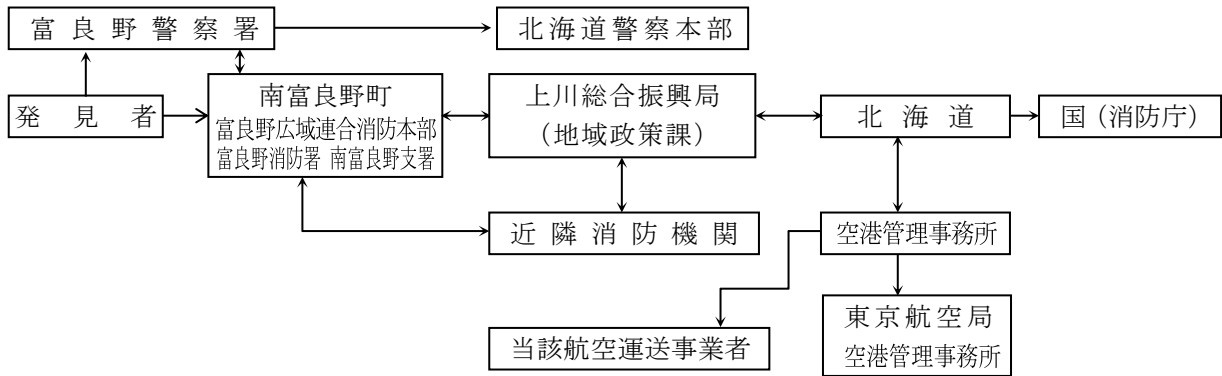
第3 災害応急対策

航空災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の情報の収集及び通信等は、次により実施する。

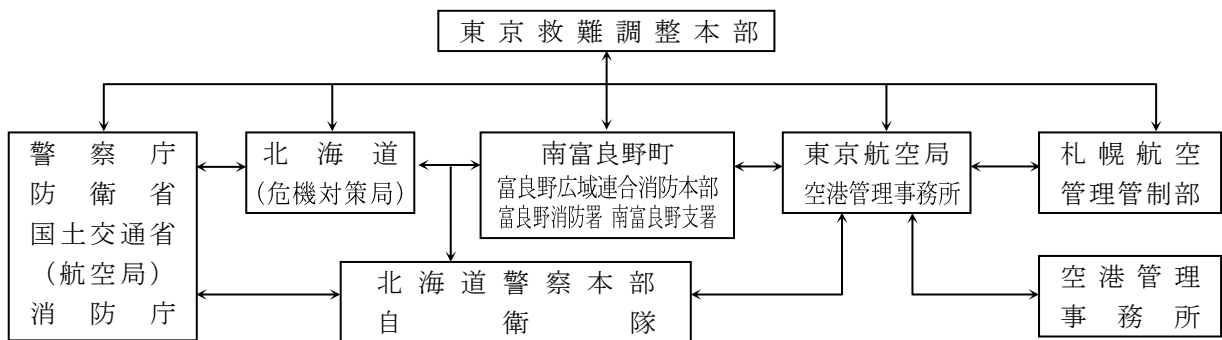
1 情報通信

(1) 情報通信連絡系統

ア 発生地点が明確な場合



イ 発生地点が不明な場合（航空機の搜索活動）



注) 救難調整本部は、東京空港事務所に設けられる。

(2) 実施事項

- ア 町及び関係機関は、災害発生時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保する。
- イ 町及び関係機関は、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡する。
- ウ 町及び関係機関は、相互に緊密な情報交換を行い、情報の確認、共有化、応急対策の調整等を行う。

2 災害広報

災害応急対策の実施に当たり、正確な情報を迅速に提供することにより、混乱の防止を図るため、被災者の家族等、旅客及び地域住民等に対して行う災害広報は、「第3章 第3節 災害広報・情報提供計画」によるほか、次により実施する。

(1) 実施機関

東京航空局空港事務所、空港管理事務所、航空運送事業者、町、富良野消防署 南富良野支署、北海道、北海道警察

(2) 実施事項

ア 被災者の家族への広報

町及び関係機関は、被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、被災者の家族等に役立つ次の情報について、正確に、きめ細かく、適切に提供する。

- (ア) 航空災害の状況
- (イ) 家族等の安否情報
- (ウ) 医療機関等への情報
- (エ) 関係機関の災害応急対策に関する情報
- (オ) その他必要な事項

イ 旅客及び地域住民等への広報

町及び関係機関は、報道機関を通じ、又は広報車の利用及び広報板の掲示等により、次の事項についての広報を実施する。

- (ア) 航空災害の状況
- (イ) 旅客及び乗組員等の安否情報
- (ウ) 医療機関等の情報
- (エ) 関係機関の災害応急対策に関する情報
- (オ) 航空輸送復旧の見通し
- (カ) 避難の必要性等、地域に与える影響
- (キ) その他必要な事項

3 応急活動体制

(1) 町の災害対策組織

町長は、航空災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、その状況に応じて、「第1章 第3節 防災組織」に定める応急活動体制を整え、地域に係る災害応急対策を実施する。

(2) 北海道

知事は、航空災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、必要に応じ、道防災計画に定める応急活動体制を整え、災害応急対策を実施する。

(3) 防災関係機関

関係機関の長は、航空災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、その状況に応じて応急活動体制を整え、関係機関と連携をとりながら、その所管に係る災害応急対策を実施する。

4 搜索活動

航空機の搜索活動は、東京救難調整本部を通じて、各関係機関が相互に密接に協力の上、それぞれヘリコプターなど多様な手段を活用して行う。

5 救助救出活動

空港及びその周辺の航空災害時における救助救出活動については、東京航空局空港事務所等が行う発生直後の救助救出活動のほか、「第3章 第9節 救助救出計画」より実施する。

6 医療救護活動

航空災害時における医療救護活動については、「第3章 第10節 医療救護計画」により実施する。

7 消防活動

航空災害時における消防活動は、次により実施する。

- (1) 富良野消防署 南富良野支署等は、速やかに航空災害による火災の発生状況を把握し、消防活動を迅速に実施する。
- (2) 町は、富良野消防署 南富良野支署等と連携して、航空災害による火災が発生した場合において、消防活動の円滑化を図るため、必要に応じて消防警戒区域を設定する。

8 行方不明者の捜索及び遺体の収容等

町及び各関係機関は、「第3章 第27節 行方不明者の捜索及び遺体の収容処理埋葬計画」により、行方不明者の捜索、遺体の収容、埋葬等を実施する。

9 交通規制

北海道警察等各関係機関は、災害の拡大防止及び交通の確保のため、「第3章 第13節 交通応急対策計画」により、必要な交通規制を行う。

10 防疫及び廃棄物処理等

航空災害時における防疫及び廃棄物処理等は、次により実施する。

(1) 実施機関

町、北海道

(2) 実施事項

災害に係る航空機が国際線である場合は、空港検疫所等と密接な連携を図りつつ、「第3章 第11節 防疫計画」により、的確な応急防疫対策を講ずる。

また、「第3章 第30節 廃棄物処理等計画」により、廃棄物処理等に係る応急対策を講ずる。

11 自衛隊派遣要請

航空災害発生時における自衛隊派遣要請については、「第3章 第6節 自衛隊派遣要請及び派遣活動計画」により実施する。

また、要請権者は、自衛隊への派遣要請が迅速に行えるよう、あらかじめ要請の手順、連絡先等について必要な準備を整えておく。

12 広域応援

町、道及び富良野広域連合消防本部は、災害の規模により、それぞれ単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、「第3章 第7節 広域応援・受援計画」により、他の消防機関、他の市町村、他都府県及び国へ応援を要請する。

第4 災害復旧

航空災害により、地域に甚大な被害が生じた場合、町は、被災の状況、地域の特性、被災者の意向等を勘案し、関係機関との密接な連携のもと、「第4章 災害復旧・被災者援護計画」により、迅速かつ円滑に復旧を進める。

第2節 鉄道災害対策計画

第1 基本方針

鉄軌道における列車の衝突等により多数の死傷者を伴う大規模な災害（以下、本節において「鉄道災害」という。）が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防御し、被害の軽減を図るため、町及び防災関係機関が実施する各種の予防、応急、復旧対策は、次のとおりである。

第2 災害予防対策

1 実施要項

次の実施機関は、それぞれの組織を通じて相互に協力し、鉄道災害を未然に防止するため、必要な予防対策を実施する。

(1) 北海道運輸局

- ア 職員の非常参集体制、応急活動のためのマニュアルの作成等、災害応急体制を整備する。
- イ 関係機関と相互に連携して実践的な防災訓練を実施し、災害時の活動手順、関係機関との連携等について徹底を図るとともに、体制の改善等、必要な措置を講ずる。
- ウ 踏切事故を防止するため、鉄軌道事業者等とともに、広報活動に努める。

(2) 鉄軌道事業者

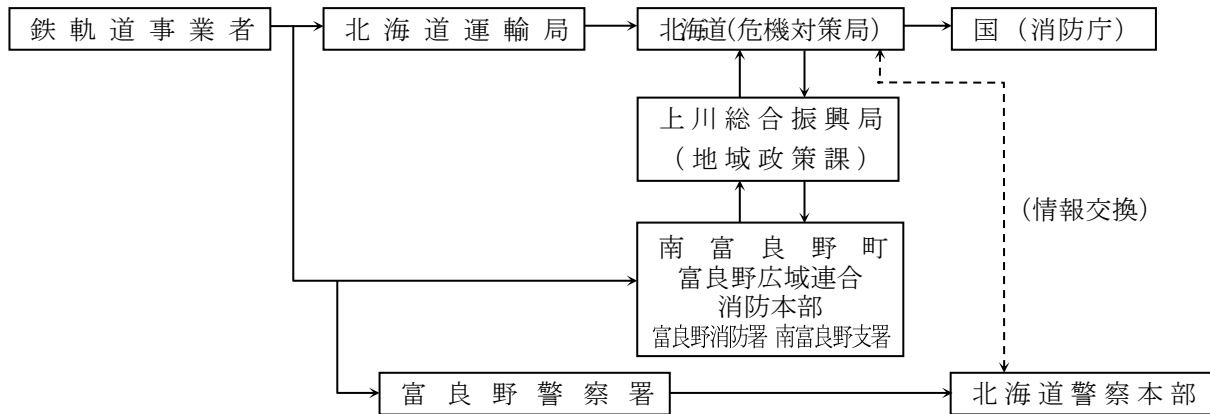
- ア 踏切における自動車との衝突、置き石等による列車の脱線等の外部要因による事故を防止するため、事故防止に関する知識を広く一般に普及するよう努める。
- イ 鉄道災害の発生に際して、迅速かつ適切な措置を講ずることができるよう、運行管理体制の充実に努める。
- ウ 自然災害等から鉄軌道の保全を図るため、気象等特別警報・警報・注意報並びに情報等の収集に努めるとともに施設等の点検を行い、異常を迅速に発見し、速やかな対応を図る。
- エ 職員の非常参集体制、応急活動のためのマニュアルの作成等、災害応急体制を整備する。
- オ 災害発生直後における旅客の避難等のための体制の整備に努めるほか、火災による被害の拡大を最小限とするため、初期消火体制の整備に努める。
- カ 関係機関と相互に連携して実践的な防災訓練を実施し、災害時の活動手順、関係機関との連携等について徹底を図るとともに、体制の改善等、必要な措置を講ずる。
- キ 災害の発生後、原因究明を行い、その成果を速やかに安全対策に反映させることにより、再発防止に努める。

第3 災害応急対策

1 情報通信

鉄道災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の情報の収集及び通信等は、次により実施する。

(1) 情報通信連絡系統



(2) 実施事項

- ア 町及び関係機関は、災害発生時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保する。
- イ 町及び関係機関は、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡する。
- ウ 町及び関係機関は、相互に緊密な情報交換を行い、情報の確認、共有化、応急対策の調整等を行う。

2 災害広報

災害応急対策の実施に当たり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、被災者の家族等、旅客及び地域住民等に対して行う災害広報は、「第3章 第3節 災害広報・情報提供計画」によるほか、次により実施する。

(1) 実施機関

鉄軌道事業者、町、富良野消防署 南富良野支署、北海道、北海道警察

(2) 実施事項

ア 被災者の家族等への広報

町及び関係機関は、被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、被災者の家族等に役立つ次の情報について、正確に、きめ細かく、適切に提供する。

- (ア) 鉄道災害の状況
- (イ) 家族等の安否情報
- (ウ) 医療機関等の情報
- (エ) 関係機関の災害応急対策に関する情報
- (オ) その他必要な事項

イ 旅客及び地域住民等への広報

町及び関係機関は、報道機関を通し、又は広報車の利用及び広報板の掲示等により、次

の事項についての広報を実施する。

- (ア) 鉄道災害の状況
- (イ) 旅客及び乗務員等の安否情報
- (ウ) 医療機関等の情報
- (エ) 関係機関の災害応急対策に関する情報
- (オ) 施設等の復旧状況
- (カ) 避難の必要性等地域に与える影響
- (キ) その他必要な事項

3 応急活動体制

(1) 町の災害対策組織

町長は、鉄道災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、その状況に応じて「第1章 第3節 防災組織」に定める応急活動体制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施する。

また、円滑・迅速な応急対策の実施を図るため、必要に応じて関係機関と協議し、道が定める「災害対策現地合同本部設置要綱」に基づき、現地合同本部を設置し、災害応急対策を行う。

(2) 北海道

知事は、鉄道災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、必要に応じ、道防災計画に定める応急活動体制を整え、災害応急対策を実施する。

(3) 防災関係機関

関係機関の長は、鉄道災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、その状況に応じて応急活動体制を整え、関係機関と連携をとりながら、その所管に係る災害応急対策を実施する。

4 救助救出活動

鉄道災害時における救助救出活動については、鉄軌道事業者が行う発生直後の救助救出活動のほか、「第3章 第9節 救助救出計画」により実施する。

この場合において、鉄軌道事業者は、町及び関係機関による迅速かつ的確な救助救出活動が行われるよう協力する。

5 医療救護活動

鉄道災害時における医療救護活動については、「第3章 第10節 医療救護計画」により実施するほか、鉄軌道事業者も、災害発生直後における救護活動に努めるとともに、関係機関による迅速かつ的確な救護が行われるよう協力する。

6 消防活動

鉄道災害時における消防活動は、「第2章 第10節 消防計画」によるほか、次のとおり実施する。

(1) 鉄軌道事業者

鉄道災害による火災の発生直後における初期消火活動を行うよう努めるとともに、消防活動を実施する富良野消防署 南富良野支署等に可能な限り協力するよう努める。

(2) 富良野消防署 南富良野支署等

ア 富良野消防署 南富良野支署等は、速やかに鉄道災害による火災の発生状況を把握するとともに、迅速に消防活動を実施する。

イ 町は、富良野消防署 南富良野支署等と連携して、鉄道災害による火災が発生した場合において、消防活動の円滑化を図るため、必要に応じて消防警戒区域を設定する。

7 行方不明者の捜索及び遺体の収容等

町及び各関係機関は、「第3章 第27節 行方不明者の捜索及び遺体の収容処理埋葬計画」により、行方不明者の捜索、遺体の収容、埋葬等を実施する。

8 交通規制

北海道警察（富良野警察署）等各関係機関は、災害の拡大防止及び交通の確保のため、「第3章 第13節 交通応急対策計画」により、必要な交通規制を行う。

9 危険物流出対策

鉄道災害により危険物が流出し、又はそのおそれがある場合は、「第7章 第4節 危険物等災害対策計画」により速やかに対処し、危険物による二次災害の防止に努める。

10 自衛隊派遣要請

鉄道災害発生時における自衛隊派遣要請については、「第3章 第6節 自衛隊派遣要請及び派遣活動計画」により実施する。

11 広域応援

町、道及び富良野広域連合消防本部は、災害の規模により、それぞれ単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、「第3章 第7節 広域応援・受援計画」により、他の消防機関、他の市町村、他都府県及び国へ応援を要請する。

第4 災害復旧

鉄道災害により、地域に甚大な被害が生じた場合、町は、被災の状況、地域の特性、被災者の意向等を勘案し、関係機関との密接な連携のもと、「第4章 災害復旧・被災者援護計画」により、迅速かつ円滑に復旧を進める。

第3節 道路災害対策計画

第1 基本方針

道路構造物の被災又は車両の衝突等により、大規模な救急救助活動や消火活動等が必要とされている災害（以下、本節において「道路災害」という。）が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防御し、被害の軽減を図るため、町及び防災関係機関が実施する各種の予防、応急対策は、次のとおりである。

第2 災害予防対策

町は関係機関と連携を図り、それぞれの組織を通じて相互に協力し、道路災害を未然に防止するため必要な予防対策を実施する。

1 実施事項

(1) 道路管理者

ア トンネルや橋梁等、道路施設の点検体制を強化し、施設等の現況の把握に努めるとともに異常を迅速に発見し、速やかな応急対策を図るために情報の収集、連絡体制の整備を図る。

また、異常が発見され、災害が発生するおそれがある場合に、道路利用者とその情報を迅速に提供するための体制の整備を図る。

イ 道路災害を予防するため、必要な施設の整備を図るとともに、道路施設の安全を確保するため必要な体制の整備に努める。

ウ 道路災害を未然に防止するため、安全性・信頼性の高い道路ネットワーク整備を計画的かつ総合的に実施する。

エ 職員の非常参集体制、応急活動のためのマニュアルの作成等、災害応急体制を整備する。

オ 関係機関と相互に連携して実践的な防災訓練を実施し、道路災害等の情報伝達、活動手順等について徹底を図るとともに、必要に応じ体制の改善等の措置を講ずる。

カ 道路災害時に、施設、設備の被害情報の把握及び応急復旧を行うため、あらかじめ体制、資機材を整備する。

キ 道路利用者に対して道路災害時の対応等の防災知識の普及・啓発を図る。

ク 道路災害の原因究明のための総合的な調査研究を行い、その成果を踏まえ再発防止対策を実施する。

(2) 北海道警察

道路交通の安全のための情報の収集を図るものとし、異常が発見され、災害が発生するおそれのある場合には、通行の禁止など必要な措置を行い、道路利用者に周知するとともに、被災現場及び周辺地域等において、交通安全施設の点検を実施するなど必要な措置を講ずる。

第3 災害応急対策

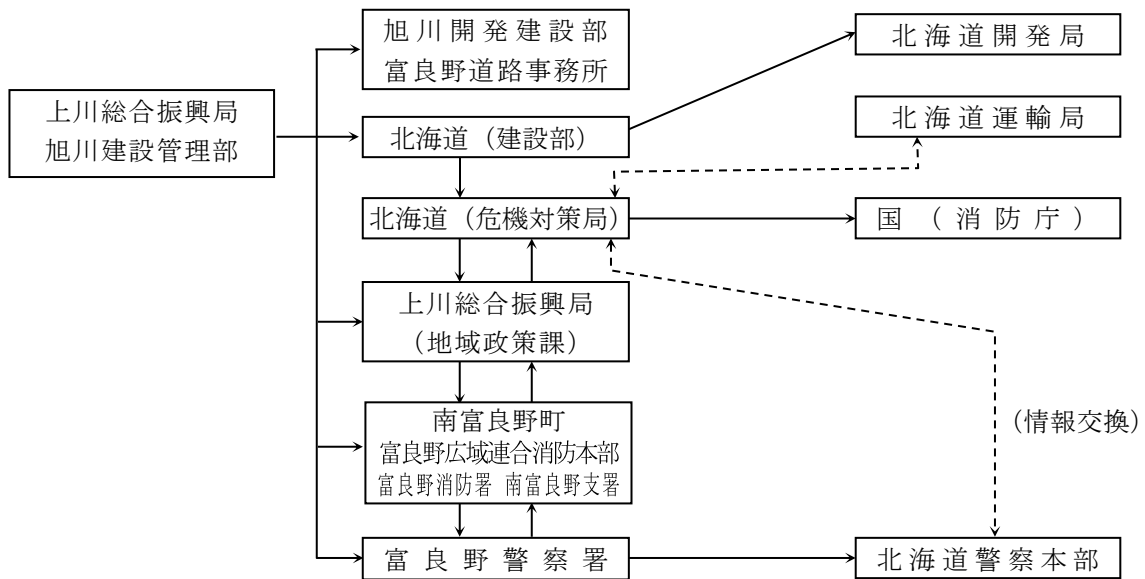
1 情報通信

道路災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の情報の収集及び通信等は、次により実施する。

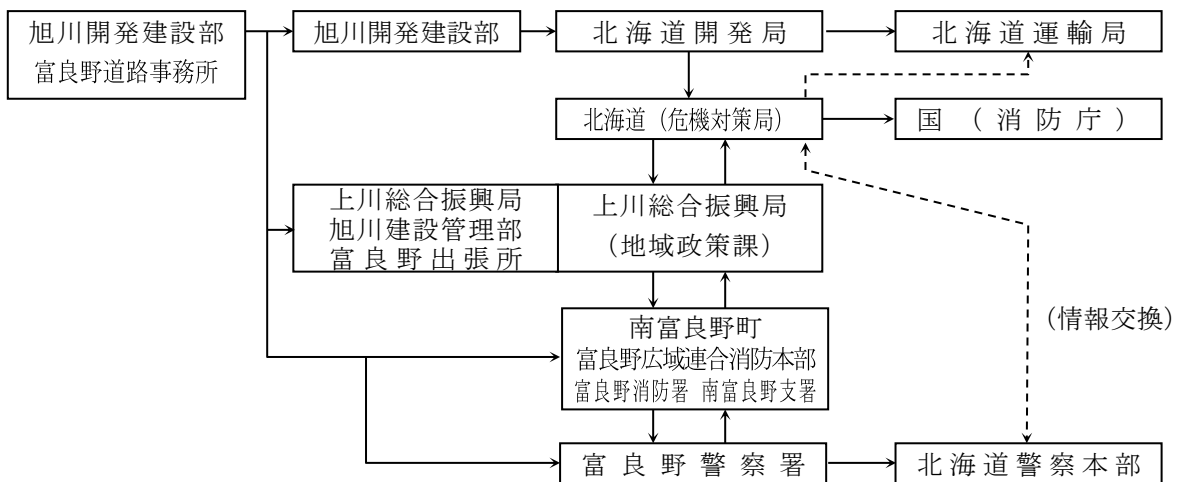
(1) 情報通信連絡系統

ア 町の管理する道路の場合

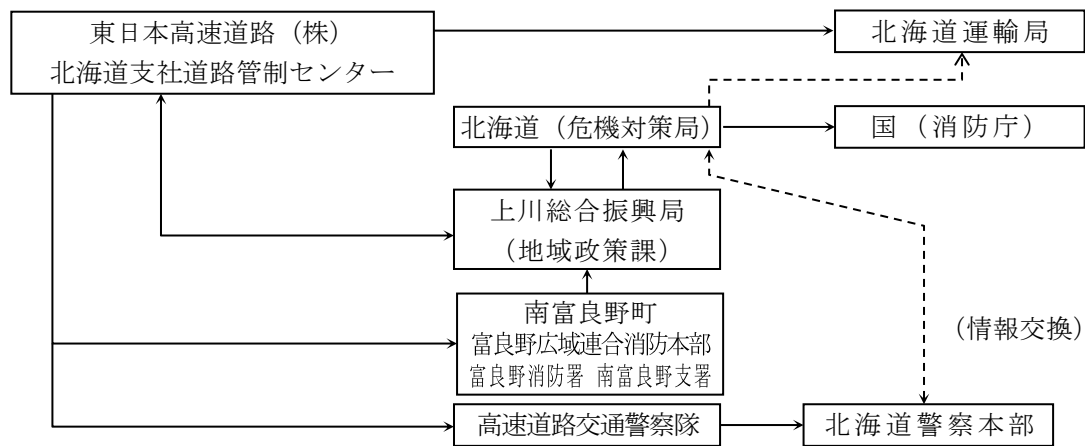
イ 道の管理する道路の場合



ウ 国の管理する道路の場合



エ 高速自動車国道の場合



(2) 実施事項

- ア 町及び関係機関は、災害発生時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保する。
- イ 町及び関係機関は、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡する。
- ウ 町及び関係機関は、相互に緊密な情報交換を行い、情報の確認、共有化、応急対策の調整等を行う。

2 災害広報

災害応急対策の実施に当たり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、被災者の家族等、道路利用者及び地域住民等に対して行う災害広報は、「第3章 第3節 災害広報・情報提供計画」によるほか、次により実施する。

(1) 実施機関

道路管理者（国、道、町）、北海道警察

(2) 実施事項

ア 被災者の家族への広報

町及び関係機関は、被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、被災者の家族等に役立つ次の情報について、正確に、きめ細かく、適切に提供する。

- (ア) 道路災害の状況
- (イ) 家族等の安否情報
- (ウ) 医療機関等の情報
- (エ) 関係機関の災害応急対策に関する情報
- (オ) その他必要な事項

イ 道路利用者及び地域住民等への広報

町及び関係機関は、報道機関を通じ、又は広報車の利用及び広報板の掲示等により、次の事項についての広報を実施する。

- (ア) 道路災害の状況
- (イ) 被災者の安否情報
- (ウ) 医療機関等の情報
- (エ) 関係機関の災害応急対策に関する情報

- (オ) 施設等の復旧状況
- (カ) 避難の必要性等、地域に与える影響
- (キ) その他必要な事項

3 応急活動体制

(1) 町の災害対策組織

町長は、道路災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、その状況に応じて、「第1章 第3節 防災組織」に定める応急活動体制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施する。

(2) 北海道

知事は、道路災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、必要に応じ、道防災計画に定める応急活動体制を整え、災害応急対策を実施する。

(3) 防災関係機関

関係機関の長は、道路災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、その状況に応じて応急活動体制を整え、関係機関と連携をとりながら、その所管に係る災害応急対策を実施する。

4 救助救出活動

道路災害時における救助救出活動については、道路管理者が行う初期救助活動のほか、「第3章 第9節 救助救出計画」により実施する。

5 医療救護活動

道路災害時における医療救護活動については、「第3章 第10節 医療救護計画」により実施するほか、道路管理者も、関係機関による迅速かつ的確な救護の初期活動が行われるよう協力する。

6 消防活動

道路災害時における消防活動は、次により実施する。

(1) 道路管理者

道路災害による火災の発生に際しては、富良野消防署 南富良野支署による迅速かつ的確な初期消火活動が行われるよう協力する。

(2) 富良野消防署 南富良野支署

ア 富良野消防署 南富良野支署は、速やかに道路災害による火災の発生状況を把握するとともに、迅速に消防活動を実施する。

イ 町は、富良野消防署 南富良野支署と連携して、道路災害による火災が発生した場合において、消防活動の円滑化を図るため、必要に応じて消防警戒区域を設定する。

7 行方不明者の捜索及び遺体の収容等

町及び各関係機関は、「第3章 第27節 行方不明者の捜索及び遺体の収容処理埋葬計画」により、行方不明者の捜索、遺体の収容、埋葬等を実施する。

8 交通規制

道路災害時における交通規制については、「第3章 第13節 交通応急対策計画」によるほか、次により実施する。

(1) 北海道警察

道路災害発生地に通じる道路及び周辺道路等において、災害の拡大防止及び交通の確保のため必要な交通規制を行う。

(2) 道路管理者

自己の管理する道路において、災害の拡大防止及び交通の確保のため必要な交通規制を行う。

9 危険物流出対策

道路災害により危険物が流出し、又はそのおそれがある場合は、「第7章 第4節 危険物等災害対策計画」により速やかに対処し、危険物による二次災害の防止に努める。

10 自衛隊派遣要請

道路災害発生時における自衛隊派遣要請については、「第3章 第6節 自衛隊派遣要請及び派遣活動計画」により実施する。

11 広域応援

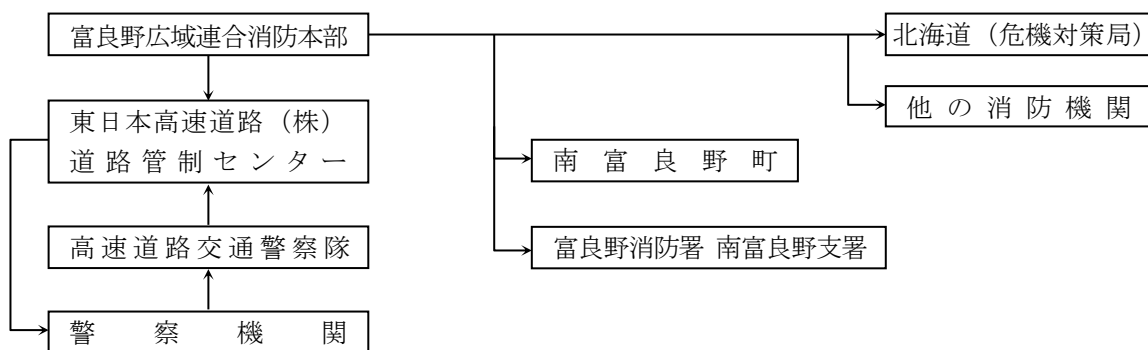
町、道及び富良野広域連合消防本部は、災害の規模により、それぞれ単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、「第3章 第7節 広域応援・受援計画」により、他の消防機関、他の市町村、他都府県及び国へ応援を要請する。

12 高速自動車国道事故等対策

高速自動車国道において車両の衝突若しくは炎上又は積載物の爆発、炎上若しくは転落等によって、大規模な消火活動、救急救助活動等必要とされる事故等が発生した場合の関係機関の応急対策は次による。

(1) 事故発生通報

事故等の発生情報は、次の系統により速やかに行う。



(注)1 東日本高速道路(株)から富良野広域連合消防本部への通報(出動要請)は、原則上下線方式による。

2 消防機関の相互応援要請に関する通報連絡は、「北海道広域消防相互応援協定」による。

(2) 事故等対策現地本部の設置等

ア 事故等対策現地本部の設置

(ア) 消火活動、救急・救助活動及び事故等の拡大防止などを迅速かつ円滑に実施するため、事故発生現場に「事故等対策現地本部」を設置する。

(イ) 「事故等対策現地本部」の構成は、富良野広域連合消防本部、高速道路交通警察隊及

び東日本高速道路（株）の3機関とし、事故等の規模に応じ必要な関係機関の参入を要請することができる。

イ 事故等対策現地本部の業務

(ア) 「事故等対策現地本部」は、事故等の対策を実施するための確に現場の状況把握を行うとともに、関係機関の諸活動の相互調整を図る。

(イ) その他必要な事項については、「事故等対策現地本部」において決定する。

ウ 関係機関

陸上自衛隊北部方面総監部、北海道警察、北海道市長会、北海道町村会、全国消防長会北海道支部、日本赤十字社北海道支部、東日本高速道路（株）北海道支社、北海道医師会、北海道

(3) 事故等対策連絡本部の設置等

ア 事故等対策連絡本部の設置

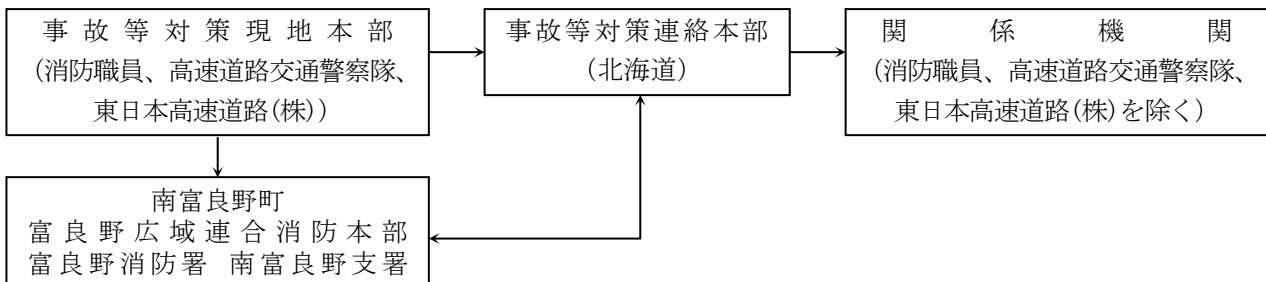
「事故等対策現地本部」の業務及び事故等の対策を的確に推進するため、道に「事故等対策連絡本部」を設置する。

イ 事故等対策連絡本部の業務

「事故等対策連絡本部」は「事故等対策現地本部」の要請に基づき事故等の対策を行う。

(4) 事故等の対策通報

事故等の対策通報は、次の系統により速やかに行う。



第4 災害復旧

道路災害により、地域に甚大な被害が生じた場合、町は、被災の状況、地域の特性、被災者の意向等を勘案し、関係機関との密接な連携のもと、「第4章 災害復旧・被災者援護計画」により、迅速かつ円滑に復旧を進める。

道路管理者は、その公共性に鑑み、下記に留意して迅速な道路施設の復旧に努める。

- (1) 道路の被災に伴う障害物の除去、仮設等の応急復旧を迅速かつ的確に行い、早期の道路交通の確保に努める。
- (2) 関係機関と協力し、あらかじめ定められた物資・資材の調達計画、人材の応援計画等を活用するなどして、迅速かつ円滑に被災施設の復旧を行う。
- (3) 類似の災害の再発防止のために、被災箇所以外の道路施設について緊急点検を行う。
- (4) 災害復旧に当たっては、可能な限り復旧予定時期を明確化するよう努める。

第4節 危険物等災害対策計画

第1 基本方針

危険物等（危険物、火薬類、高圧ガス、毒物・劇物、放射性物質）の漏洩、流出、火災、爆発等により死傷者が多数発生する等の災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防御し被害の軽減を図るため、町及び事業者並びに防災関係機関が実施する予防、応急対策は、次のとおりである。

第2 危険物の定義

1 危険物

消防法（昭和23年法律第186号）第2条第7項に規定されているもの
《例》石油類（ガソリン、灯油、軽油、重油）など

2 火薬類

火薬類取締法（昭和25年法律第149号）第2条に規定されているもの
《例》火薬、爆薬、火工品（工業雷管、電気雷管等）など

3 高圧ガス

高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）第2条に規定されているもの
《例》液化石油ガス（LPG）、アセチレン、アンモニアなど

4 毒物・劇物

毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）第2条に規定されているもの
《例》毒物（シアン化水素、シアン化ナトリウム等）、劇物（ホルムアルデヒド、塩素等）など

5 放射性物質

放射性同位元素、核燃料物質、核原料物質を総称したもの。「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和32年法律第167号）」等によりそれぞれ規定されている。

第3 災害予防対策

町は、火災予防上の観点から富良野広域連合 富良野消防署 南富良野支署の協力を得て事業所の実態を把握し、消防設備等の保守管理、防火管理者等により自主保安体制の確立等適切な指導を行う。

また、危険物等災害の発生を未然に防止するため、危険物等の貯蔵・取扱い等を行う事業者（以下、本節において「事業者」という。）及び関係機関は、次のとおり必要な予防対策を実施する。

1 危険物等災害予防

(1) 事業者

ア 消防法に定める設備基準、保安基準を遵守するとともに、予防規程の作成、従業員に対する保安教育の実施、自衛消防組織の設置、危険物保安監督者の選任等による自主保安体制の確立を図る。

イ 危険物等関係施設が所在する地域の浸水想定区域及び土砂災害警戒区域等の該当性、並びに被害想定の確認を行うとともに、確認の結果、風水害により危険物踏査以外の拡大が

想定される場合は、防災のため必要な措置の検討や、応急対策に係る計画の作成等の実施に努める。

ウ 危険物の流出その他の事故が発生したときは、直ちに、流出及び拡散の防止、危険物の除去その他災害発生防止のための応急措置を講ずるとともに、富良野消防署 南富良野支署、富良野警察署へ通報する。

(2) 北海道、富良野消防署 南富良野支署

ア 消防法の規定に基づき、保安検査、立入検査を行い、法令の規定に違反する場合は、許可の取り消し等の措置命令を発する。

イ 事業者の自主保安体制確立を図るため、予防規程の作成、従事者に対する保安教育の実施、自衛消防組織の編成、危険物保安監督者の選任等について指導する。

(3) 北海道警察

必要に応じ、危険物の保管状態、自主保安体制等実態を把握するとともに、資機材を整備充実し、災害発生時における初動措置体制の確立を図る。

2 火薬類災害予防

(1) 事業者

ア 火薬類取締法に定める設備基準、保安基準を遵守するとともに、危害予防規程の作成、保安教育計画の作成、火薬類製造保安責任者の選任等による自主保安体制の確立を図る。

イ 火薬庫が近隣の火災その他の事情により危険な状態になり、又は火薬類が安定度に異常を呈したときは、法令に定める応急措置を講ずるとともに、火薬類について災害が発生したときは、警察官等に届け出る。

(2) 北海道産業保安監督部

ア 火薬類取締法の規定に基づき、保安検査、立入検査を行い、法令の規定に違反する場合は、許可の取り消し等の措置命令を発する。

イ 火薬類取締法の規定による許可等の処分をしたとき、又は届出を受理したときは、速やかに国家公安委員会に通報する等、関係機関との連携体制の確立を図る。

ウ 事業者の自主保安体制確立を図るため、危害予防規程の作成、保安教育計画の作成、火薬類製造保安責任者の選任等について指導する。

(3) 北海道

ア 火薬類取締法の規定に基づき、保安検査、立入検査を行い、法令の規定に違反する場合は、許可の取り消し等の措置命令を発する。

イ 火薬類取締法の規定による許可等の処分をしたとき、又は届出を受理したときは、速やかに道公安委員会に通報する等、関係機関との連携体制の確立を図る。

ウ 事業者の自主保安体制確立を図るため、危害予防規程の作成、保安教育計画の作成、火薬類製造保安責任者の選任等について指導する。

(4) 北海道警察

ア 火薬類取締法の施行に必要な限度において、立入検査を実施する等その実態を把握するとともに、資機材を整備充実し、災害発生時における初動措置体制の確立を図る。

また、必要と認められるときは、道、北海道産業保安監督部に対して、必要な措置をとるよう要請する。

イ 火薬類運搬の届出があった場合、災害の発生防止、公共の安全維持のため必要のあると

きは、運搬日時、通路若しくは方法又は火薬類の性状若しくは積載方法について必要な指示をする等により運搬による災害発生防止を図る。

ウ 火薬庫が近隣の火災その他の事情により危険な状態になり、又は火薬類が安定度に異常を呈したとき、及び災害が発生したとの届出があったときは、速やかに知事に通報するものとする。

(5) 富良野消防署 南富良野支署

火災予防上の観点から事業者の実態を把握し、消防用施設等の保守管理、防火管理者等による自主保安体制の確立等適切な指導を行う。

3 高圧ガス災害予防

(1) 事業者

ア 高圧ガス保安法に定める設備基準、保安基準を遵守するとともに、危害予防規程の作成、保安教育計画の作成、高圧ガス製造保安統括者の選任等による自主保安体制の確立を図る。

イ 高圧ガスの製造施設等が危険な状態になったときは、高圧ガス保安法に定める応急措置を講ずるとともに、高圧ガスについて災害が発生したときは、道知事又は警察官に届け出る。

(2) 北海道産業保安監督部

ア 高圧ガス保安法の規定に基づき、立入検査を行い、法令の規定に違反する場合は、許可の取り消し等の措置命令を発する。

イ 事業者の予防対策について監督、指導する。

(3) 北海道

ア 高圧ガス保安法の規定に基づき、保安検査、立入検査を行い、法令の規定に違反する場合は、許可の取り消し等の措置命令を発する。

イ 事業者の自主保安体制確立を図るため、危害予防規程の作成、保安教育計画の作成、高圧ガス製造保安統括者の選任等について指導する。

ウ 高圧ガス保安法の規定による許可等の処分をしたとき、又は届出を受理したときは、速やかに道公安委員会に通報する等、関係機関との連携体制の確立を図る。

(4) 北海道警察

ア 人の生命、身体又は財産に対する危害を予防するため特に必要があるときは、立入検査を実施する等その実態を把握するとともに、資機材を整備し、災害発生時における初動措置体制の確立を図る。

イ 高圧ガスの製造施設等が危険な状態となったとき、又は災害が発生したとの届出があったときは、速やかに知事に通報するものとする。

(5) 富良野消防署 南富良野支署

火災予防上の観点から事業者の実態を把握し、消防施設等の保守管理、防火管理者等により自主保安体制の確立等適切な指導を行う。

4 毒物・劇物災害予防

(1) 事業者

ア 毒物及び劇物取締法に定める設備基準、保安基準を遵守するとともに、従業者に対する危害防止のための教育の実施、毒物劇物取扱責任者の選任等による自主保安体制の確立を

図る。

イ 毒劇物が飛散する等により不特定又は多数の者に保健衛生上の危害が生ずるおそれがあるときは、直ちにその旨を上川総合振興局保健環境部、警察署又は富良野消防署 南富良野支署に届け出るとともに、必要な応急の措置を講ずる。

(2) 北海道

ア 毒物及び劇物取締法の規定に基づき、立入検査を行い、法令の規定に違反する場合は、登録の取り消し等の措置命令を発する。

イ 事業者の自主保安体制確立を図るため、従事者に対する危害防止のための教育の実施、毒物劇物取扱責任者の選任等による自主保安体制の確立を指導する。

(3) 北海道警察

必要に応じ、毒劇物の保管状態、自主保安体制、事業者の実態を把握するとともに、資機材を整備し、災害発生時における初動措置体制の確立を図る。

(4) 富良野消防署 南富良野支署

火災予防上の観点から事業者の実態を把握し、消防用設備等の保守管理、防火管理者等による自主保安体制の確立等適切な指導を行う。

5 放射性物質災害予防

(1) 事業者

ア 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律に定める設備基準、保安基準を遵守するとともに、放射線障害予防規程の作成、必要な教育訓練の実施、放射線取扱主任者の選任等による自主保安体制の確立を図る。

イ 放射線障害のおそれがある場合又は放射線障害が発生した場合は、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律に定める応急措置を講ずるとともに、直ちに文部科学大臣、富良野消防署 南富良野支署等関係機関へ通報する。

(2) 富良野消防署 南富良野支署

火災防止の観点から事業者の実態を把握し、消防用設備等の保守管理、防火管理者等による自主保安体制の確立等適切な指導を行う。

(3) 北海道警察

ア 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の施行に必要な限度で、立入検査を実施する等その実態を把握するとともに、資機材を整備し、災害発生時における初動措置体制の確立を図る。

イ 放射性同位元素又は放射性同位元素により汚染されたものを運搬する届出があった場合、災害の発生防止、公共の安全確保のため必要があるときは、運搬日時、経路等について、必要な指示をする等により運搬による災害発生防止を図る。

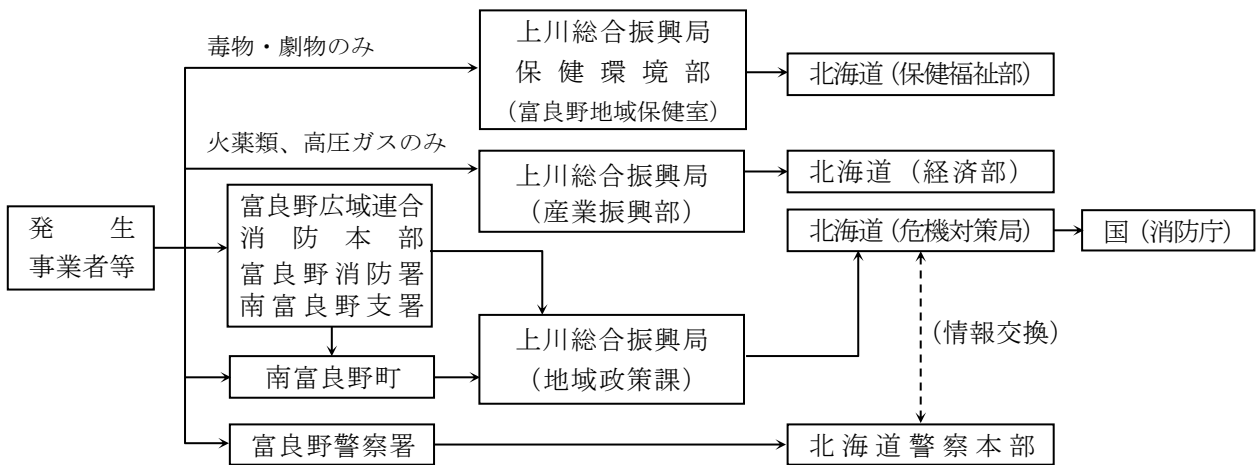
第4 災害応急対策

1 情報通信

危険物等災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の情報の収集及び通信等は、次により実施する。

(1) 情報通信連絡系統

情報通信の連絡系統は、次のとおりである。



(2) 実施事項

- ア 町及び関係機関は、災害発生時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保する。
- イ 町及び関係機関は、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡する。
- ウ 町及び関係機関は、相互に緊密な情報交換を行い、情報の確認、共有化、応急対策の調整等を行う。

2 災害広報

災害応急対策の実施に当たり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、被災者の家族、地域住民等に対して行う広報は、「第3章 第3節 災害広報・情報提供計画」によるほか、次により実施する。

(1) 実施機関

事業者及び消防法、火薬取締法、高圧ガス保安法、毒物及び劇物取締法、放射線同位元素等による放射線障害の防止に関する法律に基づく危険物等取扱規制担当機関。

(2) 実施事項

ア 被災者の家族への広報

関係機関は、被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、被災者の家族等に役立つ次の情報について、正確に、きめ細かく、適切に提供する。

- (ア) 災害の状況
- (イ) 被災者の安否情報
- (ウ) 危険物等の種類、性状など人体・環境に与える影響
- (エ) 医療機関等への情報
- (オ) 関係機関の災害応急対策に関する情報
- (カ) その他必要な事項

イ 地域住民等への広報

関係機関は、報道機関を通じ、又は広報車の利用等により、次の事項についての広報を実施する。

- (ア) 災害の状況
- (イ) 被災者の安否情報
- (ウ) 危険物等の種類、性状など人体・環境に与える影響
- (エ) 医療機関等の情報
- (オ) 関係機関の実施する応急対策の概要
- (カ) 避難の必要性等、地域に与える影響
- (キ) その他必要な事項

3 応急活動体制

(1) 町の災害対策組織

町長は、危険物等災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、その状況に応じて「第1章 第3節 防災組織」に定める応急活動体制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施する。

(2) 北海道

知事は、危険物等災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、必要に応じ、道防災計画に定める応急活動体制を整え、災害応急対策を実施する。

(3) 防災関係機関

関係機関の長は、危険物等災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、その状況に応じて応急活動体制を整え、関係機関と連携をとりながら、その所管に係る災害応急対策を実施する。

4 災害拡大防止

危険物等による災害の拡大防止を図るため、爆発性・引火性・有毒性等の危険物等の性状を十分に把握し、次により実施する。

(1) 事業者

的確な応急点検及び応急措置等を講ずる。

(2) 危険物等の取扱規制担当機関

危険物の流出・拡散の防止、流出した危険物等の除去、環境モニタリングをはじめ、事業者に対する応急措置命令、危険物等関係施設の緊急使用停止命令など、災害の拡大防止を図るため適切な応急対策を講ずる。

5 消防活動

危険物等災害時における消防活動は、次により実施する。

(1) 事業者

消防隊の現場到着までの間に、自衛消防組織等によりその延焼拡大を最小限度に抑える等、消防活動に努める。

(2) 富良野消防署 南富良野支署

ア 事業者との緊密な連携を図り、化学消防車、化学消火薬剤、中和剤、ガス検知器等を活用し、危険物等の性状に合った適切な消防活動を実施する。

イ 町は、富良野消防署 南富良野支署と連携して、危険物等災害による火災が発生した場合において、消防活動の円滑化を図るため、必要に応じて消防警戒区域を設定する。

6 避難措置

町及び関係機関は、人命の安全を確保するため、爆発性・引火性・有毒性といった危険物等の特殊性を考慮し、「第3章 第4節 避難対策計画」に定める必要な避難措置を実施する。

7 救助救出及び医療救護活動等

町及び関係機関は、「第3章 第9節 救助救出計画」及び「第3章 第10節 医療救護計画」に定める被災者の救助救出及び医療救護活動を実施する。

8 行方不明者の捜索及び遺体の収容等

町及び防災関係機関は、「第3章 第27節 行方不明者の捜索及び遺体の収容処理埋葬計画」に定める行方不明者の捜索、遺体の収容、埋葬等を実施する。

9 交通規制

北海道警察等各関係機関は、災害の拡大防止及び交通の確保のため、「第3章 第13節 交通応急対策計画」に定める必要な交通規制を行う。

10 自衛隊派遣要請

危険物等災害発生時における自衛隊派遣要請については、「第3章 第6節 自衛隊派遣要請及び派遣活動計画」により実施する。

11 広域応援

町、道及び富良野広域連合消防本部は、災害の規模により、それぞれ単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、「第3章 第7節 広域応援・受援計画」により、他の消防機関、他の市町村、他都府県及び国へ応援を要請する。

第5 災害復旧

危険物等災害により、地域に甚大な被害が生じた場合、町は、被災の状況、地域の特性、被災者の意向等を勘案し、関係機関との密接な連携のもと、「第4章 災害復旧・被災者援護計画」により、迅速かつ円滑に復旧を進める。

第5節 大規模な火事災害対策計画

第1 基本方針

死傷者が多数発生する等の大規模な火事災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防御し被害の軽減を図るため、町及び防災関係機関が実施する各種の予防、応急対策は、次のとおりである。

第2 災害予防対策

町は、関係機関と協力し、大規模な火事災害の発生を未然に防止するために必要な予防対策を実施する。

1 南富良野町及び富良野広域連合消防本部（富良野消防署 南富良野支署）

(1) 大規模な火事災害に対する強いまちづくり

延焼拡大の防止を図るため、建築物や公共施設の不燃化、空地・緑地等の連続的な配置による延焼遮断帯の形成、防火地域及び準防火地域の的確な指定等により、大規模な火事災害に強いまちづくりを推進する。

(2) 火災発生、被害拡大危険区域の把握

災害応急対策の円滑な実施を図るため、火災発生及び延焼拡大の危険性のある区域を把握の上、被害想定を作成するよう努める。

(3) 予防査察の実施

多数の人が出入りする事業者等の防火対象物に対して、消防法に基づく消防用設備等の整備促進、保守点検の実施及び適正な維持管理について指導する。

(4) 防火管理者制度の推進

防火管理に関する講習会を開催し、防火管理者の知識の向上を図るとともに、防火管理者を定めるべき防火対象物における自衛消防体制の強化を図るため、防火管理者の選任及び消防計画の作成、消防訓練の実施等について指導する。

(5) 防火思想の普及

年2回（春、秋期）の全道火災予防運動、防災週間等を通じて、各種広報媒体を活用することにより、住民の防火思想の普及、高揚を図る。また、高齢者宅の防火訪問を実施する等、要配慮者対策に十分配慮する。

(6) 自主防災組織の育成強化

地域の自主防災組織等の民間防火組織の設置及び育成指導の強化を図り、初期消火訓練等の自主的・火災予防運動の実践を推進する。

(7) 消防水利の確保

同時多発火災や消火栓の使用不能等に備えて、防火水槽の配備、河川水の活用等により、消防水利の多様化及び確保に努める。

(8) 消防体制の整備

消防職団員の非常召集方法、消火部隊の編成及び運用、消防用機械・資機材の整備、災害時の情報通信手段等について十分に検討を行い、大規模な火事災害の対応力を高める。

(9) 防災訓練の実践

関係機関、地域住民等と相互に連携して実践的な消火、救助・救急等の訓練を実施し、災害時の活動手順、関係機関との連携等について徹底を図るとともに、訓練後には評価を行い、必要に応じ体制等の改善を行う。

(10) 火災警報の発令

町長は、上川総合振興局長から火災気象通報を受けたとき、又は実効湿度が67%以下であって、最小湿度が35%以下となり、かつ最大風速が8m/s以上のときに、火災予防上危険であると認めるときは、消防法第22条に基づく火災警報を発令する。

2 北海道

大規模な火事災害に強いまちづくり、防火思想の普及、自主防災組織の育成強化を実施するとともに、町、富良野消防署 南富良野支署が実施する各種予防対策の推進を図るために指導、助言を行う。

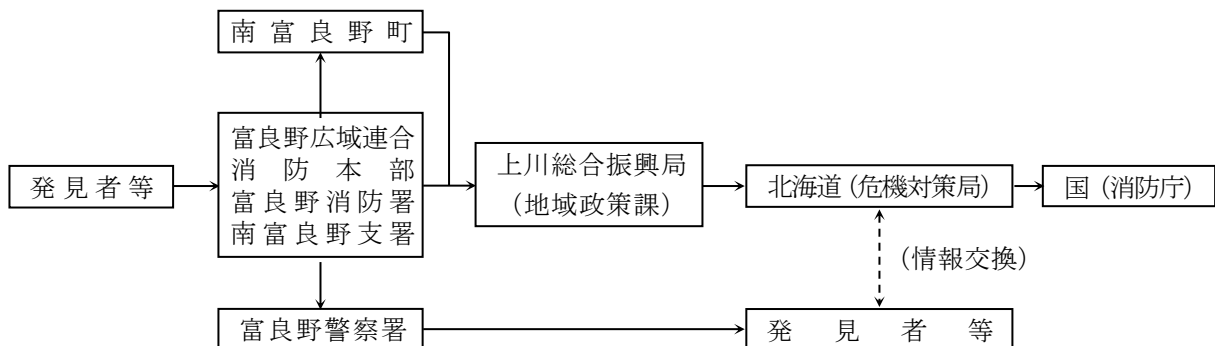
第3 災害応急対策

1 情報通信

大規模な火事災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の情報の収集及び通信等は、次により実施する。

(1) 情報通信連絡系統

大規模な火事災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の連絡系統は、次のとおりである。



(2) 実施事項

- ア 町及び関係機関は、災害発生時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保する。
- イ 町及び関係機関は、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡する。
- ウ 町及び関係機関は、相互に緊密な情報交換を行い、情報の確認、共有化、応急対策の調整等を行う。

2 災害広報

災害応急対策の実施に当たり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、被災者の家族、地域住民等に対して行う広報は、「第3章 第3節 災害広報・情報提供計画」によるほか、次により実施する。

(1) 被災者の家族への広報

町及び関係機関は、被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、被災者の家族等に役立つ次の情報について、正確に、きめ細かく、適切に提供する。

- ア 災害の状況
- イ 家族等の安否情報
- ウ 医療機関等の情報
- エ 関係機関の実施する応急対策の概要
- オ その他必要な事項

(2) 地域住民等への広報

町及び関係機関は、報道機関を通じ、又は広報車の利用等により、次の事項についての広報を実施する。

- ア 災害の状況
- イ 被災者の安否情報
- ウ 医療機関等の情報
- エ 関係機関の実施する応急対策の概要
- オ 避難の必要性等、地域に与える影響
- カ その他必要な事項

3 応急活動体制

(1) 町の災害対策組織

町長は、大規模な火事災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、その状況に応じて「第1章 第3節 防災組織」に定める応急活動体制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施する。

(2) 北海道

知事は、大規模な火事災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、必要に応じ、道防災計画に定める応急活動体制を整え、災害応急対策を実施する。

(3) 防災関係機関

関係機関の長は、大規模な火事災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、その状況に応じて応急活動体制を整え、関係機関と連携をとりながら、その所管に係る災害応急対策を実施する。

4 消防活動

富良野広域連合消防本部（南富良野支署）は、「第2章 第10節 消防計画」のほか、人命の安全確保と延焼防止を基本として、次の消防活動を行う。

- (1) 現場活動情報等の連絡整理を行い、速やかに火災の状況を把握する。
- (2) 避難場所・避難通路の確保及び重要かつ危険度の高い箇所・地域を優先しながら活動を実施する。
- (3) 消火、飛火警戒等においては、近隣住民等の協力を得て、効果的な活動を実施する。なお、住民等による初期消火活動の実施に当たっては、住民等に危険が及ばない範囲での活動にとどめ、安全に十分配慮するよう努める。

5 避難措置

町及び関係機関は、人命の安全を確保するため、「第3章 第4節 避難対策計画」に定める

必要な避難措置を実施する。

6 救助救出及び医療救護活動等

町及び関係機関は、「第3章 第9節 救助救出計画」及び「第3章 第10節 医療救護計画」に定める被災者の救助救出及び医療救護活動を実施する。

また、町及び関係機関は、「第3章 第27節 行方不明者の捜索及び遺体の収容処理埋葬計画」により、行方不明者の捜索、遺体の収容、埋葬等を実施する。

7 交通規制

北海道警察等各関係機関は、災害の拡大防止及び交通の確保のため、「第3章 第13節 交通応急対策計画」の定めにより、必要な交通規制を行う。

8 自衛隊派遣要請

大規模な火災災害発生時における自衛隊派遣要請については、「第3章 第6節 自衛隊派遣要請及び派遣活動計画」により実施する。

9 広域応援

町、道及び富良野広域連合消防本部は、災害の規模により、それぞれ単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、「第3章 第7節 広域応援・受援計画」により、他の消防機関、他の市町村、他都府県及び国へ応援を要請する。

第4 災害復旧

大規模な火災により、地域に甚大な被害が生じた場合、町は、被災の状況、地域の特性、被災者の意向等を勘案し、関係機関との密接な連携のもと、「第4章 災害復旧・被災者援護計画」により、迅速かつ円滑に復旧を進める。

第6節 林野火災対策計画

第1 基本方針

広範囲にわたる林野の焼失等の災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防御し被害の軽減を図るため、町及び防災関係機関が実施する予防、応急対策は、次のとおりである。

第2 災害予防対策

1 実施事項

林野火災発生原因のほとんどが人為的なものであるため、町及び道、国、関係機関は次により対策を講ずる。

(1) 町、北海道森林管理局、北海道

ア 一般入林者対策

登山、ハイキング、山菜採取、魚釣り等の入林者への対策として、次の事項を実施する。

- (ア) タバコ、たき火の不始末による出火の危険性について、新聞、テレビ、ラジオ、標語、ポスター、広報車、広報紙、掲示板等を活用するとともに、関係機関の協力を得ながら広く周知する。
- (イ) 入林の許可・届出等について指導する。
 - a 入林に当たっては、日時、場所等を指定するとともに、入林責任者を定め、できるだけ集団で行動するよう指導する。
 - b 入林承認証又は入林腕章を着用して入林させることとし、入林承認に当たっては、火気の取扱い、山火事予防その他必要な注意事項を与えて承認する。
- (ウ) 火災警報発令又は気象条件が急変した際は、必要に応じて入林の制限を実施する。
- (エ) 観光関係者による予防意識の啓発を図る。

イ 火入対策

林野火災危険期間（概ね3月～6月。以下、本節において「危険期間」という）中の火入れは極力避けるようにするとともに、火入れを行おうとする者に対し、次の事項を指導する。

- (ア) 森林法（昭和26年法律第249号）の規定に基づく町長の許可を取得させ、火入れ方法を指導し、許可付帯条件を遵守させる。
- (イ) 火災警報発令又は気象条件急変の際は、一切の火入れを中止させる。
- (ウ) 火入れ跡地の完全消火を図り、責任者に確認させる。
- (エ) 火入れ（造林のための地ごしらえ、害虫駆除等）に該当しないたき火等の焼却行為についても、特に気象状況に十分留意するよう指導する。
- (オ) 林野火災特別警戒区域の設定に努めることとし、それぞれの所管する機関において警戒体制の強化を図る。

ウ 消火資機材等の整備

- (ア) 林野火災消火資機材等は、地域に適合した機材を配備し、常に緊急時に対処できるよう整備点検する。

- (イ) ヘリコプターによる空中消火に対応するため、関係機関等において空中消火薬剤の備蓄に努めるとともに、ヘリコプター離発着の適地をあらかじめ選定する。
- (2) 森林所有者
森林所有者は、自己の所有林野における失火を防ぐため、次の事項を実施するよう努める。
 - ア 自己の所有林野への入林者に対する防火啓発
 - イ 巡視員の配置
 - ウ 無断入林者に対する指導
 - エ 火入れに対する安全対策
- (3) 林内事業者
林内において、森林施業、鉱山、道路整備等の事業を行う者は、危険期間中、事業区域内における火災発生を防止するため、森林所有者と協議し、特に次の事項について留意の上、適切な予防対策を講ずる。
 - ア 火気責任者の選任、事業区域内の巡視員の配置
直営事業地における対策として、各事業地の実情に応じ、事務所、宿舎等の施設及び石油類等の火気責任者を定め、事業地内の巡視警戒に当たる。
 - イ 火気責任者の指定する喫煙所並びにたき火、ごみ焼箇所を設置、標識及び消火設備の完備
前記アにおける対策に準じて山火事警防体制を整えるよう指導する。
なお、場合によっては、請負契約又は売払契約にこれらの条件を付して、山火事警防を確実に実施するよう指導する。
 - ウ 林野火災発生時の連絡系統及び周知方法の確立
- (4) 自衛隊
危険期間中、演習地における火災発生を防止するため、特に次の事項について留意の上、適切な予防対策を講ずる。
 - ア 演習地出入者に対する防火啓発
 - イ 演習地及び近隣地における林野火災発生時の連絡系統及び周知方法の確立
 - ウ 危険区域の標示
 - エ 防火線の設定
 - オ 巡視員の配置
- (5) 北海道旅客鉄道株式会社及びバス等運送事業者
危険期間中、乗客、乗員のタバコの投げ捨て等による林野火災の発生を防止するために、乗客に対する注意喚起、車両通行中に林野火災を発見した場合の連絡系統及び周知方法の確立等により路線火災の防止に努めるとともに、次の事項について協力する。
 - ア 路線の巡視
 - イ ポスター掲示等による広報活動
 - ウ 林野火災の巡視における用地の通行
 - エ 緊急時における専用電話の利用

2 林野火災予消防対策協議会

林野火災の予消防対策を推進するため、次の林野火災予消防対策協議会の開催を通じて、相

互の連絡、情報交換、指導等を行う。

(1) 全道協議会

全道の予消防対策については、北海道林野火災予消防対策協議会において推進する。

(2) 地区協議会

振興局区域ごとの予消防対策については、当該地域を管轄する地方部局及び関係機関により構成された地区林野火災予消防協議会において推進する。

(3) 町の組織

町区域ごとの予消防対策については、当該地域を管轄する関係機関により構成された町林野火災予消防対策協議会において推進する。

3 気象情報対策

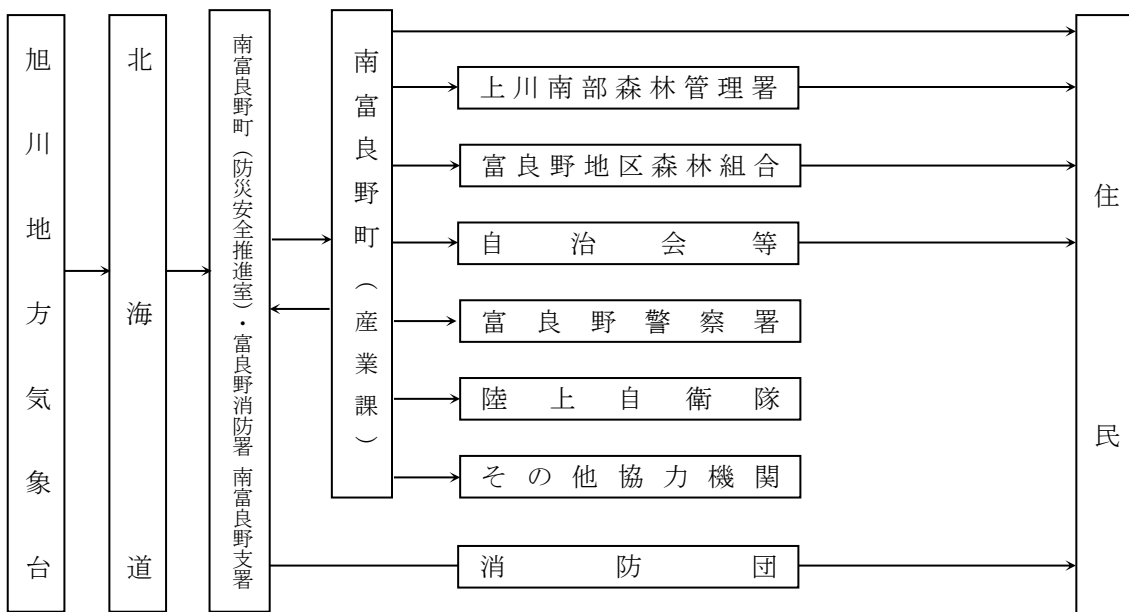
林野火災の発生及び広域化は、気象条件が極めて大きな要因であるため、関係機関は次により警報、注意報並びに情報等の迅速な伝達を行い、林野火災の予防に万全を期する。

(1) 火災気象通報（林野火災気象通報を兼ねる。）

林野火災気象通報は、火災気象通報により気象官署が発表及び終了の通報を行う。なお、火災気象通報の通報基準は、「第3章 第1節 気象等に関する情報の収集・伝達計画」のとおりである。

(2) 伝達系統

火災気象通報（林野火災気象通報を兼ねる。）の伝達系統は、次のとおりである。



町は、通報を受けた場合は、通報内容及びとるべき予防対策等を上川南部森林管理署等の関係機関へ通報するとともに、一般住民に周知徹底を図る。

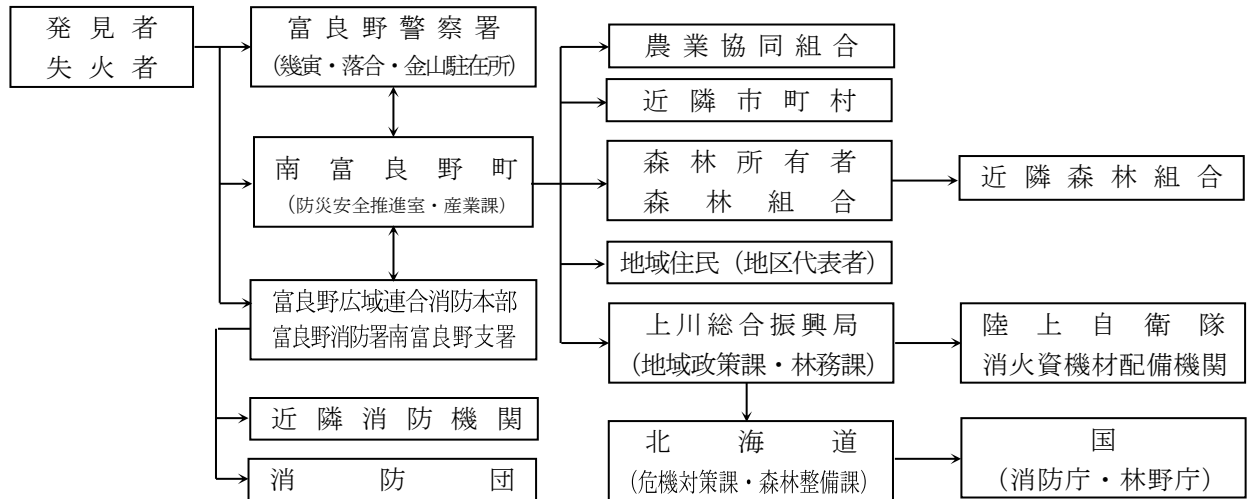
また、町は、林野火災気象通報の通報を受けたとき、又は気象の状況により林野火災発生危険性があると認めたときは、消防法第22条に基づき火災警報を発令する。

第3 災害応急対策

1 情報通信

(1) 情報通信連絡系統

広範囲にわたる林野の焼失等の災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の連絡系統は、次のとおりである。



(2) 実施事項

- ア 町及び関係機関は、災害発生時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保する。
- イ 町及び関係機関は、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡する。
- ウ 町及び関係機関は、相互に緊密な情報交換を行い、情報の確認、共有化、応急対策の調整等を行う。
- エ 町及び上川総合振興局においては、「林野火災被害状況調書の提出について（昭和54年2月26日付け 林政第119号）」に基づく林野火災被害状況調書の提出を速やかに行う。

2 災害広報

災害応急対策の実施に当たり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、被災者の家族、地域住民等に対して行う広報は、「第3章 第3節 災害広報・情報提供計画」によるほか、次により実施する。

(1) 被災者の家族への広報

町及び関係機関は、被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、被災者の家族等に役立つ次の情報について、正確に、きめ細かく、適切に提供する。

- ア 災害の状況
- イ 家族等の安否情報
- ウ 医療機関等の情報
- エ 関係機関の実施する応急対策の概要
- オ その他必要な事項

(2) 地域住民等への広報

町及び関係機関は、報道機関を通じ、又は広報車の利用等により、次の事項についての

広報を実施する。

- ア 災害の状況
- イ 被災者の安否情報
- ウ 医療機関等の情報
- エ 関係機関の実施する応急対策の概要
- オ 避難の必要性等、地域に与える影響
- カ その他必要な事項

3 応急活動体制

(1) 町の災害対策組織

町長は、広範囲にわたる林野の焼失等の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、その状況に応じて、「第1章 第3節 防災組織」に定める応急活動体制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施する。

(2) 北海道

知事は、広範囲にわたる林野の焼失等の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、必要に応じ、道防災計画に定める応急活動体制を整え、災害応急対策を実施する。

(3) 防災関係機関

関係機関の長は、広範囲にわたる林野の焼失等の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、その状況に応じて応急活動体制を整え、関係機関と連携をとりながら、その所管に係る災害応急対策を実施する。

4 消防活動

町は、富良野広域連合消防本部（南富良野支署）と連携を密にして、人命の安全確保と延焼防止を基本として、次により消防活動を実施する。

(1) 林野火災防御図の活用、適切な消火部隊の配置、森林組合の出動協力等により、効果的な地上消火を行う。

なお、住民等による初期消火活動の実施に当たっては、住民等に危険が及ばない範囲での活動にとどめ、安全に十分配慮するよう努める。

(2) 住家への延焼拡大の危険性がある場合、林野火災が広域化する場合等には、「第3章 第8節 ヘリコプター活用計画」に基づき、北海道消防防災ヘリコプターの要請等により空中消火を実施する。

5 避難措置

町及び関係機関は、人命の安全を確保するため、「第3章 第4節 避難対策計画」に定める必要な避難措置を実施する。

6 交通規制

北海道警察等各関係機関は、災害の拡大防止及び交通の確保のため、「第3章 第13節 交通応急対策計画」の定めにより、必要な交通規制を行う。

7 自衛隊派遣要請

広範囲にわたる林野の焼失等の発生時における自衛隊派遣要請については、「第3章 第6節 自衛隊派遣要請及び派遣活動計画」により実施する。

なお、空中からの消火を行う場合は、上川総合振興局に林野火災空中消火用資機材貸出申請

を行う。

8 広域応援

町、道及び富良野広域連合消防本部は、災害の規模により、それぞれ単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、「第3章 第7節 広域応援・受援計画」により、他の消防本部、他の市町村、他都府県及び国へ応援を要請する。

9 二次災害の防止活動等

(1) 治山事業等

町は道と協力し、降雨等による二次的な土砂災害等を防止するため、専門技術者等を活用し、危険箇所の点検等を実施するとともに、危険性の高い箇所では、周辺住民への周知を図り、警戒避難体制を整備する。

(2) 自然環境への対応

林野火災による被害が自然環境に及んだ場合、道と連携を図り、影響を最小限に食い止めるために必要な応急・復旧活動に協力する。

第4 災害復旧

林野火災により、地域に甚大な被害が生じた場合、町は、被災の状況、地域の特性、被災者の意向等を勘案し、関係機関との密接な連携のもと、「第4章 災害復旧・被災者援護計画」により、迅速かつ円滑に復旧を進める。

第7節 大規模停電災害対策計画

第1 基本方針

大規模停電災害により、住民の生命、身体、財産に被害が生じた場合、又は生じるおそれがある場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防御し被害の軽減を図るため、防災関係機関が実施する各種の予防、応急対策は、次のとおりである。

第2 災害予防対策

1 実施要項

次の実施機関は、それぞれの組織を通じて相互に協力するとともに、大規模停電災害を未然に防止し、又は被害を軽減するため、必要な予防対策を実施する。

(1) 北海道電力ネットワーク（株）

ア 電力施設及び設備被害の軽減、復旧の迅速化を図るため、別に定める「防災業務計画」によって災害予防措置を講ずる。

イ 電力設備については、国の基準等に基づく耐震性を確保することはもとより、設備構成の多重化や系統監視・制御システム等により電力供給システム全体としての耐災性機能を確保する。

ウ 災害対策を円滑かつ適切に推進するため、関係機関と連携し防災訓練を実施するなど、災害発生時に対策が有効に機能することを確認する。

(2) 北海道経済産業局

電力に関する需給状況を鑑み、情報提供・節電要請等必要な取り組みを行う。

(3) 北海道産業保安監督部

ア 電気事業法に基づく立入検査等を通じ、自主保安体制確立のための指導及び指示を行う。

イ 電気事故の原因究明と分析を行い、未然・再発防止のための講習会開催やホームページ、関係機関を通じた広報・啓発を行う。

(4) 南富良野町及び防災関係機関

ア 災害時における応急活動等に関し、あらかじめ協定の締結を行う等、平常時から関係機関相互の連携体制の強化を図る。

イ 非常用電源を整備するとともに、その燃料を満量にしておくなど、停電時に対応できる電源を確保する。

ウ 住民に向けて、通電火災といった大規模停電時に起こり得る事故等について周知を行う。

エ 関係機関と相互に連携して実践的な防災訓練を実施し、災害時の活動手順、関係機関との連携等について、徹底を図るとともに、体制の改善等、必要な措置を講ずる。

オ 関係機関と相互に連携して、電力供給がひっ迫した際の連絡体制や節電対策を整備する。

カ 大規模な災害発生のおそれがある場合、それぞれが所有する電源車、発電機等の配備状況を確認の上、リスト化するよう努める。

(5) 病院等の防災上重要な施設

病院等の医療機関その他の防災上重要な施設は、非常用電源を整備するとともに、その燃料を満量にしておくなど、停電時に対応できる電源の確保に努める。

第3 災害応急対策

1 情報通信

大規模停電災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の情報の収集及び通信等は、次により実施する。

(1) 情報通信連絡系統



(注) 上記のほか、北海道電力ネットワーク(株)と北海道の管理職によるホットラインを設置

(2) 実施事項

- ア 町及び関係機関は、災害発生時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保する。
- イ 町及び関係機関は、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡する。
- ウ 町及び関係機関は、相互に緊密な情報交換を行い、情報の確認、共有化、応急対策の調整等を行う。

2 災害広報

災害応急対策の実施に当たり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、停電地域の住民に対して行う災害広報は、「第3章 第3節 災害広報・情報提供計画」によるほか、次により実施する。

(1) 実施機関

南富良野町、北海道、北海道警察、北海道電力ネットワーク(株)

(2) 実施事項

実施機関は、地域住民や帰宅困難者などからの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、地域住民等に役立つ次の情報について、正確に、きめ細かく、適切に提供する。

- ア 停電及び停電に伴う災害の状況
- イ 関係機関の災害応急対策に関する情報
- ウ 停電の復旧の見通し
- エ 避難の必要性等、地域に与える影響
- オ その他必要な事項

3 応急活動体制

(1) 町の災害対策組織

町長は、大規模停電災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、その状況に応じて「第1章 第3節 防災組織」に定める応急活動体制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施する。

また、円滑・迅速な応急対策の実施を図るため、必要に応じて関係機関と協議し、道が定める「災害対策現地合同本部設置要綱」に基づき、現地合同本部を設置し、災害応急対策を行う。

(2) 北海道

知事は、大規模停電災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、必要に応じ、道防災計画に定める応急活動体制を整え、災害応急対策を実施する。

(3) 防災関係機関

関係機関の長は、大規模停電災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、その状況に応じて応急活動体制を整え、関係機関と連携をとりながら、その所管に係る災害応急対策を実施する。

(4) 北海道電力ネットワーク（株）

ア 電力施設及び設備被害の軽減、復旧の迅速化を図るため、別に定める「防災業務計画」によって災害応急対策を講ずる。

イ 早期の停電復旧活動を行うために、防災体制を発令、対策要員を招集し、非常事態対策組織本部を設置して非常災害対策活動を実施する。

ウ 大規模な災害が発生し、北海道電力ネットワーク（株）単独で早期停電解消が困難な場合に備え、関係機関及び他電力会社との連携・協力体制も整備する。

4 消防活動

大規模停電災害時における消防活動は、「第2章 第10節 消防計画」によるほか、次のとおり実施する。

- (1) エレベーターの閉じ込め事故に対し施設管理者、保守業者等と連携した救助
- (2) 火災発生に対する迅速な消火活動
- (3) 医療機関との連携による円滑な救急搬送

5 医療救護活動

大規模停電災害時における医療救護活動については、「第3章 第10節 医療救護計画」により実施する。

町（保健福祉対策部 福祉・保健衛生班（保健福祉課 社会福祉係、介護医療係、保健指導係、すこやかこども室 こども育成係））は、町内医療機関等の停電による影響の程度を把握し、救急搬送による傷病者の受入状況を確認する。

また、道は、医療機関、福祉施設における患者、入所者の対応状況の確認を行い、必要な措置を実施する。

6 行方不明者の捜索及び遺体の収容等

町及び各関係機関は、「第3章 第27節 行方不明者の捜索及び遺体の収容処理埋葬計画」により、行方不明者の捜索、遺体の収容、埋葬等を実施する。

7 交通対策

災害の拡大防止及び交通の確保のため、「第3章 第13節 交通応急対策計画」により実施するほか、次の必要な交通対策を行う。

(1) 北海道警察

信号機の停止により、交通事故の発生や、人命救助のための人員輸送及び緊急物資輸送等に支障をきたすことを防止するため、交通整理員を適切に配置する。

(2) 道路管理者

ア ロードヒーティング停止による路面凍結に起因する事故を防止するため、道路パトロールの強化、除雪や凍結防止剤の散布による通行の確保や、必要に応じた交通規制を行うとともに、関係機関との道路情報の共有を行う。

イ 町（建設対策部 土木・建築班（建設課 土木係、建築係））は、信号機の停止等に対処するため、富良野警察署と協力して交通整理・交通規制を行うとともに、夜間においては、防犯パトロールを実施する。

8 避難所対策

大規模停電災害により住民の生命及び身体の安全、保護を図るため必要がある場合は、「第3章 第4節 避難対策計画」により実施する。

なお、町は、広域停電事故の発生等により、要配慮者等を保護する必要が発生した場合には、自家発電設備等を設置した公共施設を避難所等として開設し、避難者を受け入れる。

9 応急電力対策

(1) 緊急的な電力供給

北海道電力ネットワーク（株）は、町及び道等と優先度を協議の上、防災関係機関、避難施設等へ発電機車等による緊急的な電力供給を行う。

(2) 通信機器等の充電対策

町及び関係機関は、必要に応じて、スマートフォンや携帯電話、その他充電が必要となる機器等を有する被災者に対して、庁舎や管理施設などを開放し、電源の提供や民間事業者等と連携して充電機器等の提供に努める。

(3) 自家発電設備の稼働、情報システムの保全

ア 町（総務対策部 財政・資材調達班（総務課 財政係、会計課 会計係））は、自家発電設備の稼働により、庁舎機能の確保に努める。

イ 町（企画対策部 調整・広報班（企画課 企画振興係、広報統計係））は、情報システムの保全に努める。

10 給水対策

町は、必要に応じて「第3章 第16節 給水計画」により水道水を供給するポンプの停止等による断水地域（高台や集合住宅）への給水活動を行う。

また、必要に応じて、近隣市町村や日本水道協会北海道地方支部に対し応援を要請する。

11 石油類燃料の供給対策

町及び道は、大規模停電災害時において石油類燃料の供給の必要がある場合は、「第3章 第18節 石油類燃料供給計画」により実施する。

12 防犯対策

北海道警察は、巡回、警ら等の警戒活動による防犯対策を行う。

13 自衛隊派遣要請

大規模停電災害発生時における自衛隊派遣要請については、「第3章 第6節 自衛隊派遣要請及び派遣活動計画」により実施する。

14 広域応援

町、道及び富良野広域連合消防本部は、災害の規模により、それぞれ単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、「第3章 第7節 広域応援・受援計画」により、他の消防機関、他の市町村、他都府県及び国へ応援を要請する。

第4 災害復旧

大規模停電災害により、地域に甚大な被害が生じた場合、町は、被災の状況、地域の特性、被災者の意向等を勘案し、関係機関との密接な連携のもと、「第4章 災害復旧・被災者援護計画」により、迅速かつ円滑に復旧を進める。

南富良野町地域防災計画

本 編

令和 2 年 3 月 全面改定

令和 3 年 1 1 月 一部改訂

南富良野町防災会議